中 医 協 総 -4

 7 . 7 . 9

## 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)の 調査票案について

$\circ$	<u>長期処力やリフィル処力の美施状況調宜</u>	(石下貝
	・調査概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3頁
	・保険薬局票(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6頁
	・病院・診療所票(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12頁
	・医師票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14頁
	・患者票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18頁
	・依頼状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22頁
0	後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査	
_	·調査概要 ····································	28頁
	・ 保険薬局票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31頁
	・病院票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39頁
	·一般診療所票 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48頁
	· 医師票 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58頁
	- ・歯科診療所票 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64頁
	・患者票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67頁
	· 依頼状 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72頁
$\sim$	医療などの中体化に囲木	
0	医療DXの実施状況調査	3.0 <del>T</del>
	・調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76頁
	・病院・医科診療所票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80頁
	・保険薬局票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89頁
	・歯科診療所票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93頁
	・訪問看護票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99頁
	・患者票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102頁
	・利用者票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108頁
	<ul><li>依頼状</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	114頁
0	かかりつけ歯科医の機能の評価等に関する実施状況調査	
	・調査概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122頁
	・施設票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125頁
	・患者票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135頁
	<ul><li>依頼状</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	137頁

$\circ$	<u>か</u>	かし	1つ	け	終済	<u> </u>	<u>р</u> .	· 当	に	j <i>0</i>	) <u>計</u>	竹	10	7	₹₹	記	詂	悼	如		以	E'0	)景	グ管	計	<u> ۲</u> ر	り	€万	也化	大沙	1部	1			
		· 調	査机	既要	:	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		1	4 (	0 頁	Į
		保	険	<b>薬局</b>	票		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4 :	3 頁	Į
	,	·診	療用	<b>沂票</b>	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	4 頁	Ĺ
	1	・患	者界	票	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	5	9 頁	Į
		· 依	頼	犬	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	4 頁	Ī
今₮	<del>.</del> ⊓ 6	3 在	産重	<b></b> 疹療	報	<b>西州</b> :	<b>7</b> ⁄5′	完	ው:	終書.	里	焓	訓	( <u>-</u> -	区	ス!	结	밂	圖	杏	(-	<b>今</b>	和	7	在	<b>使</b> :	圖	杏	)	ı –	おし	+ <i>z</i>			
13 J	Ήζ	7 +	スロ	<b>ク7</b> 京	TIX	יותב	ĿX.	Æ	0)	<b>ψ</b> □:	不′	IX.	ДЩ	· ~	灬	<i>ا</i> گ	1ग.	וניכי	四月.	且	(	J)	个口	′	+	又	四月.	뵨	,	<b>-</b>	JJI	10	,		
電	子し	ノセ	プ	トデ	_	タ(	の:	活	用	に	つ	い	T		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	8 頁	į
Χī	周星	票	案(	りマ	_	カ-	—	表	記	に	つ	<i>ر</i> ۲	T																						
	育	何回	調査	上か	ら	新	規	に	追	加	U:	<i>t</i> =	設	問	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ī	黄色	マ-	ーカ	j —

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 長期処方やリフィル処方の実施状況調査

### 調査の概要(案)

#### 1. 調查目的

令和6年度診療報酬改定において、長期処方及びリフィル処方を適切に推進する観点から、処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算の見直しが行われた。

また、かかりつけ医機能の評価である地域包括診療料等について、患者の状況等に合わせて医師の判断により、長期処方やリフィル処方を活用することが可能であることを、患者に周知することを要件に追加した。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響等について調査・検証を行う。

#### 2. アンケート調査の構成及び調査手順

#### (1) アンケート調査の構成

本調査は以下の構成とする。

調査の	調査対象	Ę.		<b>细木</b> 十.
種類	条件	調査件数	抽出方法	調査方法
病院調査	A. リフィル処方箋の発行実績があ る病院	500 件	層化無作為	
Wildeling E.	B. リフィル処方箋の発行実績のな い病院	500 件	抽出	自記式調査票を 郵送にて
診療所調査	C. リフィル処方箋の発行実績がある診療所	500 件	層化無作為	配布・回収
砂灰/川帆且	D. リフィル処方箋の発行実績のない診療所	500 件	抽出	
医師調査	A~Dの医療機関に勤務する医師	最大 4,000 件	各施設から 最大 2 名 <sup>※1</sup>	施設経由で 依頼状を配布 Web で回答
保険薬局	E. リフィル処方箋の受付実績があ る保険薬局	500 件	層化無作為	自記式調査票を 郵送にて
調査	F. リフィル処方箋の受付実績のな い保険薬局	500 件	抽出	配布・回収
患者調査	調査期間中にA~Fの施設を受診・ 来局した患者	最大 6,000 件	各施設から 最大2名**2	施設経由で調査 票を配布、郵送 にて回収 Webで回答
患者調査 (インターネ ット調査)	直近3か月間で保険薬局に処方箋を 持って来局した患者	3,000件	性・年代別に等分※3	リサーチ機関を 通じて実施

<sup>※1</sup> リフィル処方箋を発行したことのある医師を把握している病院・診療所は、「発行したことのある医師:1名、発行したことのない医師:1名」を施設ごとにそれぞれ無作為に抽出する。 リフィル処方箋を発行したことのある医師を把握していない病院・診療所は、無作為に2名の医師を抽出する。

<sup>※2</sup> 患者調査は、保険薬局調査の調査対象となった保険薬局の職員が患者調査の条件に沿って1施設あたり患者2名を抽出(特定の1日を調査日とし、当該日において午前・午後にそれぞれ最初に来局された患者で、調査協力についてご本人の同意が得られた方)し、配布する。

<sup>※3</sup> 男女別、年代別 (9 歳以下/10 歳代以下/20 歳代/30 歳代/40 歳代/50 歳代/60~64 歳/65~69 歳/70~74 歳/75 歳以上) の計 20 区分ごとに 150 人ずつ割り当て、地域は総務省人口推計の割合に合わせた比例で分配。

#### (2) アンケート調査の手順

① 病院調查·診療所調查·保険薬局調查

調査票一式を郵便にて調査対象となる施設に送付し、当該施設の管理者又は事務管理者にご回答いただいた上で、郵送(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)にて回収する。

また、回答者の負担軽減のため、専用ホームページより電子調査票をダウンロードし、 入力の上、メールへの添付により返送する方法を選択できるようにする。

#### ② 医師調査

調査対象となった病院・診療所の職員が、自施設に勤務する医師を1施設あたり最大2名下記のとおり選定し、対象の医師に調査依頼状を配布する。

調査依頼状を受け取った医師については、依頼状に記載のURLにアクセスし、Webサイトを経由して回答を提出いただく。

- リフィル処方箋を発行したことのある医師を把握している病院・診療所 リフィル処方箋を発行したことのある医師1名、発行したことのない医師1名を 施設ごとにそれぞれ無作為に合計2名
- リフィル処方箋を発行したことのある医師を把握していない病院・診療所 無作為に2名

#### ③ 患者調査

調査対象となった病院・診療所・保険薬局の職員の方に、1施設あたり患者2名を 無作為抽出(※)いただき、対象患者に調査票及び返信用封筒(料金受取人払い、返 信用封筒は調査票発送時に同封)を手渡し、直接記入をご依頼いただく。

回答後の調査票は、患者ご自身にて直接郵便で返送をいただく。

また、Webで回答する方法も選択できるようにする。

なお、インターネット調査による患者調査は、調査対象のモニターを有するリサー チ機関を通じて実施する。

※ 特定の1日を調査日とし、当該日において午前・午後にそれぞれ最初に受診・来 局された患者で、調査協力についてご本人の同意が得られた方

事務局は、回収した調査票の検票を行い、辞退(理由等を書いた文書を同封しているケースがある)、白紙(ほとんど全ての設問への記入がない)を除いた上で、調査データの電子化を行う。

#### 3. 主な調査事項

「病院・診療所調査]

- 施設概要
- 長期処方・リフィル処方箋の認知状況や発行状況 等

#### [医師調査]

- 医師概要
- 長期処方やリフィル処方箋の発行状況 等
- 長期処方やリフィル処方箋の発行に関する検討の見通し、課題 等

#### [保険薬局調査]

- 施設概要
- 長期処方の対応状況 等
- リフィル処方箋の対応状況や応需体制 等
- 長期処方の仕組みに対する相談体制や課題 等

#### [患者調査]

- 患者概要
- 長期処方やリフィル処方箋の認知状況や利用経験 等
- これからの長期処方やリフィル処方箋の利用意向 等

#### 4. 調査スケジュール概要(案)

- 令和7年7月中旬~7月末 調査票等の印刷・発送
- 〇 8月

調査実施(提出期限:令和7年8月○日)

〇 9月

調査票の入力・集計

〇 10月

調査結果取りまとめ、

○ 11月中旬

中医協へ報告

#### ID 番号:

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 長期処方やリフィル処方の実施状況調査 保険薬局票

※この保険薬局票は、保険薬局の薬剤師の方に、症状が安定している患者について医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方、また、患者の症状が安定している場合に長期の処方を行うことができる長期処方の影響についてお伺いするものです。

#### くご回答方法>

- ・あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください。
- ·「※Oは1つ」という質問については、あてはまる番号を一つだけOで囲んでください。
- ・( )内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ・特に断りのない限り、令和7年7月1日時点の貴薬局の状況についてお答えください。
- ・災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 貴薬局の状況についてお伺いします。(令和7年7月1日時点)

. 貝架向の仏がについて	3月1500より。	(7741/十/	刀!口吋尽	. /			
①所在地(都道府県)	(	) 都	・道・府・県				
②開設者 ※0は1つ	1.法人	1	<mark>2. 個人</mark>		<mark>3. そ</mark>	<mark>:</mark> の他	
③同一グループ(財務上又は営業をいう)等*による薬局店舗数 ※同一グループは次の基準により判態 1.保険薬局の事業者の最終親 2.保険薬局の事業者の最終親 3.保険薬局の事業者の最終親 4.1から3までに掲げる者と保険	所する(調剤基本料の施 会社 会社の子会社 会社の関連会社	設基準における同一	グループの考え方と	:同様)	( ※ 当該店舗を含	)店舗 めてお答えください	١,
④開設年 ※当該店舗の開設年をお		0, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		/ ц	西暦(	)	<del></del> 年
⑤貴薬局はどのような場所に立	1. 医療機関の	) 近隣にある -	<del>&gt;</del> 6) <b>^</b>	2. 医	療モールの中に	こある → <b>⑥</b> ✓	
地していますか。		敷地内にある	<del></del>	<mark></mark>	ル診療所と同じ		<u>→⑥</u> ^
※Oは1つ	<mark></mark>	機関はない -	<del></del>		·の他(	)	→6へ
6現在の薬局の立地に至った	1. 既にある医	医療機関の近隣に	こ立地すること	を目的と	として開設した		
<mark>経緯について、最も当ては</mark>	2. 医療機関か	らの誘致・要詞	<sub>青を受けて開設</sub>	した		<b></b>	
まるものをお選びください。	3. 薬局が主導	すして医療モーノ	レ等を企画・開	設し、日	医療機関を誘致	した した	
<mark>※Oは1つ</mark>	<ol> <li>4. 医療機関と</li> </ol>	: の位置関係は表	考慮せず開設し	た			
	5. 医療機関と	:薬局、両者の協	協議により、連	携を意図	図して開設した		
	6. その他(具	【体的に:					)
⑦応需医療機関数(令和7年4)	月~6 月の月平均	値)			(	)施設	
⑧最も多く処方箋を受け付けた医療機		割合(令和7年4月	~6月における月平均	匀值)	(	) %	
⑨上記⑧の集中率が最も高い医	療機関の情報						
⑨−1 診療所・病院の別 ※○は	_				1. 診療所	2. 病際	<b></b>
⑨-2 最も多く処方箋かんを 受け付けた医療機関と貴 薬局との位置関係 ※Oは1つ	2. 当該医療機 3. 当該医療機	丘隣に医療機関ル 機関や医療機関の 機関や医療機関の 機関の近隣にあ は以外の状況	の駐車場と同一 の駐車場と隣接			できる	
<ul><li>⑨-3 当該医療機関は複数の医療</li><li>※○は1つ</li></ul>	機関が所在する建物	かいわゆる医療 <del>て</del>	ール等)に該当しま	きすか。	1. 該当する	2. 該当	当しない
⑨-4 当該医療機関の診療科	※○はいくつでも						
1. 内科 <sup>※1</sup> 2. 外科 <sup>※</sup> 7. 産婦人科・産科 8. 眼科 13. 麻酔科 14. 救急系 ※1 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器 ※2 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳	9. 耳 斗 15. 歯 内科、腎臓内科、糖尿病	「鼻咽喉科 科・歯科口腔外科 内科、血液内科、感染	症内科、アレルギー内	11 ン科 17 1 <b>科、リウマ</b> ラ	チ内科、心療内科、神		外科 )
⑩貴薬局の売上高に占める保 険調剤売上の割合 ※令和6年度決算	約( ※OTC医薬品等の	) % D販売がなく、保険調	剤収入のみである場	場合は 1009	%とご記入ください。		
①令和7年度の調剤基本料の 届出状況 ※Oは1つ	<ol> <li>調剤基本料</li> <li>調剤基本料</li> <li>特別調剤基</li> </ol>	∤3 □	2. 調剤基本料 5. 調剤基本料			調剤基本料3々 特別調剤基本料	
⑩令和7年度の地域支援体制加 算の届出状況 ※Oは1つ	1. 地域支援体 4. 地域支援体		2. 地域支援( 5. 届出して)		[2 3. 封	也域支援体制力	『算3
③連携強化加算の届出状況 ※Oは1つ ④かかりつけ薬剤師指導料及びかか	1. 届出あり	理料の施設其準等	の届出状況※○		出なし 1. 届出あり		<u></u> Hかし
	/ - 1/ / / / / / / / / / / / / / / / / /	マッルビロスグビー 寸	TO ACHE	0.10	<u>*•</u> /ш   ц (У )	· 4. /田口	J . O . U

⑤職員数	職種	常勤職員※2	非常勤職員			
※該当者がいない場合は「O」と	4以7里	市封戦貝	実人数	常勤換算※3		
ご記入ください。	15-1 薬剤師	( )人	( )人	( )人		
	(うち)かかりつけ薬剤師指導料等 **1における「かかりつけ薬剤師」	( )人	( )人	( )人		
	15-2 その他(事務職員等)	( )人	( )人	( )人		
16 貴薬局の認定等の状況	1. 地域連携薬局	2.	<b></b>			
※Oはいくつでも	3. 健康サポート薬局(健康増進	<mark>支援薬局)<sup>※4</sup></mark> 4.	該当なし			

- ※1 かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を指します。 ※2 常勤職員数(常勤薬剤師数)には、貴薬局における実労働時間が週 32 時間以上である職員(保険薬剤師)の実人数を計上します。常勤薬剤師数については、直近 3 月間の勤務状況に基づき算出します。
- ※3 非常勤職員(非常勤薬剤師)は、貴薬局における実労働時間が週 32 時間に満たない職員(保険薬剤師)をいい、常勤換算数は、以下により算出します(小数点第二位 を四捨五入して小数点第一位まで求める)。非常勤薬剤師数については、直近 3 月間の勤務状況に基づき算出します。

非常勤薬剤師数(常勤換算) =

当該保険薬局における週 32 時間に満たない保険薬剤師の実労働時間の合計(時間/3 月)

32(時間/週)×13(週/3月)

※4 令和 7 年 5 月成立の改正薬機法が施行されると、健康サポート薬局が健康増進支援薬局へと名称変更となります。

### 2. リフィル処方箋を応需する体制についてお伺いします。(令和7年4月~6月末日)

	【全ての方がご	『回答ください】	
① <mark>リフィル処方</mark> の仕組みについて	知っていますか。※Oは1つ	1. 知っている 2. 知らない	
②リフィル処方箋を応需した際の薬	医局内の業務手順を定めていますが	か。 1. 薬局内で手順を定めている	
※Oは1つ		2. 個々の薬剤師の判断に委ねている	
③リフィル処方箋の次回調剤日	1. 紙による管理(メモや調剤	録への記載) 2. 電子的な管理(電子薬歴等のシステムによる管理	理)
を薬局内で管理する方法 ※主たるものを一つだけ〇	3. その他(具体的に:		)
<u> </u>	4. 管理していない		
	1. 電話	2. SNS やメール 3. 専用アプリ	
④リフィル処方箋の次回調剤日	4. 書面の手渡し	5. 書面の郵送	
を患者に対して通知(リマインド)する方法	6. <mark>次回調剤可能期間をレシ</mark>	<mark>ートに記載</mark>	
※Oはいくつでも	7. その他(具体的に:		)
	8. 実施していない		
⑤リフィル処方箋の受付経験	1. リフィル処方箋を受け付	けたことが 2. 受け付けたことはない <b>→⑥へ</b>	
※Oは1つ	<u>ある</u> →大問3.へ で「2 受け付けたことけないよ		
⑥リフィル処方箋の対応実	1. リフィル処方箋を持ちこ		
績がない理由	2. <mark>リフィル処方</mark> を希望して		
※○はいくつでも	<del></del>	対応を希望されたがシステムが対応していない	
	4. その他(具体的に:		)

⇒【大問4.へお進みください】

### リフィル処方の対応状況についてお伺いします

ファイントでいる ロンドラルいりくかいて フロー	C 00 1.30 C 00 7 8				
【2.⑤で「1. リフィル	レ処方箋を受け付け	たことがある」と回	答した場	合に回答ください】	
①受け付けたリフィル処方箋を発行した医療 ※令和7年4月~6月の合計数	<b>寮機関数</b>	(	) か原	听	
②-1 どのような関係の医療機関からリフィ	ル処方箋を受け付け	ましたか。※0は	いくつでも	b	
1. 近隣の診療所	2. 近隣の病院(	199 床以下)	!	3. 近隣の病院(200床	以上 399 床以下)
4. 近隣の病院(400 床以上)	5. 遠方の診療所			6. 遠方の病院(199)	床以下)
7. 遠方の病院(200 床以上 399 床以下)	8. 遠方の病院(	400 床以上)		9. 同一敷地内の診療	所
10.同一敷地内の病院(199 床以下)	11. 同一敷地内の病院	(200 床以上 399 床以	下) 1	2. 同一敷地内の病院	(400 床以上)
13. 同一医療モール内の診療所	14. その他(具体	的に:			)
②-2 どのような医療機能をもつ医療機関が	いらリフィル処方箋を	受け付けましたか	。※Oは	<mark>:いくつでも</mark>	
1. 一般病院1 (主として、日常生活圏	域等の比較的狭い地	b域において地域	医療を支	支える中小規模病院)	
2. 一般病院 2 (主として、二次医療圏	等の比較的広い地域	戊において急性期	医療を中	<mark>中心に地域医療を支え</mark>	る基幹的病院)
3. 一般病院3(主として、高度の医療		<b>寮技術の開発・評</b>	価、高度	度の医療に関する研修	を実施する病院
または準ずる病院(特定機能病院、)					<u> </u>
<mark>4. リハビリテーション病院</mark> 5. 慢性期病院	6. 精神 <sup>3</sup>	<del>科病院</del> / Y	7. 緩和	<mark>ケア病院</mark> 8. 言	<u> </u>
9. その他(具体的に:					)

③-1 どの診療科のリフィル処方箋を受	け付けましたか。※Oはいくつでも	
1. 内科**1 2. 外科**2	3. 精神科 4. 小児科	5. 皮膚科 6. 泌尿器科
7. 産婦人科・産科 8. 眼科	9. 耳鼻咽喉科 10. 放射線科	11. 脳神経外科 12. 整形外科
13. 麻酔科 14. 救急科	15. 歯科・歯科口腔外科	└ 16. リハビリテーション科
17. その他(具体的に:		)
※1 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎	蔵内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、 科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科	リウマチ内科、心療内科、神経内科は、「1.内科」としてご回答ください。 りは、「2. 外科」としてご回答ください。
③-2 上記③-1 で選択した中で最も多	くリフィル処方箋を受け付けた診療科	( ) ※③-1の選択肢番号を記入
④リフィル処方箋の受付件数 (令和7年4月~6月の合計)	1回目: ( )回 2回目:	
⑤令和 6 年度診療報酬改定の前後で、最後の回の調剤を終えたリフィ	   1. 非常に増えた	P増えた 3. 変わらない
ル処方箋の件数に変化はありましたか。※Oは1つ	4. やや減った 5. 非常	に減った
	し Tより受診勧奨をしたことはありますか。※O	)は1つ 1. ある 2. ない
⑦リフィルの上限まで使用されなかっ	1. 薬剤師が受診勧奨をしたから -	
た事例の有無とその理由	2. 患者が処方箋期限内に医療機関の	
た事例の有無とての理由 ※Oはいくつでも	3. 患者が別の薬局で処方を受けるこ	とになったから 「1.」を
X0120 ( ) C 0	3. 患者が別の薬局で処方を受けるこ 4. 患者と連絡は取れていたが、来局	前に処方箋期限が切れたから <b>選択しなか</b>
	5. 患者と連絡が取れず、処方箋期限	見が切れたから った場合
	6. その他(具体的に:	)
	7. 上限まで使用されなかったことは	
	「が受診勧奨をしたから」を選択した場合、	下記®-1~4を回答ください】
⑧-1 薬剤師が受診勧奨をした 回数(令和7年4月~6月)	( )回	
⑧-2 受診勧奨を判断し、説明す	1. 受診勧奨後に処方医に患者の情報を報告し	した 2. 事前に処方医へ相談した
る際の処方医への相談状況	3. 処方医に相談は行っていない	
※Oはいくつでも	4. その他(具体的に:	)
⑧-3 薬剤師が受診勧奨をした	1. 副作用が疑われたから	2. 患者の症状の変化に気付いたから
理由	3. 服薬状況に注意すべき点があった	
※Oはいくつでも	4. その他(具体的に:	)
⑧-4 医師への情報提供内容	1. 服薬状況や残薬などの状況	: 2. 副作用や体調変化の状況
※Oはいくつでも	3. 処方薬の効果	4. 薬剤師が指導した内容
/// C100 ( 2 C C	5. 患者の質問や疑念	6. 他の医療機関から処方された薬の情報
	7. その他(具体的に:	)
	8. 情報提供は実施していない	
	ィル処方箋を受け付けたことがある」と回答	
9 <mark>リフィル処方</mark> の患者に関する、服薬	1. 服薬情報等提供料1により算定し	た回数( )回
情報等提供料に係る業務の件数を	2. 服薬情報等提供料2の口により算	に に に に した 回数 ( ) 回
ご回答ください。		
(令和7年4月~6月の合計)	3. 服薬情報等提供料を算定しない情	情報提供の回数( )回
10 リフィル処方箋の 2 回目・3 回目の	1. 毎回報告している	2. 副作用の発現等、必要に応じて報告している
調剤を行った際、患者が来局したこ	3. 報告していない	
とを医療機関(かかりつけ医)に報	 4. その他(具体的に:	·····
告していますか。※Oは1つ		) :
① 患者が、リフィル処方箋の2回目・3	1. 必ず報告している	2. 必要と判断した場合のみ報告している
回目の調剤の期間に来局しなかっ	3. 報告していない	4. 来局しなかったケースはない
た場合、医療機関(かかりつけ医)	 5. その他(具体的に:	·······
に報告していますか。※Oは1つ		1
⑩ <mark>リフィル処方</mark> の患者に関して、医師	1. 他の医療機関から処方された薬の情	「報 2. 患者の服用薬
に服薬指導提供書(トレーシングレ	3. 患者の服薬状況	4. 患者に対する服薬指導の要点
ポート)を提供した情報の内容	5. 患者の状態	'
<mark>※Oはいくつでも</mark>	6. 患者が容易に又は継続的に服用で	ジャスを みの調剤 Lの工土笠
		・このにのい側別上ツ上大寺
	7. その他(具体的に:	)
③患者へのフォローアップの有無	1. 1回目調剤後にフォローアップを 2. 2回目調剤後にフォローアップを	·行ったことがある <b>→⑬-1 へ</b>
※Oは1つ	2. 2回目調剤後にフォローアップを	·行ったことがある <b>→⑬-1 へ</b>
	3. 3回目調剤後にフォローアップを	:行ったことがある →(3)-1 <b>へ</b>
	4. フォローアップを行ったことはな	
【①で「フォロー	-アップを行ったことがある」と回答した場合	↑、下記③-1 を回答ください】
③-1 実施したフォローアップの内	1. 服薬アドヒアランス 2. 副作	用のモニタリング 3. 薬の効果確認
容 ※○はいくつでも	4 その他 (具体的に・	

【2.⑤で「1. リフ	ィル処方箋を受け付けたことがある」と回答した	:場合に回答ください】
(4) 枚のリフィル処方箋の処方の途中で薬局が変わった経験	1. ある(自薬局から他薬局へ)→⑮-1へ	2. ある(他薬局から自薬局へ) → <b>大問4.へ</b>
※あてはまる番号すべてに〇	3. ない →大問4.へ	4. 不明 →大問 4. へ
【⑭で「1.ある(	自薬局から他薬局へ)」と回答した場合、下記①	5-1~2を回答ください】
⑤-1 どのような方法で他薬局へ	1. 他の薬局に文書を送付した	2. 情報を記録したものを患者に提供した
情報提供を行いましたか。 ※Oはいくつでも	3. お薬手帳に記載した	4. 他の薬局に電話をした
×0120 × 5 C U	5. 他の薬局にメール・FAX を送付した	6. 地域医療情報連携ネットワーク※を利用した
	7. 医療従事者用 SNS を利用した	
	8. その他(具体的に:	)
	※ICT(情報通信技術)を活用して住民に質の高い医療介院、診療所(医科・歯科)、薬局、訪問看護事業者、訪問介護情報を電子的に共有・閲覧できる仕組み	護サービスを提供するため、患者の同意を得た上で、病 引介護事業者等の各関係機関において、その患者の医療
⑤-2 どのような内容を情報提供	1. 患者の服用薬 2. 患者の服	薬状況 3. 患者に対する服薬指導の要点
しましたか。   ※Oはいくつでも	4. 患者の状態 5. 残薬	6. 調剤上の工夫
MOISON JCU	7. その他(具体的に:	)

# 4. 長期処方<sup>※1</sup>の対応状況についてお伺いします。(令和7年4月~6月) ※1 長期処方とは28日以上の処方(リフィルを除く)のことを指します。

☆   長朔処力とは 20 日以上の処力 ( 	(リフィルを除く)のことを指します 			
		【全ての方がご回答ください	<del>-</del>	
①-1 長期処方を応需す	1. 近隣の診療所		2. 近隣の病院(	199 床以下)
る件数が多い医療機 関の特徴を回答くださ	3. 近隣の病院(200	床以上 399 床以下)	4. 近隣の病院(	400 床以上)
関の特徴を凹合へたさい。	5. 遠方の診療所		6. 遠方の病院(	199 床以下)
※Oはいくつでも	7. 遠方の病院(200	床以上 399 床以下)	8. 遠方の病院(	400 床以上)
	9. 同一敷地内の診り		10. 同一敷地内の	病院(199 床以下)
	11. 同一敷地内の病院	完(200 床以上 399 床以下	) 12. 同一敷地内の	病院(400 床以上)
	13. 同一医療モール	内の診療所		
	14. その他(具体的)	 こ:		)
①-2 どのような医療機能	1. 一般病院 1 (主	として、日常生活圏域等の	)比較的狭い地域において	「地域医療を支える中小
<mark>をもつ医療機関から長</mark>	規模病院)			
期処方を受け付けまし		として、二次医療圏等の比	と <mark>較的広い地域において急</mark>	は関医療を中心に地域
たか。 ×Oはいのませ	医療を支える基幹	<del></del>		
<mark>※Oはいくつでも</mark>		として、高度の医療の提供		
	<ul><li>(メリング) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1) ( 1) (</li></ul>	する病院または準ずる病	元(特定機能例 <u></u> 院、八子)	内院本院 寺//
	l <mark></mark>	6. 精神科病院	7. 緩和ケア病院	8. 診療所
	9. その他(具体的)	<mark> </mark>	11 10 10 10 7 7 71370	)
②長期処方を応需する件	1. 内科**1	2. 外科※2	: 3. 精神科	4. 小児科
数が多い診療科を回答	5. 皮膚科	6. 泌尿器科	7. 産婦人科・産科	 - 8. 眼科
ください。	9. 耳鼻咽喉科	10. 放射線科	11. 脳神経外科	12. 整形外科
※最もあてはまる番号に〇	13. 麻酔科	14. 救急科	15. 歯科・歯科口腔外	J
	16. リハビリテーション科	17. その他(具体的に		)
	※1 内科、呼吸器内科、循	, 5環器内科、消化器内科、腎臓内科	4、糖尿病内科、血液内科、感染症	内科、アレルギー内科、リウマ
		申経内科は、「1.内科」としてご回答 歳血管外科、乳腺外科、気管食道外科		は、「2.外科」としてご回答ください。
③改定前(令和6年5月以	前)と比較して応需する処	処方箋の変化について回答	ください。※0はいくつでも	
1. 28 日以上の長期処方だ	が増加した 2. リ	フィル処方が増加した	3. 変わらない	1
④28 日以上の長期処方の	<b>処方</b> 1. 調剤に時間	を要するため即時に調剤	せず後日に調剤及び服薬技	指導等を実施している
箋を応需する際に特に注	2. IT/4-1/ /C /	ないため複数回に分けて[	医薬品を交付している	
て実施していることにつ	いて 3. 事前に医療	機関から連絡をもらってい	いる	
回答ください。		ップの対象患者とする		
※Oはいくつでも		薬剤師指導料の同意を得ん	るようにしている	
	6. その他(具			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	いって グル (兵	P*HJ(⊂ .		)

### 5. <mark>リフィル処方</mark>の仕組みに対する相談体制や課題等についてお伺いします。

		【全ての方が	ご回答ください】			
①リフィル処方を医師	1. 血圧降下剤		2. 高脂血症用剤	3.	経口血糖降下	剤
へ提案したことのある る薬剤の種類	4. インスリン	製剤	5. ホルモン剤	6.	花粉症治療薬	
※○はいくつでも	7. 消化器用剤		8. その他(具体的に	<u></u>		)
	9. <mark>リフィル処</mark>	<mark>方</mark> を医師へ提案し	たことはない			
②薬剤師としてリフィル	1. 医薬品供給	が不安定な品目が	処方されている場合			
処方が適すると考え			療アクセスの制限がる	 ある場合		
る状況等 ※Oはいくつでも		長い <mark>医療機関</mark> から				
**Olat ** 7 C 0		<del></del>	ている地域での対応が	が求められる場合	<u>}</u>	
			り替え(例:30 日処			
			: 60 日処方→30 日×			
	<b>.</b>	薬剤師指導料の同				
			フォローアップを実力	施している患者		
		オローアップが必				
	<b>.</b>	<b>療機関を受診して</b>				
		ニタリングが必要	·			
	12. その他(具		<del>оле, п</del>			)
			を利用した場合の対応	広		,
箋を受けるにあたっ		箋を紛失してしま				
て課題と感じること ※Oはいくつでも		勧奨の適切な判断				
**Out 1, 2 C4	4. 適切な副作					
			会が少なく対応に不り	<b>慣れであること</b>		
	h	適切な情報連携	Z 1/2 / Z / X1/10 (C-1-1)			
			 来局することへの対	 広		
	8. 患者の仕組		(A) 1 3 C C (V) A)	·		
	9. 医師の仕組					
	10. 薬剤師の仕					
	11. その他(具					
	11. cole (六   12. 特になし	<del>-</del>				
L   ④患者からの <mark>リフィル処プ</mark>	L	いた奴除 ツハけい	o 1. ある →	(F)-1 A	2. ない →	ト問 6 へ
供息有からの <mark>フライルを</mark>			場合、下記⑤-1~3を回る。 1. ありの 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2. 7. 7.	(μ) σ. •
©_1 ビの t さた虫 孝						
⑤-1 どのような患者   か。	からの伯談でした		が不安定な品目を使用		プロ 北	
※Oはいくつでも			長い <mark>医療機関</mark> からのタ Sutwon z <b>n *</b>	匹力を安けてい.	の忠石	
		3. 長期処方を		ユー・マ 中土		
			こ係る薬物治療を受り			
			薬剤師指導料の同意を		<del>サル</del> 1 マンフ	± -₩.
			管理指導料に係るファ 14472	オローアッフを	夫施している!	总有 
	5 ct	7. その他(具作				)
⑤-2 受けた相談の内 ※最も多いものを一つ			方箋を使用したい	<b>7</b> ) <b>-</b> <i>k</i>		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 0		方がどのような仕組み ・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パート			
			ィル処方の対象になり		, <b>)</b>	
			炎(申し出)方法に~	ついて知りたい		
		5. その他(具作				)
⑤-3 患者が <mark>リフィルタ</mark> ※Oは1つ	<mark>処方</mark> を希望している。 	ことに関して、処方医	へ情報提供したことは 	ありますか。	1. ある	2. ない

### 6. 長期処方の仕組みに対する相談体制や課題等についてお伺いします。

	【全ての方がご回答く	<b>ださい</b> 】	
①長期処方(本調査では 28 日以上とします)を医師へ提案したことのある薬剤の 種類 ※Oはいくつでも	<ol> <li>血圧降下剤</li> <li>インスリン製剤</li> <li>消化器用剤</li> <li>長期処方を医師へ提</li> </ol>	<ol> <li>高脂血症用剤</li> <li>ホルモン剤</li> <li>その他(具体的に</li> </ol>	3. 経口血糖降下剤         6. 花粉症治療薬
②薬剤師として長期処方が適すると考える 状況等 ※Oはいくつでも	医薬品供給が安定し     パンデミックや災害     おき時間の長い医療     受診の間隔を延長す     リフィル処方からの     かかりつけ薬剤師指     那剤後薬剤管理指導     その他(具体的に:	ている品目が処方されてい による医療アクセスの制[	艮がある場合 日処方→60 日処方) 可→60 日処方)
③薬局で長期処方を受けるにあたって課題と感じること ※○はいくつでも	1. 医薬品の供給体制 2. 適切な副作用の評価 3. 処方医との適切な情 4. その他(具体的に:		)
	5. 特になし		
④患者からの長期処方に関する相談を受けた経験 ※Oは1つ	5. 特になし 1. ある →⑤-1 へ	<u>2. ない</u>	→アンケート調査は終了です
	1. ある →⑤-1 <b>ヘ</b>		→アンケート調査は終了です
<mark>けた経験 ※Oは1つ</mark>	1. ある →⑤-1 へ 1.ある」と回答した場合、下言 1. 医薬品供給が不安定 2. 待ち時間の長い医療 3. リフィル処方を受け 4. 生活習慣病に係る薬 5. かかりつけ薬剤師指 6. 調剤後薬剤管理指導	でである。 では、1~3を回答ください】 な品目を使用している患る 機関からの処方を受けてい	る Nる患者 Material Control Co
けた経験 ※Oは1つ 【④で「 ⑤-1 どのような患者からの相談でした か。	1. ある →⑤-1 へ 1.ある」と回答した場合、下言 1. 医薬品供給が不安定 2. 待ち時間の長い医療 3. リフィル処方を受け 4. 生活習慣病に係る薬 5. かかりつけ薬剤師指 6. 調剤後薬剤管理指導 7. その他(具体的に: 1. 長期処方をしてほし 2. 長期処方がどのよう 3. 自身が長期処方の対 4. 医師への相談(申し 5. その他(具体的に:	では、1~3を回答ください。 な品目を使用している患者 機関からの処方を受けていている患者 物治療を受けている患者 導料の同意を得ている患者 料に係るフォローアップを な仕組みになっているのが 象になりうるか知りたい 出) 方法について知りたい	で

質問は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。 令和7年8月〇日(〇)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

#### ID 番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 長期処方やリフィル処方の実施状況調査 病院•診療所票

※この病院・診療所票は、病院・診療所の開設者・管理者の方に症状が安定している患者について医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、 ·定期間内に処方箋を反復利用できる<mark>リフィル処方</mark>、また、患者の症状が安定している場合に長期の処方を行うことができる長期処方の影響について お伺いするものです。

### 

- ·あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。
- ·「※Oは1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけOで囲んでください。
- ・( )内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。 ・特に断りのない限り、令和7年7月1日時点の貴施設の状況についてお答えください。
- ・災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 貴施設の状況についてお伺いします(令和7年7月1日時点)。

						•				
①所在地(都道府県)	(	)	都•	道・府・県						
②開設者*1	1. 国		2. 4	之立	:	3. 公的		!	4. 社	会保険関係団体
※Oは1つ	5. 医療法人(社会医	療法人を除く)	6. <i>ई</i>	≷社		7. その他	也の注	人	8. 個	人
③医療機関の種別	1. 病院	→④^				2. 有床診	<b>診療</b> 形	í <b>→4</b> )	^	
※Oは1つ	3. 無床診療									
	1.病院」または「									
④許可病床数	一般病床	療養病	床	精神病床		結核病床	_	感染症	病床	病院·診療所全体
	( )床	(	)床	( )床	₹	( )万	杧	(	)床	( )床
⑤ 過去 1 年の病床数変更 ※Oは1つ	1. 変更あり					2. 変更な	2 L			
		【全て <i>0</i> .	方がこ	で含ください	1					
⑥標榜診療科	<ol> <li>内科<sup>※2</sup>→⑥-1</li> </ol>	<b>^</b> 2. 3	外科 <sup>※3</sup>	3. 🔻	精神	科	4. /	、児科	5	5. 皮膚科
※Oはいくつでも	6. 泌尿器科	7. 產	を婦人科・	至科 8. [	眼科		9. I	4鼻咽喉	科 10	). 放射線科
	11. 脳神経外	科 12. 彗	整形外	斗 13. /	麻酔	科 1	 4. 求	女急科	15	 5. 歯科・歯科口腔外科
	16. リハビリ				その	他(具体的				)
6-1 前記6で「1.内科」	1. 糖尿病	:	2. 高」	血圧性疾患		3. 虚血性	主心疫	患	4. ア	レルギー鼻炎
を選択した方がお答え ください。診療科にお	5. 脂質異常症 6. 消化器系の疾患			7. 悪性新生物<腫瘍> 8. 神経系の疾患						
いて主に対応している 患者像はどのような疾	9. 皮膚及び皮下組織の疾患 10. 眼及び付属器の疾患			11. 呼吸器	₽系 <i>σ</i>	i )疾患				
患が多いですか。 ※Oはいくつでも	12. その他(具					7 2 7				)
⑦貴施設の外来分離 ※○は1			1. 外音	来分離をして	ている	3	2.	外来分	離をし	ていない
⑧地域医療情報連携ネットワー						<u> </u>				
※Oは1つ			1. 参				2.	参加な	L	
⑨外来を担う医師の人数 ※常勤換算は小数点第1位まる	-a			医師 : ( 動医師 : 実人	) ***- (	<u> </u>		勤換算		
⑩外来の患者数 ※初診患者数				前医師:美// F4∼6月の					(	) 八
⑪処方箋の発行枚数	(工丹砂延へ思有勢			F 5~6 月の F 5~6 月の				· 人 · 枚		
②令和7年6月1か月間にお	いける以下の診療				' <u>П</u> рІ	• (		12		
A.生活習慣病管理				<del>K IT X</del> 主あり(		) 件	2	算定な	1	
B.生活習慣病管理			1. 算 1. 算			) 件	2.			
C.特定疾患処方管			1. 算7			)件	2.	算定な		
D.地域包括診療料			1. 算			) 件	2.	算定な		
③リフィル処方箋を交付するこ	と又は 28 日以」	の長期の	投薬を	行うことにつ	いて	、当該対応	が可能	能であ	1. 掲	示している
ることを当該保険医療機関の見	見やすい場所に持	曷示している	ますか。	※Oは1つ					2. 撂	示していない
(4)リフィル処方箋の発行に係ん	る検討について	の今後	1. 積	極的に検討っ	する		2.	患者希	望があ	れば検討する
の見通し ※Oは1つ			3. 検	対には消極的	杓					
⑮長期処方※4の発行に係る株	検討についての·	今後の	1. 積	極的に検討っ	する		2.	患者希	望があ	れば検討する
見通し ※Oは1つ			3. 検	付には消極的	的		_			

- ※1 国立(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構)

  - 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人)公的(日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会)
  - 社会保険関係(健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合)
- 医療法人(社会医療法人は含まない) その他の法人(公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人等、その他の法人) ※2 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、リウマチ内科、心療内科、神経内科は、 「1.内科」としてご回答ください。
- ※3 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「2.外科」としてご回答ください。
- ※4 この調査では長期処方とは28日以上の処方(リフィルを除く)のことを指します。

### 2. リフィル処方、長期処方における貴施設の状況をお伺いします。

① <mark>リフィル処方</mark> の <mark>仕組み</mark> の認知 ※Oは1つ	<ol> <li>仕組みを理解している →①-1 へ</li> </ol>				
*O(\$1)	2. 名称だけ知っている →①-1 <b>へ</b>				
	3. 知らない <b>→②へ</b>				
【①で「1.仕組みを理解している」又は「	2.名称だけ知っている」と回答した場合、下記①-1 をご回答ください】				
①-1 <mark>仕組み</mark> を知ったきっかけ ※Oは1つ	1. 新聞・雑誌のニュース等の報道				
※しは1つ	2. 医師会や薬剤師会等の団体からの案内等				
	3. 薬局からの案内等				
	4. 保険者側からの案内等				
	5. 患者からの問い合わせ				
	6. 行政からの案内等				
	7. その他(具体的に: )				
	【全ての方がご回答ください】				
②貴院において、リフィル処方箋を発行した	1. 経験がある →②-1 へ				
経験はありますか。 ※Oは1つ	2. 経験はない →3-1へ				
	がある」と回答した方は全員、下記②-1 をご回答ください】				
②-1 リフィル処方箋に関する薬局からの服 ※Oは1つ	<b>最楽情報提供書(トレーシングレポート)の有無</b> 1. 有 2. 無				
	【全ての方がご回答ください】				
③-1 どのような患者に長期処方を発行しているか、また発行が適していると思われ	1. 慢性疾患管理が必要な患者				
ますか。	2. 遠隔地に住んでおり通院回数を減らしたい患者				
※Oはいくつでも	3. 症状が安定している患者				
	4. 訪問診療や在宅医療を受けている患者				
	5. 仕事や生活の都合で通院が難しい患者				
	6. その他(具体的に )				
③-2 どのような患者にリフィル処方箋を発	1. 慢性疾患管理が必要な患者				
行しているか、また発行が適していると思われますか。	2. 遠隔地に住んでおり通院回数を減らしたい患者				
※Oはいくつでも	3. 症状が安定している患者				
	4. 訪問診療や在宅医療を受けている患者				
	5. 仕事や生活の都合で通院が難しい患者				
	6. その他(具体的に )				
④ リフィル処方を普及させるための課題と考	1. 患者への <mark>仕組み</mark> の周知が十分でないこと				
えられること ※Oはいくつでも	2. 医師への <mark>仕組み</mark> の周知が十分でないこと				
	3. 薬剤師への <mark>仕組み</mark> の周知が十分でないこと				
	4. かかりつけ薬剤師制度の普及が十分でないこと				
	5. 処方日数・量に制限のある医薬品をリフィル処方にできないこと				
	6. その他(具体的に )				

質問は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。 令和7年8月〇日(〇)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

#### ID 番号:

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 長期処方やリフィル処方の実施状況調査

※この医師票は、病院・診療所で勤務する医師の方に症状が安定している患者について医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方 箋を反復利用できる<mark>リフィル処方</mark>、また、患者の症状が安定している場合に長期の処方を行うことができる長期処方の影響についてお伺いするものです。

#### くご回答方法>

- ·あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。
- ·「※Oは1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけOで囲んでください。
- ・( )内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
  ・( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
  ・特に断りのない限り、令和7年7月1日時点の状況についてお答えください。
- ・災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

#### 回答者ご自身についてお伺いします(令和7年7月1日時点)。

			-
①性別 ※0は1つ	1. 男性		2. 女性
②年代 ※0は1つ	1.20 <mark>歳</mark> 代	2. 30 <mark>歳</mark> 代 3. 40 <mark>歳</mark> 代	4. 50 <mark>歳</mark> 代 5. 60 <mark>歳</mark> 代 6. 70 <mark>歳</mark> 代以上
③主たる担当診療科	1. 内科**1	2. 外科**2 3. 精	神科 4. 小児科 5. 皮膚科
※Oは1つ	6. 泌尿器科	7. 産婦人科・産科 8. 眼	科 9. 耳鼻咽喉科 10. 放射線科
	11. 脳神経外	科 12. 整形外科 13. 麻	酔科 14. 救急科 15. 歯科・歯科口腔外科
	16. リハビリ	テーション科 17. そ	の他(具体的に: )
④外来診察患者数 ※令和7年4月~6月の合計	(	)人 ※調査票を受り	け取った施設の患者のみ

<sup>※1:</sup>内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、リウマチ内科、心療内科、神経内科は、「1.内科」としてご回答ください。 ※2:外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「2.外科」としてご回答ください。

#### 長期処方※1についてお伺いします。

※1・長期処方とは28日以上の処方(リフィルを除く)のことを指します

1:長期処方とは28 日以上の処方(リフィルを除く)のことを指します。 【全ての方がご回答ください】					
①長期処方の実施有無 ※Oは1つ	<ol> <li>長期処方を実施したことがある →②へ</li> <li>実施したことはない →⑥へ</li> </ol>				
【①で「1. 長期処方を実施	したことがある」と回答した場合、下記②~⑤をご回答ください】				
②長期処方を行う際に、1 回の処方で出すことが 多い日数 ※Oは1つ	1. 28~41 日       2. 42~55 日       3. 56~69 日       4. 70~83 日         5. 84~90 日       6. 91 日以上				
③令和6年6月と令和7年6月を比較して、長期処 方の処方件数に変化はありましたか。※Oは1つ	1. 処方期間が長くなることが増えた       2. 処方期間が短くなることが増えた         3. 特に変化はない       4. わからない				
<ul><li>④どのような患者に</li><li>長期処方</li><li>を実施しています</li><li>か。</li><li>※〇はいくつでも</li></ul>	1. 自施設のかかりつけの患者2. 症状が安定している患者3. 通院が困難な患者(高齢、遠方など)4. 服薬管理が適切にできている患者5. 希望があった患者6. その他(具体的に:				
⑤あなたが <u>長期処方</u> を行う理由 ※Oはいくつでも	<ol> <li>症状が安定していたから</li> <li>患者の通院負担(時間・費用)を軽減するから</li> <li>患者が高齢・遠方などで通院が困難だから</li> <li>患者が服薬管理を適切に行えているから</li> <li>医師の診察時に状態を十分に確認できているから</li> <li>その他(具体的に: )</li> </ol>				
【①で「2. 実施したこと	はない」と回答した場合、下記⑥をご回答ください】				
⑥あなたが <u>長期処方</u> を実施したことがない理由 ※Oはいくつでも	<ol> <li>症状が安定している患者がいなかったから</li> <li>患者の服薬管理や残薬・飲み忘れに不安があるから</li> <li>定期的な診察で状態を確認したいから</li> <li>長期処方による副作用や体調変化の見逃しが心配だから</li> <li>患者から長期処方を希望されたことがないから</li> <li>処方を提案したが、患者が断ったから</li> <li>その他(具体的に:</li> </ol>				

					(医師票)
	【全て	ての方がご回答ください】			
⑦患者への長期処方の説明・案内の写 ※Oは1つ	2	<ul><li>. 患者から希望があれる</li><li>. 患者からの希望の有勢</li><li>. 基本的に説明・案内</li></ul>	悪に関わらす		<mark>ువ</mark>
8長期処方について患者からの希望の ※Oは1つ	有無 1	. あった		2. なかった	
<ul><li>⑨長期処方に係る検討についての今後</li><li>※Oは1つ</li></ul>		. 積極的に検討する - . 検討には消極的 →(		2. 患者希望があれ	ば検討する →⑫ <b>へ</b>
【⑨で「1	.積極的に検討す	る」と回答した方は、下記	⑩をご回答く	[ださい]	
<ul><li>⑩長期処方について、「1.積極的に検 答した理由 ※Oはいくつでも</li></ul>		<ul><li>・患者からの希望が多い</li><li>・患者の待ち時間が減え</li><li>・医師の負担軽減につな</li><li>・その他(具体的に:</li></ul>	<mark>るから</mark>		)
<b>(</b> 9で「	3. 検討には消極的	り」と回答した方は、下記(	①をご回答く7	ださい】	
<ul><li>①長期処方について、「3.検討には消した理由</li><li>※Oはいくつでも</li></ul>	将極的」と回答 2 3	<ul><li>・医師が患者の症状の変</li><li>・患者の服薬管理や残変</li><li>・定期的な診察によるで</li><li>・その他(具体的に:</li></ul>	変化に気付き 薬・飲み忘れ	くにくくなるから いに不安があるかり	)
	<u></u> 【全て	の方がご回答ください】			
②長期処方の課題として考えられるこ。 ※○はいくつでも	2 3 4 5	. 医師が患者の症状の変 . 患者に長期処方が必 . 処方箋の不正利用( . かかりつけ薬剤師制 . 残薬の原因となるこ . 薬剤の安定供給に影 . その他(具体的に:	要とされて\ 転売や他人^ 度の普及が十	ヽないこと ヽの譲渡等)が心醒	記なこと )
リフィル処方についてお伺いし	<u>.</u> ます。				
① <mark>リフィル処方</mark> の <mark>仕組み</mark> の認知 <u>1</u>		ている →①-1 へ	2. 名称	だけ知っている	→①-1 へ
知ったきっかけ 4	. 新聞・雑誌のニューズ . 保険者側からの . その他(具体的)	ス等の報道 2. 医師会等の 案内等 5. 患者から こ:	団体からの案内	1等 3. 薬局か	らの案内等
◎U¬ , II 加十笠 ∧ & 仁 七年	【全ての	の方がご回答ください】	ī		
*Uは1つ	. 発行したことが		!	したことはない	
③どのような患者に <u>リフィル処</u> 1 方 <u>箋</u> を発行していますか。 2 ※Oはいくつでも 3	. 自施設のかかり . 自施設と連携す	る薬局に「かかりつける る薬局以外の薬局に「;	薬剤師」がい	 \る患者	
④あなたがリフィル処方箋       2         行した理由       2	. 症状が安定して	いたから つけ薬剤師」がいたか	ာ်		

⑤長期処方ではなくリフィル処

方箋を発行する理由 ※0はいくつでも

1. 患者が適切に薬の管理ができるか心配なため

2. 薬剤師との連携により患者の状態や副作用のモニタリングができるため

4. その他(具体的に:

3. その他(具体的に:

<sup>※1:</sup>長期処方とは 28 日以上の処方(リフィルを除く)のことを指します。

【②で「1.リフィ	ル処方箋を発行し	たことがある」と回答した場合、下記③~⑨をご回答ください】
⑥あなたがリフィル処方箋を発 行した患者に対し、薬剤師	1. 受診勧奨を	受けた患者はあった <b>→⑦へ</b>
から受診勧奨を受けた経験 の有無 ※Oは1つ	2. 受診勧奨を	受けた患者はいなかった →® <b>へ</b>
⑦薬剤師からの受診勧奨の 理由は適切でしたか。	1. 適切であっ	<del>2</del>
理由は過 <i>りでしたが</i> 。 ※Oは1つ	2. 必ずしも受	診を要するとは言えない場合があった
⑧リフィル処方箋の2回目・3	1. 問題がない	場合でも、患者の来局や体調などを報告してほしい
回目の調剤における薬局か らの報告について、どのよう	 2. 問題がある	場合のみ報告してくれればよい
にお考えですか。	<del></del>	かどうかは薬局の判断に任せたい
<mark>※Oは1つ</mark>	<mark></mark>	
9リフィル処方箋に関する薬局		関から処方された薬の情報
からの服薬情報提供書(トレーシングレポート)で提供し	2. 患者の服用	
てほしい情報	3. 患者の服薬	
※Oはいくつでも	ļ	へ <sup>ん</sup> る服薬指導の要点
	<b></b>	の加条拍导の安点 
	5. 患者の状態	
	<b> </b>	に又は継続的に服用できるための調剤上の工夫等
	7. その他(具	
		この方がご回答ください】
⑩令和6年6月と令和7年6月を比 箋の発行件数に変化はありました。		1. 処方を行うことが増えた
Z.V.J.I.I.J.I. Z.L.O.J.J.I.O.J.		2. 処方を行うことが減った 
		3. 特に変化はない 
		<u>4. わからない</u>
①令和 6 年度診療報酬改定による	る処方箋料の見直	1. 特に処方の判断に変化はない
しによる処方への影響 ※Oはひとつ		2. 院内処方が増えた(具体的に: 枚程度)
× Ola O'C >		3. 処方日数を増やした(具体的に: 日程度)
【②で	「2. 発行したことは	ない」と回答した場合、下記⑫~⑬をご回答ください】
⑫あなたが <u>リフィル処方箋</u> を発行	けしなかった理由	1. 症状が安定している患者がいなかったから
※○はいくつでも		2. 薬剤師と適切に連携して管理できる患者がいなかったから
		3. 症状が安定し、薬剤師と連携して管理できるが、医師の判断が必須だったから
		4. 長期処方で対応が可能だったから →⑬へ
		5. 患者からの求めがないから
		6. 発行を提案したが、患者が断ったから
		7. その他(具体的に: )
   ③前記⑫で「4. 長期処方で対応	 応が可能だったか	1. 薬を処方する際には医師の判断が毎回必須と考えるから
ら」を回答した方にお伺いしま		2. 患者にリフィル処方箋を必要とされていないから
<ul><li>ル処方箋の発行ではなく長期</li><li>由は何ですか。</li></ul>	<u>明処万を行った</u> 埋	3. 処方箋の不正利用が心配だから
※Oはいくつでも		4. <mark>リフィル処方</mark> の仕組みがよく分からないから
		5. 患者が薬局に行く負担を軽減するため
		6. 患者の費用負担が少ないから
		0. 忠有の賃用負担が少ないがら 7. 患者が希望したから
		8. その他(具体的に: )

		(区間景)		
	全ての方がご回答ください】			
14患者へのリフィル処方の説明・案内の実施状況	1. 患者から希望があれば説明・第	学内している		
<mark>※Oは1つ</mark>	2. 患者からの希望の有無に関わらず説明・案内している			
	3. 基本的に説明・案内していない	<u>\</u>		
15令和 6 年度診療報酬改定により、リフィル処方箋を発行した場合も特定疾患処方管理加算が算定可能となったことを知っていますか。※Oは1つ	1. 知っている	<ol> <li>知らなかった</li> </ol>		
16リフィル処方箋の発行について患者からの希望の 有無 ※Oは1つ	1. あった	2. なかった		
⑪リフィル処方箋の発行に係る検討についての今後 の見通し ※Oは1つ	<ol> <li>積極的に検討する →®へ</li> <li>患者希望があれば検討する -</li> <li>検討には消極的 →®へ</li> </ol>	· 		
【⑪で「1. 積極的に検	討する」と回答した方は、下記⑱をご回	答ください】		
⑱リフィル処方箋の発行について、「1.積極的に検	1. 患者からの希望が多いから			
討する」と回答した理由 ※Oはいくつでも	2. 患者の待ち時間が減るから			
WORK COCO	3. 医師の負担軽減につながるから	)		
	4. その他(具体的に: )			
	! 肖極的」と回答した方は、下記⑩をご回答	答ください】		
⑩リフィル処方箋の発行について、「3.検討には消	消 1. 医師が患者の症状の変化に気付きにくくなるから			
極的」と回答した理由       2. 薬を処方する際には医師の判断が毎回必須と考えるが				
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3. 患者にリフィル処方箋が必要と	されていないから		
	4. 処方箋の不正利用が心配だから	)		
	5. <mark>リフィル処方</mark> の仕組みがよくれ	つからないから		
	<b>6. 薬剤師からのフィードバック(服薬</b>	情報提供書等)が十分に得られないから		
	7. その他(具体的に:	)		
Ţ:	全ての方がご回答ください】			
⑩リフィル処方のデメリットとして懸念していること	1. 患者の症状の変化や副作用の見	l逃し		
<mark>※Oはいくつでも</mark>	2. 患者が調剤を受ける際の負担の増加			
	3. 処方箋の不正利用			
	4. 患者の服薬管理への不安			
	5. 薬剤師との連携への不安			
	6. その他(具体的に:	)		
	<mark>7. 特に懸念はない</mark>			
②このほか、 <mark>リフィル処方が</mark> 普及するための課題と	1. 患者への <mark>仕組み</mark> の周知が十分で	でないこと		
して考えられること		}でないこと		
※Oはいくつでも	3. かかりつけ薬剤師制度の普及が十分でないこと			
		喜品をリフィル処方にできないこと		
	5. その他(具体的に:	)		

### 4. 長期処方・リフィル処方についてお伺いします。

【全ての方がご回答ください】					
①長期処方又はリフィル処方の実施有無	1. 長期処方又はリフィル処方を実施したことがある				
<mark>※Oは1つ</mark>	2. どちらも実施したことはない				

質問は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。 令和7年8月〇日(〇)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

### お薬の長期処方やリフィル処方に関するアンケート

このアンケートは、患者ご本人に、医療機関や薬局の利用状況やお考えなどをお伺いする ものです。調査結果は、診療報酬の見直しなどについて検討するための資料となります。 本調査のご回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。 また、医師や薬剤師に個人の回答内容をお知らせすることもありません。本調査票に回答 しない場合も、患者ご本人が不利益を受けることはありません。

- ※ 回答はあてはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、()内には具体的な数字や内容・理由などをご記入ください。
- ※ 特に断りのない限り、令和7年7月1日時点の状況についてお答えください。



1. 患者ご本人(代筆の場合も含む) 2. 本人以外のご家族等

#### 2. 患者ご本人のことについてお伺いします。

①性別 ※0は1つ	1. 男性		2. 女性	
②年齢 ※0は1つ	1. 10 歳代以下	2. 20 歳代	3. 30 歳代	4. 40 歳代
	5.50 歳代	6.60 歳代	7. 70 歳代	8.80 歳代以上
③お住まい	(	)都·道·府·県		
④医療費の自己負担額(E ありますか。※お薬の容器		で支払う金額)が	1. ある	2. ない

以降の設問こついても、全て患者さんご自身のことをお答えください(ご記入者が患者ご本人でない場合も、患者ご本人こついてご回答ください)

#### 3. 医療機関や保険薬局の利用状況等についてお伺いします。

#### 「リフィル処方せん」とは

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、 一定期間内に、最大3回まで反復利用できる<mark>処方せん</mark>のことです。 患者にとっては、通院に伴う時間的・経済的負担の軽減に繋がるという利点があります。また、薬を 貰いに薬局に行った際には、薬剤師が患者の体調や服薬状況を確認し、お薬代等はその都度、薬局へお支払い頂きます。 ※リフィル<mark>処方せん</mark>は、医師が患者の病状等を踏まえ、医学的に適切と判断した場合に選択されるものです。

①あなたご自身が、定期的に受診している医療機関(病院・診療所)、				数 :(	)箇所	
薬局はいくつありますが ※定期的:半年間で複数回	)'。 ※定期的な受診がない場合「0(	(ゼロ)」と記入	 薬局数	:(	)箇所	
②あなたが繰り返し同		2. 高血圧性症	<b></b>	3. 虚血性	心疾患(狭心症、心筋梗塞	塞)
じお薬の処方を受け		5. 脂質異常態	定	6. 消化	器系の疾患	
ている疾患はありま すか。それはどのよう	7. 悪性新生物<腫瘍>	8. 神経系の	<b></b>	9. 皮膚	及び皮下組織の疾	患
な疾患ですか。	10. 眼及び付属器の疾患	11. 呼吸器系の	の疾患			
※○はいくつでも	12. その他(具体的:					)
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	13. 定期的な処方を受けて	いる疾患はない				

#### 【②で「1.~12.」を選択した場合、下記③をご回答ください】

③繰り返し同じお薬の処方を受けている期間	1. 1 年未満	2. 1年以上3年未満
※最長期間に1つに〇	3.3年以上5年未満	4.5年以上

#### 【全ての方がご回答ください】

④ <mark>リフィル処方</mark> を知って	1. <mark>仕組みを理解していた</mark> →⑤へ	2. 名称だけ聞いたことがあった →⑥へ
**Oは1つ	3. 知らなかった →設問4へ	

#### 【④で「1. 仕組みを理解していた」と回答した場合、下記⑤をご回答ください】

	⑤ <mark>リフィル処方</mark> の仕	1. 担当医師から説明を受けた	2. 病院内での掲示物や病障	院のホームページを見て知った
	<mark>組み</mark> をどのように	3. 薬局で教えてもらった	4. かかりつけの薬局内での掲示	板や薬局のホームページで見て知った
	して知りましたか。	5. 厚生労働省などの公的機関	関からの情報(ホームページ等)	)を見て知った
	※○はいくつでも	6. テレビやニュース等を見て知る	った:7. 家族や知人から聞い	て知った
		8. その他(具体的に:		)
6	リフィル処方につい	1. 非常に関心がある	2. ある程度関心がある	3. どちらともいえない
	て、あなたの関心の程度※○は1つ	4. あまり関心がない	5. 全く関心がない	

### 4. これまで長期処方された経験についてお伺いします。

#### 「長期処方」とは

この調査においては、症状が安定している患者に対して、医師が 28 日以上の処方(リフィル処力を除く)を行うことを指します。 患者にとっては、通院だけでなく薬局に行く時間的・経済的負担の軽減に繋がるという利点がありますが、リフィル<mark>処方せん</mark>と比べて薬剤師が患者の体調や服薬状況を確認する機会が減ります。

### ①1回の受診で 28 日分以上の処方(長期処方)を受けたことがあり ますか。※○は1つ

1. ある →②へ

2. ない →設問5へ

【①で「1. ある」と回答した場合、下記②~⑨をご回答ください】

②最近、医療機関で長期処方されたお薬について、 1回の処方で何日分のお薬が出されましたか。	<mark>1.28~41日</mark>	2.42~55日	3.56~69日 4.70~83日
・ ※直近の処方についてお答えください ※○は1つ	<mark>5.84~90日</mark>	<mark>6.91日以上</mark>	
③28日分以上処方された薬を、使用せずに残したことがありますか。 ※「今回新たに調剤された薬」のうち、服用せずに残った分を指します。以前から残っていた薬は含めません。※○は1つ	<mark>1. ある</mark> →④⑤へ		3. 覚えていない →⑥ヘ

#### 【③で「1. ある」と回答した場合、下記④~⑤をご回答ください】

④使用せずに残した量はどのくらいですか。 ※○は1つ  ② (2) (2) (4) (2) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	1. 60 日分以上の薬が残った       2. 30日分以上60日分未満の薬が残った         3. 15日分以上30日分未満の薬が残った       4. 覚えていない
使用せずに残し た理由をお答え ください。 7. 万が一のために残してる	選となったため       2. 症状が改善し、服用が必要なくなったためを中止したため         を中止したため       4. 服用を忘れることが多かったためいったため         いったため       6. 薬の味やにおいが苦手だったためいきたいと考えたため         調不良等に備えて一定量を手元に残しておくように言われたため       )
⑥受け取った処方せんについて、薬局での調剤を 受なかったことがありますか。 ※○は1つ	1. ある →⑦ヘ 2. ない →⑧へ
⑦前記⑥で「1. ある」と回答した方にお伺いします。その理由は何ですか。 ※○はいくつでも	1. 処方せんの有効期限を切らしてしまったため 2. 以前に調剤された薬が十分に余っていたため 3. 症状が改善し、薬が必要なくなったため 4. その他( )
<ul><li>⑧長期処方を受けるようになって、医療機関や薬局の利用にどのような変化がありましたか。</li><li>※○はいくつでも</li></ul>	1. 通院回数が減った2. 医療費の支払い額が減った3. 薬局に行く回数が減った4. 医師や薬剤師との相談の頻度が変わった5. 特に変化は感じない6. その他(具体的に:
⑨長期処方を受けて「良かった」と感じたことは何ですか。※○はいくつでも	1. 通院の手間が減って助かった2. 忙しい時期でも薬を切らさずに済んだ3. 医師との信頼関係が深まった4. 自分の体調管理に自信が持てるようになった5. その他(具体的に:

2

### 5. これまでリフィル<mark>処方せん</mark>を交付された経験についてお伺いします。

【全ての方がご回答ください】

①リフィル <mark>処方せん</mark> を交付	すされたことがありますか。※Oは1つ	1. ある →②へ	2. ない →設問6へ		
【①で「1.ある」と回答した場合、下記②~⑭をご回答ください】					
②リフィル処方せんはと	<u>どのように交付されましたか。※Oは1つ</u>	<ol> <li>1. 自ら希望した</li> </ol>	2. 医師から提案された		
ですか。※○は1つ	<mark>せん</mark> は、何回反復利用できる <mark>処方せん</mark>	1. 3回	2. 2回		
④直近のリフィル <mark>処方</mark> 調剤されましたか。	<mark>せん</mark> は、1回あたり何日分位のお薬が 	( )日分			
⑤リフィル <mark>処方せん</mark> の ※最も多く行ったものを	1回目の調剤で、どこの薬局に行きましたか。 を一つだけ○	<ol> <li>1. 自宅近くにある。</li> <li>2. 受診した医療機関の</li> <li>3. 1・2以外の薬局</li> </ol>	近くの薬局(1以外)→⑥へ		
⑥リフィル <mark>処方せん</mark> ( に変えましたか。	の2回目以降の調剤で、自宅近くにある薬局 ※○は1つ	1. はい 3. まだ2回目の調	2. いいえ 剤を受けていない		
	2回目以降の調剤のタイミングで、調剤を受けいけなくなったことはありますか。 ※○は1つ	<mark>1. ある →®へ</mark>	2.ない →⑨ヘ		
<ul><li>⑧前記⑦で「1.ある」</li><li>と回答した理由</li></ul>	1. 医師による受診指示があったから	l <mark></mark>	<mark>診勧奨があったから</mark>		
※Oはいくつでも	3. ご自身で受診を受けた方がよいと考える 4. その他(具体的に:	にから こから			
	4. ての他(呉体内)に、 よる調剤を受けた後の期間に、薬剤師からフ		) !		
・オローアップ <mark>*1</mark> を受	よる調削を受けた後の期間に、条用師がラブ けたことがありますか。※Oは1つ	1. ある →⑩へ	2. ない → <mark>①へ</mark>		
⑩薬剤師からどのよ	1. 薬の飲み方の指導を受けた 2. 薬が効いてい	いるか確認された 3. 副	作用について確認された		
うなフォローアッ プを受けました	4. 体調などの確認をされた 5. 服薬状況	を確認された 6.他	科の受診状況を確認された		
か。※○はいくつでも	7. その他(具体的に:		)		
※1 ここでいう「フォロ た確認や指導を指しま		た後に、薬剤師が体調や服 も含みます。	薬状況などについて行っ		
①受け取ったリフィ	1. 1回目の調剤を受けなかった →⑫へ				
ル処方せんについ	2. 最大2回まで受け取り可能だったが、2	回目の調剤を受けなが	<mark>パった →⑫へ</mark>		
て、薬局での調剤 を受けなかったこ	3. 最大3回まで受け取り可能だったが、2	回目の調剤を受けなが	<u>"った →⑫へ</u>		
とがありますか。	4. 最大3回まで受け取り可能だったが、3	回目の調剤を受けなが	<u>"った →⑫へ</u>		
※○は1つ	5. 調剤を受けなかったことはない →®^	<u> </u>			
②前記⑪で1.~4.	1. 処方せんの有効期限を切らしてしまったため	- 2 以前に調剤された薬	が十分に余っていたため		
を回答した理由 ※○はいくつでも	3. 症状が改善し、薬が必要なくなったため	4. 薬剤師から受診			
③リフィル処方せんを利用して、医療	1. 通院回数が減った       2. 医療費の支払		局での相談機会が増えた		
機関や薬局の利用にどのような変化	4. 薬剤師との関係が深まった 5. 特に変化	 <mark>は感じない</mark>			
がありましたか。 ※Oはいくつでも	6.その他(具体的に:		)		
<b>⑭リフィル処方せん</b>	1. 自分のペースで薬を受け取れるようになった	2. 忙しい時期でも薬の	受け取りがスムーズだった		
を利用して「良か	3. 薬剤師との信頼関係が深まった	4. 健康管理への意	識が高まった		
った」と感じたこと ※○はいくつでも	5. 薬局でのフォローアップが安心感につな 6. その他(具体的に:	îがった			
	or confidentialic.		7		
	<mark>方</mark> や長期処方の利用意向についてお伺いしま				
1 ①リフィル処方や長期処方の	Dメリット・デメリットと、それらを踏まえた今後の利	用意向について、お考え	を教えてください。		

U ファイルを力 C 及利を力 V	ラグラブー ブグラブー こくていりを聞めたた グ 後の行動的感情についていのうだと教がしてくたと	<mark>v .</mark> 0
①-1 <u>リフィル処方</u> の利	1. 通院にかかる時間的負担(予約・移動・待ち時間)を減らせる	
用に際して、メリット	2. 通院によってかかる医療費が安くなる	
になると感じるもの	3. 症状が安定していて、異変時には、医師に相談ができる	
を教えてください。	4. 症状が安定していて、異変時には、薬剤師に相談ができる	
※○はいくつでも	5. 医療機関に行く回数が減り、感染症に罹るリスクを減らすことができる	
	6. 薬がほしいだけという自分の状況にあっている	
	7 その他(具体的に:	)

①-2 <u>リフィル処方</u> の		会が減ってしまう 2. 薬剤師のたらいすめ、かかえの類がよる	
利用に際して、デメリ ットや懸念と感じるも		のもらい方や、かかる金額がよく 希望しても発行してもらえない。	
のを教えてください。		ておくことが手間である	
※○はいくつでも	<del></del>	7日でしか薬を受け取れないのは	 は不便である
	7. その他(具体的に:		)
①-3 前記①-2で	1. 薬の内容や用法にて	ついて、薬剤師が適切に判断して	説明してくれるか不安がある
「2. 薬剤師の判断 に不安がある」を	2. 市販薬や併用薬との	の関係について、薬剤師が適切に	対応してくれるか不安がある
選択した方に伺い	3. 副作用や体調の変化	に対して、薬剤師が判断して必要な	c対応をしてくれるか不安がある
ます。不安に感じ る理由や懸念点は	4. プライバシーに配慮	<u> された環境で相談できるか不安</u>	<mark>そがある</mark>
「 何ですか。	<mark>5. 薬局内に血圧計などの基</mark>	基本的な設備が整っておらず、体調確認か	「不十分になるのではないかと感じる
※Oはいくつでも	6. その他(具体的に:		)
①-4 <u>長期処方</u> の利用		的負担(予約・移動・待ち時間) を	減らせる
に際して、メリットに なると感じるものを	2. 通院によってかかる		こせっとができる
************************************		が減り、感染症に罹るリスクを減いう自分の状況にあっている	フィーニル ぐさる
※○はいくつでも	5. その他(具体的に:	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	)
①-5 <b>長期処方</b> の利用	1. 医師に診てもらう機		· ·
に際して、デメリットや 縣念と感じるものを教	2. 薬剤師に相談でき		
<mark>懸念</mark> と感じるものを教 えてください。	3. その他(具体的に:		
※Oはいくつでも		1 100 + 1 )	/ アナンかというばが出しまい
①-6   今後、病状が安定  		1. 利用したい 3. どちらかといえば利用したくない	2. どちらかといえば利用したい 4. 利用したくない
		1. 利用したい	2. どちらかといえば利用したい
①-7 今後、病状が安定 <b>方</b> を利用したいと思い		3. どちらかといえば利用したくない	4. 利用したくない
①-8 リフィル処方や長期		1. 医師に遠慮して要望を伝えにくい	2. 医師が忙しそうで相談しづらい
	とに関して、次のように	3. 制度の内容をよく理解して	L
感じたことはありますが		4. 特に相談しづらいと感じた	ことはない
※Oはいくつでも 		5. その他(具体的に:	)
②-1 <u>リフィル処方</u> を利		医」 <sup>※1</sup> がいること 2.信頼する「カ	♪かりつけ薬剤師」 <sup>※2</sup> のいる薬局があること
用するにあたり必要		ハて十分な説明があること る薬の効能、副作用を理解してい	スーレ
だと感じることは何 ですか。		o柔の効能、副TF用を珪解してい かかりつけ薬剤師」がいつでも枚	_
※Oはいくつでも	6. 電子 <mark>処方せん</mark> *3に		
	7. その他(具体的に:		)
②-2 <u>長期処方</u> を利用		け医」がいること 2. 信頼する「カ	かかりつけ薬剤師」のいる薬局があること
するにあたり必要だ		ハて十分な説明があること	
と感じることは何で		る薬の効能、副作用を理解してい かかりつけ薬剤師」がいつでも柎	
すか。 ※Oはいくつでき	5. 「かかり フロ医」や「 6. 電子 <mark>処方せん</mark> による		は次に グン ( <1 での こ C
※○はいくつでも	7. その他(具体的に:	ひ 〜 1 1/10,	)
			,

「**※1:かかりつけ医」とは** 健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のことです。

「**※2:かかりつけ薬剤師」とは** 日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係を構築し、薬に関していつでも気軽に相談できる薬剤師のことです。

「**※3:電子処方せん」とは** 現在紙で行われている<mark>処方せん</mark>の運用を電子で実施する仕組みです。

#### 7. <mark>リフィル処方</mark>や長期処方に関して、あなたのご意見・ご要望について自由に記載してください。

令和7年●月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「長期処方やリフィル処方の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年度の診療報酬改定においては、長期処方及びリフィル処方を適切に推進する観点から、処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算について評価等の見直しが行われました。

今般、これらの診療報酬改定による影響等を把握することを目的として、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)においては、全国の保険薬局、医療機関、医師、患者の方を対象に、長期処方及びリフィル処方の実施・利用状況や対応状況に関して、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協で診療報酬改定の結果を検証するための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

#### 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。 TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用) 【調本本: (^^°、 ジ) (電子調本専の 3 チニュ 「^^ )】 lette

【調査ホームページ(電子調査票の入手元・FAQ)】 http://XXX.jp

令和7年●月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「長期処方やリフィル処方の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年度の診療報酬改定においては、長期処方及びリフィル処方を適切に推進する観点から、処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算について評価等の見直しが行われました。

今般、これらの診療報酬改定による影響等を把握することを目的として、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)においては、全国の保険薬局、医療機関、医師、患者の方を対象に、長期処方及びリフィル処方の実施・利用状況や対応状況に関して、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協で診療報酬改定の結果を検証するための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

#### 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。 TEL:XXXX-XXXX (受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用) 【調査ホームページ(電子調査票の入手元・FAQ)】 http://XXX.jp

广佐酮伏	(医師向け)

ID	:				
----	---	--	--	--	--

各位

厚生労働省 保険局 医療課

令和7年●月

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「長期処方やリフィル処方の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年度の診療報酬改定においては、長期処方及びリフィル処方を適切に推進する観点から、処方料及び処方箋料の特定疾患処方管理加算について評価等の見直さしが行われました。今般、これらの診療報酬改定による影響等を把握することを目的として、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)において、全国の保険薬局、医療機関、医師、患者の方を対象に、長期処方及びリフィル処方の実施・利用状況や対応状況に関して、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協で診療報酬改定の結果を検証するための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜 りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

謹白

(→裏面へ続きます)

### 調査概要

### 1. 対象者

■ この調査は、病院・診療所調査の対象となった医療機関にお勤めの医師の中から無作為に選ばれた方2名が対象となっております。

### 2. 回答期限•回答方法

- 調査サイトにアクセスいただきましたら、<u>ID の欄に本依頼状【表面】の右上に印刷されている ID(7桁数字)を入力</u>し、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「医師票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。
- アンケートに回答する際もID が必要になりますので、本状をお手元においてご回答ください。

	[URL]	http://XXX.jp
調査ホームページ	【QR コード】	(QR コード)

- なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けたPwCコンサルティング合同会社が実施します。
- ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることは一切ありません。また、調査票は調査事務局に直接返送されますので、ご所属の医療機関等に開示されることはございません。
- ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 本調査で、ご不明な点等がございましたら、調査ホームページに掲載されている FAQ をご参照いただくか、調査下記事務局までお問い合せください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

#### 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

-mail CC回答を差し上げるが、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていたださます。 - TEL:XXXX-XXX-XXXX (受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

【調査ホームページ(電子調査票の入手元・FAQ)】 http://XXX.ip

令和7年●月

各位

厚生労働省 保険局 医療課

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「長期処方やリフィル処方の実施状況調査」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

令和6年度診療報酬改定では、長期処方(※1)及びリフィル処方せん(※2)を適切に推進する観点から様々な見直しが行われました。

本調査は、これらの見直しを踏まえ、長期処方及びリフィル処方せんの実施・利用状況 や対応状況に関して、その現状や今後の課題等を把握することを目的として実施するも のです。つきましては、次の要領により皆様に是非調査へのご協力をお願い申し上げま す。

### ※1 長期処方とは

- この調査においては、症状が安定している患者に対して、医師が28日以上の処方(リフィル処方を除く)を行うことを指します。
- ・ 患者にとっては、通院だけでなく薬局に行く時間的・経済的負担の軽減に繋がるとい う利点がありますが、リフィル処方せんと比べて薬剤師が患者の体調や服薬状況を 確認する機会が減ります。

### ※2 リフィル処方せんとは

- ・ 症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携 の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんのことです。
- ・ 患者にとっては、通院に伴う時間的・経済的負担の軽減に繋がるという利点があります。また、薬を貰いに薬局に行った際には、薬剤師が患者の体調や服薬状況を確認し、お薬代等はその都度薬局へお支払い頂きます。
  - ※長期処方やリフィル処方せんは、医師が患者の病状等を踏まえ、医学的に適切と判断した場合に選択されるものです。

(→裏面へ続きます)

### 対象者

・ この調査は、調査対象の保険薬局に来局、または医療機関を受診した患者の方の中から無作為に選ばれた方が対象となっております。

### 回答期限

### 回答方法

・ 紙の調査票をお送りしていますが、Web 経由で回答することも可能です。Web 経由で回答につきましては、皆様のご都合にあわせてご回答・ご提出できる範囲でご協力いただければ幸いです。

#### 【紙の調査票で回答する場合】

・ 紙の調査票にご記入の上、お近くのポストに投函してください。

#### 【Web 経由で回答する場合】

・ 以下の調査サイトにアクセスいただき、ID の欄に紙の調査票の右上に記載の ID 番号を入力の上、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「患者票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。

	(URL)	http://XXX.jp
調査ホームページ	【QR ⊐ード】	(QR コード)

・ 紙の調査票は提出せず、電子調査票の送信後、破棄してください。

なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けたPwCコンサルティング合同会社が実施します。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることは一切ありません。また、調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師や薬剤師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会(中医協)」において、診療報酬のあり方について実りある議論を行うための大変貴重な資料として活用されます。

ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査で、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合せください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

#### 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。 TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

### 調査の概要 (案)

#### 1. 調查目的

本調査では、令和6年度診療報酬改定を受けたバイオ後続品を含む後発医薬品の使用促進策や長期収載品の保険給付の見直しにより、保険薬局における一般名処方の記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などについて、医薬品の供給状況等の環境の変化も加味し、どのように変化したかを調査・検証するとともに、医師、歯科医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査・検証を行う。

#### 2. アンケート調査の構成及び調査手順

#### (1) アンケート調査の構成

本調査は以下の構成とする。

囲木の話響	調査が象			<b>园木</b> 十.汁	
調査の種類 I	条件	調査件数	抽出方法	調査方法	
保険薬局 調査(A)	特段の条件なし	1,500件	無作為 抽出		
病院調査 (B)	特段の条件なし	1,000件	無作為抽出	自記式調査票を 郵送にて 配布・回収	
診療所 調査	特段の条件なし	1,500件	無作為 抽出		
医師調査	(B) の病院で外来診療を担当する医師**1	最大 2,000 件	1 施設 最大 2 名	施設経由で調査 票を配布し、郵 送にて回収 Web での回答	
患者調査※2	(A) の保険薬局に来局した患者	最大 3,000 件	1 施設 最大 2 名	施設経由で調査 票を配布し、郵 送にて回収 Web での回答	
患者調査 (インターネ ット調査)	直近3ヶ月間で保険薬局に処方箋 を持って来局した患者	5,000件	性・年代別 に等分 <sup>※3</sup>	リサーチ機関を 通じて実施	

<sup>※2</sup> 患者調査は、特定の1日を調査日として、保険薬局調査の調査対象となった保険薬局に来局した患者のうち、午前・午後にそれぞれ最初に来局された患者で、調査協力についてご本人の同意が得られた方2名を抽出し、調査 要を配布する

<sup>※3</sup> 男女別、年代別 (9歳以下/10歳代/20歳代/30歳代/40歳代/50歳代/60~64歳/65~69歳/70~74歳/75歳以上)の計 20区分ごとに 250人ずつ割り当て、地域は総務省人口推計の割合に合わせた比例で分配。

#### (2) アンケート調査の手順

#### ① 病院調查·診療所調查·保険薬局調查

調査票一式を郵便にて調査対象となる施設に送付し、当該施設の管理者又は事務管理者にご回答いただいた上で、郵送(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)にて回収する。

また、回答者の負担軽減のため、専用ホームページより電子調査票をダウンロードし、 入力の上、メールへの添付により返送する方法も選択できるようにする。

#### ② 医師調査

調査対象となった病院の職員の方に、自施設に勤務する外来診療の担当医師を1施 設あたり最大2名選定いただき、対象の医師に調査票を配布する。

調査票を受け取った医師自身から、回答後の調査票を郵送もしくは Web 回答にて回答いただく。

#### ③ 患者調査

調査対象となった保険薬局の職員の方に、1施設あたり患者2名を無作為抽出(※)いただき、対象患者に調査票及び返信用封筒(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)を手渡し、直接記入をご依頼いただく。

回答後の調査票は、患者ご自身にて直接郵便で返送をいただく。

また、Webで回答する方法も選択できるようにする。

なお、インターネット調査による患者調査は、調査対象のモニターを有するリサーチ 機関を通じて実施する。

※ 特定の1日を調査日とし、当該日において午前・午後にそれぞれ最初に受診・来 局された患者で、調査協力についてご本人の同意が得られた方

事務局は、回収した調査票の検票を行い、辞退(理由等を書いた文書を同封しているケースがある)、白紙(ほとんど全ての設問への記入がない)を除いた上で、調査データの電子化を行う。

#### 3. 主な調査事項

「保険薬局調査]

- 施設概要
- 後発医薬品に係る最近の調達状況、薬局間での連携内容や医薬品の融通 等
- 後発医薬品の使用促進(長期収載品の影響や調剤用医薬品の備蓄状況 等)
- 一般名処方の処方件数の変化や後発医薬品を調剤しなかった理由の変化 等
- バイオ後続品の調剤経験や備蓄品目 等
- 高額医薬品や希少疾病医薬品の備蓄・調剤状況 等
- 流通改善ガイドラインの認知・遵守状況 等

#### [病院·一般診療所·歯科診療所調查]

- 施設概要
- 後発医薬品に係る最近の処方状況、使用割合、安定供給への取組 等
- バイオ後続品の処方状況や処方件数 等
- 長期収載品選定療養制度の影響 等

#### [医師調査]

- 医師概要
- 後発医薬品に係る最近の処方状況 等
- バイオ後続品の処方状況や使用に関する考え方 等
- 長期収載品選定療養制度への対応状況

#### [患者調査]

- 患者概要
- ジェネリック医薬品使用の認知度や使用経験 等
- 長期収載品選定療養制度の認知度やジェネリック医薬品への変更意向 等
- ジェネリック医薬品の使用意向や使用に当たって重視する内容 等
- バイオ後続品の認知度や使用意向 等

#### 4. 調査スケジュール概要(案)

- 令和7年7月中旬~7月末 調査票等の印刷・発送
- 〇 8月

調査実施(提出期限:令和7年8月○日)

〇 9月

調査票の入力・集計

〇 10月

調査結果取りまとめ、

○ 11月中旬

中医協へ報告

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)

### 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査保険薬局票

※この保険薬局票は、保険薬局の開設者・管理者の方に、貴薬局における後発医薬品の使用状況やお考え等についてお伺いするものです。

#### くご回答方法>

①所在地(都道府県)

- ・あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。
- 「※〇は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ〇で囲んでください。
- ・( )内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・( )内に数値を記入する設問で、 $\underline{is}$ 当なしは「O (ゼロ)」を、 $\underline{io}$ わからない場合は「 $\underline{io}$ 」をご記入ください。
- ・数値を入力する設問で、「小数点以下第1位まで」と記載されている場合は、小数点以下第2位を四捨五入してご記入くだ さい。記載されていない場合は、整数をご記入下さい
- ・特に断りのない場合は、令和7年7月1日現在の貴薬局の状況についてお答えください。
- ・災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

)都・道・府・県

1. 貴薬局の状況についてお伺いします(令和7年7月1日現在)。

(

(調剤基本料の根拠となる数字)

②開設者 ※Oは1つ	1. 法人	個人	3. その他			
③貴薬局の所在について、	1. 特別区	2. 政令指	定都市			
あてはまるものをお選び ください。※Oは1つ	3. 中核市	<b>4.</b> その他				
	▲ は営業上若しくは事業上、緊密な関	係にある (	 )店舗			
範囲の保険薬局をいう)等※1			めてお答えください。			
			:)			
1. 保険薬局の事業者の最終 3. 保険薬局の事業者の最終		者の最終親会社の子会社 げる者と保険薬局の運営に関 <sup>っ</sup>	するフランチャイズ契約を	·締結している者		
⑤開設年 ※当該店舗の開設	年をお答えください。		西暦(	)年		
⑥貴薬局の処方箋の応需	1. 様々な保険医療機関からの処	1方箋を応需している薬	<b></b>			
状況として最も近いもの	2. 主に近隣にある <u>特定の病院</u> の	)処方箋を応需している	薬局			
は、次のうちどれです	3. 主に不動産賃貸借関係のある	ら特定の病院の処方箋を	·応需している薬局	j		
か。 ※Oは1つ	4. 主に近隣にある <u>特定の診療</u> 原	<u>「</u> の処方箋を応需してレ	<b>ゝ</b> る薬局			
**Ola 1 2	5. 主に不動産賃貸借関係のある	ら特定の診療所の処方等。	箋を応需している薬	<b></b> 長局		
	6. 主に複数の近接する特定の	保険医療機関(いわゆ	る医療モールやビ	ル診療所な		
	<u>ど)</u> の処方箋を応需している	薬局 				
	7. その他(具体的に:			)		
⑦応需医療機関数	( )機関 ※令和7年6月		<u>-</u>			
8貴薬局において、処方	1. 内科 <sup>※2</sup> 2. 外科 <sup>※3</sup>			<del></del>		
箋の集中率が高い診療	5. 皮膚科 6. 泌尿器	<del></del>	<mark>斗・産科 8. 眼</mark> 科			
<mark>科</mark> ※ 5 は 2 つま か選び <u>ま</u> ない	9. 耳鼻咽喉科 10. 放射線	<del></del>	<del></del>			
<mark>※上位3つをお選び下さい</mark>	13. 麻酔科14. 救急科17. その他(具体的:	15. 图件 图	<mark>斗口腔外科 16. リハヒ</mark>	. リソーション科		
※2·内科 竪職内科 血液内科 リ	ウマチ内科、糖尿病内科、消化器内科、呼吸	器内科 循環器内科 感染症	カ科 アレルギー内科	)		
心療内科、神経内科は、「1.内	<mark>科」としてご回答ください。</mark>					
	<mark><sup>N科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科</sup></mark> 保険調剤売上の割合 ※令和6年度》		ト科」としてご回答ください ■	<mark>``</mark> 。		
	体候調剤売上の割っ 次市和6年度次1等を含む)の販売がなく、保険調剤収入		<i>%L</i> /	0/		
100%とご記入ください。			約( )	%		
	※「保険調剤売上」には医療保険分の他、居宅療養管理指導費(介護保険)も含めてください。					
⑩調剤基本料 ※○は1つ		調剤基本料 2	3. 調剤基本料			
WOIRT 2		調剤基本料3ハ	6. 特別調剤基	<b>本料Α</b>		
● 4 人加士签办五公□	7. 特別調剤基本料B	V A 102 F A D 4 1. D BB	<u> </u>			
	数(調剤基本料の根拠となる数字) 食薬局の場合、貴薬局単独の受付回数	※令和/年 <mark>6月1か月間</mark>	( )	回/月		
⑩-2 主たる保険医療機	関に係る処方箋の受付回数の割合		( .	) %		

※小数点以下第1位まで

⑪後発医薬品調剤割合(調剤報酬算定上の数値)	⑪-1 令和7年1月~3月 3か月間	(	) %
	⑪-2 令和7年4月~6月 3か月間	(	) %
⑩カットオフ値の割合※4 (調剤報酬算定上の数値)	⑫-1 令和7年1月~3月 3か月間	(	) %
	⑫-2 令和7年4月~6月 3か月間	(	) %
①供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の 7月1日時点)※5 ※Oは1つ	の臨時的な取扱いの適用(令和7年	1. あり	2. なし

- ※4:カットオフ値(%)の算出式 = (後発医薬品ありの先発医薬品 + 後発医薬品) ÷ 全医薬品。
- ※5:供給が停止されていると報告された医薬品のうち、別に示す供給停止品目と同一成分・同一投与形態の医薬品については、 「後発医薬品調剤体制加算」等において後発医薬品の使用(調剤)割合を算出する際に算出対象から除外しても差し支えないこととするもの。

14後発医薬品の調剤数量	1. 該当する			
割合が著しく低い薬局の	2. 該当しない →	該当しない理由 ※〇㎞	はいくつでも	
調剤基本料の減算対象 に該当するか		調剤数量割合が50%超		)
(令和7年7月1日時点)	22. 処方箋の受付	一回数が月600回以下		
※Oは1つ	└ 23. 直近1か月のタ	処方箋受付回数の5割り	以上が先発医薬品変更不	可し
15後発医薬品調剤体制加算	1. 後発医薬品調剤	体制加算 1	2. 後発医薬品調剤体	×制加算 2
※Oは1つ	3. 後発医薬品調剤	体制加算 3	4. 届出(算定)なし	/
<b>⑯地域支援体制加算</b>	1. 地域支援体制加算 1 2. 地域支援体制加算 2 3. 地域支援体制加算 3			
※Oは1つ	4. 地域支援体制加	算 4 5. 届出(算知	定) なし	
①在宅薬学総合体制加算 ※Oは1つ	1. 在宅薬学総合体	制加算 1	2. 在宅薬学総合体制	川加算 2
⑱職員数 ※該当者がいない場合は「0」とご記入ください。	常勤明	<b>哉員</b> <sup>※6</sup>	非常勤職員(常	常勤換算 <sup>※7</sup> )
18-1 薬剤師	(	)人	(	)人
18-2 その他(事務職員等)	(	)人	(	)人
19貴薬局の認定等の状況	1. 地域連携薬局		2. 専門医療機関連携薬局	
※○はいくつでも	3. <mark>健康サポート薬局</mark>	<mark>(健康増進支援薬局) ※8</mark>	4. 該当なし	

- ※6:常勤職員数(常勤薬剤師数)には、貴薬局における実労働時間が週32時間以上である職員(保険薬剤師)の実人数を計上します。常勤薬剤師数については、直近3月間の勤務状況に基づき算出します。
- ※7:常勤換算とは、事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に 換算する方法。非常勤職員(非常勤薬剤師)は、貴薬局における実労働時間が週32時間に満たない職員(保険薬剤師)をいい、常勤換算数は、以下により 算出します(小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで求める)。非常勤薬剤師数については、直近3か月間の勤務状況に基づき算出します。

非常勤薬剤師数(常勤換算) =

当該保険薬局における週32時間に満たない保険薬剤師の実労働時間の合計(時間/3か月)

32 (時間/週) ×13 (週/3月)

※8:令和7年5月成立の改正薬機法が施行されると、健康サポート薬局が健康増進支援薬局へと名称変更となります。

2. 後発医薬品に係る最近の対応状況についてお伺いします。

【全ての方にお伺いします】

<u>,                                     </u>	C 07/11/C 02   F10 C C C Y 1				
①現	見時点での後発医薬品の供給体制に	ついてどのように感し	ごますか。 ※Oは11	)	
1.	支障を来たしている	2. 影響はあるがっ	大きな支障は無い	3. 支障は無い	
21	年前(令和6年7月1日)と比較して、征	後発医薬品の供給体質	制についてどのように	こ感じますか。 ※○は1つ	
1.	改善した	2. 変わらない		3. 悪化した	
③班	見在(令和7年7月1日)の医薬品の調	達状況についてお伺	いします。 ※0はい	くつでも	
1.	医薬品の <mark>発注から</mark> 納品までに時間	引がかかる			
2.	医薬品の発注作業の回数が増えた	_			
3.	卸に医薬品の新規の注文を受けて	てもらえない(実績の	のある注文のみ)		
4.	卸の医薬品在庫がないため注文を	そ受けてもらえない			
5.	卸からの医薬品の注文の取り消し	<sub>ン</sub> が頻発している			
6.	処方薬が必要量準備できず、不足	2医薬品を後日患者に	こ届ける業務が頻発	きしている	
7.	処方薬が必要量準備できず、不足	2医薬品を近隣の薬月	<b>局間で融通する業務</b>	らが頻発している	
8.	これまでの取引実績にもかかわら	ず、限定出荷となっ	った医薬品が入荷し	<mark>ない</mark>	
9.	限定出荷等が解除された医薬品が	ゝ。 ふる一方で、別の <mark>B</mark>	医薬品では新たに防	R <mark>定出荷等が発生している</mark>	
10.	特に困難な状況はない				

<sub>2</sub> 32

④供給不安定の状況への対応として実施していることについてお伺いします。 ※〇はいく	つでも
1. 後発医薬品を先発医薬品へ切り替える採用品目の見直しを行った	
2. 事前対応として後発医薬品を別の後発医薬品に採用品目の見直しを行った	
3. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、代替のための後発医薬品の調達を	
4. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、同一成分の先発医薬品の調達を行	った
5. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、剤形の変更等を行った	
6. 後発医薬品に関する患者の意向を把握または確認する頻度を増やした	
7. 患者からの後発医薬品使用に関する相談や苦情等の対応を行った	
8. 患者に対し医薬品の供給が不安定であるという旨の啓発を行った 9. 後発医薬品の品質や安全性に係る情報収集を行った	
10. 後発医薬品メーカーや卸から供給に関する情報の収集を行った	
11. 地域の薬局間で医薬品の備蓄状況の共有や医薬品の融通を行った → <b>④-1へ</b>	
12. 医師と医薬品の供給・在庫の状況を踏まえた処方内容の調整を行った	
13. 卸と医薬品の供給・在庫の状況に関する情報共有を行った	
14. 医療機関と医薬品の供給・在庫の状況や使用に関する情報共有を行った	
15. 行政機関(都道府県、保健所等)と医薬品の供給情報等に関する連携を行った	
(具体的に:	)
16. その他(具体的に:	)
17. 特に困難な状況はない	
【前記④で「11. 地域の薬局間で医薬品の備蓄状況の共有や医薬品の融通を行った」と回	
④-1 供給不安定への対策における地域の薬局間での医薬品の備蓄状況等の共有や	5医薬品の融通について、
どのような薬局と連携していますか。 ※○はいくつでも	
1. 同一法人間での連携 2. 近隣薬局との連携	
3. <mark>地域薬剤師会・都道府県薬剤師会</mark> による薬局間の連携 4. その他(具体的に:	)
5. 実施していない	
④-2 薬局間での具体的な連携内容について、あてはまるものをお選びください。※○	けいくつでも
1. 地域の薬局に対して、自薬局の医薬品の在庫状況を薬剤師会等が作成している	
提供を行うとともに、必要に応じて、同一グループではない薬局間において医薬	
2. 自薬局の医薬品の在庫状況に関する情報提供について、他の薬局からの問い	
融通・分譲可能な医薬品やその量などについて情報提供し、必要な対応を行っ	<u> </u>
3. 現在はシステムを使用していないが、今後導入を予定している	
4. その他(	)
④-3 他の薬局又は薬剤師会等から開示された在庫状況の活用について、あてはまるもの	のをお選びください。※Oは1つ
1. 活用している 2. 仕組みがあるが活用していない 3. 在原	<b>世状況が開示される仕組みがない</b>
④-4 医薬品の融通について、あてはまるものをお選びください。※Oは1つ	
1. 融通している →頻度:年間 ( ) 回程度 2. 融通していない	
⑤医薬品の供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、	:
②医案品の供給工の问題により当該医案品が入于困難であり、 やむを得ず自家製剤加算を算定した場合の適用の有無 <sup>※1</sup> ※Oは1つ	1. あり   2. なし
	ナロンで調制した担心と、自営制制や
※1:令和6年度改定より、医薬品供給に支障が生じている際に不足している医薬品の製剤となるよう、他の医薬品算として評価できるように改正された。	を用いく調製した場合も、目系製剤加
⑥特定薬剤管理指導加算3の算定の件数についてご回答ください。(令和7年6月実績)	算定件数
	并是目数
⑥−1 長期収載品の選定療養に関する説明を実施した場合  ※算定実績がない場合は「O(ゼロ)」を記載	( )件
⑥-2 上記イで説明したうち、実際に長期収載品から後発医薬品に変更した件数	( )件
※算定実績がない場合は「0(ゼロ)」を記載	
⑥-3 医薬品の供給上の問題により別の銘柄の医薬品に変更が必要となった患者に対	( ) 件
する説明を実施した場合 ※算定実績がない場合は「O(ゼロ)」を記載	
⑦供給不安報告制度の開始前(令和2年12月より以前)と比べ、後発医薬品の調剤割合に変化	とはありましたか。 ※0は1つ 1
1. 後発医薬品の調剤割合がかなり減った →⑧へ 2. 後発医薬品の調剤割合	
1. 後発医薬品の調剤割合がかなり減った →®へ 2. 後発医薬品の調剤割合 3. 後発医薬品の調剤割合の変化はほとんどなかった 4. 後発医薬品の調剤割合	がやや減った <b>→®へ</b>
	がやや減った <b>→®へ</b>
3. 後発医薬品の調剤割合の変化はほとんどなかった 4. 後発医薬品の調剤割合 5. 分からない	がやや減った → <b>®へ</b> が増えた
3. 後発医薬品の調剤割合の変化はほとんどなかった 4. 後発医薬品の調剤割合 5. 分からない 【⑧は前記⑦で「1.後発医薬品の調剤割合がかなり減った」、「2.後発医薬品の調剤割合	がやや減った → <b>®へ</b> が増えた
3. 後発医薬品の調剤割合の変化はほとんどなかった 4. 後発医薬品の調剤割合 5. 分からない 【⑧は前記⑦で「1.後発医薬品の調剤割合がかなり減った」、「2.後発医薬品の調剤割合 合にお伺いします。】	がやや減った →®へ が増えた がやや減った」と回答した場
3. 後発医薬品の調剤割合の変化はほとんどなかった 4. 後発医薬品の調剤割合 5. 分からない 【⑧は前記⑦で「1.後発医薬品の調剤割合がかなり減った」、「2.後発医薬品の調剤割合合にお伺いします。】 ⑧後発医薬品の調剤割合が減った理由は何ですか。※最も影響が大きい項目を1つ選ん	がやや減った →®へ が増えた がやや減った」と回答した場
3. 後発医薬品の調剤割合の変化はほとんどなかった 4. 後発医薬品の調剤割合 5. 分からない 【⑧は前記⑦で「1.後発医薬品の調剤割合がかなり減った」、「2.後発医薬品の調剤割合 合にお伺いします。】	がやや減った →®へ が増えた <b>がやや減った」と回答した場</b> でO 先発医薬品を希望した

33

4. その他(具体的に:

3. 後発医薬品の使用促進に関してお伺いします。

<用語の定義>

「長期収載品」:「長期収載品の選定療養の対象医薬品リスト」に掲載されている医薬品

「先発医薬品」:「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」における「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する

情報」欄が、1 (後発医薬品がない先発医薬品(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)

2 (後発医薬品がある先発医薬品)、☆ (2のうち後発医薬品と同額又は薬価が低いもの)の医薬品 「後発医薬品」:「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」における「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情

報」欄が、3(後発医薬品),★(3のうち先発医薬品と同額又は薬価が高いもの)の医薬品

長期収載品の選定療養制度を導入したことによる影響についてお伺いします。

令和6年10月1日から、後発医薬品のある先発医薬品を処方する際には患者が特別の料金を支払うことになりました。 また、対象となる先発医薬品を処方する場合には、処方箋に医療上の必要によるものか、患者の希望かを明記することとなりました。この制度を「長期収載品の選定療養」と呼びます。

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 39830.html

①特別の料金を支払っても、長期収載品	の調剤を希望する患者の有無 ※○は1	<mark>o</mark>
1. よくいる 2. 時々	<u>3. まれにいる</u>	<u>4. いない</u>
② <b>長期収載品の銘柄名処方</b> で変更不可	の処方について、1年前と比較してどう	変化しましたか。※Oは1つ
<mark>1. 減った</mark>	2. 変わらない	3. 増えた
②-1 前記②の長期収載品の銘柄名	処方のうち、処方箋に「患者の希望」が	明記されていた品目数 ※0は1つ
1. 減った	<ol> <li>変わらない</li> </ol>	3. 増えた
②-2 前記②の長期収載品の銘柄名 品の調剤を希望した品目数 ※○Ⅰ	<mark>処方のうち、処方箋に「患者の希望」が</mark> <del>は1つ</del>	明記されていないが、患者が長期収載
1. 減った	<ol> <li>変わらない</li> </ol>	3. 増えた
②-3 前記②のうち、 <b>処方箋に「変更</b>	<b>不可(医療上必要)」</b> が指示されていた。	品目数 ※Oは1つ
1. 減った	<ol> <li>変わらない</li> </ol>	3. 増えた
③長期収載品の選定療養制度を導入し	たことによって、どのような影響や課題か	がありましたか。 ※○はいくつでも
1. 患者への説明や患者からの質問へ	の対応に係る負担が大きい	
2. <mark>患者の制度に対する理解が不十分</mark>	<del></del>	
_	養の対象であった長期収載品が対象	外となった際に、患者への説明等に
苦慮したことがある		
4. 薬価改定に伴い、対象品目が変れ		
5. 医療関係者への制度に関する周知	が个十分である	
6. 制度そのものがわかりづらい		
7. 特別の料金の計算がわかりづらい		
8. レセコンなどシステム改修が不十	分である	
9. 後発医薬品を選択する患者が増え	た	
10. 患者からのクレーム対応に苦慮し	たことがある	
11. その他(具体的に:		)
12. わからない		

#### 調剤用医薬品の備蓄状況について、お伺いします。

- ※令和7年7月1日または把握可能な直近月の初日時点についてご記入ください。
- ※正確な数がわからない場合は、概数でご記入ください。
- ※規格単位が異なる場合は、別品目として数えてください。

④調剤用医薬品備蓄品目数(全医薬品)	約()品目
④-1 前記④のうち、先発医薬品	約( )品目
④-2 前記④のうち、後発医薬品	約( )品目

#### 1年前と比較した備蓄品目数の変化についてお伺いします。

⑤発医薬品の備蓄品目数は増えましたか。 ※Oは1つ	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
⑥後発医薬品の備蓄品目数は増えましたか。 ※Oは1つ	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った

4. 一般名処方の状況等についてお伺いします。

①1年前と比較して一般名処方の件数に変化はありましたか。※〇は1つ	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
②一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった	
(令和7年6月1日~14日実績)	
②-1 患者の意向 ②-2 保険薬局の備蓄 ②-3 後	後発医薬品なし ②-4 その他
( )件 ( )件 (	)件(()件
31年前と比較して一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品	るを調剤しなかった場合の理由に変化はありまし
たか。 ※0はそれぞれ1つ	
③-1 患者の意向	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
③-2 医薬品の備蓄品目数	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
③-3 後発医薬品なし	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
④供給不安報告制度の開始前(令和2年12月より以前)と比較して一般名	- 呂処方が行われた医薬品について、後発医薬品
を調剤しなかった場合の理由に変化はありましたか。 ※Oはそれぞれで	1つ
④-1 患者の意向	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
④-2 医薬品の備蓄品目数	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
④-3 後発医薬品なし	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った

- 5. 貴薬局におけるバイオ後続品の備蓄状況及び対応状況等についてお伺いします。
  - ※バイオ後続品とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(以下「先行バイオ医薬品」という。)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品。本調査における「バイオ後続品」には、後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(いわゆるバイオAG、先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を含む。

#### 表1 国内でバイオ後続品が承認されている先行バイオ医薬品のうち在宅自己注射可能なもの

先行バイオ医薬品の一般的名称	先行バイオ医薬品 販売名
ソマトロピン	ジェノトロピン
フィルグラスチム	グラン
インスリン グラルギン	ランタス
エタネルセプト	エンブレル
テリパラチド	フォルテオ
インスリン リスプロ	ヒューマログ
インスリン アスパルト	ノボラピッド
アダリムマブ	ヒュミラ

<u>(1)バイ</u>	オ後続品について現在取扱いはあ	<mark>ありますか。※○は1つ</mark>	1. ある →②へ : 2. ない
[2 <u>~7</u>	)は、前記①で「1.ある」と回答したは	<mark>場合にお伺いします】</mark>	
21	バイオ後続品の備蓄状況から不安定	共給を感じたことはありますか。※〇は1つ	1. ある <b>→③へ</b> 2. ない
【③前	前記②で「1.ある」と回答した場合に	お伺いします】	
	③バイオ後続品のうち、不安定供	給を感じた製品は何ですか。※〇はいく	つでも
	1. ソマトロピン	2. フィルグラスチム	3. インスリン グラルギン
	4. エタネルセプト	5. テリパラチド	6. インスリン リスプロ
	7. インスリン アスパルト	8. アダリムマブ	9. 特定の医薬品はない

<sup>※1:</sup>本項目は、区分10の3の2(3)カに規定する、一般名処方が行われた医薬品については、原則として後発医薬品を調剤することとするが、患者に対し後発医薬品の有効性、安全性や品質について適切に説明した上で、後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとしているところの件数。

④バイオ医薬品(表1に示す先行バイオ医薬品及びそのバイオ後続品)のうち、貴薬局が備蓄している医薬品、及び							
令和7年6月1か月間で調剤した医薬品は何ですか。※あてはまる項目すべてに〇							
選択肢	備蓄している医薬品		調剤した医薬品(令和7年6月1か月間)				
选机权	先行バイオ医薬品	バイオ後続品	l	先行バイオ医薬品		バイオ後続品	
1)ソマトロピン	1	1			1		1
2)フィルグラスチム	2	2		4	2		2
3)インスリン グラルギン	3	3		,	3		3
4)エタネルセプト	4	4		4	4		4
5)テリパラチド	5	5		į	5		5
6)インスリン リスプロ	6	6		(	6		6
7)インスリン アスパルト	7	7		,	7		7
8) アダリムマブ	8	8		{	8		8
9)備蓄及び調剤した	9	9		9		9	
医薬品はない		Ů		•			
⑤備蓄/調剤品目数 ※上記で〇付けしたものの合計数	( )品目	( )品	目	(	)品目	(	)品目
1年前と比較した備蓄品目数の変化についてお伺いします。							
			<mark>4. 備蓄し</mark> ていない				
⑦バイオ後続品の備蓄品目数は増えましたか。 ※Oは1つ		1. 増えた		変わら :い	3. 減っ	た	4. 備蓄し ていない

### 【全ての方にお伺いします。】

81	バイオ後続品の使用促進に関する説明について、最も近いものはどれですか。 ※Oは1つ
1.	全般的に、積極的にバイオ後続品 <mark>の説明や情報提供を行っている</mark> →⑪へ
2.	患者によって、バイオ後続品 <mark>の説明や情報提供を行っている</mark> →⑪ <b>へ</b>
3.	新規でバイオ医薬品が処方された患者に、バイオ後続品 <mark>の説明や情報提供を行っている</mark> →⑪へ
4	バイオ後続品 <mark>の説明や情報提供に</mark> 積極的にけ取り組んでいたい <b>→@へ</b>

【前記8)で14.バイオ後続品の説明や情報提供に積極的には取り組んでいない」を選択した方にお伺いします。】		
⑨バイオ後続品の使用促進における課題等について回答ください。※Oはいくつでも		
1.	バイオ後続品の品質や有効性、安全性に疑問がある	
2.	先行バイオ医薬品とバイオ後続品の違いが分からない	
3.	バイオ後続品は、先行バイオ医薬品と同等/同質の品質・安全性・有効性を有するが同-	ではないこと
4.	バイオ後続品の安定供給に不安	
5.	バイオ後続品に関する情報提供の不足	
	→不足している情報を具体的に (	)
6.	患者への普及啓発の不足	
7.	バイオ後続品の説明に時間がかかること	
8.	患者が先行バイオ医薬品を希望すること(自己注射)	
9.		
10.	先行バイオ医薬品とバイオ後続品では適応症が異なること	
11.	先行バイオ医薬品とバイオ後続品のデバイスのタイプが異なること	
12.	在庫管理の負担が大きいこと	
13.	経営者(会社)の理解が得られない	
14.	先行バイオ医薬品とバイオ後続品の両方を備蓄すること	
15.	バイオ後続品の調剤対象となる患者がいない	
16.	その他(具体的に	
⑩前記⑨の選択肢 1. ~16. のうち、最もあてはまる番号を 1つだけお書きください。		

【全ての方にお伺いします】	
①今後、どのような対応が進めば、バイオ後続品の使用が推進すると考えますか	
1. 調剤報酬を含む経営的メリットがあること 2. 患者負担の軽	減がより明確になること
3. 医師、薬剤師への国からのバイオ後続品に関する情報の周知 4. 国からの国民	への啓発と患者の理解
5. バイオ後続品企業から医師、薬剤師への情報提供 6. バイオ後続品	の安定供給
7. バイオ後続品の在庫負担の軽減 8. バイオ後続品	
9. 先行バイオ医薬品からバイオ後続品に切り替えを含む臨床試験データの	)充実やガイドライン等の整備
10. 卸売業者への返品が可能になること	
11. 一社流通品目における安定供給の確保	
12. その他(具体的に:	)
13. バイオ後続品の使用推進の必要はない	
・ ①前記①の選択肢 1. ~11. のうち、最もあてはまる番号を 1つだけお書きくださし	,\ <sub>0</sub>
① 患者からバイオ後続品に関する相談を受けたことはありますか。※Oは1つ	
1. ある → <b>④へ</b> 2. ない	
【⑭は前記③で「1.ある」と回答した場合にお伺いします。】	
(小患者からバイオ後続品に関するどのような相談を受けましたか。※Oはいぐ	つでも
1. バイオ後続品そのものに関する相談(患者がバイオ後続品を知らない	
2. バイオ後続品の品質・有効性及び安全性に関する相談	
3. バイオ医薬品全般に関する相談(患者がバイオ医薬品を知らない場)	 合かど)
4. 先行バイオ医薬品とデバイスが異なる場合の使用方法に関する相談	1 .6
5. 患者負担に関する相談	
6. その他(具体的に:	·····
⑤ じかに (ストーの): ⑤ 前記④の選択肢 1. ~6. のうち、最もあてはまる番号を 1つだけお書きくだされる。	<del>*</del> 1)
(B)前記(4の選択肢3.を選択された方で、相談を受けた患者が使用していたバイ	
'	3. インスリン グラルギン
1. ソマトロピン 2. フィルグラスチム 4. エタネルセプト 5. テリパラチド	6. インスリン リスプロ
7. インスリン アスパルト 8. アダリムマブ	9. バイオ医薬品未使用の患者
1. 100,000 000	5. 7 7 7 区采品水区用。0. 1
6 <sub>.</sub> 高額医薬品や希少疾病医薬品の備蓄・調剤状況についてお伺いしま <sup>-</sup>	<mark>す。</mark> _
①薬局として医薬品を提供する際に、いくらからが「高額医薬品」と感じますか。	薬価()円
	<mark>一日薬価( )円</mark>
②調剤用医薬品の廃棄額(薬価ベース)について、お伺いします。※金額を記入する設問では、千	円未満は切り捨て(例:10万4400円⇒104,000円)
②-1 全医薬品 ※令和7年度(令和7年4月~6月の合計値)	約()円
②-2 うち、後発医薬品 ※令和7年度(令和7年4月~6月の合計値)	約(  )円
③廃棄した医薬品のうち、廃棄金額が最も多かった医薬品(製品)は何ですか。	製品名(
③-1 ③について、廃棄額(薬価ベース)を記載してください。	約(  )円
<mark>※令和7年度(<b>令和7年4月~6月</b>の合計値)</mark>	
④廃棄を減らすために行っている工夫や取組について、あてはまるものをすべて	<mark>お選びください。 ※Oはいくつでも</mark>
1. 同一グループ (調剤基本料のグループ) で分譲・融通を行っている	
2. 地域の同一グループ以外の薬局間で分譲・融通を行っている	
3. 医薬品の発注単位を見直している	
4. 医薬品の使用頻度や期限を踏まえた在庫管理を強化している	
5. 医療機関と連携し、処方傾向に応じた在庫調整を行っている	
6. 廃棄リスクの高い医薬品の採用を見直している	
7. 特に工夫していることはない	
8. その他(	)
<b>⑤希少疾病用医薬品備蓄品目数</b>	
※令和7年7月1日または把握可能な直近月の初日時点についてご記入ください。	約()品目
※正確な数がわからない場合は、概数でご記入ください。 ※規格単位が異なる場合は、別品目として数えてください。	
700 000 CLI LEE M TE CO CATALLEL LONG APPLIED LE LA L. NAVI L.	

※希少疾病用医薬品は、医薬品医療機器法第77条の2に基づき、対象患者数が本邦において5万人未満であること、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとして、薬事審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するものです。

7

7. 令和6年3月以降における医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン(以下 「流通改善ガイドライン」という。)の遵守状況についてお伺いします。

①流通改善ガイドラインをご存知ですか。※〇は1つ

1. 知っている

知らない

#### ②卸売業者との単品単価契約に関して、あてはまるものをお選びください。※〇はいくつでも

- 1. 卸売業者と原則として全ての品目について単品単価交渉を行い、単品ごとの価格を明示した覚書を利用す る等により契約を締結している
- 2. 卸売業者と価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行い、前年度より単品単価 交渉の範囲を拡大している
- 3. 基礎的医薬品、安定確保医薬品(カテゴリーA)、不採算品再算定品、血液製剤、麻薬、覚醒剤及び覚醒剤原料に ついては、価格交渉の段階から別枠とし、卸売業者と個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行ってい
- 4. 新薬創出等加算品等についても、引き続き単品単価交渉を行っている
- 5. いずれもしていない

#### ③過大な値引き交渉及び不当廉売に関して、あてはまるものをお選びください。※〇はいくつでも

- 1. 取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての一方的な値引き交渉は行っていない

- 2. 取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を用いた交渉は行っていない 3. 取引条件等を考慮せずに同一の納入単価での取引を求める交渉は行っていない 4. 価格交渉を代行する者に価格交渉を依頼する場合、価格交渉を代行する者が1.~3.に記載した交渉を行 ことがないよう流通改善ガイドラインを遵守させている
- 5. いずれもしていない

#### ④頻繁な価格交渉の改善に関して、あてはまるものをお選びください。※Oは1つ

- 1. これまで、期中で薬価改定(再算定等)があるなど医薬品の価値に変動がある場合を除き、 業者と妥結価格の変更を行ったことはない
- 2. 年度内に卸売業者と妥結価格の変更を行ったことがある
- ⑤医薬品の返品に関して、返品の取扱いに関する「医療用医薬品の流通の改善に関する懇談会」の提言(平成 18 年)を遵守していますか。**※Oは1つ**
- 1. 遵守している

l <mark>2. 遵守していない</mark>

#### ⑥以下のうち、**返品したことがある**医薬品は何ですか。※Oはいくつでも

1. 厳格な温度管理を要する医薬品 3. 開封された医薬品

2. 有効期限を経過した医薬品4. 汚損、破損した医薬品

- 5. 卸売業者と保険医療機関・保険薬局等との契約により「返品不能」と指定されている医薬品 6. その他、価値、安全性等が棄損されている又はそのおそれがあると合理的に認められる医薬品 7. 在庫調整を目的とした医薬品

8. 1. ~7. の中で返品したことがある医薬品

#### ⑦公正な競争の確保と法令の遵守に関して、あてはまるものをお選びください。※〇はいくつでも

- 1. 独占禁止法をはじめ、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく「医療用医薬品製 造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」及び「医療用医薬品卸売業における景品類の 提供の制限に関する公正競争規約」などの関係法令等を遵守している
- 2. 企業又は団体等が主催する研修を定期的に受講すること等により、その実効性の担保に努めている
- 3. いずれもしていない

#### ⑧カテゴリーごとの流通のあり方に関して、あてはまるものをお選びください。※○は1つ

- 1. 特別な管理が必要な医薬品、長期収載品、後発医薬品など、カテゴリーごとの特徴を踏まえた、流通改善の取組を進めている
- 2. 上記取組はしていない

#### ⑨流通の効率化と安全性・安定供給の確保に関して、あてはまるものをお選びください。 ※Oはいくつでも

- 1. 流通の効率化と安定供給の確保のため、常に適正な在庫量を維持している
- 2. 高額な医薬品の増加などに伴い、偽造品の混入を防止するため、流通関係者間で取組を進めている
- 3. サプライチェーンの安定性確保のため、過剰な在庫確保や不必要な急配を控えるとともに、実際に が生じた際には、安定供給の確保のための取組を行っている、又は行う予定である
- 4. 安定確保医薬品については、医療上の重要性に鑑み、特に安定供給の確保に配慮している
- 5. 医薬品の供給量が不足している状況において、必要な患者に必要な医薬品が行き渡るよう、過剰な発注は 控え、当面の必要量に見合う量のみの購入を行っている、又は行う予定である
- 6. 医薬品の供給量が不足している状況において、自らの店舗で不足している医薬品について、系列店舗や地 域における連携により、可能な限り不足している医薬品の調整に努めている、又はその予定である
- 7. 医療安全の観点からGS1 識別コードを活用している
- 8. いずれもしていない

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)

# 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 病院票

- ※この病院票は、病院の開設者・管理者の方に、貴施設における後発医薬品の採用状況や長期収載品の選定療養費に関するお考えについてお伺いするものですが、開設者・管理者が指名する方にご回答いただいても結構です。
- ※ご回答の際は、あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。また、( )内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
  - ( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ※特に断りのない場合は、令和7年7月1日現在の状況についてご記入ください。
- ※数値を入力する設問で、「小数点以下第1位まで」と記載されている場合は、小数点以下第2位を四捨五入してご記入ください。記載されていない場合は、整数をご記入ください。
- ※災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 1. 貴施設の状況についてお伺いします(令和7年7月1日現在)。

①所在地	( )都・道・府・県		
②問訊字※1 ※○は1○	1. 国 2. 公立 3. 公的 4. 社会保険関係団体		
(2)開設者**1 ※0は1つ	5. 医療法人 6. その他の法人 7. 個人		

- ※1: 国立(国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構)
  - 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人)
  - 公的(日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会)
  - 社会保険関係 (健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合)
  - 医療法人(社会医療法人は含まない)
  - その他の法人(公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人、特定医療法人等、その他の法人)

③開設年	西暦(	)年		
④標榜診療科	1. 内科 →④-1へ	2. 外科 →④-2へ	3. 精神科	4. 小児科
※○はいくつでも	5. 皮膚科	6. 泌尿器科	7. 産婦人科・産科	8. 眼科
	9. 耳鼻咽喉科	10. 放射線科	11. 脳神経外科	12. 整形外科
	13. 麻酔科	14. 救急科	15. 歯科・歯科口腔外科	16. リハビリテーション科
	17. その他 (具体的	J :		)

#### 【④で「1. 内科」と回答した方にお伺いします】

④-1 内科の詳細 ※Oは	いくつでも		
1. 腎臓内科	2. 血液内科	3. リウマチ内科	4. 糖尿病内科
5. 消化器内科	6. 呼吸器内科	7. 循環器内科	8. 1~7に該当なし

#### 【4で「2. 外科」と回答した方にお伺いします】

④-2 外科の詳細 ※○はい	くつでも		
1. 呼吸器外科	2. 心臟血管外科	3. 乳腺外科	4. 気管食道外科
5. 消化器外科	6. 肛門外科	7. 小児外科	8. 1~7に該当なし

#### 【全ての方にお伺いします】

	1. 一般名処方に対応できるオーダリングシステムを導入している
⑤オーダリングシステムの	2. 後発医薬品名が表示されるオーダリングシステムを導入している
導入状況	3. バイオ後続品 <sup>**2</sup> が表示されるオーダリングシステムを導入している
※Oはいくつでも	4. オーダリングシステムを導入している(上記 1,2,3の機能はない)
	5. オーダリングシステムを導入していない
⑥外来の院内・院外処方の 割合	院内処方( )%+院外処方( )%=100% **3

- ※2:バイオ後続品とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(以下「先行バイオ医薬品」という。)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。
  - 本調査における「バイオ後続品」には、後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(いわゆるバイオAG、先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を含みます。
- ※3:算定回数ベースにて整数でご記入ください。正確な数がわからない場合は概数でご記入ください。 例えば、院内投薬のみの場合は、院内処方に「100」を、院外処方に「0」をご記入ください。また、院外処方のみの場合は、「院内処方」に「0」を、「院外処方」に「100」をご記入ください。

				(病院票
				(//3//0/3
⑦特定入院料の状況	1. 回復期リハビリテ	ーション病棟入院料	2. 地域包括ケア	病棟入院料
※貴施設で算定している	3. 地域包括医療病	<u>'''''''''''''''''''''''''''''''''''''</u>	4. 救命救急入院	
もの全てに〇	5. 特定集中治療室		6. 小児入院医療	
	7. その他、投薬・注	射に係る薬剤料が包括	されている特定入院料	· (精神科救急入院料等)
	8. いずれも算定し			
⑧許可病床数※4	1) 一般病床 (	)床	2) 療養病床 (	)床
	3)精神病床 (	)床	4) 結核病床 (	)床
	5) 感染症病床(	)床	6) 合 計 (	)床
※4:回復期リハビリテーション病棟、 際は、それぞれの記入欄に、こ			は療養病床に分類されます	す。そのため、病床数を記入す
p示1よ、 て 4 に と 4 に 0 ノロピノベ (利利) に、 こ /	1)常勤のみ ※ゼロの場		2)常菫	助換算 <sup>※5</sup>
⑨-1 医師数	(	)人	(	)人
⑨-2 薬剤師数	(	)人	(	)人
⑩外来患者延数 ※令和7年6月	引か月間		(	)人
①在院患者延数 ※令和7年6月	引か月間		(	)人
※5: 常勤換算とは、事業所の従業者(	の勤務延時間数を当該事業所	において常勤の従業者が勤剤	務すべき時間数で除すること ・洪セ ない際景 (医研究)たい	により、常勤の従業者の員数
に換算する方法。非常勤職員(非 算出します(小数点第二位を四捨	・吊勤医師寺川は、貝楽局にの「 活入して小数点第一位まで求	7 0 美力 側 吁 间 か 週 3 2 吁 同 1 こ め る )。 非 常 勤 医 師 等 数 に つ し	・꼐にない職員(医師寺)をい いては、届出前3か月間の勤	い、吊勤揆昇数は、以下により り務状況に基づき算出します。
非常勤医師等数(常勤換算)	当該病院におり	ナる週32時間に満たない医	師等の実労働時間の合計	(時間/3か月)
<b>作中到应即专从(中到大开)</b>		32(時間/週):	×13(週/3月)	
周剤用医薬品の備蓄状況につい	ハて、お伺いします。			
※令和7年7月1日または把握可能	な直近月の初日時点につ	いてご記入ください。		
※正確な数がわからない場合は、	概数でご記入ください。 🥉	※規格単位が異なる場合	は、別品目として数えてく	ください。
⑫調剤用医薬品備蓄品目数	※内服薬等、内訳の記入	、が難しい場合は、4)合計	十品目数のみ記入してく <i>た</i>	<b>ごさい</b> 。
	全医	薬品	うち、後発医薬品	
⑫-1 内服薬	約(	)品目	約(	)品目
⑫-2 外用薬	約(	)品目 )品目	約(	)品目
①-3 注射薬	約(	)品目	約(	)品目
①-4 合計	★約(	)品目	約(	)品目
③前記⑫(★欄)のうち、先行	バイオ医薬品		約(	)品目

#### 【2. はすべての施設の方にお伺いします】

⑭前記⑫(★欄)のうち、バイオ後続品

2. 後発医薬品に係る貴施設での最近の対応状況についてお伺いします。

①1年前と比較して後発医薬品に係る対応において業務量は増えましたか。※Oは1つ 1. 増えた 2 変わらない 3. 減った
②1年前(令和6年7月1日)と比較して、後発医薬品の供給体制についてどのように感じますか。 ※0は1つ
1. 改善した 2. 変わらない 3. 悪化した
③現在(令和7年7月1日)の医薬品の調達状況についてお伺いします。 ※〇はいくつでも
1. 医薬品の納品までに時間がかかる 2. 医薬品の発注作業の回数が増えた
3. 卸に医薬品の注文を受け付けてもらえない 4. 卸からの医薬品の注文の取り消しが頻発している
5. 特に困難な状況はない
6. その他(具体的に: )
④医薬品の不安定な供給状況によって生じている影響についてお伺いします。※Oはいくつでも
1. 後発医薬品を先発医薬品に採用品目の見直しを行っている
2. 後発医薬品を別の後発医薬品に採用品目の見直しを行っている
3. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、代替のための後発医薬品の調達を行っている
4. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、同一成分の先発医薬品の調達を行っている
5. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、剤形の変更等を行っている
6. 患者からの後発医薬品使用に関する相談や苦情等の対応を行っている
7. 後発医薬品の品質や安全性に係る情報収集を行っている 8. 後発医薬品メーカーや卸から供給に関する情報の収集を行っている
9. 処方可能な医薬品のリストを作成し、日々更新している
10. オーダリングシステムの医薬品マスタにおいて処方可否の設定を日々更新している
10.   オーテランプンパテムの医薬品、パテにおいて足が引占の設定を占べ更新している    11. その他(具体的に: )
12. 特になし
12.1   17(12.73   12.23
● のはいしていたい 11・マンラス <u>数 0のでになる 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</u>

)品目

約(

⑥現在(令和7年7月1日)において、後発医薬品の処方割合に	変化はありましたか。※	(0は1つ	
1. 後発医薬品の処方割合がかなり減った	2. 後発医薬品の	処方割合がやや	減った
3. 後発医薬品の処方割合の変化はほとんどなかった	4. 後発医薬品の	処方割合が増え	た
5. わからない	.1		i
	⑦-1 先発医薬品	(	)品目
⑦出荷調整等で入手が難しくなっている品目数 ※令和7年6月1か月間			
	⑦-2 後発医薬品	(	) 品目
⑧供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な (令和7年7月1日時点) ※Oは1つ	な取扱いの適用**'	1. あり	2. なし
※1:供給が停止されていると報告された医薬品のうち、別に示す供給停止品目制加算」等において後発医薬品の使用(調剤)割合を算出する際に算出対			「後発医薬品調剤体
⑨後発医薬品使用体制加算 1. 算定していない		光医薬品使用体	华门加管 1
の <b>算定状況</b> ※Oは1つ 3. 後発医薬品使用体制加		光医薬品使用体 発医薬品使用体	
5. 俊宪医架而使用平前加 <u>.</u>	异4. 俊3	尼区架印使用体	削/加昇∂
<b>『</b> ヘイのナルカロル ナナ <b>』</b>			
【全ての方にお伺いします】		<i>t</i> al /	) 0/
⑩後発医薬品使用割合<新指標、数量ベース> ※令和7年6月 ※/		約(	) %
⑪カットオフ値※2の割合(調剤報酬算定上の数値)※令和7年6月 ※	小数点以下第 1 位まで	約(	) %
※2: カットオフ値(%)の算出式 = (後発医薬品ありの先発医薬品 + 後発医薬品			
②現在、一般名処方による処方箋を発行していますか。※Oは	t1つ	1. あり→⑭へ	2. なし→⑬へ
【前記⑫で「2. なし」(一般名処方による処方箋の発行なし)と	回答した方にお伺いし	ます】	
③一般名処方による処方箋を発行していない理由は何です	か。※Oはいくつでも		
1 オーダリングシステムや電子カルテが未導入であるため	2. 現在のシステムが一	般名処方に対応	していないため
3. 処方箋が手書きのため	4. 一般名では分かりに	くく、医療従事	<b>当が混乱するため</b>
5. 一般名では分かりにくく、患者が混乱するため			
7. 保険薬局がメーカーを選択できることに疑問や7			
	アダルめるにめ		
8. その他(具体的に:			)
9. 特に理由はない			
【全ての方にお伺いします】			
⑭貴施設で実施している医薬品の安定供給に関連する取組は	何ですか。 ※Oはいく	つでも	
1. 先発医薬品へ切り替えた 2. クリニカルパスの	)見直しを行った 3.	レジメンの見i	直しを行った
4. その他(具体的に:	·		)
5. 特になし			
⑤ うんしゅう ⑤ 今後、どのような対応がなされれば、後発医薬品の使用を進	かても トハレ田ハキオチ	h ※Oはいくつで	+
1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発医薬			
1. 厚工力関省による、区間へ案別間に対する後先区案 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分であ	ログロ貝体皿//・1 カ	$(a) \circ (a) $	1 VH 18X/FZ
3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の確保			
4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保	·		
5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統合			
6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減			
7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオーダ	リングシステムの導	入	
8. 後発医薬品に対する患者の理解			
9. 後発医薬品を使用する際の診療報酬上の評価	:		
10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 11. 後発医薬品の出荷停止・出荷調整等を含む安定供給 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製造場 13. 調剤に関する保険薬局との連携	↓ ♪ど区ス性例世署		
11. 後発医薬品の原薬 製剤に関する製造方法 製造場	所 製造国 共同盟	発かどの情報関	示
13. 調剤に関する保険薬局との連携			1/1.
14. 患者負担が軽減されること			
15. その他(具体的に:			)
16. 特に対応は必要ない →⑩へ			
⑩前記⑤の選択肢 1. ~15. のうち、最もあてはまるものの番号	号を1つだけお書きく <u>た</u>	<b>さい。</b> (	)
①後発医薬品の使用促進について、国や地方自治体、製薬会			か取組を行うこと
が効果的と考えますか。ご意見を自由にお書きください。	在、区原因原有、国人!	-030 · C C 07 & 7	なれた位でもしてこ
1			

#### 3. バイオ後続品の使用に関するお考えについてお伺いします。

※バイオ後続品とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(以下「先行バイオ 医薬品」という。)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される 医薬品です。

本調査における「バイオ後続品」には、後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(いわゆるバイオAG、先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を含みます。

#### 国内でバイオ後続品が承認されている先行バイオ医薬品

先行バイオ医薬品 販売名
ジェノトロピン
エスポー
グラン
レミケード
ランタス
リツキサン
ハーセプチン
エンブレル
ファブラザイム
アバスチン

先行バイオ医薬品 販売名
ネスプ
フォルテオ
ヒューマログ
ヒュミラ
ノボラピッド
ルセンティス
ジーラスタ
ステラーラ
アイリーア

※1: (遺伝子組換え)を省略して記載

※2:バイオ後続品と後発バイオ医薬品のそれぞれが承認されている

#### 《バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)について》

①バイオ医薬品(先行バイオ医薬	薬品・バイオ後続品)を処方)し	していますか。	1. 処方あり	2. 処方なし
※Oは1つ			→2~	→⑤へ
【②~④は前記①で「1. 処方あ	り」と回答した方にお伺いしま	す】		_
②院内処方(入院または院内	内の外来)の有無 ※0は1つ		1. あり	2. なし
③院外処方の有無 ※○は1~	)		1. あり	2. なし
④在庫のあるバイオ医薬品(	(先行バイオ医薬品・バイオ後	続品)についてご回答くだる	さい。※あてはま	る番号すべてに〇
1. インスリン製剤	2. ヒト成長ホルモン剤	3. エタネルセプト製	剤 4. テリィ	ペラチド製剤
5. リツキシマブ製剤	6. トラスツズマブ製剤	7. ベバシズマブ製剤	』 8. インフ	リキシマブ製剤
9. アダリムマブ製剤	10. ラニビズマブ製剤	11. アガルシダーゼ ベータ製	剤   <mark>12. ペグフ</mark> /	イルグラスチム製剤
13. ウステキヌマブ製剤	14. アフリベルセプト製剤	15. バイオ医薬品の在	庫なし	

#### 《バイオ後続品について》

#### 【全ての方にお伺いします】

【主じの方にの何いします】	
⑤貴施設におけるバイオ後続品の使用に関する考え方について最も近いものはどれですか。 ※Oは	:1つ
1. バイオ後続品が発売されているものは、積極的に処方(使用)する	
2. 品質や有効性、安全性に疑問がないバイオ後続品は積極的に処方(使用)する	
3. 安定供給に疑問がないバイオ後続品は積極的に処方(使用)する	
4. 品目によってはバイオ後続品を積極的に処方(使用)する	
5. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適応症が同じ場合は積極的に処方(使用)する	
6. いわゆるバイオAG <sup>※3</sup> であれば積極的に使用する	
7. バイオ後続品を積極的には処方(使用)していない	
8. バイオ医薬品(先行バイオ医薬品、バイオ後続品)の対象となる患者がいない	
9. その他(具体的に:	)

※3:後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を指します。

【⑥~⑦は前記①で「1. 処方あり」(バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)処方あり)と回答した方にお伺いします】

⑥バイオ後続品の院内処方(入院または院内の外来)の有無 ※Oは1つ	1. あり	2. なし
⑦バイオ後続品の院外処方の有無 ※Oは1つ	1. あり	2. なし

【⑧~⑬は前記⑥⑦のいずれかで「1. あり」(院内・院外いずれかでバイオ後続品処方あり)と回答した方にお伺いします】 ※いずれも「2. なし」と回答した方は⑪へ

⑧令和6年度診療報酬改定でバイオ後続品使用体制加算が新設されたことで、貴施設におけるバイオ後続品の使用			
件数が増えましたか。※○は1つ			
1. はい	2. いいえ	3. わからない	

⑧-1 令和7年6月1か月間の入院処方におけるバイオ後続品の処方件数について対象医薬品ごとにご回答ください。					
	入院処方件数				
	処力	7総件数	うち、バイオ後続品の件数		
A. エポエチン	(	)件	(	)件	
B. リツキシマブ	(	)件	(	)件	
C. トラスツズマブ	(	)件	(	)件	
D. テリパラチド	(	)件	(	)件	
E. ソマトロピン	(	)件	(	)件	
F. インフリキシマブ	(	)件	(	)件	
G. エタネルセプト	(	)件	(	)件	
H. アガルシダーゼベータ	(	)件	(	)件	
I. ベバシズマブ	(	)件	(	)件	
J. インスリンリスプロ	(	)件	(	)件	
K. インスリンアスパルト	(	)件	(	)件	
L. アダリムマブ	(	)件	(	)件	
M. ラニビズマブ	(	)件	(	)件	
N. <mark>ペグフィルグラスチム</mark>	(	)件	(	)件	
0. <mark>ウステキヌマブ</mark>	(	)件	(	)件	
P. <mark>アフリベルセプト</mark>	(	)件	(	)件	

⑧-2 令和7年6月1か月間の外来で実施する処方におけるバイオ後続品の処方件数について対象医薬品ごとにご回答ください。				
	外来処方件数			
	処方	ī 総件数	うち、バイオ	後続品の件数
A. エポエチン	(	)件	(	)件
B. リツキシマブ	(	)件	(	)件
C. トラスツズマブ	(	)件	(	)件
D. テリパラチド	(	)件	(	)件
E. ソマトロピン	(	)件	(	)件
F. インフリキシマブ	(	)件	(	)件
G. エタネルセプト	(	)件	(	)件
H. アガルシダーゼベータ	(	)件	(	)件
I. ベバシズマブ	(	)件	(	)件
J. インスリンリスプロ	(	)件	(	)件
K. インスリンアスパルト	(	)件	(	)件
L. アダリムマブ	(	)件	(	)件
M. ラニビズマブ	(	)件	(	)件
N. <mark>ペグフィルグラスチム</mark>	(	)件	(	)件
0. <mark>ウステキヌマブ</mark>	(	)件	(	)件
P. <mark>アフリベルセプト</mark>	(	)件	(	)件

				(病院
⑧-3 令和7年6月1か月間の在宅自己注	射におけるバイオ後	続品の処方件数につ	いて対象医薬品ごと	:にご回答ください。
	在宅自己注射処方件数			
	処方:	総件数	うち、バイオ	後続品の件数
A. エポエチン	(	)件	(	)件
B. リツキシマブ	(	)件	(	)件
C. トラスツズマブ	(	)件	(	)件
D. テリパラチド	(	)件	(	)件
E. ソマトロピン	(	)件	(	)件
F. インフリキシマブ	(	)件	(	)件
G. エタネルセプト	(	)件	(	)件
H. アガルシダーゼベータ	(	)件	(	)件
I. ベバシズマブ	(	)件	(	)件
J. インスリンリスプロ	(	)件	(	)件
K. インスリンアスパルト	(	)件	(	)件
L. アダリムマブ	(	)件	(	)件
M. ラニビズマブ	(	)件	(	)件
N. <mark>ペグフィルグラスチム</mark>	(	)件	(	)件
0. <mark>ウステキヌマブ</mark>	(	)件	(	)件
P. <mark>アフリベルセプト</mark>	(	)件	(	)件
令和7年6月1か月間における以下の診療	療報酬の算定の有無	乗・件数についてご回	答ください。※それ	ぞれ0は1つ
-1 在宅自己注射指導管理料におけ るバイオ後続品導入初期加算	1. 算定あり(	)件	2. 算定なし	
-2 注射料通則におけるバイオ後続品 導入初期加算	1. 算定あり(		2. 算定なし	
-3 バイオ後続品使用体制加算	1. 算定あり(	)件	2. 算定なし	

⑨令和7年6月1か月間における以下の診療報酬の算定の有無・件数についてご回答ください。※それぞれ〇は1つ					
⑨-1 在宅自己注射指導管理料におけるバイオ後続品導入初期加算	1. 算定あり ( ) 件	2. 算定なし			
<ul><li>⑨-2 注射料通則におけるバイオ後続品 導入初期加算</li></ul>	1. 算定あり( ) 件	2. 算定なし			
⑨-3 バイオ後続品使用体制加算	1. 算定あり ( ) 件	2. 算定なし			

#### 【前記9-1または9-2のいずれかで「2. 算定なし」と回答した方にお伺いします】

E 13 3 H	ES TOTAL SEE STATE OF THE SECOND PROPERTY CONTRACTOR OF THE SECOND PROPERT	
10/	バイオ後続品導入初期加算を算定していない場合、その理由は何ですか。 ※Oはいくつでも	
1.	加算点数が少ないから	
2.	初回処方日の属する月から逆算して3か月しか算定できないため	
3.	月1回しか算定できないため	
4.	対象となる患者がいないため	
5.	バイオ後続品の安定供給に不安があるから	
6.	その他(具体的に:	)

【前記9-3で12. 算定なし」と回答した方にお伺いします】	
⑪バイオ後続品使用体制加算を算定していない場合、その理由は何ですか。 ※〇はいくつでも	
1. 加算点数が少ないから	
2. 算定要件が厳しいから	
3. バイオ後続品の使用を促進するための体制が整備できないから	
4. バイオ医薬品使用回数が少なく施設基準をクリアできないから	
5. バイオ後続品の置き換え割合が満たせず施設基準をクリアできないから	
6. 入院初日しか算定できないから	
7. 対象となる患者がいないから	
8. バイオ後続品の安定供給に不安があるから	
9. バイオ後発品への置き換え割合の計算に手間がかかるから	
10. その他(具体的に:	)

# ⑫バイオ後続品の採用が進んでいない医薬品についてご回答ください。※あてはまる番号すべてに〇 1. インスリン製剤 2. ヒト成長ホルモン剤 3. エタネルセプト製剤 4. テリパラチド製剤 5. リツキシマブ製剤 6. トラスツズマブ製剤 7. ベバシズマブ製剤 8. インフリキシマブ製剤 9. アダリムマブ製剤 10. ラニビズマブ製剤 11. アガルシダーゼ ベータ製剤 12. ペグフィルグラスチム製剤 13. ウステキヌマブ製剤 14. アフリベルセプト製剤 15. バイオ後続品の採用状況の差は、医薬品ごとにあまりない 12. ペグフィルグラスチム製剤

- →バイオ後続品の院外処方ありの場合、⑭へ
- →バイオ後続品の院外処方なしの場合、⑯へ
- 16. バイオ後続品を採用していない →⑥へ

#### 【前記⑫で選択肢 1. ~14.のいずれかを回答した方にお伺いします】

③バイオ後続品の採用が進んでいない理由は何ですか。

前記⑫で選択した医薬品のうち特に採用が進んでいない医薬品を最大3つ選び、1.~8.に記載した理由の中から、**あてはまる番号を〇で囲んでください**。 ※○はいくつでも

		1つ目	2つ目	3つ目
特に採用	が進んでいない医薬品を最大3つ記載→ (前記⑫の選択肢 1.~14.から選択して記入)			
1. 診療報酬.	上の評価が十分ではないから	1.	1.	1.
2. 対象の注	射薬が対象となる患者がいないから	2.	2.	2.
3. 患者負担:	があまり軽減されないから	3.	3.	3.
4. バイオ後約	売品の品目数が少ないから	4.	4.	4.
5. バイオ後約	売品の安定供給に不安があるから	5.	5.	5.
6. バイオ後約	売品導入初期加算を知らなかったか	6.	6.	6.
7. 先行バイス	ナ医薬品との適応症の差があるから	7.	7.	7.
8. その他	(具体的に: )	8.	8.	8.

#### 【前記⑬で「1. 診療報酬上の評価が十分ではないから」と回答した方にお伺いします】

③-1 前記③「1. 診療報酬上の評価が十分ではないから」の中であてはまる理由は何ですか。1.~5.に記載した理由の中から **あてはまる番号を〇で囲んでください**。※○はいくつでも

性田の中から、めてはよる世方をして四んでください。 然しはいくりでも			
	1つ目	2つ目	3つ目
前記⑬において選択した医薬品について回答ください→			
1. 加算点数が少ないから	1.	1.	1.
2. 算定要件がわからないから	2.	2.	2.
3. 算定要件が厳しいから	3.	3.	3.
4. 初回処方日の属する月から逆算して3か月 しか算定できないから	4.	4.	4.
5. 月1回しか算定できないから	5.	5.	5.

#### 《バイオ後続品の院外処方について》

【⑭~⑮は前記⑦で「1. あり」(バイオ後続品の院外処方あり)と回答した方にお伺いします】

(4)発行する際、処方箋にどのように表記していますか。 ※Oは1つ

1. バイオ後続品の販売名(例:「●●●	BS注射液 含量 会社名」)				
2. バイオ後続品の一般的名称(「○○○(遺伝子組換え)[●●●後続1]」)					
3. バイオ後続品の一般的名称だが(遺伝子組換え)と記載しない(「○○○[●●●後続1]」)					
4. 変更不可欄にチェックを入れずに先行	品の販売名で処方				
5. 変更不可欄にチェックを入れずに先行	品の一般的名称で処方(「○○○	)(遺伝子組換	え))		
6. その他(具体的に:			)		
⑤バイオ後続品を院外処方するにあたって薬局	・薬剤師に望むことはありますか。 ※	(0はいくつでも			
1. 「一般名処方の調剤」または「バイオ	後続品への変更調剤」について、	予め合意した	方法で情報提		
供を受けること 2. 「一般名処方の調剤」または「バイオ	後続品への変更調剤」について、	合意方法や頻	度によらず情		
報提供を受けること 3. 患者に対して、バイオ後続品の品質や	右効性 安全性について説明を行				
4. 患者に対して、バイオ後続品の普及啓 5. その他(具体的に:			 )		
【前記⑦で「2. なし」(バイオ後続品の院外処方なし	)と回答した方にお伺いします】		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
16バイオ後続品の院外処方をしていない理由は	何ですか。 ※○はいくつでも				
1. バイオ後続品に限らず、院外処方箋を	発行していないから				
2. バイオ後続品の対象となる患者がいな	いから				
3. バイオ後続品の品質や有効性、安全性	に処方医師が疑問を持っているカ	4 <b>5</b>			
4. バイオ後続品の品質や有効性、安全性	に患者が疑問を持っているから				
5. バイオ後続品の品目が少ないから					
6. バイオ後続品の安定供給に不安がある	から				
7. 患者の経済的メリットが小さいから					
8. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適	応症が異なるから				
9. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品のデ	バイスのタイプが異なるから				
10. バイオAGがないから					
11. その他(具体的に:			)		
12. 特に理由はない					
本味点ル労廃せ込みでは、    本味点ル労廃せいのいて					
ト来腫瘍化学療法診療料について》 全ての方にお伺いします】					
①外来腫瘍化学療法診療料を算定していますか。:	*Ol+10	1. 算定あり	2. 算定なし		
		→18/^	<b>→②)へ</b>		
【⑱~⑳は前記⑪で「1. 算定あり」と回答した方に⑩以来時頃化党療法診療料の質字回数、必会科		(	) 口		
⑩外平師連化学療注診療料の対象患者の平均受診同数(小数占第1位主で)					
※令和7年6月1か月間					
②院内で採用している外来化学療法における後発品の使用状況(※過去1か月間で使用した品目数を記入ください)					
	A 後発医薬品(バイオ後続品を 含む)がある先発医薬品		送医薬品 (続品を含む)		
⑩-1 抗悪性腫瘍薬(バイオ医薬品)	( ) 品目	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	) 品目		
⑩-2 抗悪性腫瘍薬(バイオ医薬品 <u>以外</u> )	( )品目	(	)品目		
⑩-3 支持療法に用いる医薬品(抗悪性腫瘍 薬以外のバイオ医薬品も含む)	( )品目	(	)品目		
		1			

#### 《外来化学療法加算について》

#### 【全ての方にお伺いします】

② 外来化学療法加算を算定していますか。	※Oは1つ	1. 算定あり → <b>②へ</b>	2. 算定なし →設問 <b>4へ</b>

#### 【前記②で「1. 算定あり」と回答した方にお伺いします】

②院内で採用している外来化学療法における後発品の使用状況(※過去1か月間で使用した品目数を記入ください)				
	A 後発医薬品(バイオ後続品を B 後発医薬品		後発医薬品	
	含む)が	ある先発医薬品	(バイ	(才後続品を含む)
<ul><li>②-1 バイオ医薬品</li></ul>	(	)品目	(	)品目
②-2 支持療法に用いる医薬品	(	)品目	(	)品目

4. 長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)についてお伺いします。

令和6年10月1日から、<mark>患者の希望により</mark>後発医薬品のある先発医薬品を処方する際には患者が特別の料金を支払うことになりました。また、対象となる先発医薬品を処方する場合には、処方箋に医療上の必要によるものか、患者の希望かを明記することとなりました。この制度を「長期収載品の選定療養」と呼びます。

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_39830.html

#### 【全ての方にお伺いします】

<u> </u>	_	
①選定療養の対象となりうる長期収載品の処方箋発行枚数をご記入ください。 (令和7年6月1か月間)	(	)枚
②上記で1枚以上と回答した場合、その内訳をご記入ください。	_	
②-1 医療上必要性があると医師が判断したもの	(	)枚
②-2 後発医薬品の在庫がないもの	(	)枚
②-3 串者が希望したもの	(	)

③長期収載品の選定療養によって、どのような影響や課題がありましたか。※〇はいくつでも
1. 患者への説明や患者からの質問への対応に係る負担が大きい
2. 患者の制度に対する理解が不十分である
3. 薬価改定に伴い、これまで選定療養の対象であった長期収載品が対象外となった際に、患者への説明等に苦慮したことがある
4. 薬価改定に伴い、対象品目が変わってしまう
5. 医療関係者への制度に関する周知が不十分である
6. 制度そのものがわかりづらい
7. 特別の料金の計算がわかりづらい
8. レセコンなどシステム改修が不十分である
9. 後発医薬品を選択する患者が増えた
10. 患者からのクレーム対応に苦慮したことがある
11. その他(具体的に:
12. わからない

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お手数をおかけいたしますが、<u>令和7年8月●日(●)</u>までに専用の返信用封筒(切手不要)に封入し、 お近くのポストに投函してください。

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)

### 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 一般診療所票

※この一般診療所票は医療機関の開設者・管理者の方に、貴施設における後発医薬品の使用状況や長期収載品の選定療養費に関するお考えについてお 伺いするものですが、開設者・管理者が指名する方にご回答いただいても結構です。

- ※ご回答の際は、<u>あてはまる番号をO(マル)で囲んでください</u>。また()内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
  - ( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)を、わからない場合は「ー」をご記入ください。
- ※数値を入力する設問で、「小数点以下第1位まで」と記載されている場合は、小数点以下第2位を四捨五入してご記入ください。記載されていない場合は、 整数をご記入ください。
- ※特に断りのない場合は、令和7年7月1日時点の状況についてご記入ください。
- ※災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 1. 貴施設の状況についてお伺いします(令和7年7月1日時点)。

①所在地	(	)都・道・府・県	
②開設者 ※Oは1つ	1. 個人	2. 法人	3. その他
③開設年	西暦(	)年	
④種別 ※Oは1つ	1. 無床診療所	2. 有床診療所 →許	可病床数 ( ) 床
⑤標榜診療科	1. 内科	2. 外科 3. 精	神科 4. 小児科
※Oはいくつでも	5. 皮膚科	6. 泌尿器科 7. 産	婦人科・産科 : 8. 眼科
7K 3 16 15 17 2 5			神経外科 12. 整形外科
	13. 麻酔科		斗・歯科口腔外科 16. リハビリテーション科
	17. その他 (具体的:		)
【前記⑤で「1. 内科」と回	答した方にお伺いします	]	
⑤-1 内科の詳細 ※0	)はいくつでも		
1. 腎臟内科	2. 血液内科	3. リウマチ内和	4. 糖尿病内科
5. 消化器内科	6. 呼吸器内科	· 7. 循環器内科	8. 1~7に該当なし
【前記⑤で「2. 外科」と回	答した方にお伺いします	]	
⑤-2 外科の詳細 ※0	)はいくつでも		
1. 呼吸器外科	2. 心臟血管外	科 3. 乳腺外科	4. 気管食道外科
5. 消化器外科	6. 肛門外科	7. 小児外科	8. 1~7に該当なし

#### 【全ての方にお伺いします】

⑥オーダリングシステム	1. 一般名処方に対応できるオーダリングシステムを導入している
の導入状況	2. 後発医薬品名が表示されるオーダリングシステムを導入している
※Oはいくつでも	3. バイオ後続品**1が表示されるオーダリングシステムを導入している
	4. オーダリングシステムを導入している(上記1,2,3の機能はない)
	5. オーダリングシステムを導入していない
⑦外来の院内·院外処 方の割合	院内処方( ) %+院外処方( ) %=100% *2

- ※1:バイオ後続品とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイナテクノロジー応用医薬品(以下「先行バイオ医薬品)という。)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。本調査における「バイオ後続品」には、後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(いわゆるバイオAG、先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を含みます。
- ※2:算定回数ベースにて整数でご記入ぐさい。正確な数がわからない場合は概数でご記入ください。例えば、院内投薬のみの場合は、院内処方に「100」を、院外処方に「0」をご記入ください。また、院外処方のみの場合は、「院内処方」に「0」を、「院外処方」に「100」をご記入ください。

	1)常勤のみ※ゼロの場合は「0」とご記入ください。		2)常勤換算 <sup>※3</sup>	
⑧-1 医師数	(	)人	(	)人
8-2 薬剤師数	(	)人	(	)人
9外来患者延数 ※令和7年			(	)人
⑩在院患者延数 ※令和7年	年6月1か月間		(	)人

※3:常勤換算とは、事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法。常勤職員(非常勤医師等)は、貴薬局における実労働時間が週32時間に満たない職員(医師等)をいい、常勤換算数は、以下により算出します(小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで求める)。非常勤医師等数については、直近3か月間の勤務状況に基づき算出します。

1. 上堂勤医師等数 (	~~ #L 142 ~~ \		ヨ該診療所にありる週32時間に満たない医師寺の美力側時间の音計	(時间/3か月)
16年19月15日 15年19月(	12. 割17型 負)	=		

32 (時間/週) ×13 (週/3月)

【 <b>有床診療所の方</b> 、または <b>無床診療所で院内処方を行っている施設の方</b> にお伺いします】						
⑪医薬品の備蓄品目数(令和7年7月1日)※4						
⑪-1 調剤用医薬品		約(	)品目			
①-2 上記①-1のうち後発医薬品		約(	) 品目			
⑪-3 上記⑪-1のうち先行バイオ医薬品		約(	) 品目			
①-4 上記①-1のうちバイオ後続品		約(	)品目			
※4: 令和7年7月1日の数値が不明の場合は、貴施設が把握して	いる直近月の初日の数値をこ	ご記入ください				
②後発医薬品使用割合(新指標、数量ベース)※令和7年6月	※小数点以下第1位まで	約(	) %			
③カットオフ値 <sup>※5</sup> の割合(調剤報酬算定上の数値) ※令和7年6月	※小数点以下第 1 位まで	約(	) %			
※5: カットオフ値(%)の算出式 = (後発医薬品ありの先発医薬品・	+ 後発医薬品) ÷ 全医薬品					
o	カルー・ファン	<del>+</del> +				
2.後発医薬品に係る <b>貴施設での</b> 最近の対応状況	況についてお何いし	<b>より</b> 。				
【全ての方にお伺いします】 ①1年前と比較して後発医薬品に係る対応において	<b>学</b> 玖 旱 (ナ 揃 ラ 士 ) ナ	<u> </u>				
1)1年前と比較して後光医楽品に係る対応において	未伤里は増んました	1. 増えた 2	変わらない 3. 減った			
②1年前(令和6年7月1日)と比較して、後発医薬品の	カ供給体制についてどの	 )ように感じますか。	*Oは1つ			
1. 改善した       2. 変わら7		3. 悪化した	X01613			
	<u> </u>	•				
③現在(令和7年7月1日)の医薬品の調達状況につい			2 1 A4 × . }			
1. 医薬品の納品までに時間がかかる		り発注作業の回数な				
3. 卸に医薬品の注文を受け付けてもらえない	<u>4. 卸からの</u>	)医楽品の注文の取	り消しが頻発している			
5. 特に困難な状況はない						
6. その他(具体的に:			)			
④医薬品の不安定な供給状況によって生じている影	/響についてお伺いしま	す。※0はいくつでも	5			
1. 後発医薬品を先発医薬品に採用品目の見直	直しを行っている					
2. 後発医薬品を別の後発医薬品に採用品目の	り見直しを行っている	)				
3. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため	り、代替のための後発	医薬品の調達を行	っている			
4. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なため、同一成分の先発医薬品の調達を行っている						
5. 同一成分の後発医薬品の入手が困難なたぬ						
6. 患者からの後発医薬品使用に関する相談や苦情等の対応を行っている						
7. 後発医薬品の品質や安全性に係る情報収集を行っている						
8. 後発医薬品メーカーや卸から供給に関する情報の収集を行っている						
9. 処方可能な医薬品のリストを作成し、日々更新している						
10. オーダリングシステムの医薬品マスタにおいて処方可否の設定を日々更新している						
11. その他(具体的に:			)			
12. 特になし						
	: 7 + のの妥旦 た 1 つ					
⑤前記④の選択肢1. ~11. のうち、 <u>最もあてはま</u> お書きください。	るものの母方を12	(	)			
⑥現在(令和7年7月1日)において、後発医薬品の処	七割	1 t-h ×01+10				
			5 5 MH &			
1. 後発医薬品の処方割合がかなり減った		素品の処方割合がる				
3. 後発医薬品の処方割合の変化はほとんどな	かつに 4. 仮発医療	表面の処方割合かり	胃えた			
5. わからない		,				
⑦出荷調整等で入手が難しくなっている品目数	⑦-1 先発医薬品	(	)品目			
※令和7年6月1か月間	⑦-2 後発医薬品	(	)品目			
⑧供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬」 の適用 <sup>※1</sup> (令和7年7月1日時点)※〇は1つ	上の臨時的な取扱い	1. あり	2. なし			
※1:供給が停止されていると報告された医薬品のうち、別に示す係	共給停止品目と同一成分・同-	-投与形態の医薬品につ	いては、「後発医薬品調剤体制			
加算」等において後発医薬品の使用(調剤)割合(以下、「新技	指標の割合」)を算出する際に	算出対象から除外しても	差し支えないこととするもの。			
【⑨は有床診療所の方にお伺いします】			- 11. mm 11 or 1 - 54:			
⑨後発医薬品使用体制加算の 1. 算定してい			品使用体制加算1			
	品使用体制加算2	4. 後発医薬品	品使用体制加算3			
【全ての方にお伺いします】						
⑩外来後発医薬品使用体制加 1. 算定してい	<i>ハ</i> ない	2. 外来後発	医薬品使用体制加算1			
算の算定状況 ※Oは1つ 3. 外来後発置	医薬品使用体制加算2	4. 外来後発	医薬品使用体制加算3			

#### 3. 一般名処方に係る**貴施設での**最近の対応状況についてお伺いします。

#### 【全ての方にお伺いします】

①現在、一般名処方による処方箋を発行していますか。※Oは1つ	1. あり <b>→②へ</b>	2. なし→⑤へ

#### 【②は前記①で「1.あり」と回答した方にお伺いします】

②1年前と比較して一般名処方の件数は増えましたか。 ※Oは1つ 1. 増えた →③へ 2 変わらない →④へ 3. 減った →④へ :

#### 【前記②で「1. 増えた」と回答した方にお伺いします】

#### ③一般名処方が増えた理由は何ですか。 ※○はいくつでも

- 1. 一般名処方加算の点数が引き上げられたから : 2. 後発医薬品の品質への不安が減ったから
- 3. 後発医薬品の安定供給への不安が減ったから 4. 先発医薬品を希望する患者が減ったから
- 5. オーダリングシステムの変更など一般名処方に対応できる院内体制が整備されたから
- 6. その他(具体的に:

#### 【前記②で「2. 変わらない」「3. 減った」と回答した方にお伺いします】

#### ④一般名処方が増えない理由は何ですか。 ※Oはいくつでも

- 後発医薬品の品質への不安があるから 2. 後発医薬品の安定供給への不安があるから

が効果的と考えますか。ご意見を自由にお書きください。

- 3. 先発医薬品を希望する患者が増えたから 4. オーダリングシステムの変更など一般名処方に対応できる院内体制が整備されていないから 5. その他(具体的に:

#### 【前記①で「2. なし」(一般名処方による処方箋の発行なし)と回答した方にお伺いします】

Figure C -: 0.01( WEIGHT-0.0)CM Style 0.0) CH HOLD 1-00 MI OU.				
⑤一般名処方による処方箋を発行していない理由は何ですか。 ※Oはいくつでも				
1. オーダリングシステムや電子カルテが未導入であるため	2. 現在のシステムが一般名処方に対応していないため			
3. 処方箋が手書きのため	4 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するため			
5. 一般名では分かりにくく、患者が混乱するため	6. 手間が増えるため			
7. 保険薬局がメーカーを選択できることに疑問や	不安があるため			
8. その他(具体的に:	)			
9. 特に理由はない				

#### 【全ての方にお伺いします】

# ⑥貴施設で実施している医薬品の安定供給に関連する取組は何ですか。 ※〇はいくつでも 2. クリニカルパスの見直し 先発医薬品への切り替え 3. レジメンの見直し 4. その他 (具体的に: 5. 特になし ⑦今後、どのような対応がなされれば、医師の立場として後発医薬品の使用を進めてもよいと思いますか。 ※ 〇はいくつでも 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発医薬品の品質保証が十分である 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分であること 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の確保 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統合 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統合 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオーダリングシステム 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品を使用する際の診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 11. 後発医薬品の出荷停止・出荷調整等を含む安定供給に係る特例措置 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製造場所、製造国、共 13. 調剤に関する保険薬局との連携 14. 患者負担が軽減されること 15. その他(具体的に) その他(具体的に 15. 16. 特に対応は必要ない →⑨へ ⑧前記⑦の選択肢 1.~15.のうち、<u>最もあてはまるものの番号を1つ</u>お書きください。

⑨後発医薬品の使用促進について、国や地方自治体、製薬会社、医療関係者、国民においてどのような取組を行うこと

#### 4. バイオ後続品の使用に関するお考えについてお伺いします。

※バイオ後続品とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(以下「先行バイオ 医薬品」という。)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される 医薬品です。

本調査における「バイオ後続品」には、後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(いわゆるバイオAG、先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を含みます。

#### 国内でバイオ後続品が承認されている先行バイオ医薬品

先行・イオ医薬品の一般的名称※1	先行バイオ医薬品 販売名
ソマトロピン	ジェノトロピン
エポエチン アルファ	エスポー
フィルグラスチム	グラン
インフリキシマブ	レミケード
インスリン グラルギン	ランタス
リツキシマブ	リツキサン
トラスツズマブ	ハーセプチン
エタネルセプト	エンブレル
アガルシダーゼ ベータ	ファブラザイム
ベバシズマブ	アバスチン

先行バイオ医薬品の一般的名称	先行バイオ医薬品 販売名
ダルベポエチン アルファ <sup>※2</sup>	ネスプ
テリパラチド	フォルテオ
インスリン リスプロ	ヒューマログ
アダリムマブ	ヒュミラ
インスリン アスパルト	ノボラピッド
ラニビズマブ	ルセンティス
ペグフィルグラスチム	ジーラスタ
ウステキヌマブ	ステラーラ
アフリベルセプト	アイリーア

※1: (遺伝子組換え)を省略して記載

※2:バイオ後続品と後発バイオ医薬品のそれぞれが承認されている

#### 《バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)について》

①バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)を処方(使用)していま	1. 処方(使用)あり 2. 処方(使用)なし			
すか。※Oは1つ	→②へ →⑤へ			
【②~④は前記①で「1. 処方(使用)あり」と回答した方にお伺いします】				
②院内処方(入院または院内の外来)の有無 ※0は1つ	1. あり 2. なし			
③院外処方の有無 ※○は1つ	1. あり 2. なし			
④在庫のあるバイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)についてご回答ください。※Oはいくつでも				
1. インスリン製剤 2. ヒト成長ホルモン剤 3. エタネル	⁄セプト製剤 4. テリパラチド製剤			
5. リツキシマブ製剤 : 6. トラスツズマブ製剤 : 7. ベバシス	ズマブ製剤 : 8. インフリキシマブ製剤			
9. アダリムマブ製剤 10. ラニビズマブ製剤 11. アガルシダ・	ーゼ ベータ製剤 : <mark>12. ペグフィルグラスチム製剤</mark>			
13. ウステキヌマブ製剤 14. アフリベルセプト製剤 15. バイオ圏	医薬品の在庫なし			

#### 《バイオ後続品について》

#### 【全ての方にお伺いします】

(主での力にお同じしより)	
⑤貴施設におけるバイオ後続品の使用に関する考え方について最も近いものはどれ	れですか。 ※Oは1つ
1. バイオ後続品が発売されているものは、積極的に処方(使用)する -	→⑥へ
2. 品質や有効性、安全性に疑問がないバイオ後続品は積極的に処方(使	「用)する <b>→⑥へ</b>
3. 安定供給に疑問がないバイオ後続品は積極的に処方(使用)する →⑥	<u></u>
4. 品目によってはバイオ後続品を積極的に処方(使用)する →⑥へ	
5. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適応症が同じ場合は積極的に処方	「(使用) する → <b>⑥へ</b>
6. いわゆるバイオAG <sup>**3</sup> であれば積極的に使用する → <b>⑥へ</b>	
7. バイオ後続品を積極的には処方(使用)していない →⑧へ	
8. バイオ医薬品(先行バイオ医薬品、バイオ後続品)の対象となる患者	-がいない → <b>⑨へ</b>
9. その他(具体的に:	) →⑨へ

※3:後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を指します。

#### 【⑥~⑦は前記⑤で選択肢 1.~6.(バイオ後続品を積極的に処方(使用)する)と回答した方にお伺いします】

<u> </u>	<u> </u>
⑥バイオ後続品を積極的に処方(使用)する場合、その理	由は何ですか。 ※○はいくつでも
1. 患者がバイオ後続品の使用を希望するから	2. 患者の経済的負担が軽減できるから
3. 診療報酬上の評価があるから	4. 経営上のメリットがあるから
5. 医療費削減につながるから	6. 国がバイオ後続品の使用促進を図っているから
7. その他(具体的に:	)
⑦既に先行バイオ医薬品を処方(使用)している患者に、5	も行バイオ医薬品からバイオ後続品に変更を考慮する場
合、その理由は何ですか。 ※Oはいくつでも	
1. 患者がバイオ後続品の使用を希望するから	2. 患者の経済的負担が軽減できるから
3. 診療報酬上の評価があるから	4. 経営上のメリットがあるから
5. 医療費削減につながるから	6. 国がバイオ後続品の使用促進を図っているから
7. その他 (具体的に:	)
	ていたい。レ同答した古にお伺いします】

【図は削記図で1.747後続品を慎極的には処方(使用)していない」と凹合した方にお刊いします】	
⑧バイオ後続品を積極的には処方(使用)していない理由としてあてはまるものお選びください。 ※Oはいく	つでも
1. バイオ後続品の品質や有効性、安全性に疑問があるから	
2. バイオ後続品は、先発品(先行バイオ医薬品)と同等/同質の品質・安全性・有効性を有る	するが
同一ではないから	
3. バイオ後続品に関する情報提供が不足しているから	
→ 不足している情報(	)
4. バイオ後続品の品目が少ないから	
5. バイオ後続品の安定供給に不安があるから	
6. 患者への普及啓発が不足しているから	
7. 患者の経済的メリットが小さいから	
8. 自己負担額が制度により軽減されている患者(生活保護受給者や、難病・障害等による公園	<mark>費負担制</mark>
度の受給者など)であり、薬剤費の差が治療選択に影響しにくいから	
9. 院内でバイオ後続品の投与や処方を行っていないから	
10. 在庫管理等の負担が大きいから	
11. 薬価差の状況により、バイオ後続品を選択する利点が小さいため	
12. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の両方を備蓄するのは困難だから	
13. 製造販売後調査 (PMS) の手間が大きいから	
14. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適応症が異なるから	
15. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品のデバイスのタイプが異なるから	
16. その他(具体的に:	)

#### 【全ての方にお伺いします】

【全ての方にお伺いします】			
⑨今後、どのような対応が進めば、バイオ後続品の処方(使用)を進めてよいと考えますか。※Oはいくつでも			
1. 診療報酬上の評価	2. より患者負担が軽減されること		
3. 医師、薬剤師への国からのバイオ後続品に関する	か情報の周知		
4. 国からの国民への啓発と患者の理解	5. バイオ後続品企業からの情報提供		
6. 先行バイオ医薬品からバイオ後続品に切り替えを	含む臨床試験データの充実やガイドライン等の整備		
7. バイオ後続品の品目数が増えること	8. バイオ後続品の供給がより安定すること		
9. バイオ後続品の在庫の負担軽減	10. 医療機関に対する経営的メリットがあること		
11. その他(具体的に:	)		
12. バイオ後続品を使用する必要はない			

【⑪~⑪は前記①で「1.処方(使用)あり」(バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)処方あり)と回答した方にお伺いします】

⑩バイオ後続品の院内処方(入院または院内の外来)の有無 ※Oは1つ	1. あり	2. なし
⑪バイオ後続品の院外処方の有無 ※Oは1つ	1. あり	2. なし

【⑫~⑪は前記⑩⑪のいずれかで「1. あり」(院内・院外いずれかでバイオ後続品処方あり)と回答した方にお伺いします】 ※いずれも「2.なし」と回答した方は②へ

<ul><li>⑩-1 令和7年6月1か月間の入院処方におけるバイオ後続品の処方件数について対象医薬品ごとにご回答ください</li><li>入院処方件数</li></ul>				
	<b>処方総件数</b>		カ <del>ド奴</del> うち、バイオ後続品の件数	
A. エポエチン	(	)件	(	)件
B. リツキシマブ	(	)件	(	)件
C. トラスツズマブ	(	)件	(	)件
D. テリパラチド	(	)件	(	)件
E. ソマトロピン	(	)件	(	)件
F. インフリキシマブ	(	)件	(	)件
G. エタネルセプト	(	)件	(	)件
H. アガルシダーゼベータ	(	)件	(	)件
I. ベバシズマブ	(	)件	(	)件
J. インスリンリスプロ	(	)件	(	)件
K. インスリンアスパルト	(	)件	(	)件
L. アダリムマブ	(	)件	(	)件
M. ラニビズマブ	(	)件	(	)件
N. <mark>ペグフィルグラスチム</mark>	(	)件	(	)件
0. <mark>ウステキヌマブ</mark>	(	)件	(	)件
P. <mark>アフリベルセプト</mark>	(	)件	(	)件

①-2 令和7年6月1か月間の外来で実施する処方におけるバイオ後続品の処方件数について対象医薬品ごとにご回答ください。				
	外来処方件数			
	処	方総件数	うち、バイス	ナ後続品の件数
A. エポエチン	(	)件	(	)件
B. リツキシマブ	(	)件	(	)件
C. トラスツズマブ	(	)件	(	)件
D. テリパラチド	(	)件	(	)件
E. ソマトロピン	(	)件	(	)件
F. インフリキシマブ	(	)件	(	)件
G. エタネルセプト	(	)件	(	)件
H. アガルシダーゼベータ	(	)件	(	)件
I. ベバシズマブ	(	)件	(	)件
J. インスリンリスプロ	(	)件	(	)件
K. インスリンアスパルト	(	)件	(	)件
L. アダリムマブ	(	)件	(	)件
M. ラニビズマブ	(	)件	(	)件
N. <mark>ペグフィルグラスチム</mark>	(	)件	(	)件
0. <mark>ウステキヌマブ</mark>	(	)件	(	)件
P. <mark>アフリベルセプト</mark>	(	)件	(	)件

①-3 令和7年6月1か月間の在宅自己注射におけるバイオ後続品の処方件数について対象医薬品ごとにご回答ください。				
	在宅自己注射処方件数			
	処元	方総件数	うち、バイオ後続品の件数	
A. エポエチン	(	)件	(	)件
B. リツキシマブ	(	)件	(	)件
C. トラスツズマブ	(	)件	(	)件
D. テリパラチド	(	)件	(	)件
E. ソマトロピン	(	)件	(	)件
F. インフリキシマブ	(	)件	(	)件
G. エタネルセプト	(	)件	(	)件
H. アガルシダーゼベータ	(	)件	(	)件
I. ベバシズマブ	(	)件	(	)件
J. インスリンリスプロ	(	)件	(	)件
K. インスリンアスパルト	(	)件	(	)件
L. アダリムマブ	(	)件	(	)件
M. ラニビズマブ	(	)件	(	)件
N. <mark>ペグフィルグラスチム</mark>	(	)件	(	)件
<mark>0</mark> . <mark>ウステキヌマブ</mark>	(	)件	(	)件
P. <mark>アフリベルセプト</mark>	(	)件	(	)件

⑬令和7年6月1か月間における以下の診療報酬の算定の有無・件数についてご回答ください。※それぞれ○は1つ			
①-1 在宅自己注射指導管理料におけるバイオ後続品導入初期加算	1. 算定あり(	) 件 2. 算定な	:1
①-2 注射料通則におけるバイオ後続品 導入初期加算	1. 算定あり(	)件 2. 算定な	: L

#### 【前記⑬-1または⑬-2のいずれかで「2. 算定なし」と回答した方にお伺いします】

⑭バイオ後続品導入初期加算を算定していない場合、その理由 ※Oはいくつでも	
1. 加算点数が少ないから	
2. 初回処方日の属する月から逆算して3か月しか算定できないため	
3. 月1回しか算定できないため	
4. 対象となる患者がいないため	
5. バイオ後続品の安定供給に不安があるから	
6. その他(具体的に:	)
	<ol> <li>加算点数が少ないから</li> <li>初回処方日の属する月から逆算して3か月しか算定できないため</li> <li>月1回しか算定できないため</li> <li>対象となる患者がいないため</li> <li>バイオ後続品の安定供給に不安があるから</li> </ol>

#### ⑤バイオ後続品の採用が進んでいない医薬品についてご回答ください。 ※Oはいくつでも

- 1. インスリン製剤 2. ヒト成長ホルモン剤 3. エタネルセプト製剤 4. テリパラチド製剤
- 5. リツキシマブ製剤 6. トラスツズマブ製剤 7. ベバシズマブ製剤 8. インフリキシマブ製剤
- 9. アダリムマブ製剤 10. ラニビズマブ製剤 11. アガルシダーゼ ベータ製剤 <mark>12. ペグフィルグラスチム製剤</mark>

#### 13. ウステキヌマブ製剤 14. アフリベルセプト製剤

- 15. バイオ後続品の採用状況の差は、医薬品ごとにあまりない
  - →バイオ後続品の院外処方ありの場合、18へ
  - →バイオ後続品の院外処方なしの場合、②へ
- 16. バイオ後続品を採用していない →②へ

#### 【前記⑮で選択肢 1.~14.のいずれかを回答した方にお伺いします】

(i)バイオ後続品の採用が進んでいない理由は何ですか。

前記®で選択した医薬品のうち特に採用が進んでいない医薬品を最大3つ選び、1.~8.に記載した理由の中から、あてはまる番号をOで囲んでください。 ※Oはいくつでも

	SP THOUSE THE THE THE THE THE THE THE THE THE TH				
	1つ目	2つ目	3つ目		
特に採用が進んでいない医薬品を最大3つ記載→ (前記⑥選択肢1.~14.から選択して記入)					
1. 診療報酬上の評価が十分ではないから	1.	1.	1.		
2. 対象の注射薬が対象となる患者がいないから	2.	2.	2.		
3. 患者負担があまり軽減されないから	3.	3.	3.		
4. バイオ後続品の品目数が少ないから	4.	4.	4.		
5. バイオ後続品の安定供給に不安があるから	5.	5.	5.		
6. バイオ後続品導入初期加算を知らなかったか	6.	6.	6.		
7. 先行バイオ医薬品との適応症の差があるから	7.	7.	7.		
8. その他 (具体的に: )	8.	8.	8.		

#### 【前記⑯で「1. 診療報酬上の評価が十分ではないから」と回答した方にお伺いします】

①前記⑥「1. 診療報酬上の評価が十分ではないから」の中であてはまる理由は何ですか。1.~5.に記載した理由の中から、**あてはまる番号を〇で囲んでください**。 ※○はいくつでも

の十から、めてはよる音号として四ルとくだとい。 ※○はいっても			
	1つ目	2つ目	3つ目
前記®において選択した医薬品について回答ください→			
1. 加算点数が少ないから	1.	1.	1.
2. 算定要件がわからないから	2.	2.	2.
3. 算定要件が厳しいから	3.	3.	3.
4. 初回処方日の属する月から逆算して3か月 しか算定できないから	4.	4.	4.
5. 月1回しか算定できないから	5.	5.	5.

#### 《バイオ後続品の院外処方について》

【⑱~⑲は前記⑪で「1.あり」(バイオ後続品の院外処方あり)と回答した方にお伺いします】

#### ®発行する際、処方箋にどのように表記していますか。 ※Oは1つ

- 1. バイオ後続品の販売名(例:「●●● BS注射液 含量 会社名」)
- 2. バイオ後続品の一般的名称(「○○○(遺伝子組換え) [●●●後続1]」)
- 3. バイオ後続品の一般的名称だが(遺伝子組換え)と記載しない(「○○○ [●●●後続1]」)
- 4. 変更不可欄にチェックを入れずに先行品の販売名で処方
- 5. 変更不可欄にチェックを入れずに先行品の一般的名称で処方(「○○○(遺伝子組換え))
- 6. その他(具体的に: )

⑲バイオ後続品を院外処方するにあたって薬局・薬剤師に望むことはありますか	。※0はいくつで	ŧ			
1. 「一般名処方の調剤」または「バイオ後続品への変更調剤」につい	って、予め合意し	た方法で情報提			
供を受けること					
2. 「一般名処方の調剤」または「バイオ後続品への変更調剤」につい	て、合意方法や	P頻度によらず情			
報提供を受けること 3. 患者に対して、バイオ後続品の品質や有効性、安全性について説明	また行るとし				
3. 患者に対して、ハイオ後続品の曲負や有効性、安全性について説明 4. 患者に対して、バイオ後続品の普及啓発を行うこと	18117 - 2				
5. その他 (具体的に:		)			
【前記⑪で「2.なし」(バイオ後続品の院外処方なし)と回答した方にお伺いします】		,			
⑩バイオ後続品の院外処方をしていない理由は何ですか。※Oはいくつでも					
1. バイオ後続品に限らず、院外処方箋を発行していないから					
2. バイオ後続品の対象となる患者がいないから					
3. バイオ後続品の品質や有効性、安全性に疑問を持っているから					
4. バイオ後続品の品質や有効性、安全性に患者が疑問を持っているカ	45				
5. バイオ後続品の品目が少ないから					
6. バイオ後続品の安定供給に不安があるから					
7. 患者の経済的メリットが小さいから					
8. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適応症が異なるから					
9. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品のデバイスのタイプが異なるから					
10. バイオAGがないから					
11. その他 (具体的に:		)			
12. 特に理由はない					
《外来腫瘍化学療法診療料について》					
【全ての方にお伺いします】	- ** 10	o the day			
②外来腫瘍化学療法診療料を算定していますか。 ※Oは1つ	1. 算定あり → <b>②へ</b>	2. 算定なし → <b>®へ</b>			
【前記②で「1. 算定あり」と回答した方にお伺いします】					
②外来腫瘍化学療法診療料の算定回数 ※令和7年6月1か月間	(	) 口			
③外来腫瘍化学療法診療料の対象患者の平均受診回数(小数点第1位まで)	(	) 同			
※令和7年6月1か月間	(	, 1			
②院内で採用している外来化学療法における後発品の使用状況( <mark>※過去1か月間で使</mark>					
A 後発医薬品(バイオ後続品を 含む)がある先発医薬品		巻医薬品 続品を含む)			
②-1 抗悪性腫瘍薬(バイオ医薬品) ( ) 品目	(八八万 <u>区</u>	) 品目			
④-2 抗悪性腫瘍薬(バイオ医薬品以外)     ( ) 品目	(	)品目			
②-3 支持療法に用いる医薬品(抗悪性 ) 品目	(	)品目			
腫瘍薬以外のバイオ医薬品も含む)		/ ии П			
《外来化学療法加算について》					
【全ての方にお伺いします】					
	1. 算定あり	2. 算定なし			

⑥院内で採用している外来化学療法における後発品の使用状況( <mark>※過去1か月間で使用した品目数を記入ください</mark> )				
	A 後発医薬品(バイオ後続品を 含む)がある先発医薬品		_	後発医薬品 「後続品を含む)
26-1 バイオ医薬品	(	)品目	(	)品目
26-2 支持療法に用いる医薬品	(	)品目	(	)品目

②外来化学療法加算を算定していますか。 ※〇は1つ

【前記②で「1. 算定あり」と回答した方にお伺いします】

→設問5へ

**→26**^

5. 長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)についてお伺いします。

令和6年10月1日から、<mark>患者の希望により</mark>後発医薬品のある先発医薬品を処方する際には患者が特別の料金を支払うことになりました。また、対象となる先発医薬品を処方する場合には、処方箋に医療上の必要によるものか、患者の希望かを明記することとなりました。この制度を「長期収載品の選定療養」と呼びます。

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_39830.html

#### 【全ての方にお伺いします】

①選定療養の対象となりうる長期収載品の処方箋発行枚数をご記入ください。 (令和7年6月1か月間)	(	)枚
②上記で1枚以上と回答した場合、その内訳をご記入ください。		
②-1 医療上必要性があると医師が判断したもの	(	)枚
②-2 後発医薬品の在庫がないもの	(	)枚
②-3 患者が希望したもの	(	)枚

③長期処方の選定療養によって、どのような影響や課題がありましたか。 ※〇はいくつでも
1. 患者への説明や患者からの質問への対応に係る負担が大きい
2. 患者の制度に対する理解が不十分である
3. 薬価改定に伴い、これまで選定療養の対象であった長期収載品が対象外となった際に、患者への説明等に苦慮したことがある
4. <mark>薬価改定に伴い、対象品目が変わってしまう</mark>
5. 医療関係者への制度に関する周知が不十分である
6. 制度そのものがわかりづらい
7. 特別の料金の計算がわかりづらい
8. レセコンなどシステム改修が不十分である
9. 後発医薬品を選択する患者が増えた
10. 患者からのクレーム対応に苦慮したことがある
11. その他(具体的に:
12. わからない

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。 お手数をおかけいたしますが、<u>令和7年8月●日(●)</u>までに専用の返信用封筒(切手不要)に封入し、 お近くのポストに投函してください。

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)

## 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 医師票

- ※この医師票は貴施設において、外来診療を担当する医師の方に、後発医薬品の使用状況やお考えについてお伺いするものです。
- ※ご回答の際は、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、(
- )内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ()内に数値を記入する設問で、該当なしは「0(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ※数値を入力する設問で、「小数点以下第1位まで」と記載されている場合は、小数点以下第2位を四捨五入してご記入ください。記載されていない場合は、 整数をご記入ください。
- ※ご回答頂いた調査票は、専用の返信用封筒(切手不要)にて、直接事務局までご返送いただけますよう、お願い申し上げます。
- ※特に断りのない場合は、令和7年7月1日現在の状況についてご記入ください。
- 1. あなたご自身についてお伺いします(令和7年7月1日現在)。

①性別 ※0は1つ	1. 男性		2. 女性	
②年代 ※0は1つ	1. 20歳代 2	. 30歳代 3. 40	歳代 4.50歳代	5. 60歳代以上
③主たる担当診療科	1. 内科 <sup>※1</sup> →③-1 <b>へ</b>	2. 外科※2→③-2へ	3. 精神科	4. 小児科
※Oは1つ	5. 皮膚科	6. 泌尿器科	7. 産婦人科・産科	8. 眼科
	9. 耳鼻咽喉科	10. 放射線科	11. 脳神経外科	12. 整形外科
	13. 麻酔科	14. 救急科	15. 歯科・歯科口腔外科	16. リハビリテーション科
	17. その他 (具体的	:		)

- ※1: 内科、腎臓内科、血液内科、リウマチ内科、糖尿病内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、感染症内科、アレルギー内科、
  - 心療内科、神経内科は、「1.内科」としてご回答ください。
- ※2: 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「2.外科」としてご回答ください。

#### 【前記③で「1. 内科」と回答した方にお伺いします】

③-1 内科の詳細 ※○はい	くつでも		
1. 腎臓内科	2. 血液内科	3. リウマチ内科	4. 糖尿病内科
5. 消化器内科	6. 呼吸器内科	7. 循環器内科	8. 1~7に該当なし

#### 【前記③で「2. 外科」と回答した方にお伺いします】

③-2 外科の詳細 ※〇	<b>はいくつでも</b>		
1. 呼吸器外科	2. 心臟血管外科	3. 乳腺外科	4. 気管食道外科
5. 消化器外科	6. 肛門外科	7. 小児外科	8. 1~7に該当なし

2. 後発医薬品に係る最近の対応状況についてお伺いします。

①1年前(令和6年7月1日)と比較して、後発医薬品の供給体制についてどのように感じますか。※0は1つ				
1. 改善した	2. 変わらない		3. 悪化し	た
「②現時点(令和7年7月1日)において、後発展 い。※Oは1つ	医薬品の処方割合	に変化は	ありましたか。主観で結	構ですので回答くださ
1. 後発医薬品の処方割合がかなり減っ	た	2. 後至	※医薬品の処方割合が	やや減った
3. 後発医薬品の処方割合の変化はほとんどなかった 4. 後		4. 後系	4. 後発医薬品の処方割合が増えた	
5. わからない				
③クリニカルパスの変更はありましたか。※Oは1つ			1. あった	2. なかった
④現在、一般名処方による処方箋を発行していますか。※Oは1つ		1つ	<ol> <li>している→⑤へ</li> </ol>	<ol> <li>していない→®へ</li> </ol>
「食け並記ので「ナーナいる」も同答したまにお伺いします。				

【⑤は前記④で「1.している」と回答した方にお伺いします】

⑤1年前と比較して一般名処方の件数は増えましたか。	1. 増えた → <b>⑥へ</b> 2. 変わらない → <b>⑦へ</b>
※Oは1つ	3. 減った →⑦ <b>へ</b>

#### 【⑥は前記⑤で「1. 増えた」と回答した方にお伺いします】

- ⑥一般名処方が増えた理由は何ですか。 ※〇はいくつでも
- 1. 一般名処方加算の点数が引き上げられたから 2. 後発医薬品の品質への不安が減ったから
- 3. 後発医薬品の安定供給への不安が減ったから 4. 先発医薬品を希望する患者が減ったから
- 5. オーダリングシステムの変更など一般名処方に対応できる院内体制が整備されたから
- 6. 長期収載品の選定療養が始まったから
- 7. その他(具体的に:

#### 【⑦は前記⑤で「2. 変わらない」「3. 減った」と回答した方にお伺いします】

#### ⑦一般名処方が増えない理由は何ですか。※○はいくつでも 1. 後発医薬品の品質への不安があるから 2. 後発医薬品の安定供給への不安があるから 3. 先発医薬品を希望する患者が増えたから 4. オーダリングシステムの変更など一般名処方に対応 5. すでに十分な対応を行っているから 6. 市場から撤退した品目があるから 7. その他(具体的に: 【⑧は前記④で「2.していない」(一般名処方による処方箋の発行なし)と回答した方にお伺いします】

⑧一般名処方による処方箋を発行していない理由は何ですか。※Oはいくつでも			
1. オーダリングシステムや電子カルテが未導入であるため	2. 現在のシステムが一般名処方に対応していないため		
3. 処方箋が手書きのため	4. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するため		
5. 一般名では分かりにくく、患者が混乱するため	6. 手間が増えるため		
7. 保険薬局がメーカーを選択できることに疑問や	不安があるため		
8. その他(具体的に:	)		
9. 特に理由はない			

#### 【全ての方にお伺いします】

#### ⑨医薬品の供給状況は不安定だと感じますか。※Oは1つ

1. 感じる →⑩へ 感じない →①へ

#### 【⑩は前記⑨で「1. 感じる」と回答した方にお伺いします】

⑩医薬品の不安定な供給状況によって生じている影響に	はありますか。※○はいくつでも
1. 治療計画の見直し	2. 代替薬の選定による負担
3. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保	4. 患者負担額の増加
5. 緊急治療の対応遅延	6. 治療品質の低下
7. その他(具体的に:	)

15. その他(具体的に:

#### 【全ての方にお伺いします】 ⑪今後どのような対応がなされれば、医師の立場として後発医薬品の使用を進めてもよいと思いますか。※〇はいくつでも 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発医薬品の品質保証が十分であることの周知徹底 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分であること3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の確保 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統合 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオーダリング 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品を使用する際の診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 11. 後発医薬品の出荷停止・出荷調整等を含む安定供給に係る特例措置 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、 13. 調剤に関する保険薬局との連携 14. 患者負担が軽減されること

#### 16. 特に対応は必要ない →3へ

②前記①の選択肢 1.~15.のうち、最もあてはまるものの番号を1つだけお書きください。

⑬後発医薬品の使用促進について、国や地方自治体、製薬会社、医療関係者、国民においてどのような取組を行うこと が効果的と考えますか。ご意見を自由にお書きください。

- 3. バイオ後続品の使用に関するお考えについてお伺いします。
- ※バイオ後続品とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(以下「先行バイオ医薬品」という。)と同等/同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。本調査における「バイオ後続品」には、後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(いわゆるバイオAG、先行品工場で製造された 先行品と同一のバイオ医薬品)を含みます。

#### 国内でバイオ後続品が承認されている先行バイオ医薬品

先行・イオ医薬品の一般的名称※1	先行バイオ医薬品 販売名
ソマトロピン	ジェノトロピン
エポエチン アルファ	エスポー
フィルグラスチム	グラン
インフリキシマブ	レミケード
インスリン グラルギン	ランタス
リツキシマブ	リツキサン
トラスツズマブ	ハーセプチン
エタネルセプト	エンブレル
アガルシダーゼ ベータ	ファブラザイム
ベバシズマブ	アバスチン

先行バイオ医薬品の一般的名称	先行バイオ医薬品 販売名
ダルベポエチン アルファ <sup>※2</sup>	ネスプ
テリパラチド	フォルテオ
インスリン リスプロ	ヒューマログ
アダリムマブ	ヒュミラ
インスリン アスパルト	ノボラピッド
ラニビズマブ	ルセンティス
ペグフィルグラスチム	ジーラスタ
ウステキヌマブ	ステラーラ
アフリベルセプト	アイリーア

※1:(遺伝子組換え)を省略して記載

※2:バイオ後続品と後発バイオ医薬品のそれぞれが承認されている

#### 《バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)について》

①バイオ医薬品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)を処方していますか。 ※Oは1つ	1. 処方あり - 2. 処方なし -	
【②~③は前記①で「1. 処方あり」と回答した方にお伺いします】		
②院内処方(入院または院内の外来)の有無 ※0は1つ	1. あり	2. なし
③院外処方の有無 ※○は1つ	1. あり	2. なし

#### 《バイオ後続品について》

#### 【全ての方にお伺いします】

# ④貴施設におけるバイオ後続品の使用に関する考え方について最も近いものはどれですか。※Oは1つ 1. バイオ後続品が発売されているものは、積極的に処方(使用)する→⑤,⑥へ 2. 品質や有効性、安全性に疑問がないバイオ後続品は積極的に処方(使用)する→⑤,⑥へ 3. 安定供給に疑問がないバイオ後続品は積極的に処方(使用)する→⑤,⑥へ 4. 品目によってはバイオ後続品を積極的に処方(使用)する→⑤,⑥へ 5. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適応症が同じ場合は積極的に処方(使用)する→⑤,⑥へ 6. いわゆるバイオAG<sup>※3</sup>であれば積極的に使用する→⑤,⑥へ 7. バイオ後続品を積極的には使用していない→⑦へ 8. バイオ医薬品(先行バイオ医薬品、バイオ後続品)の対象となる患者がいない→⑧へ 9. その他(具体的に:

※3:後発医薬品として承認されたバイオ医薬品(先行品工場で製造された先行品と同一のバイオ医薬品)を指します。

#### 【⑤~⑥は前記④で選択肢 1.~6.(バイオ後続品を積極的に使用する)と回答した方にお伺いします】

⑤バイオ後続品を積極的に使用する場合、その理由は何	ですか。※0はいくつでも
1. 患者がバイオ後続品の使用を希望するから	2. 患者の経済的負担が軽減できるから
3. 診療報酬上の評価があるから	4. 医療費削減につながるから
5. 国がバイオ後続品の使用促進を図っているから	
6. その他(具体的に:	)
⑥先行バイオ医薬品を使用している患者に、先行バイオ图 その理由は何ですか。※Oはいくつでも	薬品からバイオ後続品に変更を考慮する場合、
1. 患者がバイオ後続品の使用を希望するから	2. 患者の経済的負担が軽減できるから
3. 診療報酬上の評価があるから	4. 医療費削減につながるから
5. 国がバイオ後続品の使用促進を図っているから	

#### 【前記④で「7. バイオ後続品を積極的には使用していない」と回答した方にお伺いします】

⑦バイオ後続品を積極的には使用していた ※Oはいくつでも	い理由としてあてはまるものをお選	びください。
1. バイオ後続品の品質や有効性、安 2. バイオ後続品は、先発品(先行バ 同一ではないから		質・安全性・有効性を有するが
3. バイオ後続品に関する情報提供が →不足している情報(具体的に:	不足しているから	)
4. バイオ後続品の品目が少ないから		
5. バイオ後続品の安定供給に不安が 6. 患者への普及啓発が不足している		
7. 患者の経済的メリットが小さいか		
8. 自己負担額が制度により軽減され		
度の受給者など)であり、薬剤費の		<u> </u>
9. 院内でバイオ後続品の投与や処方	を行っていないから	
10. 在庫管理等の負担が大きいから	見を選択する利占が小さいから	
12. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品		
13. 製造販売後調査 (PMS) の手間が		
14. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品		
15. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品	のデバイスのタイプが異なるか	6
16. その他(具体的に:		)
全ての方にお伺いします】		
⑧今後、どのような対応が進めば、バイオ後線	T T	
1. 診療報酬上の評価		が軽減されること
3. 医師、薬剤師への国からのバイオ後 4. 国からの国民への啓発と患者の理解		 企業からの情報提供
6. 先行バイオ医薬品からバイオ後続品		
		の供給がより安定すること
9. バイオ後続品の在庫の負担軽減		する経営的メリットがあること
11. その他(具体的に:		)
12. バイオ後続品を使用する必要はない		
【⑨~⑩は前記①で「1.処方あり」(バイオ医薬)	品(先行バイオ医薬品・バイオ後続品)	)処方あり)と回答した方にお伺いします】
⑨バイオ後続品の院内処方(入院または防	院内の外来)の有無 ※Oは1つ	1. あり 2. なし
⑩バイオ後続品の院外処方の有無 ※〇は	1つ	1. あり 2. なし
全ての方にお伺いします】		
⑪令和6年度診療報酬改定でバイオ後続品使 っていますか。※Oは1つ		1. 知っている →®-1 <b>へ</b> 2. 知らない
【①-1は前記⑪で「1. 知っている」と回答した。 ①-1 バイオ後続品使用体制加算を、貴施		N+10
①-1 ハイオ 後続 品 使用 体 制 加 昇 を 、 員 加 1. 算定している → ⑰-2へ	<u>2. 算定していますが。然</u> 2. 算定していっ	
【⑫-2は前記⑫-1で「1. 算定している」と回答	1 27	
①-2 令和6年度診療報酬改定でバイオ後ましたか。※Oは1つ		とで、バイオ後続品の使用件数が増え
1. はい	2. いいえ	3. わからない

#### 《バイオ後続品の院外処方について》

【①~④は前記⑩で「1.あり」(バイオ後続品の院外処方あり)と回答した方にお伺いします】

③発行する際、処方箋にどのように表記していますか。※Oは1つ	
1. バイオ後続品の販売名 (例:「●●● BS注射液 含量 会社名」)	
2. バイオ後続品の一般的名称(「○○○(遺伝子組換え) [●●●後続1]」)	
3. バイオ後続品の一般的名称だが(遺伝子組換え)と記載しない(「○○○[●●●後続1]」)	)
4. 変更不可欄にチェックを入れずに先行品の販売名で処方	
5. 変更不可欄にチェックを入れずに先行品の一般的名称で処方(「○○○(遺伝子組換え))	
6. その他(具体的に:	)
⑭バイオ後続品を院外処方するにあたって薬局・薬剤師に望むことはありますか。※○はいくつでも	
1. 「一般名処方の調剤」または「バイオ後続品への変更調剤」について、予め合意した方法で情	報提
供を受けること	7% I—
2. 「一般名処方の調剤」または「バイオ後続品への変更調剤」について、合意方法や頻度によら報提供を受けること	す情
3. 患者に対して、バイオ後続品の品質や有効性、安全性について説明を行うこと	
4. 患者に対して、バイオ後続品の普及啓発を行うこと	
5. その他(具体的に:	)
【⑤は前記⑩で「2. なし」(バイオ後続品の院外処方なし)と回答した方にお伺いします】	
⑮バイオ後続品の院外処方をしていない理由は何ですか。※Oはいくつでも	
1. バイオ後続品に限らず、院外処方箋を発行していないから	
2. バイオ後続品の対象となる患者がいないから	
3. バイオ後続品の品質や有効性、安全性に疑問を持っているから	
4. バイオ後続品の品質や有効性、安全性に患者が疑問を持っているから	
5. バイオ後続品の品目が少ないから	
6. バイオ後続品の安定供給に不安があるから	
7. 患者の経済的メリットが小さいから	
8. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の適応症が異なるから	
9. 先行バイオ医薬品とバイオ後続品のデバイスのタイプが異なるから	
10. バイオAGがないから	
11. その他(具体的に:	)
12. 特に理由はない	

4. 長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の選定療養(令和6年10月1日開始)についてお伺いします。

令和6年10月1日から、患者の希望により後発医薬品のある先発医薬品を処方する際には患者が<u>特別の料金</u>を支払うことになりました。また、対象となる先発医薬品を処方する場合には、<u>処方箋に医療上の必要によるものか、患者の希望かを明記する</u>こととなりました。この制度を「長期収載品の選定療養」と呼びます。

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_39830.html

#### 【全ての方にお伺いします】

①選定療養の対象となりうる長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の処 方箋**1を発行したことがありますか。(令和7年6月1か月間)	1. ある →②へ 2. ない	)
②前記①で「1. ある」と回答した場合、その理由をご記入ください。※○はいく	つでも	
1. 医療上必要があると判断したため →2-1へ		
2. 医療上必要があると薬剤師から提案があったため		
3. 後発医薬品の在庫がないため		
4. 患者から希望があったため		
5. その他(具体的に:	)	
6. わからない		-m   .
③患者が選定療養の対象となりうる長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品) 何ですか。※Oはいくつでも	の処方等又は調剤を希望した	理由は
1. 効果が異なると考えたため   2. 副作用の心配があるため		
3. 家族や知人・友人等のすすめがあったため		
4. その他 (具体的に:		)
5. わからない		
④「特別の料金」によって、どのような影響や課題がありましたか。※〇はいくつでも	1	
1. 患者への説明や患者からの質問への対応に係る負担増になっている		
2. 患者の制度に対する理解が不十分である		
3. 医療関係者への制度に関する周知が不十分である		
4. その他 (具体的に:		)
5. 特になし		
6. わからない		

※1: 処方箋内の「変更不可(医療上必要)」、「患者希望」欄にチェックまたは×印を品目ごとに記された処方箋

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

**令和7年8月●日(●)**までに返信用封筒(切手不要)に封入し、お近くのポストに投函してください。

#### ID番号:

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)

# 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 歯科診療所票

- ※この<u>歯科診療所票</u>は医療機関の開設者・管理者の方に、貴施設における後発医薬品の使用状況や長期収載品の選定療養費に関するお考えについてお 伺いするものですが、開設者・管理者が指名する方にご回答いただいても結構です。
- ※ご回答の際は、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また()内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
  - ( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)を、わからない場合は「ー」をご記入ください。
- ※数値を入力する設問で、「小数点以下第1位まで」と記載されている場合は、小数点以下第2位を四捨五入してご記入ください。記載されていない場合は、 整数をご記入ください。
- ※特に断りのない場合は、令和7年7月1日現在の状況についてご記入ください。
- ※災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 1. 貴施設の状況についてお伺いします(令和7年7月1日現在)。

①所在地	(	)都・道・	府・県		
②開設者 ※Oは1つ	1. 個人	2. 法人		3. その他	
③開設年	西暦(	)年			
④標榜診療科 ※Oはいくつでも	1. 歯科 5. その他 (具)	2. 矯正歯科 体的に :	3. 小児歯科	4. 歯科口腔外科	
⑤医科の医療機関の併設状況 ※Oは1つ	1. 併設してい	る	2. 併	設していない	
⑥外来の院内・院外処方の割合	院内処方(	)%+院外処方	( ) %=	=100% *1	
ツィ ケウロルバ コルイ散光イデココ	/ L \ \	1. こ 4-1 、1日 人 / 上加 坐し一 デニュュ	ノナドナノ、		

※1:算定回数ベースにて整数でご記入ください。正確な数がわからない場合は概数でご記入ください。 例えば、院内投薬のみの場合は、院内処方に「100」を、院外処方に「0」をご記入ください。また、院外処方のみの場合は、「院内処方」に「0」を、「院外処方」に「100」をご記入ください。

1)常勤のみ※ゼロの場合は「0」とご記入ください。 2)非常勤(常勤技		1)常勤のみ※ゼロの場合は「0」とご記入ください。		(常勤換算※2)
⑦-1 歯科医師数	(	)人	(	)人
⑦-2 薬剤師数	(	)人	(	)人
⑧外来患者延数 令和7年6月1か月間		(	)人	

※2: 常勤換算とは、事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の 員数に換算する方法。非常勤職員(歯科医師等)は、貴施設における実労働時間が週32時間に満たない職員(歯科医師等)をいい、常勤換算数 は、以下により算出します(小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで求める)。非常勤歯科医師数については、直近3か月間の勤務状況に 基づき算出します。

非常勤歯科医師等数(常勤換 算) = 当該歯科診療所における週32時間に満たない歯科医師数等の実労働時間の合計(時間/3か月)

32 (時間/週) ×13 (週/3月)

9外来後発医	薬品使用体制加算の
届出状況 ※C	)は1つ

- 1. 届出していない →設問2 (①~③、⑦~③) を回答ください
- 2. 外来後発医薬品使用体制加算1 →設問2を全て回答ください
- 3. 外来後発医薬品使用体制加算2 →設問2を全て回答ください
- 4. 外来後発医薬品使用体制加算3 →設問2を全て回答ください
- 2. 後発医薬品に係る**貴施設での**最近の対応状況についてお伺いします。

①1年前(令和6年7月1日)と比較して、後発医薬品の供給体制についてどのように感じますか。※〇は1つ			
1. 改善した	2. 変わらない	3. 悪化した	
②現在(令和7年7月1日)において、後ろ	発医薬品の処方割合に変化は	ありましたか。 ※Oは1つ	
1. 後発医薬品の処方割合がかなり	減った		
2. 後発医薬品の処方割合がやや減	<b>に</b>		
3. 後発医薬品の処方割合の変化は	ほとんどなかった		
4. 後発医薬品の処方割合が増えた	-		
5. わからない			
③出荷調整等で入手が難しくなっている	品目数 ③-1 先発	医薬品 (	)品目
※令和7年6月1か月間	③-2 後発[	医薬品 (	)品目

④供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨	語時的な取扱いの適用	] <sup>※1</sup> (令和		
7年7月1日時点) ※〇は1つ			1. あり	2. なし
※設問1-⑨で【外来後発医薬品使用体制加算を算定していな	い】と回答された施設は	は回答不要		
※1:供給が停止されていると報告された医薬品のうち、別に示す供給停」				
加算」等において後発医薬品の使用(調剤)割合(以下、「新指標の	割合」)を算出する際に算出	対象から除タ	トしても差し支えた	ないこととするもの。
⑤後発医薬品使用割合〈数量ベース〉				\ a/
※令和7年6月 ※小数点以下第 1 位まで	• . —		約(	) %
※設問1-⑨で【外来後発医薬品使用体制加算を算定していな	い】と回答された施設は	<b>L回答不要</b>		
⑥カットオフ値※2の割合(調剤報酬算定上の数値)				
※令和7年6月 ※小数点以下第 1 位まで	<b>-</b>		約(	) %
※設問1-⑨で【外来後発医薬品使用体制加算を算定していな		<b>上回答不要</b>		
※2: カットオフ値(%)の算出式 = (後発医薬品ありの先発医薬品 + 後発	医薬品)÷ 全医薬品			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
⑦現在、一般名処方による処方箋を発行していますか。?	※Oは1つ		1. あり →⑦へ	2. なし →⑪へ
【前記⑦で「1. あり」(一般名処方による処方箋の発行を	5り)と回答した方にま	のにします	-]	_
⑧1年前と比較して一般名処方の件数は増えました	1. 増えた	2. 変わ	っらない	3. 減った
か。※Oは1つ	→®^	<b>→</b> (10		→(10) <b>^</b>
【前記⑧で「1. 増えた」と回答した方にお伺いします】			•	
③一般名処方が増えた理由は何ですか。※Oはい	くつでも			
1. 一般名処方加算の点数が引き上げられた		ま 見 の 日 庭	うの不生が	減ったから
3. 後発医薬品の安定供給への不安が減った	から 4. 先発医薬	製品 を 布室	とする思者か	減つたから
5. その他(具体的に:				)
「前記⑧で「2. 変わらない」「3. 減った」と回答した方に	お伺いします】			
⑩一般名処方が増えない理由は何ですか。※〇は	いくつでも			
1. 後発医薬品の品質への不安があるから	2. 後発医薬	薬品の安定	学供給への不	安があるから
3. 先発医薬品を希望する患者が増えたから	1 2. 0,000	CDD -> JA		<u> </u>
4. その他 (具体的に:				)
【⑪は前記⑦で「2.なし」(一般名処方による処方箋の発行	たたし ) レ同炫した 七/	- +\ <i>I</i> =  - \ -	+-+1	
			<u> </u>	
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何			<b>≭9</b>	
	可ですか。※Oはいく	つでも		
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた	<b>可ですか。※Oはいく</b> 」め 2. 処方箋が	<b>っでも</b> 手書きの†	<b>きめ</b>	が混乱するため
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた	<b>可ですか。※Oはいぐ</b> 」め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん	<b>つでも</b> 手書きの <i>†</i> は分かりに	こめ くく、患者 z	
<ul><li>①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何</li><li>1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた</li><li>3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた</li><li>5. 手間が増えるため</li></ul>	<b>可ですか。※Oはいぐ</b> 」め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん	<b>つでも</b> 手書きの <i>†</i> は分かりに	こめ くく、患者 z	が混乱するため 問や不安があるため
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に:	<b>可ですか。※Oはいぐ</b> 」め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん	<b>つでも</b> 手書きの <i>†</i> は分かりに	こめ くく、患者 z	
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない	<b>可ですか。※Oはいぐ</b> 」め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん	<b>つでも</b> 手書きの <i>†</i> は分かりに	こめ くく、患者 z	
<ul> <li>①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何</li> <li>1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた</li> <li>3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた</li> <li>5. 手間が増えるため</li> <li>7. その他(具体的に:</li> <li>8. 特に理由はない</li> <li>【全ての方にお伺いします】</li> </ul>	<b>可ですか。※Oはいく</b> 上め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん 6. 保険薬局がメ	<b>つでも</b> 手書き <i>の†</i> よ分かりに ーカーを選択	こめ くく、患者だ できることに疑問	問や不安があるため )
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない	<b>可ですか。※Oはいく</b> 上め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん 6. 保険薬局がメ	<b>つでも</b> 手書き <i>の†</i> よ分かりに ーカーを選択	こめ くく、患者だ できることに疑問	問や不安があるため )
<ul> <li>①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何</li> <li>1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた</li> <li>3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた</li> <li>5. 手間が増えるため</li> <li>7. その他(具体的に:</li> <li>8. 特に理由はない</li> <li>【全ての方にお伺いします】</li> </ul>	<b>可ですか。※Oはいく</b> 上め 2. 処方箋が め 4. 一般名でい 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進	つでも 手書きのプ よ分かりに ーカーを選択	こめ くく、患者だ できることに疑い と思いますか。	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも
<ul> <li>①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何</li> <li>1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた</li> <li>3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた</li> <li>5. 手間が増えるため</li> <li>7. その他(具体的に:</li> <li>8. 特に理由はない</li> <li>【全ての方にお伺いします】</li> <li>②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として何</li> <li>1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発</li> </ul>	<b>可ですか。※Oはいく</b> 上め 2. 処方箋が め 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 医薬品の品質保証	つでも 手書きのプ よ分かりに ーカーを選択	こめ くく、患者だ できることに疑い と思いますか。	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも
<ul> <li>①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何</li> <li>1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた</li> <li>3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた</li> <li>5. 手間が増えるため</li> <li>7. その他(具体的に:</li> <li>8. 特に理由はない</li> <li>【全ての方にお伺いします】</li> <li>②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として</li> <li>1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発</li> <li>2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分</li> </ul>	<b>可ですか。※○はいぐ</b> 上め 2. 処方箋が め 4. 一般名でん 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 後発医薬品の品質保証 ↑であること	つでも 手書きのプ よ分かりに ーカーを選択	こめ くく、患者だ できることに疑い と思いますか。	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の	<b>可ですか。※Oはいく</b> 上め 2. 処方箋が め 4. 一般名でいる。 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 であること。 の確保	<b>シでも</b> 手書きのかりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> と が十分でる	こめ くく、患者だ できることに疑い と思いますか。	問や不安があるため ) <b>※Oはいくつでも</b> 周知徹底
<ul> <li>①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何</li> <li>1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた</li> <li>3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた</li> <li>5. 手間が増えるため</li> <li>7. その他(具体的に:</li> <li>8. 特に理由はない</li> <li>【全ての方にお伺いします】</li> <li>②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行</li> <li>1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発</li> <li>2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分</li> <li>3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の</li> <li>4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保</li> </ul>	ですか。※Oはいく と 2. 処方箋が め 4. 一般名でいる。 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 医薬品の品質保証 であること )確保	<b>シでも</b> 手書きのかりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> と が十分でる	こめ くく、患者な できることに疑い <b>と思いますか。</b> あることのほ	問や不安があるため ) <b>※Oはいくつでも</b> 周知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として利力である。 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統	ですか。※Oはいく と 2. 処方箋が め 4. 一般名でいる。 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 医薬品の品質保証 であること )確保	<b>ラでも</b> 手書きのだ よ分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> る が十分でる	こめ くく、患者な できることに疑い <b>と思いますか。</b> あることのほ	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理系 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減	<b>7ですか。※○はいく</b> 上め 2. 処方箋が	<b>ラでも</b> 手書きのだ ま分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> と が十分でき	こめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い <b>と思いますか</b> 。 あることの周	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として利力である。 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統	<b>7ですか。※○はいく</b> 上め 2. 処方箋が	<b>ラでも</b> 手書きのだ ま分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> と が十分でき	こめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い <b>と思いますか</b> 。 あることの周	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理系 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減	<b>7ですか。※○はいく</b> ため 2. 処方箋が	<b>ラでも</b> 手書きのだ ま分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> が十分でる	こめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い <b>と思いますか</b> 。 あることのほ	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品と関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解	<b>7ですか。※○はいく</b> ため 2. 処方箋が	<b>ラでも</b> 手書きのだ ま分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> が十分でる	こめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い <b>と思いますか</b> 。 あることの周	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品を使用する際の診療報酬上の評価	ですか。※Oはいく と 2. 処方箋が め 4. 一般名でいる。 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 医薬品の品質保証 であること )確保	<b>ラでも</b> 手書きのだ ま分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> が十分でる	こめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い <b>と思いますか</b> 。 あることのほ	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理結 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の	7ですか。※Oはいく か 2. 処方箋が め 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 後発医薬品の使用を進 医薬品の品質保証 であること )確保 ご合	<b>Pでも</b> 手書きのプ よ分かりに ーカーを選択 <b>めてもよい</b> が十分でる	こめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い <b>と思いますか</b> 。 あることのほ	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品を使用する際の診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の 11. 後発医薬品の出荷停止・出荷調整等を含む安定	7ですか。※Oはいたか。 2. 処方箋がめ 2. 処方箋がめ 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局が、6. 保険薬剤が、6. 保験薬剤が、6. 保験薬	<b>Pでも</b> 手書きのが よ分かりに ーカーを選択 が十分でな が十分でな	さめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い と思いますか。 あることの原	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の 11. 後発医薬品のは荷停止・出荷調整等を含む安定 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製	7ですか。※Oはいたか。 2. 処方箋がめ 2. 処方箋がめ 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局が、6. 保険薬剤が、6. 保験薬剤が、6. 保験薬	<b>Pでも</b> 手書きのが よ分かりに ーカーを選択 が十分でな が十分でな	さめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い と思いますか。 あることの原	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理結 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の 11. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製 13. 調剤に関する保険薬局との連携	7ですか。※Oはいたか。 2. 処方箋がめ 2. 処方箋がめ 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局が、6. 保険薬剤が、6. 保験薬剤が、6. 保験薬	<b>Pでも</b> 手書きのが よ分かりに ーカーを選択 が十分でな が十分でな	さめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い と思いますか。 あることの原	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の 11. 後発医薬品のは荷停止・出荷調整等を含む安定 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製	7ですか。※Oはいたか。 2. 処方箋がめ 2. 処方箋がめ 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局が、6. 保険薬剤が、6. 保験薬剤が、6. 保験薬	<b>Pでも</b> 手書きのが よ分かりに ーカーを選択 が十分でな が十分でな	さめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い と思いますか。 あることの原	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理結 6. 後発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品の在庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるオ 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の 11. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製 13. 調剤に関する保険薬局との連携	7ですか。※Oはいたか。 2. 処方箋がめ 2. 処方箋がめ 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局が、6. 保険薬剤が、6. 保験薬剤が、6. 保験薬	<b>Pでも</b> 手書きのが よ分かりに ーカーを選択 が十分でな が十分でな	さめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い と思いますか。 あることの原	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底
①一般名処方による処方箋を発行していない理由は何 1. 現在のシステムが一般名処方に対応していないた 3. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するた 5. 手間が増えるため 7. その他(具体的に: 8. 特に理由はない 【全ての方にお伺いします】 ②今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として行 1. 厚生労働省による、医師や薬剤師に対する後発 2. 後発医薬品メーカー・卸による品質保証が十分 3. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の 4. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保 5. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理総 6. 後発医薬品の一種管理の負担軽減 7. 先発医薬品の右庫管理の負担軽減 7. 先発医薬品の方できる対 8. 後発医薬品の方できる対 8. 後発医薬品に対する患者の理解 9. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価 10. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の 11. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製 12. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製 13. 調剤に関する保険薬局との連携 14. 患者負担が軽減されること	7ですか。※Oはいたか。 2. 処方箋がめ 2. 処方箋がめ 4. 一般名では 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局の 6. 保険薬局がメ 6. 保険薬局が、6. 保険薬剤が、6. 保験薬剤が、6. 保験薬	<b>Pでも</b> 手書きのが よ分かりに ーカーを選択 が十分でな が十分でな	さめ くく、患者だできることに疑い できることに疑い と思いますか。 あることの原	問や不安があるため ) ※Oはいくつでも 引知徹底

3. 貴施設での長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の状況についてお伺いします。

令和6年10月1日から、<mark>患者の希望により</mark>後発医薬品のある先発医薬品を処方する際には患者が特別の料金を支払うことになりました。また、対象となる先発医薬品を処方する場合には、処方箋に医療上の必要によるものか、患者の希望かを明記することとなりました。この制度を「長期収載品の選定療養」と呼びます。

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_39830.html

【全ての	方にお	伺して	<b>##</b> ]
$\iota + \iota \circ$	////_	וי טואו	. A. 9 I

上上 (の) (1 に 83 回 の ) (3 4 7 )				
①長期収載品の選定療養費について知っていますか。※Oは1つ	1. はい	2. いいえ		
②令和7年6月における処方箋発行枚数をご記入ください。	(	)枚		
②-1 上記②で回答した枚数のうち、選定療養の対象となりうる長期収載品の処方箋発 行枚数をご記入ください。(令和7年6月1か月間)	(	)枚		
②-2 上記②-1で1枚以上と回答した場合、その内訳をご記入ください。				
1) 医療上必要性があると歯科医師が判断したもの	(	)枚		
2)後発医薬品の在庫がないため、長期収載品を処方したもの	(	)枚		
3) 患者が希望したもの	(	)枚		
③長期処方の選定療養によって、どのような影響や課題がありましたか。 ※〇はいくつでき	ŧ			
1. 患者への説明や患者からの質問への対応に係る負担が大きい				
2. 患者の制度に対する理解が不十分である				
3. 薬価改定に伴い、これまで選定療養の対象であった長期収載品が対象外となった際に、患者への説明等に苦慮したことがある				
4. <mark>薬価改定に伴い、対象品目が変わってしまう</mark>				
5. 医療関係者への制度に関する周知が不十分である				
6. 制度そのものがわかりづらい				
7. 特別の料金の計算がわかりづらい				
8. レセコンなどシステム改修が不十分である				
9. 後発医薬品を選択する患者が増えた				
10. 患者からのクレーム対応に苦慮したことがある				
11. その他(具体的に:		)		
12. わからない				

#### 4. 医薬品の安定供給についてお伺いします。

①費	貴施設で実施している医薬品の安定供給に関連する取組は何ですか。※〇はいくつでも	
1.	銘柄名処方と比較し一般名処方において、医薬品が安定的に提供可能である旨を周知	
2.	院内処方から院外処方への切り替え	
3.	処方可能な医薬品に関する保険薬局との情報共有	
4.	安定供給問題に備えた処方薬の見直しの検討	
5.	その他(具体的に:	)

#### 5. その他

①後発医薬品の使用促進や医薬品の安定供給について、国や地方自治体、製薬会社、医療関係者、国民においてど
のような取組を行うことが効果的と考えますか。ご意見を自由にお書きください。

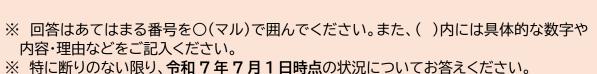
アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お手数をおかけいたしますが、<u>令和7年8月●日(●)</u>までに専用の返信用封筒(切手不要)に封入し、 お近くのポストに投函してください。

ID 番号:	
」ひ笛ケ・	

#### 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に関するアンケート

このアンケートは、患者ご本人に、医療機関や薬局の利用状況やお考えなどをお伺いする ものです。調査結果は、診療報酬の見直しなどについて検討するための資料となります。 本調査のご回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。 また、医師や薬剤師に個人の回答内容をお知らせすることもありません。本調査票に回答 しない場合も、患者ご本人が不利益を受けることはありません。





0. 最初にこの調査票のご記入者について、お伺いします。この調査票のご記入者は、患者ご本人でしょうか。それと もご家族の方等でしょうか。

1. 患者本人(代筆の場合も含む)	2. 本人以外のご家族(具体的に:	)
3. その他(具体的に:		)

1. 患者ご本人のことについてお伺いします。

①性別 ※○は1つ	1. 男性 2. 女性			
②年代 ※0は1つ	1. 9歳以下	2. 10歳代 3. 20歳代 4. 30歳代 5. 40歳	代	
	6.50歳代	7.60歳代 8.70歳代 9.80歳代 10.90歳以	<b></b>	
③お住まい	(	)都·道·府·県		

以降の設問についても、全て患者ご本人のことをお答えください(ご記入者が患者ご本人でない場合も、患者ご本人についてご回答ください)

, ,					
④お手持ちの健康保険証の種類 ※○は1つ ※お手持ちの健康保険証の「保険者」名称をご確認ください。					
1. 国民健康保険(国保)	2. 健康保険組合(健保組合)	3. 全国健康保険協会(協会けんぽ)			
4. 共済組合(共済)	5.後期高齢者医療広域連合(広域連合)	<mark>6. 生活保護</mark>			
7. その他(具体的に:	)	8. わからない			
⑤医療費の自己負担額(医療機関や薬	薬局の窓口で支払う金額)がありますか。	, ※0は1つ			
1. ある	2. ない				
	⑥かかりつけ医 <sup>※</sup> がいますか。 ※○は1つ ※なんでも相談でき、必要な時には専門医や専門の医療機関に紹介してくれる、身近で頼りになる医師				
1. いる 2. いない					
⑦薬について相談ができる、かかりつけ薬剤師 <sup>*</sup> がいますか。 <sup>*</sup> (Oは1つ					
※ <mark>あなたが服用している薬をすべて知っていて、薬の飲み忘れがないか、複数の医療機関からの薬で重複しているものがないか</mark> などをチェックしてくれる、薬のことをなんでも相談できる薬剤師					
1. いる 2. いない					
⑧病気の治療や管理のため、注射剤(抗リウマチ薬やインスリン製剤、成長ホルモン剤、骨粗鬆症治療薬など)を、					
あなたご自身で注射していますか。※○は1つ					
1. している	2.していない				

1

2. ジェネリック医薬品の使用に関するご経験などについてお伺いします。ここからは、本日のことだけではなく、 今までのご経験についてお答えください。

#### 「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」とは

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同様の効能・ 効果を持つ医薬品のことです。ジェネリック医薬品は先発医薬品より安価で、経済的です。

#### ①ジェネリック医薬品を知っていましたか。※○は1つ

1. 知っていた	2. 名前は聞いたことがあった	3	. 知らなかった
		' '	・ハコンのハラハ

#### ②今までにジェネリック医薬品を使用したことがありますか。※○は1つ

1. ある	2. ない	3. わからない・覚えていない
1. <i>ゆ</i> る	1 6 abi	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ③医師からジェネリック医薬品についての説明を受けたことがありますか。※○は1つ

1. ある	: 2. ない	<b>つ</b> →	りかにかい、尚うていかい
ା. ୬୦ ଚ	」 乙. ない	<b>J.</b> 1	<mark>りからない・覚えていない</mark>

#### ④薬剤師からジェネリック医薬品についての説明を受けたことがありますか。※○は1つ

1 + 7	' O +NIN	 つ わかとかい 尚にていかい
1. ある	2. ない	3. わからない・覚えていない
• 5 3		

#### ⑤薬剤師にジェネリック医薬品の調剤をお願いしたことはありますか。※○は1つ

1 + 7	1 2 +>1 >	3. わからない・覚えていない
1. ある	2. ない	・ ろ わからない・目え ( いない
1. 070	2. 60	3. 12/3 2 GV 36/2 CV GV

#### ⑥今までに、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更したお薬はありますか。 ※○は1つ

1. ある →⑥-1ヘ	2. ない →⑦ヘ	3. わからない・覚えていない →⑦へ

#### 【前記⑥で「1.ある」と回答した方にお伺いします】

#### ⑥-1 ジェネリック医薬品に変更したきっかけは何ですか。※○は1つ

1. かかりつけ医からの説明	2. かかりつけ医以外の医師からの説明	
3. かかりつけ薬剤師 <mark>※1</mark> からの説明	4. かかりつけ薬剤師以外の薬剤師からの説明	
5. 家族・知人等からのすすめ	6. 薬剤情報提供文書 <sup>※2</sup> を受け取って	
7. ジェネリック医薬品希望カードを受け取って 8. ジェネリック医薬品軽減額通知(差額通知等)※3を受け取		
9. 健保組合・市町村国保等の保険者からのお知らせを受け取って		

- 11. 国の広報を見て 10. テレビCM等の広告を見て
- 12. その他(具体的に:

#### 「※1:かかりつけ薬剤師 | とは

日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係を構築し、薬に関していつでも気軽に相談できる薬剤師 のことです。前提として、患者による同意書への署名が必要です。

#### 「※2:薬剤情報提供文書」とは

保険薬局から調剤したお薬と一緒に渡される文書で、薬の名前や写真、効能・効果、用法、副作用、注意 事項などが書かれています。平成 24 年 4 月以降、ジェネリック医薬品についての説明(ジェネリック 医薬品の有無や価格など)もこの文書に記載し、患者に情報提供することとなりました。

#### 「※3:ジェネリック医薬品軽減額通知(差額通知等)」とは

処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えることにより、どのくらい薬代(薬剤料)の自己負担額が軽減さ れるかを健康保険組合や市町村国保などの保険者が具体的に試算して、例えば「ジェネリック医薬品に切り替 えた場合の薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせしのような名前で通知してくれるサービスです。

#### 【全ての方にお伺いします】

#### ⑦薬局においていつもの薬が手に入らないなどの理由で、ジェネリック医薬品から先発医薬品や他のジェネリ ック医薬品に変更された薬はありますか。※○はいくつでも

プラ医来間に交叉と100米ほのプログラン ののはいくりでし		
1. 先発医薬品に変更された	2.他のジェネリック医薬品に変更された	3. 変更されたことはない
4. 薬が中止された	5. わからない	

3. ジェネリック医薬品のある先発医薬品の使用に関するお考えについてお伺いします。

以下の「ジェネリック医薬品のある先発医薬品の選定療養」、「特別の料金について」を読み、ご回答ください。

#### 【ジェネリック医薬品のある先発医薬品の選定療養】

令和 6 年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場** 合は、都度ごとに特別の料金をお支払いいただくことになりました。

#### 【特別の料金について】

特別の料金とは先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)の価格差の4分の1相当の料金のことを言い ます。(例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の 1 である 10 円を、通常の 1~3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただくことになります。)

特別の料金の金額については、医療機関 又は薬局が発行する領収書の保険外負担 の欄からご確認いただけます。なお、特 別の料金は課税対象であるため、消費税 分を加えてお支払いいただくことになり ます。



(

#### 【全ての方にお伺いします】

①上記の解説のとおり、令和6年10月から、ジェネリック医薬品のあるお薬で、先発医薬品の処方を希望され る場合には、特別の料金を支払うことになりました。このことをご存知でしたか。 ※○は1っ

1. 知っていた 2. 知らなかった

②令和6年10月以降、この特別の料金を支払いましたか。 ※○は1つ

1. 支払った →②-1へ 2. 支払っていない →2-4へ 3. わからない →設問4へ

【前記②で「1.支払った」と回答した方にお伺いします】

②-1 具体的にいくら支払いましたか。

※料金については直近で支払った金額を回答ください

※わからない場合は医療機関又は薬局にお尋ねください

)円 ※数字で記載

- ②-2 先発医薬品(長期収載品)の処方を希望した理由は何ですか。※○は1つ
- 1. ジェネリック医薬品の使用に不安があるから
- 2. 先発医薬品(ジェネリック医薬品がある先発医薬品)のほうが効果があると思うから
- 3. 使い慣れた薬を使いたいから 4. 自己負担が増えてもあまり気にならないから
- 5. その他(

②-3 この特別の料金が具体的にいくらになれば、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えようと思 いますか。以下の選択肢から該当するものをお選びください。 ※○は1つ

2. 501円~1,000円 1. 1円~500円 3.1,001円~2,000円

4. 2,001円~3,000円

- 4. 2,001円~3,000円 5. 3,001円以上 6. 特別の料金がいくらであろうと、先発医薬品を選択す
- 7. 現在の特別の料金でもそのうち切り替える
- 8. わからない

前記②で「2.支払っていない」と回答した方にお伺いします】

- ②-4 この特別の料金を支払っていない理由は何ですか。※○はいくつでも
- 1. 先発医薬品を使用する医療上の必要があったため 2. 医療機関又は薬局に後発医薬品の在庫がなかったため
- 3. これまで先発医薬品を使用していたが、特別の料金を支払いたくないので、後発医薬品へ変更したため

3

4. 従来から後発医薬品を使用していたため

4. ジェネリック医薬品の使用に関するお考えや、使用促進の取組についてお伺いします。

#### ①ジェネリック医薬品使用に関するお考えとして、最も近いものはどれですか。※○は1つ

- 1. できればジェネリック医薬品を使いたい 2. とりあえずジェネリック医薬品を試してみたい
- 3. できればジェネリック医薬品を使いたくない 4. ジェネリック医薬品や先発医薬品にはこだわらない
- 5. わからない

#### ②あなたがジェネリック医薬品を使用するにあたって重要なことは何ですか。 ※○はいくつでも

- 1. 効果(効き目)が先発医薬品と同じであること 2. 使用感(味を含む)がよいこと
- 3. 副作用の不安が少ないこと 4. 有効成分に加え、添加剤や製法も先発医薬品と同じであること
- 5. 先発医薬品とジェネリック医薬品について同じ点・異なる点を説明してもらえること
- 6. 医師のすすめがあること 7. 薬剤師のすすめがあること
- 8. 窓口で支払う薬代が安くなること 9. 医療費が安くなり、医療保険制度の持続可能性に貢献すること
- 10. その他(具体的に: )
- 11. 特にない
- ③前記②の選択肢 1.~10.のうち、最も重要なことは何ですか。<u>あてはまる番号を1つ</u>だけお書きください。

5. バイオ医薬品の使用に関するお考えや、使用促進の取組についてお伺いします。

#### 「バイオ医薬品(バイオテクノロジー応用医薬品)」とは

遺伝子組換え技術等を応用して製造される医薬品です。インスリン(糖尿病治療薬)、リツキシマブ(抗がん剤等)、ソマトロピン(成長ホルモン製剤)などがあります。



膜、新生血管、糖尿病黄斑浮腫

#### 「バイオ後続品(バイオシミラー)」とは

既に販売されているバイオ医薬品の特許期間・再審査期間満了後に、異なるメーカーから販売される製品です。一般的に先発医薬品に比べて薬価が安く、医療費の軽減につながります。

#### 【全ての方にお伺いします】

①現在あなたは以下に記載された疾患の治療のために通院していますか。 1. はい →①-1へ 2.いいえ →②へ

11. 糖尿病 12. 骨粗鬆症 13. 腎性貧血

14. 成長ホルモン分泌不全性低身長症 15. ファブリー病 16. 加齢黄斑変性、黄斑浮腫、脈絡

17. 関節リウマチ 18. クローン病、潰瘍性大腸炎 19. ベーチェット病

20. がん(リンパ腫) 21. がん(乳がん、胃がん) 22. がん(結腸・直腸がん、肺がん、卵巣がん)

23. 好中球減少症 24. 尋常性乾癬、関節性乾癬

#### 【前記①で「1.はい」と回答した方にお伺いします】

①-1 治療のために通院している疾患について、前記①の選択肢11. ~24.の中からあてはまる番号を全てお書きください。

#### 【全ての方にお伺いします】

②あなたは「バイオ後続品(バイオシミラー)」という名称を知っていますか。※○は1つ		
1. 知っていた →③へ	2. 知らなかった →⑥ヘ	

【前記②で「1.知っていた」と回答した方にお伺いします】

③「バイオ後続品(バイオシミラー)」を使用したことがありますか。※○は1つ		
1. ある	2. ない	3. わからない
④「バイオ後続品(バイオシミラー)」を使用したいと思いますか。※Oは1つ		
1. できればバイオ後続品	品を使用したい	2. とりあえずバイオ後続品を試してみたい
3. バイオ後続品かどうな	かにはこだわらない	4. できればバイオ後続品を使いたくない →⑤へ
5. わからない		

【前記④で「4.できればバイオ後続品を使いたくない」)と回答した方にお伺いします】

⑤「バイオ後続品(バイオシミラー)」をできれば使いたくないと考える理由は何ですか。※○はいくつでも		
1. 効果に対する不安があるから	2. 副作用に対する不安があるから	
3. 担当医師がバイオ後続品を進めないから	4. バイオ後続品を作っている会社に不信感があるから	
5. 使い慣れた薬を使いたいから	6. バイオ後続品について説明されても理解できないから	
7. その他(具体的に:	)	

#### 【全ての方にお伺いします】

(T ( 0 ) )   ( 0 )   ( 0 )   ( 0 )
⑥本日、薬局の窓口で支払った自己負担額がどのくらい安くなれば、今後「バイオ後続品(バイオシミラー)」を使用
したいと思いますか。※○は1つ ※本日の自己負担額が0円の方は回答不要です。
1. いくら安くなるかにかかわらず、使用したい
2. 少しでも安くなるのであれば使用したい
3. 本日支払った金額よりも一定額安くなるのであれば使用したい
→(安くなる金額の目安: 円程度)
4. いくら安くなっても使用したくない
5. わからない
6. その他(具体的に: )

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

**令和7年8月●日(●)**までに返信用封筒(切手不要)に封入し、お近くのポストに投函してください。

5

令和7年●月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

#### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」 調査へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日 ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年度の診療報酬改定においては、バイオ後続品を含む後発医薬品の使用促進策や長期収載品の 保険給付の見直し等が行われました。

今般、これらの診療報酬改定による影響等を把握することを目的として、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)においては、全国の保険薬局、保険医療機関、医師、患者の方を対象に、後発医薬品の使用状況や使用に関する意識等の変化に関して、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協で診療報酬改定の結果を検証するための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、 何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

【調査ホームページ(電子調査票の入手元・FAQ)】 http://XXX.jp

令和7年●月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」 調査へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日 ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年度診療報酬改定においては、後発医薬品の使用促進に係る対応や長期収載品の保険給付の見直し等が行われました。

今般、これらの診療報酬改定による影響等を把握することを目的として、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(中医協)においては、全国の保険薬局、保険医療機関、医師、患者の方を対象に、後発医薬品の使用状況や使用に関する意識等の変化に関して、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協で診療報酬改定の結果を検証するための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、 何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

#### 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

【調査ホームページ(電子調査票の入手元・FAQ)】 http://XXX.jp

令和7年●月

各位

厚生労働省 保険局 医療課

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に関する意識調査」への ご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

令和6年度の診療報酬改定では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を目的 として様々な見直しが行われました。

本調査は、これらの見直しを踏まえ、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として実施するものです。 つきましては、次の要領により皆様に是非調査へのご協力をお願い申し上げます。

謹白

### 対象者

・ この調査は、病院・診療所を受診し、処方せんを薬局にお持ちになった患者の方の中 から無作為で選ばれた方が対象となっております。

### 回答期限

・ お手数ではございますが、 **令和7年●月●日(●)まで**に紙の調査票を同封の返信用 封筒(切手不要)にて、直接、お近くの郵便ポストにご投函いただくか、専用の URL または QR コードより、調査サイトにアクセスいただき、Web よりご回答ください。

(→裏面へ続きます)

### 回答方法

■ 紙の調査票をお送りしていますが、Web 経由で回答することも可能です。Web 経由での回答につきましては、皆様のご都合にあわせてご回答・ご提出できる範囲でご協力いただければ幸いです。

#### 【紙の調査票で回答する場合】

・ 紙の調査票にご記入の上、お近くのポストに投函してください。

#### 【Web 経由で回答する場合】

・ 以下の調査サイトにアクセスいただき、ID の欄に紙の調査票の右上に記載の ID 番号を入力の上、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「患者票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。

	[URL]	http://XXX.jp
調査ホームページ	【QR □- ド】	(QR コード)

・ 紙の調査票は提出せず、電子調査票の送信後、破棄してください。

なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けた PwC コンサルティング合同会社が実施します。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることは一切ありません。また、調査票は調査事務局に直接返送・送信されますので、医師や薬剤師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会(中医協)」において、診療報酬のあり方について実りある議論を行うための大変貴重な資料として活用されます。

ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査で、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合せください。

#### 【連絡先】

#### 診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

E-mail : 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

※調査に関するメールでのお問合せは、PwC コンサルティング合同会社から委託を受けた株式会社●●が行います。

### 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 医療DXの実施状況調査

### 調査の概要 (案)

### 1. 調查目的

令和6年度診療報酬改定においては、質の高い医療を提供するための医療DXの推進に対応する体制の確保に係る評価として、「医療DX推進体制整備加算」「在宅医療DX情報活用加算」「訪問看護医療DX情報活用加算」等を新設するなどしたところ。

本調査では当該改定に係る影響や、医療DXを推進する体制の確保に係る保険医療機関等の取組状況等について、調査・検証を行う

### 2. アンケート調査の構成及び調査手順

### (1) アンケート調査の構成

本調査は以下の構成とする。

調査の種類				==  木十:	
調査の種類 ー	条件	調査件数	抽出方法	調査方法	
	急性期充実体制加算1又は2の算 定 <u>あり</u>		悉皆 341 施設* <sup>1</sup>		
	急性期充実体制加算1又は2の算 定 <u>なし</u> ・医療DX推進体制整備加 算の届出 <u>あり</u> (電子処方箋対応 <u>あり</u> )				
①病院調査	急性期充実体制加算1又は2の算 定 <u>なし</u> ・医療DX推進体制整備加 算の届出 <u>あり</u> (電子処方箋対応 <u>なし</u> )	2,000件	無作為 抽出		
	急性期充実体制加算1又は2の算 定 <u>なし</u> ・医療DX推進体制整備加 算の届出 <u>なし</u>			<u></u>	
	医療DX推進体制整備加算の届出 <u>あり</u> (電子処方箋対応 <u>あり</u> )	500 件		自記式調査票を 郵送にて 配布・回収	
②一般診療所 調査	医療DX推進体制整備加算の届出 あり (電子処方箋対応 <u>なし</u> )	500 件	無作為 抽出		
	医療DX推進体制整備加算の届出 なし	1,000件			
	医療 D X 推進体制整備加算の届出 あり (電子処方箋対応 <u>あり</u> )	200 件			
③歯科診療所 調査	医療DX推進体制整備加算の届出 あり (電子処方箋対応 <u>なし</u> )	800 件 無作為 抽出			
	医療DX推進体制整備加算の届出 なし	1,000件			

調本の種類	調査対象	調査方法		
調査の種類	条件	調査件数	抽出方法	调宜万法
④保険薬局	医療DX推進体制整備加算の届出 あり	1,000件	無作為	
調査	医療DX推進体制整備加算の届出 なし	1,000 件 抽出		
<ul><li>⑤訪問看護ステーション調査</li></ul>	訪問看護医療DX情報活用加算の 届出 <u>あり</u>	1,000件	無作為	
	訪問看護医療DX情報活用加算の 届出 <u>なし</u>	1,000件	抽出	
患者調査※2	①~④の対象施設を受診等した外 来患者	各調查 最大 4,000件	1 施設 最大 2 名	施設経由で 調査票を配布 郵送にて回収 Web で回答
利用者調査**2	⑤の対象施設の利用者	最大 4,000 件	1 施設 最大 2 名	施設経由で 調査票を配布 郵送にて回収 Web で回答
患者調査 (インターネ ット調査)	性別・年代の分布に応じて割り付 けた方	4,000件	性・年代別 に等分 <sup>※3</sup>	リサーチ機関を 通じて実施

<sup>※1</sup> 令和7年4月1日時点の施設数

#### (2) アンケート調査の手順

① 病院調査・診療所(一般・歯科)調査・保険薬局調査・訪問看護ステーション調査 調査票一式を郵便にて調査対象となる施設に送付し、当該施設の管理者又は事務管 理者にご回答いただいた上で、郵送(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同 封)にて回収する。

また、回答者の負担軽減のため、専用ホームページより電子調査票をダウンロードし、 入力の上、メールへの添付により返送する方法も選択できるようにする。

#### ② 患者調查・利用者調查

調査対象となった各施設の職員の方に、1施設あたり患者・利用者2名を無作為抽出いただき、対象患者・対象利用者に調査票及び返信用封筒(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)を手渡し、直接記入をご依頼いただく。

回答後の調査票は、患者ご自身にて直接郵便で返送をいただく。 また、Web で回答する方法も選択できるようにする。

<sup>※2</sup> 患者調査・利用者調査は、特定の1日を調査日として、各調査の調査対象となった施設を外来受診等した患者等のうち、調査協力についてご本人の同意が得られた方2名を抽出し、調査票を配布する。

<sup>※3</sup> 男女別、年代別 (9歳以下/10歳代/20歳代/30歳代/40歳代/50歳代/60~64歳/65~69歳/70~74歳/75歳以上)の計 20区分ごとに250人ずつ割り当て、地域は総務省人口推計の割合に合わせた比例で分配。

なお、インターネット調査による患者調査は、調査対象のモニターを有するリサーチ 機関を通じて実施する。

事務局は、回収した調査票の検票を行い、辞退(理由等を書いた文書を同封しているケースがある)、白紙(ほとんど全ての設問への記入がない)を除いた上で、調査データの電子化を行う。

### 3. 主な調査事項

[病院・一般診療所調査・歯科診療所調査・薬局調査]

- 施設概要
- 医療DXの推進の状況
- (医科・病院のみ) 救急時医療情報閲覧機能の導入状況等
- オンライン資格確認等の実施状況 等
- 医療DX推進に係る診療報酬の算定状況 等
- 電子処方箋システムの導入状況 等

#### [訪問看護ステーション調査]

- 施設概要
- 医療DXの推進の状況
- オンライン資格確認等の実施状況 等
- 医療DX推進に係る診療報酬の算定状況 等

#### 「患者調査・利用者調査]

- 患者・利用者概要
- マイナンバーカードの健康保険証の利用状況・認知度・利用時のメリット 等
- 電子処方箋の認知度・利用時のメリット 等
- 療養計画書・治療計画等についての希望する提供方法

### 4. 調査スケジュール概要(案)

- 令和7年7月中旬~7月末 調査票等の印刷・発送
- 〇 8月

調査実施(提出期限:令和7年8月○日)

〇 9月

調査票の入力・集計

〇 10月

調査結果取りまとめ、

11月中旬中医協へ報告

ID 番号:

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 医療 DX の実施状況調査

### ご回答方法

- ◎あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。
- ◎「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ◎ ( ) 内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ◎ ( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O (ゼロ)」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ◎特に断りのない限り、令和7年7月1日現在の貴施設の状況についてお答えください。
- ◎災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### ◎ 貴施設の状況についてお伺いします。

問 1 所在地	()都•道•府•	県	
問2 開設者 <sup>*1</sup>	O1 国     O2 公立       O5 医療法人(社会医療法人を除く)       O8 個人	03 公的	O4 社会保険関係団体
※Oは1つ		06 会社	O7 その他の法人

※1:国立:国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政 法人地域医療機能推進機構

公立:都道府県、市町村、地方独立行政法人

公的:日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会

社会保険関係:健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合

医療法人: 社会医療法人は含まない

その他の法人:公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人等、その他の法人

_	4 1 6 1 6 1			**************************************		0-7,27	
	問3 医療機関の ※0は1つ	種別	O1 病院	02	有床診療所	03 無床	診療所
	【問3で「01 病	病院」または「C	2 有床診療所」	と回答した場	合、問3-1に	ご回答ください	
	問 3-1 許可病床数	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	病院• 診療所全体
	可以的外数	床	床	床	床	床	床
	問 4 標榜診療科 ※Oはいくつ でも	01 内科 <sup>※2</sup> 05 皮膚科 09 耳鼻咽喉科 13 麻酔科 17 その他(身	斗 10 放 14 救	<ul><li>尿器科 O7</li><li>射線科 11</li><li>急科 15</li></ul>	精神科 産婦人科・産利 脳神経外科 歯科・歯科口服	의 08 12 空外科 <sup>※4</sup> 16	小児科 眼科 整形外科 リハビリテーション科 )

- ※2: 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、リウマチ内科、 心療内科、神経内科は、「O1 内科」としてご回答ください。
- ※3:外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「O2 外科」としてご回答ください。
- ※4: 小児歯科、矯正歯科は、「15 歯科・歯科口腔外科」としてご回答ください。

### ◎ 医療 DX の推進についてお伺いします。

- 問 5 医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※Oはいくつでも
- O1 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する
- O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の 高い医療を提供することができる
- 03 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される
- O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する
- O5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる (例: 医療 DX 推進体制整備加算等)
- 06 特に意義はない
- O7 その他(具体的に:

#### 問6 電子カルテシステム\*の導入状況をご回答ください。※〇は1つ

※電子カルテシステムとは、電子カルテの三原則(「真正性」「見読性」「保存性」)を満たし、電子的に管理されているカルテを指します。 レセプトコンピュータ(いわゆるレセコン)はレセプト(診療報酬明細書)を作成するもので、電子カルテシステムとは異なります。

01 稼働中 02 導入予定

(導入予定時期:令和\_

03 将来導入したいが未定

O4 導入予定はない

年)

問7 マイナンバーカードの健康保険証利用による診	療情報*1・薬剤情報*2・特定健診情報*3の活用状況を
ご回答ください。※○は1つ	
※1:診療情報とは患者の診療年月日、診療行為名を指す ※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す	
※3:特定健診情報とは患者が40歳~74歳の場合は特定健診の総	黒、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す
O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問 7-1~7-	-5 へ 02 いずれも活用していない ⇒問8へ
【問7で「01 すべてまたは一部を活用している」と	こ回答した場合、問 7-1~問 7-5 にご回答ください】
問 7-1 マイナンバーカードの健康保険証利用によっ ご回答ください。※Oはいくつでも	る診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容を
O1 患者の受診歴 (医療機関名、受診歴) の確認 O	2 患者の診療情報の確認 O3 患者の薬剤情報の確認
O4 患者の特定健診情報の確認 O	5 その他(具体的に)
	る診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、
	るものをお選びください。※Oはいくつでも
	特定健診情報が把握でき、問診・診察がより正確になった
	最・特定健診情報が把握でき、問診・診察がより正確になった
03 問診・診察時間の短縮につながった	
O4 他の医療機関での診療行為の内容を参考にした	
O5 薬を処方する際、患者の薬剤情報(約1か月前る	
O6 特定健診の結果 (BMI、体重、肝機能、腎機能等	
O7 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有する	ることができた
08 その他(具体的に:	)
09 特にない・わからない	
問7-3 マイナンバーカードの健康保険証利用による 閲覧していますか。該当するものをお選びく	る診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように ください。※Oはいくつでも
01 資格確認端末 02 レセコン 03 電子: 06 その他(具体的に:	カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない
	る診療情報・薬剤情報・特定健診情報の閲覧端末はどこ
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ	る診療情報・薬剤情報・特定健診情報の閲覧端末はどこ 支に〇を付けた上で、設置台数をご記入ください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ	支に〇を付けた上で、設置台数をご記入ください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服	支に〇を付けた上で、設置台数をご記入ください。 O2 救急外来診療室: () 台(全() 室中)
問 7-4       マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 の1 一般外来診療室: () 台(全() 室中)         O3 手術室: () 台(全() 室中)	支に〇を付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服         O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O3 手術室: () 台 (全 () 室中)         O5 薬剤部: () 台	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台(全() 室中)         O4 処置室: () 台(全() 室中)         O6 病 棟: () 台(全() 病棟中)
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 () 台
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業 ※Oはいくつでも	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 () : () 台         題は何ですか。該当するものをお選びください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): () 台         題は何ですか。該当するものをお選びください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): ()台         題は何ですか。該当するものをお選びください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要す	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): ()台         題は何ですか。該当するものをお選びください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要す O4 システム障害時、診療に影響が出ること	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): ()台         題は何ですか。該当するものをお選びください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によれて何台ありますか。端末がある場所の選択的 01 一般外来診療室: () 台(全()室中) 03 手術室: ()台(全()室中) 05 薬剤部: ()台 07 受付: ()台 07 受付: ()台 01 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して 02 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が 03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要な 04 システム障害時、診療に影響が出ること 05 システムの導入や運用に費用負担がかかること	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): () 台         選は何ですか。該当するものをお選びください。    ていること ずること
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択服 O1 一般外来診療室: () 台 (全 () 室中) O3 手術室: () 台 (全 () 室中) O5 薬剤部: () 台 O7 受 付: () 台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要す O4 システム障害時、診療に影響が出ること O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要	文に〇を付けた上で、設置台数をご記入ください。   ○2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)     ○4 処置室: () 台 (全 () 室中)     ○6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)     ○8 その他 () : () 台 (国は何ですか。該当するものをお選びください。   ○5 にいること
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によに何台ありますか。端末がある場所の選択服の1 一般外来診療室: () 台(全()室中) の3 手術室: ()台(全()室中) の5 薬剤部: ()台 の7 受付: ()台 問7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業※Oはいくつでもの1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加しての2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担がの3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すの4 システム障害時、診療に影響が出ることの5 システムの導入や運用に費用負担がかかることの6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要の7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): () 台         選は何ですか。該当するものをお選びください。         ていること         すること         要となること         ずあること
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によれて何台ありますか。端末がある場所の選択的 01 一般外来診療室: () 台(全()室中) 03 手術室: ()台(全()室中) 05 薬剤部: ()台 07 受付: ()台 07 受付: ()台 07 受付: ()台 07 受付: ()台 07 でも 01 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して 02 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が 03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要す 04 システム障害時、診療に影響が出ること 06 りステム障害時、診療に影響が出ること 06 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要 07 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が 07 その他(具体的に:	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): () 台         題は何ですか。該当するものをお選びください。         こいること         すること         要となること         あること
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によに何台ありますか。端末がある場所の選択服の1 一般外来診療室: () 台(全()室中) の3 手術室: ()台(全()室中) の5 薬剤部: ()台 の7 受付: ()台 問7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業※Oはいくつでもの1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加しての2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担がの3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すの4 システム障害時、診療に影響が出ることの5 システムの導入や運用に費用負担がかかることの6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要の7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): () 台         題は何ですか。該当するものをお選びください。         こいること         すること         要となること         あること
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によれて何台ありますか。端末がある場所の選択的 01 一般外来診療室: () 台(全()室中) 03 手術室: ()台(全()室中) 05 薬剤部: ()台 07 受 付: ()台	支にOを付けた上で、設置台数をご記入ください。         O2 救急外来診療室: () 台 (全 () 室中)         O4 処置室: () 台 (全 () 室中)         O6 病 棟: () 台 (全 () 病棟中)         O8 その他 (): () 台         酸は何ですか。該当するものをお選びください。    こいること ずること 要となること ずあること 取り組んでいることをご回答ください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択的 O1 一般外来診療室: ()台(全()室中) O3 手術室: ()台(全()室中) O5 薬剤部: ()台 O7 受 付: ()台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要す O4 システム障害時、診療に影響が出ること O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要 O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が O7 その他(具体的に:	Sec   S
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択的 O1 一般外来診療室: ()台(全()室中) O3 手術室: ()台(全()室中) O5 薬剤部: ()台 O7 受 付: ()台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要認 O4 システム障害時、診療に影響が出ること O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要 O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が O7 その他(具体的に: 同8 マイナ保険証利用率を向上させるために貴院で ※Oはいくつでも O1 医師等が患者に対しマイナ保険証の利用を直接呼 O2 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかか O3 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかか	をにOを付けた上で、設置台数をご記入ください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によに何台ありますか。端末がある場所の選択版の1 -般外来診療室: ()台(全()室中)の3 手術室: ()台(全()室中)の5 薬剤部: ()台の7 受付: ()台間7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業※Oはいくつでもの1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加しての2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が増加しての2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担がの3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すの4 システム障害時、診療に影響が出ることの5 システムの導入や運用に費用負担がかかることの6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要の7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限がの7 その他(具体的に:	をにOを付けた上で、設置台数をご記入ください。
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用によ に何台ありますか。端末がある場所の選択的 O1 一般外来診療室: ()台(全()室中) O3 手術室: ()台(全()室中) O5 薬剤部: ()台 O7 受 付: ()台 問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課業 ※Oはいくつでも O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加して O2 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要認 O4 システム障害時、診療に影響が出ること O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要 O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限が O7 その他(具体的に: 同8 マイナ保険証利用率を向上させるために貴院で ※Oはいくつでも O1 医師等が患者に対しマイナ保険証の利用を直接呼 O2 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかか O3 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかか	をにOを付けた上で、設置台数をご記入ください。

-2- 81

### ◎ オンライン資格確認等の実施状況についてお伺いします。

問9 社会保険診療報酬支払基金が通知しているレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(整数)をご記入 ください。(令和7年4月診療分)

### ◎ 電子カルテ情報共有サービスについてお伺いします。

問 10 電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組みで、令和7年2月よりモデル事業が開始されています。電子カルテ情報共有サービスでは3文書6情報を共有することが可能となりますが、電子カルテ情報共有サービスが実装された場合、診療において有用と考えられる情報はどれですか。※○はいくつでも

 【3文書】
 O1 診療情報提供書
 O2 キー画像等を含む退院時サマリー
 O3 健康診断結果報告書

 【6情報】
 O1 傷病名
 O2 アレルギー情報
 O3 感染症情報

 O4 薬剤禁忌情報
 O5 検査情報
 O6 処方情報

### ◎ 【病院のみ】救急時医療情報閲覧機能の導入状況等についてお伺いします。

- 問 11 救急時医療情報閲覧機能の導入状況をご回答ください。※Oは 1 つ
- 01 導入している 02 導入していないが導入予定(導入予定時期:令和 年) 03 導入予定はない
  - 問 11-1 問 11 で「O1 導入している」と回答した場合にご回答ください。次の選択肢のうち当てはまるものはどれですか。※Oは1つ
  - O1 急性期充実体制加算、総合入院体制加算又は救命救急入院料を算定している
  - O2 上記のいずれも算定してない
- 問 12 救急時医療情報閲覧機能による診療情報・薬剤情報・救急用サマリーの活用状況をご回答ください。 ※○は1つ
- 01 すべてまたは一部を活用している

O2 いずれも活用していない

- 問 12-1 救急時医療情報閲覧機能による診療情報・薬剤情報・救急用サマリーの活用について、 どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。※Oはいくつでも
- O1 意識障害等の患者についても医療情報を閲覧できることで、救急時における疾患の推測とそれに伴う 治療方針の検討の迅速化が可能になった
- O2 意識障害等で同意取得困難な患者についても、薬剤情報や手術情報などの医療情報を踏まえた適切な 検査および治療が可能になった
- 03 患者の服用薬等の複数回にわたる口頭伝達が軽減できた
- O4 電子カルテへの入力作業が効率化され、業務負荷軽減につながった
- O5 転院搬送やかかりつけ医と連携を取る場合等に、双方の医療機関にとってより迅速な意思決定・情報 伝達が可能になった
- 06 その他(具体的に:
- 07 特にない・わからない
- 問 12-2 救急外来に資格確認端末は設置していますか。※○は 1 つ
- 01 設置している ⇒ 台数( )台 02 設置していない

### 次ページより、<u>貴施設の加算届出状況及び電子処方箋の対応状況</u>に応じて ご回答ください。

医療 DX 推進体制整備加算の届出ありの施設 かつ 電子処方箋に対応している場合 ⇒ P. ●へ

医療 DX 推進体制整備加算の届出ありの施設 かつ 電子処方箋に対応していない場合 ⇒ P. ●へ

医療 DX 推進体制整備加算の届出なしの施設

 $\Rightarrow$  P.  $\bullet \land$ 

### 医療 DX 推進体制整備加算届出あり・電子処方箋対応ありの施設のみご回答ください

◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

問	問 13 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況ごとに〇をつけ、届出している場合は算定件数を ご記入ください。				
16	医療 DX	推進体制整備加算*1	O1 医療 DX 推進体制整備加算 1 O2 医療 DX 推進体制整備加算 2		
24	E宅医療	DX 情報活用加算 <sup>※2</sup>	O1 在宅医療 DX 情報活用加算 1 →算定件数 () 件 O2 届出なし		
31	方問看護	医療 DX 情報活用加算	O1 届出あり ⇒算定件数 ()件 O2 届出なし		
	問 13·		く情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況 いる場合は算定件数をご記入ください。		
	<b>4-1 4</b>	E宅患者訪問診療料(I)	O1 届出あり →算定件数 ()人 O2 届出なし		
	<b>4-2</b> 7	E宅患者訪問診療料(II)	O1 届出あり →算定件数 ()人 O2 届出なし		
		E宅がん医療総合診療料	O1 届出あり →算定件数 ()人 O2 届出なし		
	問 13		東DX情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出 出している場合は算定件数をご記入ください。		
	⑤-1 <del>č</del>	王宅患者訪問看護·指導料	O1 届出あり →算定件数 ()人 O2 届出なし		
	<b>5-2</b> [5	3—建物居住者訪問看護・指導料	O1 届出あり →算定件数 ()人 O2 届出なし		
	<b>⑤−3 </b>	青神科訪問看護·指導料	O1 届出あり →算定件数 ()人 O2 届出なし		
問			は <u>訪問看護医療 DX 情報活用加算の届出をしていない場合</u> 、その理由 ごさい。※それぞれ〇はいくつでも		
		O1 訪問診療を行っていない	ため		
17	E宅医	O2 訪問診療を行っているが	、マイナ保険証を利用する患者がいないため		
	· DX		ライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等 制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため		
	青報活 月加算	04 加算を算定するためのコ			
	2		)X を推進する必要性や有用性を感じないため		
		06 その他(具体的に:	)		
		O1 訪問看護を行っていない	ため		
		O2 診療報酬のオンライン請			
		_	ライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報 体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため		
②訪問看 護医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報 取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所に掲述 いること」という施設基準を満たすことが難しいため					
幸	<b>服活用</b>		⊊をでである。 でいて、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設。		
) J	0算	基準を満たすことが難し			
			のコストや手間が大きいため		
			X を推進する必要性や有用性を感じないため		
<b>V</b> 4	08 その他(具体的に:				

※1: 医療 DX 推進体制整備加算 1~3 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4~6 には電子処方箋の要件はなし

※2: 在宅医療 DX 情報活用加算 1 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋 又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方箋 の要件はなし

- 4 - 83

### ◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

	向 16 電子処力箋官埋サービスで活用している機能をお選びくにさい。※しはいく フでも					
0	1 電子処方箋の発行		O2 引換番号付き紙処方箋の発行			
0	3 処方・調剤情報を元にした重複投	薬等チェック	O4 リフィル処方箋への対応			
0	5 口頭同意による重複投薬等チェック	ク結果閲覧	06 HPKI カードを活用した電子署名			
0	7 マイナンバーカードを活用した電	子署名	08 その他 (具体的に:	)		
			・重複投薬等チェック」を選んだ場合にご回答くだください。※○はいくつでも	<u>さい</u> 。		
	O1 患者の直近の薬剤情報を確認す O2 重複投薬でアラートが表示され O3 併用禁忌でアラートが表示され O4 いずれもない	たことがある	方変更に繋がったことがある			
門	- 問 16 導入して感じたメリットをご回答ください。※Oはいくつでも					
O: O: O: O:	<ul> <li>○1 患者の直近の処方・調剤情報を確認することにより、問診・診察がより正確になった</li> <li>○2 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できた</li> <li>○3 オンライン診療の際に処方しやすくなった</li> <li>○4 保険薬局との連携が円滑になった</li> <li>○5 処方箋等の紙の管理が減り、業務が効率化された</li> <li>○6 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減った</li> <li>○7 その他(具体的に:</li> </ul>					
問	問 17 令和7年1月より電子処方箋管理サービスへの院内処方情報登録機能(以下「院内処方機能」という。) のプレ運用が開始されています。院内処方機能が実装された場合に、他の医療機関が有する情報で活用したい情報は次のうちどれですか。※Oはいくつでも					
Ο	1 外来患者に対する院内処方情報	02 入院中の院	内処方情報			
0	3 退院時の院内処方情報	04 その他(具	本的に:	)		

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

- 5 - 84

### 医療 DX 推進体制整備加算届出あり・電子処方箋対応なしの施設のみご回答ください

◎ <u>医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。</u>

	問 18 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況ごとに〇をつけ、届出している場合は算定件数を ご記入ください。					
	推進体制整備加算 <sup>※1</sup>	O1 医療 DX 推進体制整備加算 4 O2 医療 DX 推進体制整備加算 5 算定件数 () 件 O3 医療 DX 推進体制整備加算 6				
②在宅医療	DX 情報活用加算 <sup>*2</sup>	O1 在宅医療 DX 情報活用加算 2 →算定件数 () 件 O2 届出なし				
③訪問看護	医療 DX 情報活用加算	O1 届出あり →算定件数 ()件 O2 届出なし				
問 18-1		情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況 いる場合は算定件数をご記入ください。				
④-1 在	宅患者訪問診療料(I)	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし				
④-2 在	宅患者訪問診療料(II)	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし				
④-3 在	宅がん医療総合診療料	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし				
問 18-2		DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出している場合は算定件数をご記入ください。				
⑤-1 在	宅患者訪問看護•指導料	O1 届出あり ⇒算定件数 ()人 O2 届出なし				
⑤-2同	一建物居住者訪問看護•指導料	O1 届出あり ⇒算定件数 ()人 O2 届出なし				
⑤-3精	神科訪問看護•指導料	O1 届出あり ⇒算定件数 ()人 O2 届出なし				
		は訪問看護医療 DX 情報活用加算の届出をしていない場合、その理由 ごさい。※それぞれ〇はいくつでも				
①在宅医 療 DX 情報活 用加算 *2	O1 訪問診療を行っていないため O2 訪問診療を行っているが、マイナ保険証を利用する患者がいないため O3 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため O4 「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しいること」という施設基準を満たすことが難しいため(令和7年3月31日まで経過措置)					
②訪問看護を行っていないため O2 診療報酬のオンライン請求を行うことが難しいため O3 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため O4 「医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること」という施設基準を満たすことが難しいため O5 「上記 O4 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいため O6 当該加算を算定するためのコストや手間が大きいため O7 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため O8 その他(具体的に:						

※1:医療 DX 推進体制整備加算 1~3 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4~6 には電子処方箋の要件はなし

※2: 在宅医療 DX 情報活用加算 1 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方 箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方 箋の要件はなし

- 6 - 85

### ◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

	問 2	問20 電子処方箋システムの導入予定をご回答ください。※〇は1つ					
	01	導入予定(導入予定時期:令和年) ⇒問	3 21 へ O2 将来導入したいが未定 →問 21 ·	^			
	03	導入予定はない →問 20-1 へ					
	問20-1 問20にて「03 導入予定はない」と回答した場合、導入しない理由をご回答ください。						
※Oはいくつでも							
		01 電子処方箋システムの有用性が分からないため	O2 初期導入コストが高額であるため				
		03 既存システムとの互換性がないため	O4 ベンダーが対応していないため				
	(	05 セキュリティ対策面で不安があるため	O6 電子カルテを導入していないため				
	(	O7 近隣の保険薬局等が導入していないため	O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため	)			
	(	09 必要性を感じないため	10 その他(具体的に:	_)			
問21 電子処方箋管理サービスの以下の機能で活用したい機能をお選びください。※〇はいくつでも							
O1 電子処方箋の発行 O2 引換番号付き紙処方箋の発行							
	03	処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック	O4 リフィル処方箋への対応				
	05	□頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧	06 HPKI カードを活用した電子署名				
	07	マイナンバーカードを活用した電子署名	08 その他 (具体的に:	_)			
	問 2	問 22 電子処方箋システムを導入した場合に得られると思うメリットについてご回答ください。 ※Oはいくつでも					
	01	O1 患者の直近の処方・調剤情報を確認することにより、問診・診察がより正確になる					
	02	O2 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できる					
	03	O3 オンライン診療の際に処方しやすくなる					
		O4 保険薬局との連携が円滑になる					
		処方箋等の紙の管理が減り、業務が効率化される					
		患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が洞	<b>はる</b>				
	07	07 その他(具体的に:					

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

- 7 - 86

### 医療 DX 推進体制整備加算届出なしの施設のみご回答ください

◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

	和7年6月1か月における次 記入ください。	の各項目の届出	状況に○をつけ、届は	出している場合は筧	算定件数を
①在宅医療	DX 情報活用加算 <sup>※1</sup>		DX 情報活用加算 1 DX 情報活用加算 2	届出ありの場合 算定件数(	→ )件
②訪問看護	医療 DX 情報活用加算		⇒算定件数(	)件	02 届出なし
問 23-1	問 23①で「在宅医療 DX			こ場合、次の各項目	目の届出状況に
	Oをつけ、届出している場				
	宅患者訪問診療料(I)	O1 届出あり		)人	O2 届出なし
	宅患者訪問診療料(II)	O1 届出あり		)人	02 届出なし
	宅がん医療総合診療料	O1 届出あり		)人	O2 届出なし
尚 23-2	2 問 23②で「訪問看護医療 状況ごとにOをつけ、届出				ら項目の届出
④-1 在	宅患者訪問看護•指導料	01 届出あり	⇒算定件数(	)人	02 届出なし
④-2同-	一建物居住者訪問看護•指導料	01 届出あり	⇒算定件数(	)人	02 届出なし
4-3精	神科訪問看護•指導料	01 届出あり	⇒算定件数(	)人	02 届出なし
問 24 届出	出していない場合、その理由と	して該当するも	のをお選びください	。※それぞれ○は	いくつでも
①医療 DX 推	O1 「オンライン資格確認等 おいて、医師等が患者の こと」という施設基準を O2「電子処方箋を発行する いること」という施設基	薬剤情報、特定的 満たすことが難 本制又は調剤情報	建診情報等を閲覧また しいため 報を電子処方箋管理†	こは活用できる体制 ナービスに登録する	別を有している 3体制を有して
進体制 整備加 算 <sup>*2</sup>	O3 マイナ保険証利用率に係以上)を満たすことが難O4 加算を算定するためのこの5 外来診療において医療 EO6 その他(具体的に:	る施設基準(令しいため しいため ストや手間が大	和7年7月時点では	マイナ保険証利用	
②在宅医 療 DX 情報活 用加算 *1	療 DX を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため 64 「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有して 18 いること」という施設基準を満たすことが難しいため(令和 7 年 3 月 3 1 日まで経過措置)				難しいため る体制を有して
③訪問看 護医療 DX 情 報活用 加算	O1 訪問看護を行っていない         O2 診療報酬のオンライン請         O3 「居宅同意取得型のオン等を取得及び活用できる         O4 「医療 DX 推進の体制に取得し、及び活用して訪いること」という施設基         O5 「上記 O4 の掲示事項に基準を満たすことが難し         O6 加算を算定するためのコークで         O7 訪問看護において医療に         O8 その他(具体的に:	求を行うことが ライン資格確認 体制を有してい 関する事項及び 問看護を行うこと 準を満たすこと ついて、原則と いため コストや手間が大	等システムの活用にあること」という施設で質の高い訪問看護をとについて、当該医療が難しいためして、ウェブサイトにきいため	基準を満たすこと。 実施するための十: 寮機関の見やすい場 こ掲載していること	が難しいため 分な情報を 易所に掲示して
※1:左它医療	OO COJIE(呉 体の)に・   DX 情報活用加算 1 は電子処方箋管	頭サービフに加方は	     おれ登録できる体制 ( 百	即として贮り加方な行	5担合に14億

※1:在宅医療 DX 情報活用加算 1 は電子処万箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処万箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方箋の要件はなし

- 8 - 87

<sup>※2:</sup>医療 DX 推進体制整備加算 1~3 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4~6 には電子処方箋の要件はなし

### ◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

問 25 電子処方箋システムの導入状況をご回答ください。※〇は 1 つ					
O1 導入予定(導入予定時期:令和年) →	問 26 へ 02 将来導入したいが未定 ⇒問 26 へ				
03 導入予定はない →問 25-1 へ					
問 25-1 問 25 にて「03 導入予定はない」と回答	答した場合、導入しない理由をご回答ください。				
※Oはいくつでも					
O1 電子処方箋システムの有用性が分からないため	O2 初期導入コストが高額であるため				
O3 既存システムとの互換性がないため	O4 ベンダーが対応していないため				
O5 セキュリティ対策面で不安があるため	06 電子カルテを導入していないため				
O7 近隣の保険薬局等が導入していないため	O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため				
09 必要性を感じないため	10 その他(具体的に:)				
問 26 電子処方箋管理サービスの以下の機能で活用	したい機能をお選びください。※○はいくつでも				
O1 電子処方箋の発行	O2 引換番号付き紙処方箋の発行				
O3 処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック	O4 リフィル処方箋への対応				
O5 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧	06 HPKI カードを活用した電子署名				
O7 マイナンバーカードを活用した電子署名	08 その他 (具体的に:)				
09 いずれも活用したいと思わない					
問 27 電子処方箋システムを導入した場合に得られる ※Oはいくつでも	ると思うメリットについてご回答ください。				
O1 患者の直近の処方・調剤情報の確認により、問診	・診察がより正確になる				
O2 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できる					
03 オンライン診療の際に処方しやすくなる					
O4 保険薬局との連携が円滑になる					
O5 処方箋等の紙の管理が減り、業務が効率化される					
O6 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が	減る				
07 その他(具体的に:					

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

-9-

ID 番号:

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 医療 DX の実施状況調査

### ご回答方法

- ◎あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。
- ◎「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ◎ ( ) 内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ◎ ( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O (ゼロ)」を、わからない場合は「-」をご記入 ください。
- ◎特に断りのない限り、令和7年7月1日現在の貴薬局の状況についてお答えください。
- ◎災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し 上げます。

### ◎ 貴薬局の状況についてお伺いします。

問 1	所在地	(	() 都・道・府・県			
問2	開設者 ※0は1つ	O1 法人	O2 個人	03 その	の他	
問3	開設年 ※当該店舗の開設年を	をお答えください。		西暦 (	)年	
問4	4 貴薬局は、チェーン薬局(同一経営者が 20 店舗以上を所有する薬局の 店舗)ですか。 ※Oは 1 つ			01 はい	02 いいえ	
問5	同ーグループ(財務上または 範囲の保険薬局をいう)等*1		業上、緊密な関係にある	(	) 店舗	

- ※1:同一グループは次の基準により判断する(調剤基本料の施設基準における同一グループの考え方と同様)。
  - 1. 保険薬局の事業者の最終親会社 2. 保険薬局の事業者の最終親会社の子会社 3. 保険薬局の事業者の最終親会社の関連会社

	4. 1から3までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者					
問6 貴薬局はどの		O1 医療機関の近隣にある		O2 医療モールの中にある		
	ような場所に立地 していますか。	03 医療機関の敷地内に	ある	O4 ビル診療所と同じ建物	nにある	
	※Oは1つ	05 近隣に医療機関はな	<b>(1)</b>	06 その他(具体的に:_	)	
問	7 調剤基本料の届出	状況 ※○は1つ				
01	調剤基本料1	O2 調剤基本	料 2	03 調剤基本料3	31	
04	調剤基本料3口	05 調剤基本	※料3/1	O6 特別調剤基本料 A		
07	特別調剤基本料B					
		受付回数(調剤基本料の根 月~6月の <b>月平均値(整数</b>		(	) 回/月	
問 8	3 応需医療機関数(3	令和7年4月~6月の <u>月平</u>	(	) 施設		
問9 最も多く処方箋を受け付けた医療機関からの処方箋枚数割合 (期間:令和7年4月~6月 %:4月~6月の <u>月平均値</u> )				(	_) %	
問	10 問9の集中率が最	<b>見も高い医療機関の情報に</b>	ついてお伺いします	<b>j</b> .		
	310-1 診療所・病院の別 ※Oは1つ O1 診療所			02 病院		

- (保険薬局票) ◎ 医療 DX の推進についてお伺いします。 医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※0はいくつでも O1 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する 02 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の 高い医療を提供することができる O3 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する O5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) 06 特に意義はない O7 その他(具体的に: 問 12 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報\*1・薬剤情報\*2・特定健診情報\*3の活用状況を ご回答ください。 ※Oは1つ ※1:診療情報とは患者の診療年月日、診療行為名を指す ※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す ※3:特定健診情報とは患者が 40 歳~74 歳の場合は特定健診の結果、75 歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問 12-1~12-4 へ O2 いずれも活用していない ⇒問 13 へ 【問 12で「01活用している」と回答した場合、問 12-1~問 12-3をご回答ください】 問 12-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容を ご回答ください。 ※0はいくつでも O1 患者の受診歴 (医療機関名、受診歴) の確認 O2 患者への診療情報の確認 03 患者の薬剤情報の確認 O4 患者の特定健診情報の確認 05 その他(具体的に: 問 12-2 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、 どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。 ※○はいくつでも O1 初回の患者において過去の診療情報・薬剤情報。特定健診情報が把握でき、アセスメントがより正確になった O2 薬剤情報の一元管理がしやすくなり、アセスメントに要する時間の短縮につながった O3 薬を調剤する際、患者の薬剤情報(約1か月前までの薬剤情報)を参考にして重複投薬や併用禁忌を 避けることができた O4 薬を調剤する際、患者の薬剤情報(約1か月前までの薬剤情報)を参考にして、処方医への疑義照会に つながった O5 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた 06 その他(具体的に: O7 特にない・わからない 問 12-3 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※ ○ はいくつでも 01 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加していること O2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること 03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること O4 システム障害時、診療に影響が出ること O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること
  - O7 その他(具体的に:

問 12-4 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように 閲覧していますか。 ※○はいくつでも

O1 資格確認端末 02 レセコン 03 紙の印刷 O4 電子薬歴 05 閲覧したことがない

06 その他(具体的に:

- 問 13 マイナ保険証利用率を向上させるために取り組んでいることをご回答ください。 ※ Oはいくつでも
- O1 薬剤師等が患者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている
- O2 薬局においてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している
- O3 薬局においてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを患者等に配布している
- O4 マイナンバーカードの健康保険証利用によって、調剤業務上得られるメリットについて患者等に説明している
- 05 特に取組を実施していない
- 06 その他(具体的に:

### ◎ オンライン資格確認等システムの利用状況等についてお伺いします。

問 14		療報酬支払基金が通知しているレセプト件数ベースマイナ保険証利用率( (令和7年4月診療分)	整数)	をご記入
(	) %		•	•

### ◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

問 15 電子処方箋システムの導入状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ

O1 導入している O2 導入していないが導入予定 O3 将来導入したいが未定 O4 導入予定はない

【問 15 で「O1 導入している」と回答した場合、問 15-1~問 15-3 をご回答ください】

問 15-1 電子処方箋管理サービスで活用している機能をお選びください。 ※○はいくつでも

01 電子処方箋の受付

02 引換番号付き紙処方箋の受付

O3 処方・調剤情報を元にした重複投薬チェック O4 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧

O5 マイナンバーカードを活用した電子署名 O6 HPKI カードを活用した電子署名

07 その他(具体的に:\_

問 15-2 問 15-1 で「O3 処方箋・調剤情報を元にした重複投薬等チェック」を選んだ場合に回答くだ さい。重複投薬等チェックの運用状況をご回答ください。 ※〇はいくつでも

- O1 患者の直近の薬剤情報を確認することにより疑義照会に繋がったことがある
- 02 重複投薬でアラートが表示されたことがある
- 03 併用禁忌でアラートが表示されたことがある
- 04 いずれもない

### 問 15-3 電子処方箋管理サービスを導入して感じたメリットをご回答ください。 ※Oはいくつでも

- O1 患者の直近の処方・調剤情報の確認により、調剤・監査がより正確になる
- O2 患者の直近の処方・調剤情報の確認により、疑義照会の正確性が増し、併用禁忌の回避につながる
- 03 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できる
- O4 居宅等で調剤を行う場合、患者の直近の処方・調剤情報の確認により、効率的に患者に薬を渡せる
- O5 処方箋等の紙の管理やレセコンへの再入力が不要になることで、業務の効率化・正確性向上につながる
- 06 医療機関との連携が円滑になる
- O7 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減る
- 08 その他(具体的に:\_

【問 15 で「02 導入していないが導入予定」「03 将来導入したいが未定」「04 導入予定はない」と 回答した場合、 問 15-4~問 15-5 をご回答ください】

問 15-4 電子処方箋管理サービスの以下の機能で活用したい機能をお選びください。 ※○はいくつでも

01 電子処方箋の受付

02 引換番号付き紙処方箋の受付

O3 処方・調剤情報を元にした重複投薬チェック O4 ロ頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧

05 マイナンバーカードを活用した電子署名

06 HPKI カードを活用した電子署名

O7 その他(具体的に:

問 15-5 電子処方箋管理サービスを導入した場合に得られると思うメリットをご回答ください。 ※ Oはいくつでも

- O1 患者の直近の処方・調剤情報の確認により、調剤・監査がより正確になる
- 02 患者の直近の処方・調剤情報の確認により、疑義照会の正確性が増し、併用禁忌の回避につながる
- 03 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できる
- O4 居宅等で調剤を行う場合、患者の直近の処方・調剤情報の確認により、効率的に患者に薬を渡せる
- O5 処方箋等の紙の管理やレセコンへの再入力が不要になることで、業務の効率化・正確性向上につながる
- 06 医療機関との連携が円滑になる
- 07 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減る
- O8 その他(具体的に:

【問 15 で「O4 導入予定はない」と回答した場合、	問 15-6 をご回答ください】
問 15-6 電子処方箋管理サービスを導入しない理由	jをご回答ください。 ※0はいくつでも
O1 電子処方箋システムの有用性が分からないため	O2 初期導入コストが高額であるため
O3 既存システムとの互換性がないため	O4 ベンダーが対応していないため
O5 セキュリティ対策面で不安があるため	06 近隣の医療機関等が導入していないため
O7 システム操作の習得に時間や費用を要するため	O8 必要性を感じないため
09 その他(具体的に:	)
問 16 電子薬歴システムの導入状況をご回答くださ	い。 ※0は1つ
01 導入済 02 導入予定	E 03 導入する予定はない
問 17 電子版お薬手帳のシステムの導入状況をご回	答ください。 ※○は1つ
O1 導入済 O2 導入予定	O3 導入する予定はない
ー 電子カルテ情報共有サービスについてお伺いし	<u>」ます。</u>

### 0

· <u> </u>					
問 18 電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するため					
の仕組みで、令和7年2月よりモデル事業が開始されています。電子カルテ情報共有サービスでは					
3文書6情報を共有することが可能となりますが、電子カルテ情報共有サービスが実装された場合、					
調	剤業務において有用と	考えられる情報はどれですか。 ※○はい	くつでも		
【3文書】	O1 診療情報提供書	O2 キー画像等を含む退院時サマリー	O3 健康診断結果報告書		
【6情報】	O1 傷病名	O2 アレルギー情報	O3 感染症情報		
【の「同報】	O4 薬剤禁忌情報	05 検査情報	06 処方情報		

### 次の設問は、<u>貴薬局の加算</u>届出状況に応じてご回答ください。

#### 医療 DX 推進体制整備加算届出ありの薬局のみご回答ください

### ◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

問 19	令和7年6月1か月にお ください。	ける医療 DX 推進体制整備加算の届	出状況に○をつけ、算定件数をご記入
01 医	療 DX 推進体制整備加算 1	O2 医療 DX 推進体制整備加算 2	O3 医療 DX 推進体制整備加算 3
算定件	数()件		

### 医療 DX 推進体制整備加算届出なしの薬局のみご回答ください

### ◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

- 問 20 医療 DX 推進体制整備加算を届出していない理由として該当するものをお選びください。 ※ ○はいくつでも
- O1 「オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行 う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため
- O2 「電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、 調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録する こと」という施設基準を満たすことが難しいため(令和7年3月31日まで経過措置)
- 03 マイナ保険証利用率の算定要件(令和7年7月時点ではマイナ保険証利用率が15%以上)を満たすことが 難しいため
- O4 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制を確保することが難しいため

05	その他(具体的に:	)
$\sim$		,

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

ID 番号:

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 医療 DX の実施状況調査

### ご回答方法

- ◎あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。
- ◎「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ◎ ( ) 内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ◎()内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ②特に断りのない限り、令和7年7月1日現在の貴施設の状況についてお答えください。
- ◎災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### ◎ 貴施設の状況についてお伺いします。

問 1	所在地	(	)都・道・府・県		
問2	開設者 ※0は1つ	O1 個人	02 法	人	03 その他
問3	標榜診療科 ※Oはいくつでも	O1 歯科	O2 矯正歯科	03 小児歯科	O4 歯科□腔外科

### ◎ 医療 DX の推進についてお伺いします。

問 4	医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。
	※○はいくつでも

- O1 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する
- O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の 高い医療を提供することができる
- 03 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される
- O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する
- O5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等)
- 06 特に意義はない
- 07 その他(具体的に:\_\_\_\_\_\_

問5 電子カルテシステム\*の導入状況をご回答ください。※〇は1つ

※電子カルテシステムとは、電子カルテの三原則(「真正性」「見読性」「保存性」)を満たし、電子的に管理されているカルテを指します。レセプトコンピュータ(いわゆるレセコン)はレセプト(診療報酬明細書)を作成するもので、電子カルテシステムとは異なります。

02 導入予定

01 稼働中 (導入予定時期:令和 年)

03 将来導入したいが未定

O4 導入予定はない

問 6 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報 $^{*1}$ ・薬剤情報 $^{*2}$ ・特定健診情報 $^{*3}$ の活用状況を ご回答ください。 $^{**}$ Oは 1 つ

- ※1:診療情報とは患者の診療年月日、診療行為名を指す
- ※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す
- ※3:特定健診情報とは患者が40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す
- 01 すべてまたは一部活用している →問 6-1~6-3 へ 02 いずれも活用していない →問 7 へ

【問 6 で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問 6-1~問 6-3 にご回答ください】 問 6-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容を

10-1 マイナンバーガートの健康保険証利用による診療情報・条剤情報・特定健診情報の活用内容を ご回答ください。※○はいくつでも

01 患者の受診歴(医療機関名、受診歴)の確認

O2 患者への診療情報の確認

03 患者の薬剤情報の確認

O4 患者の特定健診情報の確認

O5 その他(具体的に:

(歯科診療所票)
問 6-2 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。※Oはいくつでも
O1 患者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、問診・診察がより正確になった
O2 問診・診察時間の短縮につながった
03 他の医療機関での診療行為の内容を参考にした
O4 薬を処方する際、患者の薬剤情報(約1か月前までの薬剤情報)を参考にした処方の調整ができた
O5 特定健診の結果(BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした
06 その他(具体的に:
07 特にない・わからない
問 6-3 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも
O1 IT に不慣れな患者への対応による負担が増加していること
O2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること
03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること
04 システム障害時、診療に影響が出ること
05 システムの導入や運用に費用負担がかかること
O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること   O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること
07 マイナンバーカード及び電子証明書に自効期限があること 08 その他(具体的に:
問7 マイナ保険証利用率を向上させるために貴院での取組をご回答ください。※〇はいくつでも
O1 歯科医師等が患者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている
O2 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している
O3 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを患者等に配布している
O4 マイナ保険証の利用によって、診療上得られるメリットについて患者等に説明している
O5 特に取組を実施していない
06 その他(具体的に:
オンライン資格確認等の実施状況についてお伺いします。
り8 社会保険診療報酬支払基金が通知しているレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(整数)をご記入 ください。(令和7年4月診療分)
() %
電子カルテ情報共有サービスについてお伺いします。_

### 0

#### 0

問 9 電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための 仕組みで、令和7年2月より医科においてモデル事業が開始され、歯科でも順次導入予定です。 電子カルテ情報共有サービスでは3文書6情報を共有することが可能となりますが、電子カルテ情報共 有サービスが実装された場合、診療において有用と考えられる情報はどれですか。※〇はいくつでも 【3文書】 O1 診療情報提供書 O2 キー画像等を含む退院時サマリー O3 健康診断結果報告書 O2 アレルギー情報 O1 傷病名 O3 感染症情報 【6情報】 05 検査情報 O4 薬剤禁忌情報 06 処方情報 上記の3文書6情報に加え、歯科において追加で共有すべきと考えられる情報はどれですか。 ※Oはいくつでも **CD** 10 O2 ロ腔診査情報標準コード O3 その他(具体的に:

医療 DX 推進体制整備加算の届出ありの施設 かつ 電子処方箋に対応している場合

医療 DX 推進体制整備加算の届出ありの施設 かつ 電子処方箋に対応していない場合

 $\Rightarrow$  P.  $\bullet \land$ 

医療 DX 推進体制整備加算の届出なしの施設

-		TVI	=^	_	=-	# \	
	144	<b>X</b>	=7/	宓	Dh	(票)	)
		1-	ロン	757	$\Gamma I$	775 /	,

⇒ P. ●∧

-3-

### 医療 DX 推進体制整備加算届出あり・電子処方箋対応ありの施設のみご回答ください

## ◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

問 1	問 11 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況ごとに〇をつけ、届出している場合は算定件数を ご記入ください。				
_	療DX推進体制 備加算*1	O1 医療 DX 推進体制整 O2 医療 DX 推進体制整 O3 医療 DX 推進体制整	備加算 2	算定件数(	) 件
	宅医療DX情報 用加算 <sup>*2</sup>	O1 在宅医療 DX 情報活 O2 届出なし		届出ありの場合 ⇒ 算定件数(	)件
③歯	科訪問診療料	区分 1~5 の合計件数:	()	件 ※算定実績がな	い場合は0件と記入
問 1		、情報活用加算 <sup>**2</sup> の届出を はいくつでも	していない場合、そ	の理由として該当する	るものをお選びくだ
01	歯科訪問診療を行	テっていないため			
02	歯科訪問診療を行	テっているが、マイナ保険	証を利用する患者が	いないため	
		型のオンライン資格確認等 本制を有していること」と			者の診療情報等を取得
04	加算を算定するな	こめのコストや手間が大き	いため		
05	歯科在宅医療に	おいて医療 DX を推進する	必要性や有用性を感	じないため	
	その他(具体的に				)
		備加算 1∼3 は電子処方箋管理サ 印字された紙の処方箋を発行する ・			
<b>%</b> 2:	在宅医療 DX 情報活	- 用加算 1 は電子処方箋管理サー			
	箋又は引換番号が印き 箋の要件はなし	字された紙の処方箋を発行するこ	と) という要件が設定され	れているが、在宅医療 DX	情報活用加算 2 には電子処方
<b>②</b> <u>電</u>	子処方箋システ	テムの導入状況等につ	いてお伺いします	<u>t.</u>	
		テムの導入状況等につ			でも
問 1		理サービスで活用している	る機能をお選びくだる		
問 1 O1	3 電子処方箋管電子処方箋で 電子処方箋の発行	理サービスで活用している	る機能をお選びくだる 02 引換番号	 さい。※Oはいくつで 付き紙処方箋の発行	
問 1 O1 O3	3 電子処方箋管電子処方箋の発行 電子処方箋の発行 処方・調剤情報を	理サービスで活用している 5	る機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル	 さい。※Oはいくつで 付き紙処方箋の発行	
問 1 O1 O3 O5	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を 回頭同意による	理サービスで活用している 立 を元にした重複投薬等チェ 重複投薬等チェック結果関	る機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKI カ・	 さい。※○はいくつで 付き紙処方箋の発行 処方箋への対応	
問 1 01 03 05 07	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を の頭同意による電	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ 重複投薬等チェック結果関	3機能をお選びくだる O2 引換番号 ック O4 リフィル 覧 O6 HPKI カー O8 その他(	── さい。※○はいくつで 付き紙処方箋の発行 処方箋への対応 - ドを活用した電子器 具体的に:	<b>署名</b> )
問 1 01 03 05 07 問 1	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を 口頭同意による マイナンバーカー 4 電子処方箋管	を理サービスで活用している 方 を元にした重複投薬等チェ 重複投薬等チェック結果関 ードを活用した電子署名	3機能をお選びくだる O2 引換番号 ック O4 リフィル 覧 O6 HPKI か- O8 その他( ごたメリットをご回答	さい。※Oはいくつで 付き紙処方箋の発行 処方箋への対応 ードを活用した電子 具体的に: 答ください。※Oはい	署名 ) ハくつでも
問 1 01 03 05 07 問 1	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を 回頭同意による マイナンバーカー 4 電子処方箋管 患者の直近の処理	理サービスで活用している を元にした重複投薬等チェ 重複投薬等チェック結果関 ードを活用した電子署名 で理サービスを導入して感じ	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回る とにより、問診・診	<ul><li>(**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)</li></ul>	署名 ) ハくつでも
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可頭同意による電マイナンバーカー4 電子処方箋管患者の直近の処理を担める。 まずの はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ を表にした重複投薬等チェック結果関 ードを活用した電子署名 を理サービスを導入して感じた。 では、調剤情報を確認することで、 の際に処方しやすくなった	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回る とにより、問診・診	<ul><li>(**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)</li></ul>	署名 ) ハくつでも
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03 04	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可頭同意による電マイナンバーカー4 電子処方箋管患者の直近の処理を表する。 まずの はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ 重複投薬等チェック結果関 ードを活用した電子署名 を理サービスを導入して感じ う・調剤情報を確認することで りの機能を活用することで の際に処方しやすくなった 傷が円滑になった	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回記 とにより、問診・診 重複投薬を防止でき	<ul><li>(**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)</li></ul>	署名 ) ハくつでも
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03 04 05	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可頭同意による電マイナンバーカー4 電子処方箋管患者の直近の処理を表する。 まずの で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ を元にした重複投薬等チェック結果関 ードを活用した電子署名 理サービスを導入して感じた。 では、調剤情報を確認することで、 の際に処方しやすくなった。 りの際に処方しやすくなった。 りのでは、 の	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回答 とにより、問診・診 重複投薬を防止でき	<ul><li>(**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)</li></ul>	署名 ) ハくつでも
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03 04 05 06	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可頭同意による電マイナンバーカー4 電子処方箋管患者の直近の処理するションライン診療が保険薬局との連携処方箋等の紙の管患者自身が服薬管	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ を元にした重複投薬等チェ を表情した電子署名 を理サービスを導入して感じ の際に見がしたではいかすることでは の際に見がしたであることでは の際に見がしたである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回答 とにより、問診・診 重複投薬を防止でき	<ul><li>(**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)</li></ul>	署名 ) ハくつでも
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03 04 05 06 07	3 電子処方箋管電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可頭同意による電マイナンバーカー4 電子処方箋管患者の直近の処理を表すとの連続である。 重複投与等チェックを受薬局との連続では、 を関連したのでは、 をしたのでを	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ 重複投薬等チェック結果関 ードを活用した電子署名 理サービスを導入して感じ 力・調剤情報を確認することで 力際に処方しやすくなった き理が減り、業務が効率化 管理しやすくなり、飲み忘 には、飲みに には、ことでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKI カー 08 その他( ジたメリットをご回答 とにより、問診・診 重複投薬を防止でき された れ等が減った	N。※Oはいくつではい。※Oはいくつでは   付き紙処方箋の発行   処方箋への対応   一ドを活用した電子を   具体的に:   答ください。※Oはい   察がより正確になった	署名 ) ハくつでも た
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03 04 05 06 07	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可可可能によるでは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	を理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ を元にした重複投薬等チェ を表情した電子署名 を理サービスを導入して感じ の際に見がしたではいかすることでは の際に見がしたであることでは の際に見がしたである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回記 とにより、問診・診 重複投薬を防止でき された れ等が減った 一スへの院内処方情報 処方機能が実装され	一般登録機能(以下「院た場合に、他の医療性のと、)	署名 ハくつでも た 記内処方機能」という。)
問 1 01 03 05 07 問 1 01 02 03 04 05 06 07 問 1	3 電子処方箋管電子処方箋の発行処方・調剤情報を可可可能によるでは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	理サービスで活用している。 を元にした重複投薬等チェ を元にした重複投薬等チェック結果関 一ドを活用した電子署名 理サービスを導入して感じた。 では、調剤情報を確認することが、 の際に処方しやすくなった。 管理が減り、業務が効率化 管理しやすくなり、飲み忘さまた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	3機能をお選びくだる 02 引換番号 ック 04 リフィル 覧 06 HPKIカー 08 その他( ごたメリットをご回記 とにより、問診・診 重複投薬を防止でき された れ等が減った 一スへの院内処方情報 処方機能が実装され	一般登録機能(以下「院た場合に、他の医療性のと、)	署名 ハくつでも た 記内処方機能」という。)

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。 問 16 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況ごとに〇をつけ、届出している場合は算定件数を

### ◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

	し記入へたる	2010	
	医療DX推進体制 整備加算 <sup>※1</sup>	O1 医療 DX 推進体制整備加算 O2 医療 DX 推進体制整備加算 O3 医療 DX 推進体制整備加算	5 算定件数()件
	在宅医療DX情報	01 在宅医療 DX 情報活用加算	
	活用加算 <sup>※2</sup>	O2 届出なし	⇒ 算定件数()件
	<b>歯科訪問診療料</b>	区分 1~5 の合計件数(	)件 ※算定実績がない場合は0件と記入
問		〈情報活用加算 <sup>※2</sup> の届出をしてい はいくつでも	ない場合、その理由として該当するものをお選びくだ
01	歯科訪問診療を行		
02	2 歯科訪問診療を行	行っているが、マイナ保険証を利	用する患者がいないため
03			ムの活用により、歯科医師等が患者の診療情報等を取得
			記録基準を満たすことが難しいため
04		発行する体制又は調剤情報を電す を満たすことが難しいため(令和	ア処方箋管理サービスに登録する体制を有していること」 17年3月31日まで終過共置)
05		と過たすことが難しいため(Thin ためのコストや手間が大きいため	
		こののコストや子間が入さいた。 おいて医療 DX を推進する必要性	
	7 その他(具体的1		
	方箋又は引換番号がほ子処方箋の要件はな		という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4~6 には電
<b>%</b> 2			処方情報を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方
	箋又は引換番号が印: 箋の要件はなし	字された紙の処方箋を発行すること)とい	1う要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方
	戈い女にはなし		
(a)	■子処方箋シス <sup>−</sup>	テムの導入状況等について	お伺いします。
		テムの導入状況等について。 システムの導入予定をご回答くだ	
問			
問	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期	ノステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) →問 19 ヘ	さい。※Oは 1 つ O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問 19 へ ⇒問 18-1、問 19 へ
問	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18	ノステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) →問 19 ヘ	さい。※Oは1つ O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない
問	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Ol	ノステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「03 導入予定はない」と	さい。※Oは1つ O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ 回答した場合、導入しない理由をご回答ください。
問	18 電子処方箋 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※O(a O1 電子処方箋 )	ノステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) →問 19 へ B にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも	さい。※Oは1つ O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ 回答した場合、導入しない理由をご回答ください。
問	18 電子処方箋シ 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに 01 電子処方箋シ O3 既存システム	レステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) →問 19 へ B にて「O3 導入予定はない」と よいくつでも システムの有用性が分からないた	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため
問	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに O1 電子処方箋3 O3 既存システム O5 セキュリティ	レステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため
問	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに O1 電子処方箋3 O3 既存システム O5 セキュリティ	レステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ B にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため ィ対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問 19へ ⇒問 18-1、問 19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため
問 O1	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Ok O1 電子処方箋3 O3 既存システム O5 セキュリティ O7 近隣の保険勢 O9 必要性を感し	レステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「O3 導入予定はない」と ないくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため イ対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため  こないため ステムを導入した場合に得られる	さい。※○は1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問 19 へ ⇒問 18-1、問 19 へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため
問 O1	18 電子処方箋3 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに 01 電子処方箋3 03 既存システム 05 セキュリティ 07 近隣の保険す 09 必要性を感し 19 電子処方箋3 ※Oはいく	アステムの導入予定をご回答くだ  : 令和年) ⇒問 19 へ  B にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも アステムの有用性が分からないた なとの互換性がないため ア対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため アないため ステムを導入した場合に得られる	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問 19へ ⇒問 18-1、問 19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)
問 O1	18 電子処方箋シ 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに O1 電子処方箋シ O3 既存システム O5 セキュリティ O7 近隣の保険勢 O9 必要性を感し 19電子処方箋シン ※Oはいくご 患者の直近の処別	アステムの導入予定をご回答くだ  : 令和年) ⇒問 19 へ  B にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも アステムの有用性が分からないた なとの互換性がないため ア対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため アないため ステムを導入した場合に得られる	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)  Sと思うメリットについてご回答ください。
問 O1 O1 O2	18 電子処方箋 第 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに O1 電子処方箋 3 O3 既存システム O5 セキュリティ O7 近隣の保険 O9 必要性を感し 19電子処方箋 3 ※Oはいく 患者の直近の処か ま者の直近の処か 重複投与等チェック	レステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「O3 導入予定はない」と ないくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため イ対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため ンないため ステムを導入した場合に得られる つでも 方・調剤情報を確認することによ	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)  Sと思うメリットについてご回答ください。
問 01 01 02 03	18 電子処方箋 第 導入予定 (導入予定時期 問 18-1 問 18 ※Oに O1 電子処方箋 3 O3 既存システム O5 セキュリティ O7 近隣の保険 O9 必要性を感し 19電子処方箋 3 ※Oはいく 患者の直近の処か ま者の直近の処か 重複投与等チェック	フステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「O3 導入予定はない」と いくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため で対策面で不安があるため 変局等が導入していないため フテムを導入した場合に得られる つでも ・ 調剤情報を確認することによ ック機能を活用することで重複技	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)  Sと思うメリットについてご回答ください。
問 01 01 02 03 04 05	18 電子処方箋 第	プステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ B にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため イ対策面で不安があるため 変局等が導入していないため ステムを導入した場合に得られる つでも 方・調剤情報を確認することによ ック機能を活用することで重複技の際に処方しやすくなる 携が円滑になる 管理が減り、業務が効率化される	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)  らと思うメリットについてご回答ください。  の、問診・診察がより正確になる 薬を防止できる
問 01 01 02 03 04 05 06	18 電子処方箋 第入予定 (導入予定 (導入予定 (導入予定時期 間 18-1 間 18 ※ (の)	プステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「O3 導入予定はない」と ないくつでも システムの有用性が分からないた なとの互換性がないため イ対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため ごないため ステムを導入した場合に得られる つでも ・ 調剤情報を確認することによ の際に処方しやすくなる 携が円滑になる 管理が減り、業務が効率化される 管理しやすくなり、飲み忘れ等か	さい。※Oは1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問19へ ⇒問18-1、問19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)  らと思うメリットについてご回答ください。  の、問診・診察がより正確になる 薬を防止できる
問 01 01 02 03 04 05 06	18 電子処方箋 導入予定時期 問 18-1 問 18 ※ 〇に の1 電子 シース アーク の3 既 マキュリティ の5 セキュリ 保険 の9 必要性を感じ 19 電子処方箋 シー派のはいく 患者の担いく 患者の担いる ますとの まずいます を表する はいる はいる まずいます を表する はいる ・ との します を表する を表する はいる ・ との との を表する を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	プステムの導入予定をご回答くだ : 令和年) ⇒問 19 へ 3 にて「O3 導入予定はない」と はいくつでも プステムの有用性が分からないた なとの互換性がないため イ対策面で不安があるため 薬局等が導入していないため プテムを導入した場合に得られる プでも も・調剤情報を確認することにより の際に処方しやすくなる 集が円滑になる 管理が減り、業務が効率化される 管理しやすくなり、飲み忘れ等か	さい。※○は1つ  O2 将来導入したいが未定 O3 導入予定はない ⇒問 19へ ⇒問 18-1、問 19へ  回答した場合、導入しない理由をご回答ください。  め O2 初期導入コストが高額であるため O4 ベンダーが対応していないため O6 電子カルテを導入していないため O8 システム操作の習得に時間や費用を要するため 10 その他(具体的に:)  らと思うメリットについてご回答ください。  の、問診・診察がより正確になる 薬を防止できる

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

### 医療 DX 推進体制整備加算届出なしの施設のみご回答ください

令和7年6月1か月における次の各項目届出状況ごとに〇をつけ、届出している場合は算定件数を

റ	佐降 DY	推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。	
$\boldsymbol{\mathcal{S}}$	込泥 レハ		

問 20

DX情報活		届出ありの場合 ⇒ 算定件数 ( ) 件			
用加算 <sup>※1</sup> ②歯科訪問	O3 届出なし				
診療料	区分 1~5 の合計件数(	_) 件 ※算定実績がない場合は0件と記入			
	FDX 推進体制整備加算及び在宅医療 DX 情報 当するものをお選びください。※それぞれ〇は	活用加算の届出をしていない場合、その理由として にいくつでも			
①医療DX推進体制整備加算※2	という施設基準を満たすことが難しいため (O2 マイナ保険証利用率の施設基準(令和でを満たすことが難しいため O3 「オンライン資格確認等システムの活用おいて、歯科医師等が患者の薬剤情報、ていること」という施設基準を満たする O4 当該加算を算定するためのコストや手間 O5 外来診療において医療 DX を推進する場 O6 その他(具体的に:	7年7月時点ではマイナ保険証利用率が 15%以上) 用により、診療を行う診察室、手術室又は処置室等に 特定健診情報等を閲覧または活用できる体制を有しことが難しいため 聞が大きいため			
②在宅医療 DX 情報 活用加算 *1	等を取得及び活用できる体制を有してい。 O4 「電子処方箋を発行する体制又は調剤情	等システムの活用により、歯科医師等が患者の診療情報ること」という施設基準を満たすことが難しいため 情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しことが難しいため(令和7年3月31日まで経過措置) 大きいため			
が印字された ※2:医療 DX 推 番号が印字で	た紙の処方箋を発行すること)という要件が設定されているが、	を登録できる体制(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換るが、医療 DX 推進体制整備加算 4~6 には電子処方箋の要件はなし			
問 22 電子	- 処方箋システムの導入状況をご回答ください	。※Oは1つ			
O1 導入予定 (導入予定	E 02 E時期:令和年) →問 23 へ	2 将来導入したいが未定 03 導入予定はない ⇒問 23 へ ⇒問 22-1、問 23 へ			
問 22-1	問 22-1 問 22 にて「O3 導入予定はない」と回答した場合、導入しない理由をご回答ください。 ※Oはいくつでも				
O3 既存 O5 セキ O7 近隣	子処方箋システムの有用性が分からないため テシステムとの互換性がないため トュリティ対策面で不安があるため 数の保険薬局等が導入していないため 要性を感じないため	<ul><li>○2 初期導入コストが高額であるため</li><li>○4 ベンダーが対応していないため</li><li>○6 電子カルテを導入していないため</li><li>○8 システム操作の習得に時間や費用を要するため</li><li>10 その他(具体的に:</li></ul>			
問 23 電子	P処方箋システムを導入した場合に得られると Oはいくつでも				
より、問 03 オンライ	別診・診察がより正確になる イン診療の際に処方しやすくなる O	<ul><li>2 重複投与等チェック機能を活用することで重複 投薬を防止できる</li><li>4 保険薬局との連携が円滑になる</li></ul>			
O5 処方箋等 O7 その他(	(具体的に:	6 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減る 			

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

ID 番号:

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 医療 DX の実施状況調査

### ご回答方法

- ◎あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。
- ◎「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ◎ ( ) 内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ◎()内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ◎特に断りのない限り、「**医療保険」の訪問看護**に関して、令和7年7月1日現在の貴事業所の状況についてお答えください。
- ◎災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### ◎ 貴施設の状況についてお伺いします。

問 1 所在地	(	)都•道•府•県			
問2 開設者 ※0は1つ	問 2 開設者 ※Oは1つ				
O1 都道府県・市区町村・ 連合・一部事務組合	也方独立行政法人・広域	O2 日本赤十字社·社会保険関係団体			
03 医療法人		O4 医師会			
05 看護協会		06 社団・財団法人(医師会と看護協会を除く)			
O7 社会福祉法人(社会福祉	止協議会含む)	O8 農業協同組合及び連合会			
O9 消費生活協同組合及び過	直合	10 営利法人(株式・合名・合資・合同会社)			
11 特定非営利活動法人(N	NPO)	12 その他(具体的に:)			
問3 機能強化型訪問 看護管理療養費の 届出の有無 ※○はいくつでも	O1 あり ⇒内訳(O1 機能強化 O2 なし	型1 02 機能強化型2 03 機能強化型3)			

### ◎ 利用者の状況

問4	問4 令和7年6月1か月における訪問看護の利用者数(実人数)をご記入ください。				
1)3	①全利用者数(医療保険と介護保険の訪問看護の利用者を合わせた人数)(実人数)(a+b)				
	а	医療保険を算定した利用者数(a-1+a-2)	()人		
		a-1 医療保険のみを算定した利用者数	()人		
		a-2 医療保険と介護保険を算定した利用者数	()人		
	b	介護保険のみを算定した利用者数	()人		
2e	a の	うち、マイナ保険証によるオンライン資格確認を行った利用者数(実人数)	()人		
③a のうち、マイナ保険証による居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムで診療情報等を取得した利用者数(実人数)			()人		

## ◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

回6 届出をしていない場合、その理由として該当るものをお選びください。 ※Oはいくつでも  ○1 訪問音護療義費のオンライン請求を行うことが難しいため(「訪問音護療義及及び公費負担医療に関する著 用の請求に関する命令(平成四年厚生省令第五号)第一米に規定する電子信義処理組織の使用による請求 を行っていること」という施設基準を満たすことが難しいため (健康保険法等) 名乗13項に規定する電子管 格確部 (オンライン母格確認) を行う体制を有することが難しいため (健康保険法等) 名乗13項に規定する電子管 格確部 (オンライン母格確認) を行う体制を有ることが難しいため (健康保険法等) 名乗13項に規定する電子管 格確部 (オンライン母格確認) を行う体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため  ○3 「国宅司商取得型のオンライン資格電読録システムの活用により、看護の等が利用者の診療情報等を取得 及び活用のできる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため  ○4 「医療 DX 推進の体制に関する事項及び窓の高い訪問書籍を実施するための十分な情報を取得し、及び 活用して訪問者護を行うことについて、当該訪問者護表テーションの見やすい場所に掲示していること」という施設基準を 満たすことが難しいため  ○5 「上記ひ4 の場示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を 満たすことが難しいため  ○6 加算を算定するためのコストや手間が大きいため  ○7 が問者によいて医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため  ○8 その他(具体的に:  ○ 医療 DX の推進についてお伺いします。  □7 で、企業の表において医療 DX を推進する悪差として該当するとにより、切れ自なく安全かつ質の 高い医療を提供することができる  ○3 デシタル化により医療機関等が必要な診療情報を持有することにより、切れ自なく安全かつ質の 高い医療を提供することができる  ○4 保健療テータをマイナポータルで一元的に把できるようになることで、個人の健康開進に高与する  ○5 体別を変更するにかいて著格の効率化や人权の有効活用が実現される  ○6 体院 DX の課価に係る診療機関制とのイヤセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等)  ○6 特に悪毒はない  ○7 その他(具体的に:  □ 20 準備中のため接触していない  ○1 稼働中  ○2 準備中のため接触していない  ○3 稼むしていない(やのを得ない事情により経過措置の届出を提出あみ)  □ オンライン請求の実施状況をご回答にださい。※Oは1つ  ○1 対域などにはずいを必要が確認とは関係を認定とは関係を認定とは関係を認定とない。  ○1 対域が確認とは限用を認定を記す。  ※3 ※3 準別機能と認らないをの確定を認定を必要が確認とは限用が必要を記す ※3 : 第2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3		問5 令和7年6月1か月における訪問看護医療DX情報活用加算の届出状況にOをつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。
○1 訪問看機麻養管のオンライン請求を行うことが難しいため(1)訪問看機麻養費及び公費負担医療に関する音用の語求に関する命令(平成四年厚生金令魅力号)第一条に関すする電子情報処理組織の使用による語求を行っていること」という施設基準を満まっとが難しいため(7)では一個でいること」という施設基準を満たすことが難しいため(7)では一個での書との書との書との書とないカーターン資格確認を行う体制を有することが難しいため(7)では一個での書との書との書との書とないカーターン資格で記を行うとしていること」という施設基準を満たすことが難しいための3「屋宅回置設限量型のメンライン資格で記を対していること」という施設基準を満たすことが難しいための4「医療DX推進の体制に関する事項及び労の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取行し、及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいための5「上記の4の掲示事項について、優別として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいための5「上記の4の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を適けませて、第一次では、1000年では、第一次では、1000年では、1		O1 届出あり →算定件数()件 O2 届出なし
用の詰求に関する命令(平成四年度生省令第五号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること」という施設基準を満たすことが難しいため、「健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有することが難しいため、「健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため  O3 「居宅司意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため  O4 「医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用で方の体制に関する事項及び苦の高い訪問看護と実施するための十分な情報を取得し、及び活用で立時電度を行うことについて、等域の高い訪問看護と実施するための十分な情報を取得し、及び活用を音を構造ですことが難しいて、等則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいため  O5 「上記 O4 の提示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが強しいため  O6 加算を算定するためのコストや手間が大きいため  O7 が間番種において医療 DX を推進する心器性や有用性を感じないため  O8 その他(具体的に:  「P7 医療現場に対いて医療 DX を推進する心器性できるようになることで、個人の健康増進に寄与する  O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる。  O3 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される  O4 保健医療データをマイナボータルで一元的に把握できるようになることが、次のは1つ  O1 探護を関ンの評価に係る診療情報・シスケア産業の振興に寄与する  O5 医療 DX の評価に係る診療情報・シスケア産業の振興に寄与する  O5 医療 DX の評価に係る診療情報・シスケアを関していない  D1 物の第み O2 移行準備中 O3 紙レセフトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)  関10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報。・薬剤情報。・特定健診情報のの活用状況をご回答ください。次のは1つ  O1 対応済み O2 移行準備中 O3 紙レセフトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出 を提出と認解しより組みを指用していない ⇒間10・1~10・1~10・1~10・1~10・1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~10・1~1~1~10・1~10・1~10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・1		問6 届出をしていない場合、その理由として該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも
格離語 (オンライン資格確認) を行う体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため)  O3 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、希護師等が利用者の診療情報等を取得 及び活用して訪問者護を行うことについて、当該訪問者護を実施するための十分な情報を取得し、及び 活用して訪問者護を行うことについて、当該訪問者護ステーションの見やすい慮所に掲示していること」 という施設基準を満たすことが難しいため  O5 「上記 O4 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を 満たすことが難しいため  O6 加算を算定するためのコストや手間が大きいため  O7 訪問者護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため  O8 その他(具体的に:  ○ 医療 DX の推進についてお伺いします。  図7 医療現場において医療 DX を推進する影義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※ ○はいくつでも  O1 保健医療データをマイナボータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する  O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の 高い医療を提供することができる  O3 デシタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される  O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する  O5 医療 DX の評価に係る診療特別上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等)  O6 特に意義はない  O7 その他(具体的に:  ) ② 稼働していない(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)  図9 オンライン資格確認等システムの導入状況をご回答ください。※Oは1つ  O1 稼働中  O2 移行準値中  O3 旅レセブトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)  図9 オンライン資格確即・多様によるださい。※Oは1つ  O1 対応済み O2 移行準値中  O3 然レセブトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)  図10 マイナンバーカートの健康保険証利用による診療情報*・薬剤情報*・・特定健診情報**の活用状況をご回答ください。※Oは1つ  O1 対応済み O2 移行準値中  O3 然レセブトでの請求を継続・(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出場所を認知した場の関生のよると指すのまたに回答とださい)  同10 マイナンバーカートの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等の活用を活用している」 →図 10・1~同じの5 にご回答とださい)  関10・1 マイナンバーカのと使権保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように関難していますか。※Oはいくつでも  O1 資格確認端末 O2 レセコン  O3 電子カルテ  O4 紙の印刷 O5 関策したことがない		用の請求に関する命令(平成四年厚生省令第五号)第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求
03 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、   高護師等が利用者の診療情報等を取得 及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため		
活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること」という施設基準を満たすことが難しいため  O5 「上記 O4 の掲示事頃について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいため  O6 加算を算定するためのコストや手間が大きいため  O7 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため  O8 その他(具体的に:  □		03 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得
満たすことが難しいため O6 加算を算定するためのコストや手間が大きいため O7 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため O8 その他(具体的に:    ***回していてお問いします。   **回していていてお問いします。   **回していていていてお問いします。   **回していていていていていていていていていていていていていていていていている。   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいくつでも   **のはいたのでも、  **のはいて、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる   **のは、原産の主張性はあることができる   **のは、原産の生産ができる。   **のは、原産の生産ができるは、現れ目は、ののでは、現実には、おいて、対象の対象性ができるが、現場にあらする   **のは、自体的には、のでは、自体的には、のでは、自体的には、のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること」
○7 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため       ○8 その他(具体的に:		
<ul> <li>② 医療 DX の推進についてお伺いします。</li> <li>問 7 医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※ Oはいくつでも</li> <li>01 保健医療データをマイナボータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する 02 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる</li> <li>03 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される 04 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する 05 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) 06 特に意義はない 07 その他(具体的に:</li></ul>		O6 加算を算定するためのコストや手間が大きいため
<ul> <li>● 医療 DX の推進についてお伺いします。</li> <li>問 7 医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※ Oはいくつでも</li> <li>O1 保健医療データをマイナボータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する</li> <li>O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる</li> <li>O3 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される</li> <li>O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する</li> <li>O5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等)の 特に意義はない</li> <li>O7 その他(具体的に:</li></ul>		
問7 医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※Oはいくつでも  O1 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる O3 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する O5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) O6 特に意義はない。 O7 その他(具体的に:		D8 その他(具体的に:
※○はいくつでも  O1 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する O2 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる O3 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する O5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) O6 特に意義はない O7 その他(具体的に:	@	医療 DX の推進についてお伺いします。
02 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる 03 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される 04 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する 05 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) 06 特に意義はない 07 その他(具体的に:		
高い医療を提供することができる 03 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される 04 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する 05 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) 06 特に意義はない 07 その他(具体的に:		O1 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する
<ul> <li>○4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する</li> <li>○5 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等)</li> <li>○6 特に意義はない</li> <li>○7 その他(具体的に:</li></ul>		
05 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例: 医療 DX 推進体制整備加算等) 06 特に意義はない 07 その他(具体的に:		O3 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される
06 特に意義はない 07 その他(具体的に: □8 オンライン資格確認等システムの導入状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ 01 稼働中 02 準備中のため稼働していない 03 稼働していない(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み) □9 オンライン請求の実施状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ 01 対応済み 02 移行準備中 03 紙レセプトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み) □1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報*1・薬剤情報*2・特定健診情報*3の活用状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ ※1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す ※2:薬剤情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す ※3:特定健診情報とは利用者が40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す 01 すべてまたは一部を活用している ⇒同 10-1~10-5 へ 02 いずれも活用していない ⇒同 11 へ 「□10で「01 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、同 10-1~同 10-5 にご回答ください】 □1 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように関覧していますか。 ※Oはいくつでも 01 資格確認端末 02 レセコン 03 電子カルテ 04 紙の印刷 05 閲覧したことがない		O4 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する
07 その他(具体的に:		
問8 オンライン資格確認等システムの導入状況をご回答ください。 ※Oは1つ   O1 稼働中		
01 稼働中       02 準備中のため稼働していない         03 稼働していない(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)         問9 オンライン請求の実施状況をご回答ください。 ※○は1つ         01 対応済み 02 移行準備中       03 紙レセプトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)         問10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報**1・薬剤情報**2・特定健診情報**3の活用状況をご回答ください。 ※○は1つ         **1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す**2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す**3:特定健診情報とは利用者が40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す         01 すべてまたは一部を活用している ⇒問10-1~10-5へ 02 いずれも活用していない ⇒問11へ         【問10で「01 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問10-1~問10-5にご回答ください】         問10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように閲覧していますか。 ※○はいくつでも         01 資格確認端末 02 レセコン 03 電子カルテ 04 紙の印刷 05 閲覧したことがない		
O3 稼働していない (やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)     問9 オンライン請求の実施状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ     O1 対応済み O2 移行準備中 O3 紙レセプトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)     問10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報*1・薬剤情報*2・特定健診情報*3の活用状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ     **1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す     **2:薬剤情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す     **3:特定健診情報とは利用者が 40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す     O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問10-1~10-5 へ O2 いずれも活用していない ⇒問11 へ     【問10で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問10-1~問10-5にご回答ください】     問10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように関覧していますか。 ※Oはいくつでも     O1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		
問9 オンライン請求の実施状況をご回答ください。 ※○は1つ  O1 対応済み O2 移行準備中 O3 紙レセプトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み)  問10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報*1・薬剤情報*2・特定健診情報*3の活用状況をご回答ください。 ※○は1つ  **1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す **2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す **3:特定健診情報とは利用者が40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す  O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問10-1~10-5 へ O2 いずれも活用していない ⇒問11 へ  【問10で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問10-1~問10-5にご回答ください】  問10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように関覧していますか。 ※○はいくつでも  O1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		
O1 対応済み O2 移行準備中 O3 紙レセプトでの請求を継続(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み) 問 10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報**1・薬剤情報**2・特定健診情報**3の活用状況をご回答ください。 ※Oは 1 つ **1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す **2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す **3:特定健診情報とは利用者が 40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問 10-1~10-5 へ O2 いずれも活用していない ⇒問 11 へ 【問 10で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問 10-1~問 10-5 にご回答ください】 問 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように関覧していますか。 ※Oはいくつでも O1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		)3 稼働していない(やむを得ない事情により経過措置の届出を提出済み) 
<ul> <li>○1 刈心済み ○2 移行準偏中 を提出済み)</li> <li>問 10 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報*1・薬剤情報*2・特定健診情報*3の活用状況をご回答ください。 ※○は 1 つ</li> <li>※1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す※3:特定健診情報とは利用者が 40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す</li> <li>○1 すべてまたは一部を活用している ⇒問 10-1~10-5 へ ○2 いずれも活用していない ⇒問 11 へ</li> <li>【問 10で「○1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問 10-1~問 10-5 にご回答ください】</li> <li>問 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように閲覧していますか。 ※○はいくつでも</li> <li>○1 資格確認端末 ○2 レセコン ○3 電子カルテ ○4 紙の印刷 ○5 閲覧したことがない</li> </ul>		問9 オンライン請求の実施状況をご回答ください。 ※○は1つ
ご回答ください。 ※Oは1つ  ※1:診療情報とは利用者の診療年月日、診療行為名を指す ※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す ※3:特定健診情報とは利用者が40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す  O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問10-1~10-5 へ O2 いずれも活用していない ⇒問11 へ  【問10で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問10-1~問10-5にご回答ください】  問10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように 関覧していますか。 ※Oはいくつでも  O1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		J1 刈心済み U2 移行準備中 を提出済み)
<ul> <li>※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す</li> <li>※3:特定健診情報とは利用者が40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す</li> <li>○1 すべてまたは一部を活用している ⇒問10-1~10-5 へ O2 いずれも活用していない ⇒問11 へ</li> <li>【問10で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問10-1~問10-5にご回答ください】</li> <li>問10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように関覧していますか。 ※○はいくつでも</li> <li>○1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない</li> </ul>		
【問 10 で「O1 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問 10-1~問 10-5 にご回答ください】 問 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように 閲覧していますか。 ※Oはいくつでも O1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す
問 10-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように 閲覧していますか。 ※Oはいくつでも O1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		O1 すべてまたは一部を活用している ⇒問 10-1~10-5 へ  O2 いずれも活用していない ⇒問 11 へ
閲覧していますか。 ※OはいくつでもO1 資格確認端末 O2 レセコン O3 電子カルテ O4 紙の印刷 O5 閲覧したことがない		【問 10 で「01 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問 10-1~問 10-5 にご回答ください】

関10-2 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用場所はどこですか。 ※Oはいくつでも	
問10-3 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容を ご回答ください。 ※Oはいくつでも  O1 利用者の受診症 (医療機関名、受診症) の確認  O3 利用者の製剤情報の確認  O4 利用者の製剤情報の確認  O5 その他 (具体的に:  □10-4 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、 とのような効果を感じましたか。 該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも  O1 初めて訪問看護を受ける利用者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、看護に必要 な情報がより正確になった  O2 閲診等の時間の短縮につながった  O3 他の医療機関での診療行為等の内容を参考にした  O4 利用者の薬剤情報 (約1 か月前までの薬剤情報) を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげる ことができた  O5 特定健診の結果 (BMI、体重、肝機能、腎機能等) の数値を参考にした  O6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた  O7 その他 (具体的に:  O8 特にない・わからない  B10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも  O1 IT に不慎れな利用者への対応による負担が増加していること  O2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること  O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること  O4 システム解書時、診療に影響が出ること  O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること  O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること  O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること  O8 その他 (具体的に:  」)  B11 マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。 ※Oはいくつでも  O1 種態等が利用者に対しマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O4 マイナ保険証の利用によって、訪問者護において得られるメリットを利用者等に説明している  O5 特に取組を実施していない	
□ 回答ください。 ※ Oはいくつでも  O1 利用者の受診歴 (医療機関名、受診歴) の確認  O2 利用者の診療情報の確認  O3 利用者の薬剤情報の確認  O4 利用者の特定健診情報の確認  O5 その他 (具体的に:	O1 利用者の居宅 O2 事業所 O3 その他(具体的に:
○3 利用者の検剤情報の確認   ○4 利用者の特定健診情報の確認   ○5 その他(具体的に:	
□ 10-4 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。 ※○はいくつでも □ 1 初めて訪問看護を受ける利用者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、看護に必要な情報がより正確になった □ 2 問診等の時間の短縮につながった □ 3 他の医療機関での診療行為等の内容を参考にした □ 4 利用者の薬剤情報 (約 1 か月前までの薬剤情報)を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげることができた □ 5 特定健診の結果 (日MI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした □ 6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた □ 7 その他(具体的に: □ 8 特にない・わからない □ 10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。※○はいくつでも □ 1 IT に不慣れな利用者への対応による負担が増加していること □ 2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること □ 3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること □ 4 システム障害時、診療に影響が出ること □ 5 システムの導入や運用に費用負担がかかること □ 6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること □ 7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること □ 8 その他(具体的に: □ 1 1 マイナ保険証の利用を直接呼びかけている □ 1 1 マイナ保険証の利用を直接呼びかけている □ 1 1 1 マイナ保険証の利用を直接呼びかけている □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	O1 利用者の受診歴 (医療機関名、受診歴) の確認 O2 利用者への診療情報の確認
問10-4 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、 とのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。 ※○はいくつでも  O1 初めて訪問看護を受ける利用者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、看護に必要な情報がより正確になった  O2 問診等の時間の短縮につながった  O3 他の医療機関での診療行為等の内容を参考にした  O4 利用者の薬剤情報 (約1か月前までの薬剤情報)を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげることができた  O5 特定健診の結果 (BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした  O6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた  O7 その他 (具体的に:	O3 利用者の薬剤情報の確認 O4 利用者の特定健診情報の確認
とのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも  O1 初めて訪問看護を受ける利用者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、看護に必要な情報がより正確になった O2 間診等の時間の短縮につながった O3 他の医療機関での診療行為等の内容を参考にした O4 利用者の薬剤情報(約1か月前までの薬剤情報)を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげることができた O5 特定健診の結果(BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした O6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた O7 その他(具体的に:	O5 その他(具体的に:
な情報がより正確になった  〇2 問診等の時間の短縮につながった  〇3 他の医療機関での診療行為等の内容を参考にした  〇4 利用者の薬剤情報 (約1か月前までの薬剤情報) を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげることができた  〇5 特定健診の結果 (BMI、体重、肝機能、腎機能等) の数値を参考にした  ⑥6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた  〇7 その他 (具体的に:	
○3 他の医療機関での診療行為等の内容を参考にした ○4 利用者の薬剤情報(約1か月前までの薬剤情報)を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげることができた ○5 特定健診の結果(BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした ○6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた ○7 その他(具体的に: ○8 特にない・わからない 問10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。※○はいくつでも ○1 ITに不慣れな利用者への対応による負担が増加していること ○2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること ○3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること ○4 システム障害時、診療に影響が出ること ○5 システムの導入や運用に費用負担がかかること ○6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること ○7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること ○8 その他(具体的に: □1 1 マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。※○はいくつでも ○1 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている ○2 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している ○3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している ○4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している ○5 特に取組を実施していない	な情報がより正確になった
○4 利用者の薬剤情報(約1か月前までの薬剤情報)を参考にし、医師等との調整や訪問看護につなげることができた ○5 特定健診の結果(BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした ○6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた ○7 その他(具体的に:	
ことができた  O5 特定健診の結果 (BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした  O6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた  O7 その他 (具体的に:	
06 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた 07 その他(具体的に: ○8 特にない・わからない 問10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※のはいくつでも 01 IT に不慣れな利用者への対応による負担が増加していること 02 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること 03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること 04 システム障害時、診療に影響が出ること 05 システムの導入や運用に費用負担がかかること 06 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること 07 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること 08 その他(具体的に: □1 マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。 ※のはいくつでも 01 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている 02 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるボスターを掲示している 03 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している 04 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している 05 特に取組を実施していない	
07 その他(具体的に: ○8 特にない・わからない 問10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも  01 IT に不慣れな利用者への対応による負担が増加していること  02 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること  03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること  04 システム障害時、診療に影響が出ること  05 システムの導入や運用に費用負担がかかること  06 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること  07 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること  08 その他(具体的に: ○1   □1  マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。 ※Oはいくつでも  01   □1   □2   □3   □3   □3   □3   □3   □3   □3	O5 特定健診の結果(BMI、体重、肝機能、腎機能等)の数値を参考にした
□ 10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※○はいくつでも □ 1 IT に不慣れな利用者への対応による負担が増加していること □ 2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること □ 3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること □ 4 システム障害時、診療に影響が出ること □ 5 システムの導入や運用に費用負担がかかること □ 6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること □ 7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること □ 8 その他(具体的に: □ 1 マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。 ※○はいくつでも □ 1 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている □ 3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している □ 3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している □ 4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している □ 5 特に取組を実施していない	O6 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた
問10-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。 ※Oはいくつでも  O1 IT に不慣れな利用者への対応による負担が増加していること  O2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること  O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること  O4 システム障害時、診療に影響が出ること  O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること  O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること  O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること  O8 その他(具体的に:  D1 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている  O2 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している  O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している  O5 特に取組を実施していない	
※○はいくつでも  O1 IT に不慣れな利用者への対応による負担が増加していること  O2 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること  O3 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること  O4 システム障害時、診療に影響が出ること  O5 システムの導入や運用に費用負担がかかること  O6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること  O7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること  O8 その他(具体的に:  D1 11 マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。 ※○はいくつでも  O1 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている  O2 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している  O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している  O5 特に取組を実施していない	08 特にない・わからない
02 登録情報の不備によるトラブル対応により負担が増加していること 03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること 04 システム障害時、診療に影響が出ること 05 システムの導入や運用に費用負担がかかること 06 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること 07 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること 08 その他(具体的に:	
03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること 04 システム障害時、診療に影響が出ること 05 システムの導入や運用に費用負担がかかること 06 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること 07 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること 08 その他(具体的に:	
<ul> <li>○4 システム障害時、診療に影響が出ること</li> <li>○5 システムの導入や運用に費用負担がかかること</li> <li>○6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること</li> <li>○7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること</li> <li>○8 その他(具体的に:</li></ul>	
<ul> <li>○5 システムの導入や運用に費用負担がかかること</li> <li>○6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること</li> <li>○7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること</li> <li>○8 その他(具体的に:</li></ul>	
<ul> <li>○6 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること</li> <li>○7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること</li> <li>○8 その他(具体的に:</li></ul>	
<ul> <li>○7 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること</li> <li>○8 その他(具体的に:</li></ul>	
08 その他(具体的に:	
問 11 マイナ保険証利用率を向上させるために貴事業所で取り組んでいることをご回答ください。 ※Oはいくつでも  O1 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている  O2 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している  O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している  O5 特に取組を実施していない	
※○はいくつでも  O1 看護師等が利用者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている  O2 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している  O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している  O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している  O5 特に取組を実施していない	
O2 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している O5 特に取組を実施していない	
O3 訪問看護ステーションにおいてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを利用者等に配布している O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している O5 特に取組を実施していない	
O4 マイナ保険証の利用によって、訪問看護において得られるメリットを利用者等に説明している O5 特に取組を実施していない	
O5 特に取組を実施していない	

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。 同封の返信用封筒で令和7年8月●日(●)迄にご返送下さい(切手不要)。

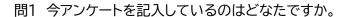
ID 番号:	

### マイナンバーカードの健康保険証利用に関するアンケート

このアンケートは、患者ご本人に、マイナンバーカードの利用状況やお考えなどをお伺い するものです。調査結果は、診療報酬の見直しなどについて検討するための資料となります。 本調査のご回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。 また、医師や歯科医師、薬剤師に個人の回答内容をお知らせすることもありません。

本調査票に回答しない場合も、患者ご本人が不利益を受けることはありません。

- ※回答はあてはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、( )内には具体的な数字や 内容・理由などをご記入ください。
- ※特に断りのない限り、**令和7年7月1日時点**の状況についてお答えください。
- ※本調査の保険医療機関には、歯科診療所も含みます。



- 1. 患者ご本人 →これ以降の設問について、あなた自身のことをお答えください
- 2. 患者ご本人以外のご家族等 →これ以降の設問について、患者ご本人のことをお答えください

問2 性別、年齢、お住まいについてお答えください。

1. 男性 2. 女性

( )都・道・府・県

- 1.20 歳未満
- 2.20 歳代
- 3.30 歳代

- 4.40 歳代
- 5.50 歳代
- 6.60 歳代

- 7.70 歳代
- 8.80 歳以上

問3 定期的・継続的に受診している医療機関(病院・診療所「歯科診療所を含む〕)、利用している薬局はいくつ ありますか。

医療機関数(

)箇所

薬局数(

)箇所

- ※定期的な受診がない場合は「0(ゼロ)」と記入してください。
- ※「定期的に受診」とは、半年間で複数回受診していることを指します。

### 「マイナ保険証」とは

保険医療機関・薬局等の窓口で、患者の方の直近の資格情報等(加入している医療保険や自己負担限度 額等)が確認できるようになります。

また、マイナンバーカードを用いた本人確認と患者ご本人の同意のもと、保険医療機関や薬局等に おいて、特定健診情報(40歳以上の方の健診結果)や薬剤情報(お薬の履歴)、診療情報(受けた診療 の履歴)を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられます。患者ご本人のスマートフォン等で マイナポータルを通じて、ご自身の健康・医療情報を閲覧することも可能です。



詳しい情報はこちら



問4	令和6年12月2日に従来の紙の健康保険証の新規発行は停止され*、マイナ保険証(マイナンバーカードを
	健康保険証として利用登録したもの)による保険医療機関等の受診が基本となっています。このことを
	ご存知でしたか。(○は1つ)

1	知っていた	2	知らなかった
- 1.	*知つ(い)た		知りなかつた

- ※従来の紙の健康保険証は、有効期限が切れる又は退職等で資格を喪失することがなければ、従来の紙の健康保険証は 令和7年 12 月 1 日まで使用可能
- 問 5 マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用してご本人の同意をいただくと、過去に服薬した お薬の情報等を医師、歯科医師や薬剤師に提供できます。このことをご存知でしたか。(〇は1つ)

1. 知っていた 2. 知らなかった

問6 マイナンバーカードをお持ちですか。(○は1つ)

 1. 持っている
 2. 申請中

3. 申請予定

4. 持つ予定はない

問 7 マイナンバーカードを健康保険証として利用していますか。(○は1つ)

1. 利用している

2. 利用していない

問8 マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、<u>ご存知のメリット</u>をご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 保険医療機関・保険薬局等で診療情報<sup>※1</sup>・薬剤情報<sup>※2</sup>・手術情報<sup>※3</sup>・特定健診情報<sup>※4</sup> が正確に伝わること
- 2. 保険医療機関等で問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること
- 3. 複数の保険医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること
- 4. 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること
- 5. 診療情報提供は本人の同意に基づくため、情報提供する施設を患者自身が選択できること
- 6. その他(具体的に:
- 7. 特にない・わからない
- ※1:診療情報とは診療の過程で、利用者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報のことです。
- ※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴のことです。
- ※3:手術情報とは過去の手術歴等の情報のことです。
- ※4:特定健診情報とは 40 歳~74 歳の場合は特定健診の結果、75 歳以上の場合は後期高齢者健診の結果のことです

#### 【問 9-1~問 9-5(P.2~3)は、問 7(P.2)で「1.利用している」と回答された方にお伺いします。】

問 9-1 マイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある場合、どこで利用しましたか。(○はいくつでも)

1. 病院 2. 診療所(歯科診療所以外) 3. 歯科診療所 4. 保険薬局 5. 訪問看護ステーション 6. その他(具体的に: )

問 9-2 マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、ご自身の診療情報の活用に同意していますか。(〇は1つ)

1. 必ず同意している

2. 概ね同意しているが、同意しない時もある

⇒問 9-3・9-5 ヘ

⇒問 9-3~9-5 へ

3. 同意したこともあるが現在は同意していない

4. 同意したことがない

⇒問 9-3~9-5 ヘ

⇒問 9-4・9-5 ヘ

問 9-3 マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、ご自身のどの診療情報の提供に同意しましたか。 (○はいくつでも)

1. すべて 2. 一部の情報(診療情報、薬剤情報、手術情報、特定健診情報) 3. 覚えていない

# 問 9-4 マイナンバーカードを健康保険証として利用したことはあるが、診療情報の提供に同意しなかったことがある場合、その理由を教えてください。(〇はいくつでも)

- 1. マイナンバーカードを読み取る機器への入力が面倒なため
- 2. 診療情報を提供する必要性を感じないため
- 3. 個人情報漏洩のリスクがあると感じるため
- 4. 診療情報を提供したくない保険医療機関・保険薬局等であるため
- 5. その他(具体的に:

### 問 9-5 マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、実感したメリットをご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 保険医療機関・保険薬局等で診療情報・薬剤情報・手術情報・特定健診情報が正確に伝わること
- 2. 保険医療機関等で問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること
- 3. 複数の保険医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること
- 4. 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること
- 5. 診療情報提供は本人の同意に基づくため、情報提供する施設を患者自身が選択できること
- 6. その他(具体的に:
- 7. 特にない・わからない

### 【問 9-6~問 9-7(P.3)は、問 7(P.2)で「2.利用していない」と回答した方にお伺いします。】

問 9-6 マイナンバーカードを健康保険証として利用していない場合、その理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1. マイナンバーカードを読み取る機器の操作方法がわからないため
- 2. 個人情報漏洩のリスクがあると感じるため
- 3. マイナンバーカードを健康保険証として利用した際のメリットがわからないため
- 4. マイナ保険証に関するエラー・不備が生じているというニュースがあるため
- 5. マイナンバーカードの有効期限が切れており更新していないため
- 6. その他(具体的に:

#### 問 9-7 マイナンバーカードを健康保険証として利用していない場合、今後の意向を教えてください。(○は1つ)

- 1. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する予定である
- 2. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する予定はない
- 3. 決めていない・わからない

### 「電子処方せん」とは

処方せんの情報を電子化することで、保険医療機関・薬局が、あなたのお薬情報を、電子データでやり取りできるようにする仕組みです。

「保険医療機関で患者さんが電子処方せんを選択」し、「医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して同意」をすることで、複数の保険医療機関・薬局(患者が受診・来局した保険医療機関・薬局のみ)にまたがるお薬の情報を医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるようになります。医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認できるようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。



詳しい情報はこちら

#### 【すべての方にお伺いします。】

問10 これまで紙で発行していた処方せんを電子化した「電子処方せん」をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1. 知っているし、利用したことがある ⇒問 10-1~10-3、問 11 へ
- 2. 知っているが、利用したことはない ⇒問 10-1・10-2、問 11 へ
- 3. 知らない ⇒問 11 へ

問10-1 電子処方せんについて保険医療機関等から説明を受けたことがありますか。(○は1つ)

1. 説明を受けたことがある

2. 説明を受けたことがない

問 10-2 電子処方せんを利用する場合、ご存知のメリットをご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、飲み合わせが悪い処方を防ぐことができる
- 2. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、薬のもらいすぎを防ぎ、費用を抑えることができる
- 3. マイナポータル等からいつでもお薬の情報を確認することができる
- 4. いつでもお薬の情報を確認することで自身の健康管理に役立てることができる
- 5. 市販薬を買う際に飲み合わせの確認ができる
- 6. 処方せんを紙で提出する必要がなくなるため、紛失や処方せんの持参を忘れる心配がなくなる
- 7. オンライン診療やオンライン服薬指導を受けやすくなる
- 8. その他(具体的に:
- 9. 特にない・わからない

問10-3 電子処方せんを利用して、<u>実感したメリット</u>をご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、飲み合わせが悪い処方を防ぐことができる
- 2. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、薬のもらいすぎを防ぎ、費用を抑えることができる
- 3. マイナポータル等からいつでもお薬の情報を確認することができる
- 4. いつでもお薬の情報を確認することで自身の健康管理に役立てることができる
- 5. 市販薬を買う際に飲み合わせの確認ができる
- 6. 処方せんを紙で提出する必要がなくなるため、紛失や処方せんの持参を忘れる心配がなくなる
- 7. オンライン診療やオンライン服薬指導を受けやすくなる
- 8. その他(具体的に:\_\_
- 9. 特にない・わからない
- 問 11 診療の際に、療養計画書や治療計画等についての文書が交付される場合がありますが、どのような形式での 提供を希望しますか。(○はいくつでも)

1. 紙

2. FAX

3. 電子メール

4. マイナポータル

5. PHR\*サービス

6. その他(具体的に:

※PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)とは、あなた個人の健康や身体に関する情報(健診(検診)情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等及び、日常生活の中で測定する体温や血圧等のバイタル等)のことです。PHR サービスとは、これらPHR をデジタルで一元管理し、あなた個人の状態に応じた推奨を受け取れるサービスのことです。PHR サービスを活用することで、自分の状態にあった予防や健康づくりに役立つだけでなく、より効果的な医療及び介護を受けられるようになります。

質問は以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。 令和7年8月○日(○)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

### 【ご参考】

### オンライン資格確認(マイナンバーカードの健康保険証利用)とは

保険医療機関・薬局の窓口で、患者の方の直近の資格情報等(加入している医療保険や自己負担限度額等)が確認できるようになります。

また、マイナンバーカードを用いた本人確認と患者ご本人の同意のもと、保険医療機関や薬局等において、特定健診情報(40歳以上の方の健診結果)や薬剤情報(お薬の履歴)、診療情報(受けた診療の履歴)を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられます。患者ご本人のスマートフォン等でマイナポータルを通じて、ご自身の健康・医療情報を閲覧することも可能です。

### より良い医療を受けることができま す!

医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果 の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づい た総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を 受けることができます。



# 窓口で限度額以上の支払いが不要になります!

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカード を保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一 時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類 申請手続きをする必要がなくなります。





### マイナポータルで確定申告の医療費控 除がカンタンにできます!

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できる ため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療 費控除申請の手続きができます。





### 就職・転職・引越後も健康保険証とし てずっと使えます!

新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で 利用できます。





より詳しい情報はこちらから



### 電子処方せんとは

処方せんの情報を電子化することで、保険医療機関・薬局が、あなたのお薬情報を、電子データでやり取り できるようにする仕組みです。

「保険医療機関で患者さんが電子処方せんを選択」し、「医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照 することに対して同意」をすることで、複数の保険医療機関・薬局(患者が受診・来局した保険医療機関・薬局の み)にまたがるお薬の情報を医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるようになります。

医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認でき るようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。



詳しくは国民向けホームページをご覧ください。

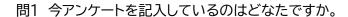
電子処方せん



### マイナンバーカードの健康保険証利用に関するアンケート

このアンケートは、利用者ご本人に、マイナンバーカードの利用状況やお考えなどをお伺い するものです。調査結果は、診療報酬の見直しなどについて検討するための資料となります。 本調査のご回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。 また、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等に個人の回答内容を お知らせすることもありません。

- 本調査票に回答しない場合も、利用者ご本人が不利益を受けることはありません。
- ※回答はあてはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、( )内には具体的な数字や 内容・理由などをご記入ください。
- ※特に断りのない限り、令和7年7月1日時点の状況についてお答えください。
- ※本調査の保険医療機関には、歯科診療所も含みます。



- 1. 利用者ご本人 →これ以降の設問について、あなた自身のことをお答えください
- 2. 利用者ご本人以外のご家族等 →これ以降の設問について、利用者ご本人のことをお答えください

問2 性別、年齢、お住まいについてお答えください。

1. 男性 2. 女性

( )都・道・府・県

- 1.20 歳未満
- 2.20 歳代
- 3.30 歳代

- 4.40 歳代
- 5.50 歳代
- 6.60 歳代

- 7.70 歳代
- 8.80 歳以上

問3 定期的・継続的に受診している医療機関(病院・診療所「歯科診療所を含む〕)、利用している薬局はいくつ ありますか。

医療機関数(

)箇所

薬局数(

)箇所

- ※定期的な受診がない場合は「0(ゼロ)」と記入してください。
- ※「定期的に受診」とは、半年間で複数回受診していることを指します。

#### 「マイナ保険証」とは

保険医療機関・薬局等の窓口で、利用者の方の直近の資格情報等(加入している医療保険や自己負担限 度額等)が確認できるようになります。

また、マイナンバーカードを用いた本人確認と利用者ご本人の同意のもと、保険医療機関や薬局等に おいて、特定健診情報(40歳以上の方の健診結果)や薬剤情報(お薬の履歴)、診療情報(受けた診療 の履歴)を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられます。利用者ご本人のスマートフォン等で マイナポータルを通じて、ご自身の健康・医療情報を閲覧することも可能です。



詳しい情報はこちら



問 4	令和6年 12 月 2 日に従来の紙の健康保険証の新規発行は停止され※、マイナ保険証(マイナンバーカードを
	健康保険証として利用登録したもの)による保険医療機関等の受診が基本となっています。このことを
	ご存知でしたか。(○は1つ)

2. 知らなかった 1. 知っていた

- ※従来の紙の健康保険証は、有効期限が切れる又は退職等で資格を喪失することがなければ、従来の紙の健康保険証は 令和7年12月1日まで使用可能
- 問 5 マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用してご本人の同意をいただくと、過去に服薬した お薬の情報等を医師、歯科医師や薬剤師に提供できます。このことをご存知でしたか。(○は1つ)

1. 知っていた 2. 知らなかった

問6 マイナンバーカードをお持ちですか。(○は1つ)

1. 持っている

2. 申請中

3. 申請予定

4. 持つ予定はない

問 7 マイナンバーカードを健康保険証として利用していますか。(○は1つ)

1. 利用している

2. 利用していない

- 問8 マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、ご存知のメリットをご回答ください。(○はいくつでも)
  - 1. 保険医療機関・保険薬局等で診療情報<sup>※1</sup>・薬剤情報<sup>※2</sup>・手術情報<sup>※3</sup>・特定健診情報<sup>※4</sup>が正確に伝わること
  - 2. 保険医療機関等で問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること
  - 3. 複数の保険医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること
  - 4. 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること
  - 5. 診療情報提供は本人の同意に基づくため、情報提供する施設を利用者自身が選択できること

  - 6. その他(具体的に: 7. 特にない・わからない
- ※1:診療情報とは診療の過程で、利用者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報のことです。
- ※2:薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴のことです。
- ※3:手術情報とは過去の手術歴等の情報のことです。
- ※4:特定健診情報とは40歳~74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果のことです。

#### 【問 9-1~問 9-5(P.2~3)は、問 7(P.2)で「1.利用している」と回答された方にお伺いします。】

問 9-1 マイナンバーカードを健康保険証として利用したことがある場合、どこで利用しましたか。(〇はいくつでも)

2. 診療所(歯科診療所以外) 1. 病院

3. 歯科診療所

4. 保険薬局

5. 訪問看護ステーション

6. その他(具体的に:

問 9-2 マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、ご自身の診療情報の活用に同意していますか。(○は1つ)

1. 必ず同意している

2. 概ね同意しているが、同意しない時もある

⇒問 9-3・問 9-5 ヘ

⇒問 9-3~9-5 へ

3. 同意したこともあるが現在は同意していない

4. 同意したことがない

⇒問 9-3~9-5 へ

⇒問 9-4・問 9-5 へ

問 9-3 マイナンバーカードを健康保険証として利用する際、ご自身のどの診療情報の提供に同意しましたか。 (○はいくつでも)

1. すべて 2. 一部の情報(診療情報、薬剤情報、手術情報、特定健診情報) 3. 覚えていない

# 問 9-4 マイナンバーカードを健康保険証として利用したことはあるが、診療情報の提供に同意しなかったことがある場合、その理由を教えてください。(〇はいくつでも)

- 1. マイナンバーカードを読み取る機器への入力が面倒なため
- 2. 診療情報を提供する必要性を感じないため
- 3. 個人情報漏洩のリスクがあると感じるため
- 4. 診療情報を提供したくない保険医療機関・保険薬局等であるため
- 5. その他(具体的に:

# 問 9-5 マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、実感したメリットをご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 保険医療機関・保険薬局等で診療情報・薬剤情報・手術情報・特定健診情報が正確に伝わること
- 2. 保険医療機関等で問診票に記載する内容が少なくなり手間が減ること
- 3. 複数の保険医療機関で処方されている医薬品の重複や飲み合わせの問題等が分かり処方を調整できること
- 4. 高額療養費の自己負担上限が窓口で分かるようになり、後日払い戻しの手続きをする必要がなくなること
- 5. 診療情報提供は本人の同意に基づくため、情報提供する施設を利用者自身が選択できること
- 6. その他(具体的に:
- 7. 特にない・わからない

# 【問 9-6~問 9-7(P.3)は、問 7(P.2)で「2.利用していない」と回答した方にお伺いします。】

問 9-6 マイナンバーカードを健康保険証として利用していない場合、その理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1. マイナンバーカードを読み取る機器の操作方法がわからないため
- 2. 個人情報漏洩のリスクがあると感じるため
- 3. マイナンバーカードを健康保険証として利用した際のメリットがわからないため
- 4. マイナ保険証に関するエラー・不備が生じているというニュースがあるため
- 5. マイナンバーカードの有効期限が切れており更新していないため
- 6. その他(具体的に:

問 9-7 マイナンバーカードを健康保険証として利用していない場合、今後の意向を教えてください。(○は1つ)

- 1. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する予定である
- 2. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する予定はない
- 3. 決めていない・わからない

#### 「電子処方せん」とは

処方せんの情報を電子化することで、保険医療機関・薬局が、あなたのお薬情報を、電子データで やり取りできるようにする仕組みです。

「保険医療機関で利用者さんが電子処方せんを選択」し、「医師・歯科医師・薬剤師が利用者さんのお薬情報を参照することに対して同意」をすることで、複数の保険医療機関・薬局(利用者が受診・来局した保険医療機関・薬局のみ)にまたがるお薬の情報を医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるようになります。医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認できるようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。



詳しい情報はこちら



#### 【すべての方にお伺いします。】

問10 これまで紙で発行していた処方せんを電子化した「電子処方せん」をご存知でしたか。(○は1つ)

- 1. 知っているし、利用したことがある ⇒問 10-1~10-3、問 11 へ
- 2. 知っているが、利用したことはない ⇒問 10-1・10-2、問11へ
- 3. 知らない ⇒問 11 へ

問10-1 電子処方せんについて保険医療機関等から説明を受けたことがありますか。(○は1つ)

1. 説明を受けたことがある

2. 説明を受けたことがない

問10-2 電子処方せんを利用する場合、ご存知のメリットをご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、飲み合わせが悪い処方を防ぐことができる
- 2. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、薬のもらいすぎを防ぎ、費用を抑えることができる
- 3. マイナポータル等からいつでもお薬の情報を確認することができる
- 4. いつでもお薬の情報を確認することで自身の健康管理に役立てることができる
- 5. 市販薬を買う際に飲み合わせの確認ができる
- 6. 処方せんを紙で提出する必要がなくなるため、紛失や処方せんの持参を忘れる心配がなくなる
- 7. オンライン診療やオンライン服薬指導を受けやすくなる
- 8. その他(具体的に:
- 9. 特にない・わからない

問10-3 電子処方せんを利用して、<u>実感したメリット</u>をご回答ください。(○はいくつでも)

- 1. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、飲み合わせが悪い処方を防ぐことができる
- 2. 他の保険医療機関・薬局等と薬の情報を共有することで、薬のもらいすぎを防ぎ、費用を抑えることができる
- 3. マイナポータル等からいつでもお薬の情報を確認することができる
- 4. いつでもお薬の情報を確認することで自身の健康管理に役立てることができる
- 5. 市販薬を買う際に飲み合わせの確認ができる
- 6. 処方せんを紙で提出する必要がなくなるため、紛失や処方せんの持参を忘れる心配がなくなる
- 7. オンライン診療やオンライン服薬指導を受けやすくなる
- 8. その他(具体的に:
- 9. 特にない・わからない

問 11 訪問看護を受ける際に、利用申込時の重要事項が記載された文書や、訪問看護計画書等の文書が交付 される場合がありますが、どのような形式での提供を希望しますか。(○はいくつでも)

1. 紙

2. FAX

3. 電子メール

4. マイナポータル

5. PHR\*サービス

6. その他(具体的に:

※PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)とは、あなた個人の健康や身体に関する情報(健診(検診)情報、予防接種歴、薬剤 情報、検査結果等及び、日常生活の中で測定する体温や血圧等のバイタル等)のことです。PHR サービスとは、これら PHR をデジタルで一元管理し、あなた個人の状態に応じた推奨を受け取れるサービスのことです。PHR サービスを

活用することで、自分の状態にあった予防や健康づくりに役立つだけでなく、より効果的な医療及び介護を受けられるようになります。

質問は以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。 令和7年8月〇日(〇)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

# 【ご参考】

# オンライン資格確認(マイナンバーカードの健康保険証利用)とは

保険医療機関・薬局等の窓口で、利用者の方の直近の資格情報等(加入している医療保険や自己負担限度額等)が確認できるようになります。

また、マイナンバーカードを用いた本人確認と利用者ご本人の同意のもと、保険医療機関や薬局等において、特定健診情報(40歳以上の方の健診結果)や薬剤情報(お薬の履歴)、診療情報(受けた診療の履歴)を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられます。利用者ご本人のスマートフォン等でマイナポータルを通じてご自身の健康・医療情報を閲覧することも可能です。

# より良い医療を受けることができま す!

医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果 の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づい た総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を 受けることができます。



# 窓口で限度額以上の支払いが不要になります!

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカード を保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一 時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類 申請手続きをする必要がなくなります。





# マイナポータルで確定申告の医療費控 除がカンタンにできます!

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できる ため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療 費控除申請の手続きができます。





# 就職・転職・引越後も健康保険証とし てずっと使えます!

新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で 利用できます。





より詳しい情報はこちらから



# 電子処方せんとは

処方せんの情報を電子化することで、保険医療機関・薬局が、あなたのお薬情報を、電子データでやり取りできるようにする仕組みです。

「保険医療機関で利用者さんが電子処方せんを選択」し、「医師・歯科医師・薬剤師が利用者さんのお薬情報を参照することに対して同意」をすることで、<u>複数の保険医療機関・薬局(利用者が受診・来局した保険医療機関・</u>薬局のみ)にまたがるお薬の情報を医師・歯科医師・薬剤師に共有することができるようになります。

<u>医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認でき</u>るようになり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになります。



開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「医療 DX の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年4月の診療報酬改定においては、マイナンバーカードの保険証利用や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等、医療 DX のさらなる推進に向けた体制に係る評価の新設等が行われました。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)における診療報酬改定結果検証部会では、今般の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局、医療機関、訪問看護ステーション及び患者・利用者の方を対象に、改定に係る影響や、医療 DX の推進状況及び課題等を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

# 【連絡先】

# 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail :【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元 : http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「医療 DX の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年4月の診療報酬改定においては、マイナンバーカードの保険証利用や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等、医療 DX のさらなる推進に向けた体制に係る評価の新設等が行われました。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)における診療報酬改定結果検証部会では、今般の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局、医療機関、訪問看護ステーション及び患者・利用者の方を対象に、改定に係る影響や、医療 DX の推進状況及び課題等を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

# 【連絡先】

# 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail :【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】jXXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元 : http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日·祝日除く)

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「医療 DX の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年4月の診療報酬改定においては、マイナンバーカードの保険証利用や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等、医療 DX のさらなる推進に向けた体制に係る評価の新設等が行われました。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)における診療報酬改定結果検証部会では、今般の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局、医療機関、訪問看護ステーション及び患者・利用者の方を対象に、改定に係る影響や、医療 DX の推進状況及び課題等を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

# 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail : 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元 : http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「医療 DX の実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年4月の診療報酬改定においては、マイナンバーカードの保険証利用や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等、医療 DX のさらなる推進に向けた体制に係る評価の新設等が行われました。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)における診療報酬改定結果検証部会では、今般の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局、医療機関、訪問看護ステーション及び患者・利用者の方を対象に、改定に係る影響や、医療 DX の推進状況及び課題等を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

# 【連絡先】

# 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail :【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元 : http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日·祝日除く)

各位

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「医療 DX の実施状況調査」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬(病院や診療所等の保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

令和6年4月の診療報酬改定では、マイナ保険証の利用等、医療 DX のさらなる推進に向けた体制整備の拡充を目的として診療報酬改定が行われました。こうした診療報酬改定の影響・効果を検証し、次期診療報酬改定の充実につなげるため、この度、厚生労働省では、「医療 DX の実施状況調査」を行うこととしました。

本調査は、改定に係る影響や、医療 DX の推進状況及び課題等を把握することを目的とし、改定の検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領により皆様にご協力をお願いすることとしております。

# 対象者

・ この調査は、病院・診療所(歯科診療所含む)を受診した患者の方が対象となっております。

# 回答期限 · 返送方法

・ お手数ではございますが、 **令和7年●月●日(●)まで**に紙の調査票を同封の返信用封筒(切手不要)にて直接お近くの郵便ポストにご投函いただくか、専用の URL または QR コードより、調査サイトにアクセスいただき、Web よりご回答ください。

# 回答方法

- ・ 紙の調査票をお渡ししていますが、Web 経由で回答することも可能です。Web 経由 での回答につきましては、皆様のご都合にあわせてご回答・ご提出できる範囲でご協 力いただければ幸いです。
- ・ ご回答の際には、あてはまる番号を○ (マル)で囲んでください。調査票の各設問では、「○は1つだけ」、「○はいくつでも」等の指定がありますので、指定の方法にて回答を選択してください。
- · ( )内には具体的な数値や理由等を記入してください。
- ・ ご回答にあたっては、調査票を受け取った際に受診した患者/調剤を受けた患者についての回答をお願いします。

(→裏面へ続きます)

# 【紙の調査票で回答する場合】

・ 紙の調査票にご記入の上、お近くのポストに投函してください。

#### 【Web 経由で回答する場合】

・ 以下の調査サイトにアクセスいただき、ID の欄に紙の調査票の右上に記載の ID 番号を入力の上、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「患者票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。

	[URL]	http://XXX.jp
調査ホームページ	【QR ⊐ード】	$(\operatorname{QR} \sqsupset - \digamma)$

・ 紙の調査票は提出せず、電子調査票の送信後、破棄してください。

なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けた PwC コンサルティング合同会社が実施します。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が 特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接 返送されますので、医師や薬剤師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会(中医協)」において、患者の方(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなり、厚生労働省が行う診療報酬の充実に役立つものとなります。

ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査で、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合せください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail:【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

※調査に関するメールでのお問合せは、PwC コンサルティング合同会社から委託を受けた 株式会社●●が行います。

各位

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「医療 DX の実施状況調査」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬(病院や診療所等の保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

令和6年4月の診療報酬改定では、マイナ保険証の利用等、医療 DX のさらなる推進に向けた体制整備の拡充を目的として診療報酬改定が行われました。こうした診療報酬改定の影響・効果を検証し、次期診療報酬改定の充実につなげるため、この度、厚生労働省では、「医療 DX の実施状況調査」を行うこととしました。

本調査は、改定に係る影響や、医療 DX の推進状況及び課題等を把握することを目的とし、改定の検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領により皆様にご協力をお願いすることとしております。

# 対象者

・ この調査は、訪問看護ステーションを利用している利用者の方が対象となっております。

# 回答期限 · 返送方法

・ お手数ではございますが、 **令和7年●月●日(●)まで**に紙の調査票を同封の返信用封筒(切手不要)にて直接お近くの郵便ポストにご投函いただくか、専用の URL または QR コードより、調査サイトにアクセスいただき、Web よりご回答ください。

# 回答方法

- ・ 紙の調査票をお送りしていますが、Web 経由で回答することも可能です。Web 経由での回答につきましては、皆様のご都合にあわせてご回答・ご提出できる範囲でご協力いただければ幸いです。
- ・ ご回答の際には、あてはまる番号を○ (マル) で囲んでください。調査票の各設問では、「○は1つだけ」、「○はいくつでも」等の指定がありますので、指定の方法にて回答を選択してください。
- · ( )内には具体的な数値や理由等を記入してください。
- ・ ご回答にあたっては、調査票を受け取った際に利用した利用者についての回答をお願いします。

(→裏面へ続きます)

#### 【紙の調査票で回答する場合】

・ 紙の調査票にご記入の上、お近くのポストに投函してください。

#### 【Web 経由で回答する場合】

・ 以下の調査サイトにアクセスいただき、ID の欄に紙の調査票の右上に記載の ID 番号を入力の上、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「利用者票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。

	[URL]	http://XXX.jp
調査ホームページ	【QR ⊐ード】	(QR コード)

・ 紙の調査票は提出せず、電子調査票の送信後、破棄してください。

なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けた PwC コンサルティング合同会社が実施します。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が 特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接 返送されますので、医師や薬剤師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会(中医協)」において、利用者の方(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなり、厚生労働省が行う診療報酬の充実に役立つものとなります。

ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査で、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合せください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail:【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

※調査に関するメールでのお問合せは、PwC コンサルティング合同会社から委託を受けた

株式会社●●が行います。

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) かかりつけ歯科医の機能の評価等に関する実施状況調査

# 調査の概要 (案)

# 1. 調查目的

令和6年度診療報酬改定において、口腔疾患の継続的な管理の在り方や口腔管理に係る 関係者との連携の評価を見直す観点から、かかりつけ歯科医の機能の評価に係る見直しを 行った。また、回復期リハビリテーション病棟等の入院患者に対する口腔管理や多職種連携 等に係る評価の新設等も行った。

これらを踏まえ、本調査では、歯科医療機関における口腔疾患の継続的な管理の在り方や口腔管理に係る関係者との連携の評価の在り方等についてについて調査・検証を行う。

# 2. アンケート調査の構成及び調査手順

# (1) アンケート調査の構成

本調査は以下の構成とする。

調査の種類	調査対象	調査方法			
加重の性規	条件	調査件数	抽出方法	<b>神重万法</b>	
	① 口腔機能指導加算及び歯科技 工士連携加算の <u>いずれも算定して</u> <u>いる</u> 診療所	500 件	無作為 抽出		
施設調査 (歯科診療 所)	② 口腔機能指導加算または歯科 技工士連携加算の <u>いずれかを算定</u> している診療所	1,000件	無作為抽出	自記式調査票を 郵送にて 配布・回収	
	③ 口腔機能指導加算及び歯科技 工士連携加算の <u>いずれも算定して</u> <u>いない</u> 診療所	1,500件	無作為抽出		
1/4-3H-3H-4a	① 周術期等口腔機能管理料を算 定している病院	400 件	無作為 抽出	自記式調査票を 郵送にて 配布・回収	
施設調査 (病院(歯 科))	② 回復期等口腔機能管理料を算 定している病院	100 件	無作為 抽出		
117 7	③ ①②のいずれも算定していな い病院	500 件	無作為 抽出		
患者調査※1	調査期間中に、上記の歯科診療所・病院を受診した患者	最大 8,000 件	1 施設 最大 2 名	施設経由で 調査票を配布、 郵送にて回収 Web で回答	

<sup>※1</sup> 患者調査は、「歯科疾患管理料」を算定した再診患者のうち、調査協力についてご本人の同意が得られた方2名を 受診日時が早い順に抽出し、調査票を配布する。

# (2) アンケート調査の手順

#### ① 施設調査

調査票一式を郵便にて調査対象となる施設に送付し、当該施設の管理者又は事務管理者にご回答いただいた上で、郵送(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)にて回収する。

また、回答者の負担軽減のため、専用ホームページより電子調査票をダウンロードし、 入力の上、メールへの添付により返送する方法も選択できるようにする。

#### ② 患者調査

調査対象となった①の施設の職員の方に、1施設あたり患者2名を無作為抽出(※)いただき、対象患者に調査票及び返信用封筒(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)を手渡し、直接記入をご依頼いただく。

回答後の調査票は、患者ご自身にて直接郵便で返送をいただく。

また、Webで回答する方法も選択できるようにする。

※ 「歯科疾患管理料」を算定した再診患者(受診した日時が早い順に最大2名)で、 調査協力についてご本人の同意が得られた方

事務局は、回収した調査票の検票を行い、辞退(理由等を書いた文書を同封しているケースがある)、白紙(ほとんど全ての設問への記入がない)を除いた上で、調査データの電子化を行う。

#### 3. 主な調査事項

# [施設調査]

- 施設概要
- 口腔管理体制強化加算(歯科診療所)の届出状況 等
- 歯科疾患管理料・小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の算定状況 等
- 周術期等口腔機能管理及び回復期等口腔機能管理の実施状況 等
- 周術期等口腔機能管理、回復期等口腔機能管理、口腔機能指導加算、歯科技工 士連携加算の算定状況 等
- 多職種連携に関する取組 等

#### [患者調査]

- 患者概要
- かかりつけ歯科医の認知・有無 等

#### 4. 調査スケジュール概要(案)

○ 令和7年7月中旬~7月末

調査票等の印刷・発送

〇 8月

調査実施(提出期限:令和7年8月○日)

9月調査票の入力・集計

○ 10月調査結果取りまとめ、

11月中旬中医協へ報告

ID

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 歯科医療機関におけるかかりつけ歯科医の機能に関する 実施状況調査

# 施設票

- ※ この調査票は、歯科医療機関の開設管理者の方に、貴施設における院内感染防止対策や歯科医療の実施状況 等についてお伺いするものです。
- ※ ご回答の際は、あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。また、( )内には具体的な数値、用語等をお書きく ださい。( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「-」をお書きください。
- ※ 特に断りのない場合は、今和7年7月1日時点の状況についてご記入ください。
- ※ 患者数について「実人数」と記載のある質問についてはレセプト件数と同数をお答えください。
- ※ 特に断りのない場合は、『医療保険』の歯科診療に関してお答えください。介護保険など、医療保険以外に関して は、設問内で指定がない場合には含みません。
- ※ 診療報酬明細書(レセプト)を手書きで記入している場合等、患者数や診療報酬明細書の枚数等の回答が困難な 場合は、それ以外の設問のみを回答して頂く形でも構いません。
- ※ 災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 頁他設	・ 貞施設の俄安(令和/午/月) 日時点力についてお何いします。				
① 開設主体	<b>*</b> ※0は1つ	1. 個人 2	2. 法人 3. そ	一の他(具体的	に )
(2) 施設種類 ※()は1つ		1. 歯科診療所 2. 病院(病院	斤 完歯科、歯科大学)	対属病院等) ━	→ ( )床
③ 標榜診療	寮科 ※○はいくつでも	1. 歯科 2	2. 矯正歯科 3.	小児歯科 4	. 歯科口腔外科
④ 管理者の年齢 ※○は1つ		1. 20歳代 4. 50歳代	2. 30歳代 5. 60歳代		40歳代 70歳以上
⑤ 開設時期	A	西暦(	)年(	)月	
			常勤	非常勤(	常勤換算※1)
	1) 歯科医師	(	)人	(	. )人
	2) 歯科衛生士	(	)人	(	. )人
	3) 歯科技工士	(	)人	(	. )人
⑥ 職員数	員数 4) その他 (勤務の有無のみ回答ください) ※Oは各1つ	看護師·准看語	隻師	1. 勤務あり	2. 勤務なし
		管理栄養士・	栄養士	1. 勤務あり	2. 勤務なし
		言語聴覚士		1. 勤務あり	2. 勤務なし
		その他(歯科	業務補助者等)	1. 勤務あり	2. 勤務なし
※1 常勤換算については、以下の方法で算出してください。また、常勤換算後の職員数は小数点以下第1位までお答えください。なお、休業・休職中の職員は含みません。 ■1週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間) ■1か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)					
	(7) 施設基準(届出のあるもの) 1. 初診料の注1に規定する施設基準 2. 歯科外来診療安全対策加算1又は2				

- お選びください。
  - ※ Oはいくつでも
- 3. 歯科外来診療感染対策加算1又は3
- 4. 歯科外来診療感染対策加算2又は4
- 5. 小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準(口腔管理体制強化加算)
- 6. 在宅療養支援歯科診療所1
- 7. 在宅療養支援歯科診療所2
- 8. 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 9. 上記のいずれもない

# 2. 口腔管理体制強化加算についてお伺いします。(令和7年7月1日時点)

# 歯科診療所の方にお伺いします。(病院の方は4頁の「3.」にお進みください。)

- ① 令和6年度診療報酬改定において、「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」が、口腔機能管理に関する実績要件も満たす診療所による評価(「口腔管理体制強化加算」)に見直されましたが、あなたの歯科診療所は届出を行っていますか。 ※〇は1つ
- 1. 「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」を届出ており、口腔管理体制強化加算も届出た

**→**②にお答えください

2.「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」は届出ていなかったが、 口腔管理体制強化加算は届出た(今後、届出る予定)

→②にお答えください

- 3.「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」を届出ていたが、口腔管理体制強化加算は届出ていない →③にお答えください
- 4.「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」を届出ておらず、口腔管理体制強化加算も届出ていない →③にお答えください
- ② ①で「1」または「2」の「届出た」と回答した方にお伺いします。

「口腔管理体制強化加算」を届出たことによりどのような効果がありましたか。 ※〇はいくつでも

- 1. 口腔機能に対する管理の意識が高まり、質の高い歯科治療の提供につながった
- 2. 一人の患者に対して小児期から高齢期までの生涯を通じた管理を意識するようになった
- 3. 訪問歯科診療に積極的に参加するようになった
- 4. 患者のニーズに応じて、他の歯科医療機関と役割分担を図るようになった
- 5. 医科の医療機関や薬局と積極的に連携を図るようになった
- 6. 介護施設や福祉施設と積極的に連携を図るようになった
- 7. 高齢者の口腔機能低下について積極的に知識の習得に努めた
- 8. 小児の口腔機能発達について積極的に知識の習得に努めた
- 9. 行政や学校の取組に積極的に参加するようになった
- 10. その他(

)

- 11. いずれも当てはまらない
- ③ ①で「3」または「4」の「届出ていない」と回答した方にお伺いします。

「口腔管理体制強化加算」の届出を行っていない理由をお答えください。 ※〇はいくつでも

- 1. 施設基準の個々の内容を満たさない →④にお答えください
- 2. 必要性を感じない →3①にお答えください
- 3. 施設基準が多岐にわたり、内容が理解できない →3①にお答えください
- 4. 診療報酬の評価対象となる項目が限定的又は点数が低い →3①にお答えください
- その他( ) →3①にお答えください

#### ④ ③で「1」と回答した方にお伺いします。

# 「施設基準」の内容を満たしていない項目をお答えください。 ※〇はいくつでも

- 1. 歯科医師が複数名配置されている又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置している
- 2. 過去1年間に歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療をあわせて30回以上算定している
- 3. 過去1年間にエナメル質初期う蝕管理料又は根面う蝕管理料をあわせて12回以上算定している
- 4. 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準を届け出ている
- 5. 在宅療養支援歯科診療所1又は2の施設基準に係る届出を行っていない診療所にあっては、歯科訪問診療料の注15に規定する届出を行っている
- 6. 過去1年間に歯科疾患管理料(口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。)、 歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリ テーション料3をあわせて12回以上算定している
- 7. 過去1年間の歯科訪問診療1、歯科訪問診療2若しくは歯科訪問診療3の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2若しくは在宅療養支援歯科病院に依頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上である
- 8. 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、歯科訪問 診療に係る十分な体制が確保されている
- 9. 過去1年間の診療情報提供料(I)又は診療情報等連携共有料をあわせて5回以上算定している実績がある
- 10. 当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理並びに高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍している
- 11. 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保 されている
- 12. 当該診療所において歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供している
- 13. 「10」の歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者並びに小児の心身の特性及び緊急時対応に関する適切な研修を修了した歯科医師が、地域連携に関する会議等への参加の実績等\*\*1を満たしている
- 14. 歯科用吸引装置により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細やかな物質を吸引できる環境を確保している
- 15. 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき十分な装置・器具等を有している
- ※1 令和 6.3.5 保医発 0305 第 6 号「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 第 13 の 2 「1 口腔管理体制強 化加算の施設基準」の(9)に定めるア〜シの項目のうち、3 つ以上に該当するもの。
  - (ア) 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績があること。
  - (イ) 地域ケア会議に年1回以上出席していること。
  - (ウ) 介護認定審査会の委員の経験を有すること。
  - (エ) 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に年 1 回以上出席していること。
  - (オ) 過去1年間に、在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料を算定した実績があること。
  - (カ) 在宅医療又は介護に関する研修を受講していること。
  - (キ) 過去1年間に、退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定した実績があること。
  - (ク) 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること。
  - (ケ) 過去 1 年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における定期的な歯科健診 に協力していること。
  - (コ) 自治体が実施する事業 (ケに該当するものを除く。) に協力していること。
  - (サ) 学校歯科医等に就任していること。
  - (シ) 過去1年間に、歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定した実績があること。

# 3. 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料についてお伺いします。

<b>すべての施設</b> にお伺いします。					
① 令和7年6月の1か月間における、 <b>歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料</b> の算定状況等					
をお答えください。					
   1)初診時と再診時における管	理計画策定•説	1. 初診時(初回			
明等の負担感 ※〇は1つ		2. 再診時 (継編 2. 免担感は知識	,	, <del>-</del>	1,
の無利佐ま笠田約に依え笠耳	四九家/口晚山/			と再診時(継続時)	
2) 歯科疾患管理料に係る管理 ている内容をお答えください			状態、口腔協 	機能の问題以外 でか	寺 <mark> 〜里侃 ( 忌                                  </mark>
1. 基礎疾患の有無			<mark>薬状況</mark>		
3. 喫煙状態を含む生活習慣	貫の状況			口腔清掃用具の使力	用状況
5. 食習慣の状況			科医療機関	の通院状況	
7. 患者の歯科知識の習得料			· の他( · · ·		)
② <u>令和7年6月の1か月間</u> に	:おける <b>小児ロ</b> B	<b>空機能管理料</b> の算定	状況につい	てお答えください。	
1) 小児口腔機能管理料の算	定患者数(実人	数)		(	)人
<mark>2)(</mark> 小児口腔機能管理料を	1. 哺乳状態			離乳状態	
算定している場合)最も		了前)構音機能		(離乳完了前)栄養	養状態(体格)
管理している項目	<b>5</b> . 咀嚼機能			嚥下機能	
<mark>※Oは2つまで</mark>	7. 食行動			(離乳完了後) 構造	
		7後)栄養状態	<mark>10.</mark>	その他(	)
3)(小児口腔機能管理料の		患者がいない	コン・マコン佐己		/
算定患者がO人の場		を満たしている患者に		ど要件を満たさない。	(項目数の不足等)
合) 算定していない理由		要な機器を持ってV が複雑である	11211		
※○はいくつでも		か複雑である 法がわからない			
X0180 ( ) C0		察等に時間がかかる	5		
	1,2 1	めの人員が不足して			
		が複雑である	-		
	9. 診療報酬	が低い			
	10. その他(				)
③ 令和7年6月の1か月間に	: おける <b>口腔機</b> に	<b>能管理料</b> の算定状況	についてお名	答えください。 	
1)口腔機能管理料の算定患	者数(実人数)			(	)人
2)(口腔機能管理料を算定	<b>1</b> . 口腔衛生》	大態不良 (口腔不潔)		口腔乾燥	_
<mark>している場合)</mark> 最も管 理している項目	3. 咬合力低 <sup>-</sup>	<mark>F</mark>		舌口唇運動機能低了	<mark>F</mark>
達している項目 ※Oは3つまで	5. 低舌圧		<mark>6.</mark>	咀嚼機能低下	
	<b>7.</b> 嚥下機能化				
3)(口腔機能管理料の算定		患者がいない	ユハフが管ぐ	カエイトンボヤ ナイン	/4△木の笠卓が
<b>患者が0人の場合</b> ) 算定していない理由	<b>2.</b> 診断基準 ないなど	を満たしている患者に	よいるか昇化	一要件を個にさない	(使宜の昇化が
※Oはいくつでも		ノ 要な機器を持ってレ	<b>い</b> たしい		
**Olav***>C0		が複雑である	'A V		
		法がわからない			
		察等に時間がかかる	5		
	7. 指導のた	めの人員が不足して	ている		
	8. 算定要件	が複雑である			
	9. 診療報酬				
	10. その他(				)

# 4. 周術期等口腔機能管理および回復期等口腔機能管理について お伺いします。(令和7年7月1日時点)

すべての他設にお何いします。				
① <u>令和7年6月の1か月間</u> における <b>周術</b> ださい。	期等口腔機能管理および回復期等口腔機能管理の実	ミ施状況等をお答えく		
1)当てはまる番号をお答えください。なお 選択肢の「周術期等口腔機能管理」「回 復期等口腔機能管理」はそれぞれ下記	1. 周術期等口腔機能管理のみを算定している			
のいずれかを算定している場合を示し ています。	2. 回復期等口腔機能管理のみを算定している			
※周術期等口腔機能管理: 周術期等口腔機能管理計画策定料、周術期等口 腔機能管理料(I)~(IV)、周術期等専門的口腔 衛生処置	3. 周術期等口腔機能管理および回復期等口腔機 いずれも算定している	能管理の		
※回復期等口腔機能管理: 回復期等口腔機能管理計画策定料、回復期等口 腔機能管理料、回復期等専門的口腔衛生処置	4. 周術期等口腔機能管理および回復期等口腔機 いずれも算定していない	能管理の		
② <u>令和7年6月1か月間</u> における周術期	等口腔機能管理料の算定状況等についてお答えくださ	رر. درا		
1)周術期等口腔機能管理の実施状況についてお答えください。 ※〇は1つ	<ol> <li>外来診療のみ行っている</li> <li>助問診療</li> <li>外来、訪問診療ともに行っている</li> <li>行って</li> </ol>	そのみ行っている こいない		
2) 周術期等口腔機能管理の算定状況に	2)-1 周術期等口腔機能管理料(I)	( )人		
ついてお答えください。	2)-2 周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)	( )人		
	2)-3 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)	( )人		
	2)-4 周術期等口腔機能管理料(IV)	( )人		
「周術期等口腔機能管理料を <b>算定して</b> 」				
3) 周術期等口腔機能管理計画を策定する 際は他職種(歯科専門職以外)と協同し	1. 全ての患者に対して協同して策定している	アか炊きノゼチい		
て策定していますか。 ※〇は1つ	<b>2</b> . 患者の疾病や状態に応じて協同して策定して	にお答えください いろ		
	The second secon	、。 にお答えください		
	3. まったく協同して策定していない			
【3)で「1.」または「2.」の「協同して策定して	<mark>1. 医師</mark> 2. 薬剤師			
<mark>いる」と回答した方にお伺いします】</mark> 4)協同して作成した他職種をお答えくださ	3. 看護師 4. 言語聴覚:			
い。 ※Oはいくつでも	5. 管理栄養士 (又は栄養士) 6. 理学療法 7. その他 (	上・作業療法士		
5) 周術期等口腔機能管理を行うことで、	1. 患者の入院日数が減少した	)		
どのような効果がありましたか。	2. 口腔状態に起因する合併症が軽減した			
<mark>※Oはいくつでも</mark>	3. 患者のADLが改善した			
	<ul><li>4. 他職種との連携が広がった</li><li>5. その他の連携(在宅等)のきっかけとなった</li></ul>			
	6. 依頼された患者が管理後もかかりつけ歯科医			
	来院している			
6) 周術期等口腔機能管理計画につい て、修正を行うことはありましたか。 ※〇は1つ	<ol> <li>あった →7) にお答えください</li> <li>なかった</li> </ol>			
【6)で「1.あった」と回答した方にお伺いします】 7)周術期等口腔機能管理計画を修正したのはどのような場合でしたか。	<ol> <li>患者の病状が変化した場合</li> <li>治療計画が変更になった場合(手術方法の変更る)</li> <li>他の医療機関で作成した計画書の修正が生じ</li> <li>その他(</li> </ol>			
<mark>※Oはいくつでも</mark>				

周術期等口腔機能管理料を <b>算定してい</b>	<b>たい方</b> は8)・9)をお答えください。
8) 周術期等口腔機能管理を算定していない理由であてはまるものをお答えください。 ※○はいくつでも	
9)周術期口腔機能管理の対象となる患者に対し、周術期口腔機能管理料以外の点数を算定している場合、算定している項目をお答えください。 ※○はいくつでも	1. 歯科疾患管理料2. 口腔機能管理料3. 小児口腔機能管理料4. 歯科特定疾患療養管理料5. 歯科治療時医療管理料6. がん治療連携指導料7. 歯科疾患在宅療養管理料8. 在宅患者歯科治療時医療管理料9. 歯科矯正管理料
③ <u>令和7年6月1か月間</u> における <u>回復期</u>	等口腔機能管理料の算定状況等についてお答えください。
1)回復期等口腔機能管理の実施状況に当てはまるものを答えください ※○は1つ	<ol> <li>外来診療のみ行っている</li> <li>3. 外来、訪問診療ともに行っている</li> <li>4. 行っていない</li> </ol>
2)回復期等口腔機能管理料の算定状況についてお答えください	2)-1 療養病棟の患者( ) 人2)-2 回復期リハビリテーション病棟の患者( ) 人2)-3 地域包括ケア病棟の患者( ) 人
回復期等口腔機能管理料を算定してい	<b>る方</b> は3)∼6)をお答えください。
3)回復期等口腔機能管理計画を策定する際は他職種(歯科専門職以外)と協同して策定していますか。 ※○は1つ	<ol> <li>全ての患者に対して協同して策定している</li> <li>→4) にお答えください</li> <li>患者の疾病や状態に応じて協同して策定している</li> <li>→4) にお答えください</li> <li>3. まったく協同して策定していない</li> </ol>
【3)で「1」または「2」の「協同して策定して	1. 医師 2. 薬剤師
<mark>いる」と回答した方にお伺いします】</mark>	3. 看護師   4. 言語聴覚士
4)協同した他職種をお答えください。 ※Oはいくつでも	5. 管理栄養士 (又は栄養士)6. 理学療法士・作業療法士7. その他 ()
5)回復期等口腔管理料を算定したきっかけをお答えください。 ※Oはいくつでも	<ol> <li>診療報酬で評価されたから</li> <li>他職種から要請があった</li> <li>回復期等口腔機能管理料を行う体制が整ったから</li> <li>その他()</li> </ol>
6)回復期等口腔機能管理を行うことで、 どのような効果がありましたか。 ※Oはいくつでも	<ol> <li>患者のリハビリ日数(入院日数)が減少した</li> <li>口腔状態から起因する合併症が軽減した</li> <li>患者のADLが改善した</li> <li>他職種との連携が広がった</li> <li>その他の連携(在宅等)のきっかけとなった</li> <li>依頼された患者が管理後もかかりつけ歯科医院として貴院に来院している</li> <li>その他(</li> </ol>

回復期等口腔機能管理料を <b>算定していない方</b> は7)・8)をお答えください。				
7)算定できなかった理由についてお答え ください。 ※Oはいくつでも	<ol> <li>回復期の患者に対応していない</li> <li>該当する患者はいるが、従前から継続した口腔の管理を 行っており回復期のための口腔管理を必要としないため</li> <li>回復期等口腔機能管理の依頼がないため</li> <li>算定要件が複雑であるため</li> <li>管理の方法がわからない</li> <li>診療報酬が低い</li> <li>地域における連携体制が未整備のため</li> <li>その他(</li> </ol>			
8)回復期口腔機能管理の対象となる患者に対し、回復期口腔機能管理料以外の点数を算定している場合、算定している項目をお答えください。 ※○はいくつでも	<ol> <li>1. 歯科疾患管理料</li> <li>2. 口腔機能管理料</li> <li>3. 小児口腔機能管理料</li> <li>4. 歯科特定疾患療養管理料</li> <li>5. 歯科治療時医療管理料</li> <li>6. がん治療連携指導料</li> <li>7. 歯科疾患在宅療養管理料</li> <li>8. 在宅患者歯科治療時医療管理料</li> <li>9. 歯科矯正管理料</li> </ol>			

# 5. 口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算について

	お伺いします。(令和7年7月1日時点)
<b>すべての施設</b> にお伺いします。	
① 令和7年6月1か月間における口腔機	能指導加算の算定状況等についてお答えください。
1) 口腔機能指導加算の算定	18歳未満 1. 算定あり→2) にお答えください 2. 算定なし
リロ腔域能拍等加昇の昇足	<b>50歳以上</b> 1. 算定あり→3) にお答えください 2. 算定なし
【①1)で18歳未満の患者に口腔機能指	1. 哺乳状態 2. 離乳状態
<mark>導加算の<u>算定あり</u>の方にお伺いしま</mark>   <mark>す。]</mark>	3. (離乳完了前) 構音機能 4. (離乳完了前) 栄養状態 (体格)
19。』   2)口腔機能の発達不全を有する患者に	5. 咀嚼機能 6. 嚥下機能
ついて、どのような状態に対する指導	7. 食行動 8. (離乳完了後) 構音機能
<mark>を行いましたか。 ※〇はいくつでも</mark>	9. (離乳完了後) 栄養状態 10. その他 ( )
【①1)で50歳以上の患者に口腔機能指	1. 口腔衛生状態不良(口腔不潔)
導加算の <u>算定あり</u> の方にお伺いしま す。】	2. 口腔乾燥 3. 咬合力低下
3)口腔機能の低下を有する患者につい	4. 舌口唇運動機能低下
<mark>て、どのような状態に対する指</mark> 導を行	<mark>5. 低舌圧</mark>
いましたか。 ※Oはいくつでも	6. 咀嚼機能低下 7. 嚥下機能低下
【①1)の18歳未満、50歳以上の <b>いずれ</b>	1. 院内に複数の歯科衛生士を配置し、担当制にしている
かで算定ありの方にお伺いします。】	2. 具体的な指導内容を院内で教育している
4) 口腔機能指導加算を円滑に取り組む	3. 職員に研修を受講させている
に当たり工夫している点をお答えくだ	4. 口腔機能指導加算の指導内容を熟知した歯科衛生士を 配置している
さい。 ※Oはいくつでも	に直している <b>5.</b> 別に時間を設けて指導を行っている
	6. その他( )
	<mark>7. 特に工夫はしていない</mark>

【①1)の18歳未満、50歳以上のいずれ 1. 大いに寄与した かで算定ありの方にお伺いします。】 2. 多少寄与した 5) 口腔機能指導加算が貴施設の人材 3. まったく寄与していない 定着・確保に寄与した程度をお答え 4. 現時点ではわからない ください。※〇は1つ 【①1)の18歳未満、50歳以上のいずれも 1. 専門的な指導を行う歯科衛生士がいない **算定なし**の方にお伺いします。】 2. 歯科衛生士が忙しく指導を行う時間がない 6)口腔機能指導加算を算定していない 3. 指導内容が分からない 理由をお答えください ※〇はいくつ 4. その他( でも ② 令和7年6月1か月間における歯科技工士連携加算の算定状況等についてお答えください。 印象採得 咬合採得 仮床試適 1. 算定あり 1)-1歯科技工士連携加算1(対 1. 算定あり 1. 算定あり 1)歯科技工士連携加 2. 算定なし 2. 算定なし 2. 算定なし 面で確認) 算の算定患者 1. 算定あり 1. 算定あり **1.** 算定あり 1)-2歯科技工士連携加算2(情 報通信機器を用いて確認) 2. 算定なし 2. 算定なし 2. 算定なし 2) 光学印象歯科技工士連携加算(対面) 1. 算定あり 2. 算定なし ②1)、2)のいずれかで<u>算定ありの方</u>には3)~6)にお答えください。 3)連携を図っている歯科技工士の従事 場所についてお答えください ※〇は **1.** 院内 **2**. 院外 3. 院内及び院外 1つ 1. 歯科技工士との意思疎通を更に図るようになった 2. 製作された補綴物の問題点(患者のトラブルなど)が減少した 3. デジタル技術 (光学印象・CAD/CAM) の活用促進に繋がった 4)歯科技工士との連携でどのような効 4. 従業員の業務軽減に繋がった 果がありましたか。 5. 補綴物に対する患者の満足度が向上した ※ 〇はいくつでも 6. 収益面での改善効果があった 7. その他( 1. 院内に連携を行う歯科技工所名や歯科技工士名を掲示している 2. 本加算の連携内容や手当等を連携を行う歯科技工士と書面で 5)歯科技工士連携加算を円滑に取り組 交わしている むに当たり工夫している点はあります 3. 本加算について歯科医院から歯科技工所に積極的に周知を 図っている <mark>か。</mark> ※Oはいくつでも 4. 連携を行う日時をあらかじめ設定している 5. その他( 6. 特に工夫はしていない 1. 大いに寄与した 6) 歯科技工士連携加算が人材定着・確 2. 多少寄与した 保に寄与した程度をお答えください。 3. まったく寄与していない ※0は1つ **4.** 現時点ではわからない 1. 算定要件がよく分からない 【②1)、2)のいずかで**算定なしの方**にお 2. 必要性を感じない(従来の技工指示等で対応可能) 伺いします。】 7) 算定していない理由をお答えくださ 3. 歯科技工士側の了解が得られない(連携内容や手当等) い。 ※〇はいくつでも 4. 日々の歯科診療が忙しく時間が取れない 5. 歯科医師と歯科技工士が連携を行う時間の調整が難しい 6. 診療報酬上の評価と歯科技工士に対する手当の採算が合わない **7**. その他(

# 6. 他施設及び他職種との連携についてお伺いします。

# すべての施設にお伺いします。

- ① <u>今和7年6月の1か月間</u>について、医科医療機関・歯科医療機関等との患者紹介や情報提供・共有等の状況をご記入ください。
- 1)医科医療機関から、診療情報提供や共有の依頼はありましたか。 ※○は1つ
- **1**. あった

2. なかった

- 1)で「1. あった」と回答した方は、2)・3)にお答えください。
- 2)依頼内容についてお答えください。

※〇は最もあてはまるもの1つ

- 1. 糖尿病患者に対する指導や管理に必要な歯周病の状態に関する情報提供や共有の依頼
- 2. 薬剤性顎骨壊死等の原因となる薬剤の投薬にあたり、口腔内の 状態や歯科治療に関する情報提供や共有の依頼
- 3. 手術や化学療法、放射線療法にあたり、口腔内の状態や歯科治療に 関する情報提供や共有の依頼
- 4. 周術期等口腔機能管理や回復期口腔機能管理の実施依頼
- 5. 在宅療養患者(施設入所者含む。)に対する指導や管理にあたり、 口腔内の状態や歯科治療に関する情報提供や共有の依頼
- 6. 歯科訪問診療の依頼
- 7. その他、疾患の治療や管理を行う上で必要な歯科治療の依頼
- 3) 連携に活用している手段をお答 えください。 ※〇はいくつでも
- 文書
- メール
- 3. 医療従事者用SNS(地域医療情報連携ネットワークにおける情報共有手段として用いている)
- 4. 医療従事者用SNS(自院や法人内のみでの運用)
- 5. 電子処方箋
- 6. 電子カルテ情報共有サービス
- **7**. その他(

② <u>令和7年6月の1か月間</u>について、入院患者や施設入所者などに対する、リハビリテーション・口腔・栄養に関する多職種連携の状況についてお伺いします。

1)リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

1. 算定している

**2**. 算定してない

- 【1)で「1. 算定している」と回答した方は、2)・3)をお答えください。
- 2)リハビリテーション・栄養・口腔連 携体制加算を行うことで、どのよう な効果がありましたか。 ※Oはいくつでも
- 1. 患者のリハビリ日数(入院日数)が減少した
- 2. 口腔状態に起因する合併症が軽減した
- 3. 患者のADLが改善した
- 4. 他職種との連携が広がった
- 5. その他の連携(在宅等)のきっかけとなった
- 6. 依頼された患者が管理後もかかりつけ歯科医院として貴院に 来院している
- 7. その他(
- 3)リハビリテーション・栄養・口腔連 携体制加算を算定した対象患者 に該当するものをお答えください。
- 1. 心大血管疾患
- 2. 脳血管疾患
- 3. 廃用症候群
- 4. 運動器疾患(上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による、四肢麻痺、 運動器の悪性腫瘍)
- 5. 呼吸器疾患(肺炎・無気肺、肺腫瘍、肺塞栓、慢性、閉塞性肺疾患等)
- **6.** 障害児
- <mark>7</mark>. がん患者
- 8. 認知症患者
- 9. その他(

<u>※0は1つ</u>

②1)で <u>「2. 算定してない」と回答した方</u> は4)をお答えください。				
4)実施していない理由をお答えくだ さい。 ※○はいくつでも	<ol> <li>患者や患者家族、医療介護関係者からの依頼がない</li> <li>地域における連携体制が未整備のため</li> <li>当該月(令和7年6月)に該当する患者がいなかった</li> <li>どのようなことを行ったらよいかわらかない</li> <li>その他(</li> </ol>			
③ 令和7年6月の1か月間について	、保険薬局との情報提供・共有等の状況をご記入ください。			
1)保険薬局に対して、情報提供の依 報連携共有料の算定)※〇は1つ				
③1)で <u>「1. 依頼した」と回答した方</u> は	2)・3)をお答えください			
2)依頼内容についてお答えください。 ※Oはいくつでも	<ol> <li>歯科治療において使用する薬の副作用に関する情報提供や共有の依頼</li> <li>歯科治療後の患者への服薬に関する情報提供や共有の依頼</li> <li>歯科治療後の口腔健康管理の指導内容等に関する情報提供や共有の依頼</li> <li>その他(</li> </ol>			
3)依頼した理由をお答えください。 ※Oはいくつでも	<ol> <li>初診時に注意すべき全身疾患が確認された</li> <li>外科処置前に注意すべき全身疾患が確認された</li> <li>連携している医療機関から依頼された</li> <li>その他( )</li> </ol>			
④ 連携全般についてお答えください。				
1)多職種連携を進めるための方策 についてお答えください。 ※Oは2つまで	<ol> <li>診療報酬における双方向での評価</li> <li>学校教育・研修の充実</li> <li>自治体の取組の推進</li> <li>多職種が集まる会議等への参加</li> <li>各地域における好事例の展開</li> <li>その他( )</li> </ol>			

7. 今後の歯科診療所についてお伺いします。(令和7年7月1日時点)				
<b>歯科診療所</b> の方にお伺いします。(病院の方への質問は6で終了です)				
1) 10年後、ご自身が管理している歯 どのような状況になっているとお (予定でかまいません。) ※Oは 1)で「1. 継続して診療している」と回	3考えですか 2. 後継者に委ねている →質問は以上です			
2)10年後、ご自身の診療内容(形態)はどのようになっているとお考えですか。 ※○は最もあてはまるもの1つ	<ol> <li>現在の診療内容よりも拡充していると思う(例:対象患者の拡大、営業日の増加など)</li> <li>現在とあまり変わらないと思う</li> <li>現在よりも縮小していると思う(例:対象症例患者を限定、営業日の減少など)</li> <li>現時点では分からない</li> </ol>			
3)なぜ廃業しているとお考えです か。 ※Oはいくつでも	<ol> <li>継続していく体力がない</li> <li>金銭的工面が難しい</li> <li>地域に歯科医療機関があり、自身の歯科診療所がなくても問題ないと感じている</li> <li>後継者がいない</li> <li>その他()</li> </ol>			

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 令和7年8月●日(●)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

# かかりつけ歯科医に関するアンケート

このアンケートは、患者ご本人に、歯科医療の受診内容やお考えなどをお伺いするものです。調査結果は、診療報酬の見直しなどについて検討するための資料となります。本調査のご回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。また、歯科医師や歯科医療機関のスタッフに個人の回答内容をお知らせすることもありません。本調査票に回答しない場合も、患者ご本人が不利益を受けることはありません。

- ※ 回答はあてはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、( )内には具体的な数字や内容・理由などをご記入ください。
- ※ 特に断りのない限り、令和7年7月1日時点の状況についてお答えください。
- 問1 患者さん(本日診療を受けた方)についてお伺いします。
- (1)性別、年代、お住まいの都道府県についてお答えください。
- ① 性別(当てはまるもの1つに〇)
   1. 男性
   2. 女性

   ② 年代(当てはまるもの1つに〇)
   1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上

   ③ お住まい(都道府県名)
   ( ) 都・道・府・県
- (2)本日受診した歯科医療機関は次のうちどちらですか。<u>当てはまるもの1つに〇</u>をつけてください。

1. 歯科診療所 2. 病院 (病院歯科、歯科大学附属病院等)

# (3)本日受診している歯科診療所への通院のきっかけとして、<u>当てはまるもの全てに〇</u>をつけてく ださい。

- 1. 歯科診療所から紹介された(紹介状)
- **2.** 病院から紹介された
- 3. 通院している家族から紹介された
- 4. 通院している知り合い(家族以外)から紹介された
- 5. ホームページ等に掲載されている医療機関の情報をみた
- 6. ホームページ等に掲載されている医療スタッフの情報をみた
- 7. 自宅や職場から近い場所にあった
- 8. 受診しやすい時間に診療を行っていた
- 9. 学校、自治体、職場で行う健診で受診を勧められた
- 10. 専門的知識のある歯科医師に診てほしかった
- 11. その他(

# 問2 かかりつけ歯科医などについてお伺いします。

「かかりつけ歯科医」とは、安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師のことを言います。

# (1)あなたは、かかりつけ歯科医を決めていますか。当てはまるもの1つに〇をつけてください。

- 決めている→(2) にお答えください
- 決めていない→ (3) にお答えください
- (2)本調査票をお渡しした歯科診療施設の歯科医師は、あなたにとってのかか
  - の**囲**科医師は、あなたにとってのかかりつけ歯科医ですか。<u>当てはまるもの</u> 1つにOをつけてください。
- 1. かかりつけ歯科医である
- 2. かかりつけ歯科医ではない
- 3. 今後、かかりつけ歯科医にするつもりで ある

# (3)かかりつけ歯科医を決めていない理由は 何ですか。<u>当てはまるもの全てに〇</u>をつけ てください。

- 1. 歯科診療施設にかかることがあまりないから
- 2. その都度、適切な歯科診療施設を選ぶ方がよいと思うから
- 3. どのような歯科医師をかかりつけ歯科医として選んだらよいかわからないから
- 4. かかりつけ歯科医として求める機能を持つ 歯科医師がいないから
- 5. かかりつけ歯科医をもつ必要性を感じないから
- 6. 現在治療しているところが治ればよいから
- 7. その他 ( )

# 問3 ご自身や周りの方(ご家族等)の定期的なお口の管理が必要な場合に、継続的に通院する 歯科医療機関に求めている機能(役割)について、1)~17)それぞれについて3段階でお答 えください(〇はそれぞれ1つ)。

	<mark>重視</mark>	どちらとも	重視
	<mark>する</mark>	<mark>言えない</mark>	<mark>しない</mark>
1) 複数人の歯科医師・歯科衛生士がいるなど、スタッフが充実している	1	2	<mark>3</mark>
2) 専門医である歯科医師がいるなど、スタッフの経験(診療実績)が豊富である	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
3) 専門的な治療を行う設備がある	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
4) 医科診療科が併設されている	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
5)治療方針、費用、予後等を分かりやすく説明してくれる	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
6) 小児から高齢者まで、幅広い年齢層に対して治療を行ってくれる	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
7) 歯科治療において特別な対応が必要な患者(心身障がいのある方) に対して 治療を行ってくれる	1	2	<mark>3</mark>
8) 歯科治療において特別な対応が必要な患者(認知症の人)に対して治療を行ってくれる	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
9) 自宅や病院で療養する方へ訪問診療を行っている(又は訪問診療を行っている歯対診療所を紹介できる)	1	2	3
10) 施設に入所している方へ訪問診療を行っている(又は訪問診療を行っている歯科診療所を紹介できる)	1	2	<mark>3</mark>
11) 医科診療科や薬局と連携が図られている	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
12) 小児歯科や矯正歯科、口腔外科等の専門的な歯科診療所と連携が図られている	1	2	3
13) 医療安全や院内感染に対する体制が整備されている	1	<mark>2</mark>	<mark>3</mark>
14) 介護保険施設と連携が図られている	1	2	3
15) 学校健診に従事するなど、地域保健活動に参加している	1	2	3
16) 治療のみでなく、小児の嚙み方や飲み方、発音などの相談ができる	1	2	3
17) 治療のみでなく、高齢者の噛み方や飲み方、発音などの相談ができる	1	2	<mark>3</mark>

質問は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。

令和7年8月●日(●)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

令和7年7月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「歯科医療機関におけるかかりつけ歯科医の機能に関する実施状況調査」 調査へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年度の診療報酬改定において歯科医療機関に関しては、口腔疾患の継続的な管理の 在り方や口腔管理に係る関係者との連携の評価を見直す観点から、かかりつけ歯科医の機能の評価 に係る見直しが行われました。また、回復期リハビリテーション病棟等の入院患者に対する口腔管 理や多職種連携等に係る評価の新設等が行われました。

今般、これらの診療報酬改定による影響等を把握することを目的として、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)においては、歯科医療機関及び患者の方を対象に、歯科医療機関における口腔疾患の継続的な管理の在り方や口腔管理に係る関係者との連携の評価の在り方等について調査・検証を行うことを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年8月29日(金)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

# 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail : 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元: http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

令和7年7月

各位

厚生労働省 保険局 医療課

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「かかりつけ歯科医に関するアンケート」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

令和6年度診療報酬改定では、かかりつけ歯科医の機能の評価に係る見直し等が行われました。こうした診療報酬改定の影響・効果を検証し、次期診療報酬改定の充実につなげるため、この度、厚生労働省では、「かかりつけ歯科医に関するアンケート」を行うこととしました。

本調査は、かかりつけ歯科医に求められる役割等について調査・検証を行うことを目的とし、改定の検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領により皆様にご協力をお願いすることとしております。

# 対象者

· この調査は、歯科診療所を受診した患者の方が対象となっております。

# 回答期限

・ お手数ではございますが、**令和7年8月29日(金)まで**に紙の調査票を同封の返信用 封筒(切手不要)にて、直接、お近くの郵便ポストにご投函いただくか、専用のURL またはQRコードより、調査サイトにアクセスいただき、Web よりご回答ください。

(→裏面へ続きます)

# 回答方法

・ 紙の調査票をお送りしていますが、Web 経由で回答することも可能です。Web 経由 での回答につきましては、皆様のご都合にあわせてご回答・ご提出できる範囲でご協 力いただければ幸いです。

#### 【紙の調査票で回答する場合】

・ 紙の調査票にご記入の上、お近くのポストに投函してください。

# 【Web 経由で回答する場合】

・ 以下の調査サイトにアクセスいただき、ID の欄に紙の調査票の右上に記載の ID 番号を入力の上、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「患者票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。

	[URL]	https://kensho2025.jp/
調査ホームページ	【QR ⊐ード】	

・ 紙の調査票は提出せず、電子調査票の送信後、破棄してください。

なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けた PwC コンサルティング合同会社が実施します。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることは一切ありません。また、調査票は調査事務局に直接返送されますので、歯科医師や歯科診療所等に開示されることはございません。

本調査の結果は、厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会(中医協)」において、診療報酬のあり方について実りある議論を行うための大変貴重な資料として活用されます。

ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査で、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合せください。

# 【連絡先】

# 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail: 【調査へのお問合せ先】kensho2025-04@xxx.co.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。 E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査

# 調査の概要 (案)

# 1. 調查目的

令和6年度調剤報酬改定において、地域の医薬品供給拠点としての役割を担い、地域医療に貢献する薬局の整備を進めていくこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から調剤基本料を引き上げ、さらに薬局・薬剤師の地域におけるかかりつけ機能の発揮を推進するため、地域支援体制加算の要件及び評価の見直し、改正感染症法を踏まえた連携強化加算の要件及び評価の見直し等を行った。

これらを踏まえ、本調査では、改定に係る影響や、薬局・薬剤師業務の専門性をさらに高め、質の高い薬学的管理の提供への転換を推進するための調剤報酬の在り方について検討を進める観点から、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について調査・検証を行う。

#### 2. アンケート調査の構成及び調査手順

# (1) アンケート調査の構成

本調査は以下の構成とする。

調査の種類	調査対象			調査方法	
<b>神且の性</b> 規	条件	調査件数	抽出方法	<b>神色力</b> 法	
但吸蓝豆	① 地域支援体制加算の届出施設	1,000件	無作為 抽出	自記式調査票を	
保険薬局 調査	② 上記①以外の施設	1,000件	無作為抽出	郵送にて 配布・回収	
	① 地域包括診療料の届出施設	a=a (d	無作為		
診療所調査	② 地域包括診療加算の届出施設	250 件	抽出	自記式調査票を	
	③ 小児かかりつけ診療科の届出 施設	250 件	無作為 抽出	郵送にて 配布・回収	
	④ 上記①~③以外の施設	500 件	無作為 抽出		
病院調査	① 許可病床数 200 床未満の施設 (地域包括診療料の届出施設を含む)	500 件	無作為 抽出	自記式調査票を 郵送にて	
	② 許可病床数 200 床以上の施設	500 件	無作為 抽出	配布・回収	
患者調査※1	調査期間中に、保険薬局調査の対 象薬局に来局した患者	最大 4,000 件	1 施設 最大 2 名	施設経由で 調査票を配布、 郵送にて回収 Webの回答	

<sup>※1</sup> 患者調査は、調査対象期間中に来局した患者のうち、調査協力についてのご本人の同意を前提として、「かかりつけ薬剤師指導料」に同意している患者1名、同意していない患者1名を対象とする。

# (2) アンケート調査の手順

#### ① 施設調査

調査票一式を郵便にて調査対象となる施設に送付し、当該施設の管理者又は事務管理者にご回答いただいた上で、郵送(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)にて回収する。

また、回答者の負担軽減のため、専用ホームページより電子調査票をダウンロードし、 入力の上、メールへの添付により返送する方法も選択できるようにする。

#### ② 患者調査

調査対象となった①の施設の職員の方に、1施設あたり患者2名を無作為抽出(※)いただき、対象患者に調査票及び返信用封筒(料金受取人払い、返信用封筒は調査票発送時に同封)を手渡し、直接記入をご依頼いただく。

回答後の調査票は、患者ご自身にて直接郵便で返送をいただく。

また、Web での回答も選択できるようにする。

※ 患者調査は、調査対象期間中に来局した患者のうち、調査協力についてのご本人の 同意を前提として、「かかりつけ薬剤師指導料」に同意している患者1名、同意して いない患者1名を対象とする。

事務局は、回収した調査票の検票を行い、辞退(理由等を書いた文書を同封しているケースがある)、白紙(ほとんど全ての設問への記入がない)を除いた上で、調査データの電子化を行う。

#### 3. 主な調査事項

#### 「薬局調査】

- 施設概要
- かかりつけ薬剤師に関する取組(施設基準の届出状況、算定回数等)
- 地域支援体制加算に関する取組(届出状況、医薬品の販売状況等)
- 調剤後のフォローアップ状況 等
- 服薬管理指導の状況 等

#### 「病院・診療所調査]

- 施設概要
- 薬局との連携状況 等
- 薬局からの服薬管理情報等の提供状況 等

#### [患者調査]

- 患者概要
- 保険薬局の利用状況

- 服薬指導や調剤後のフォローアップの有無 等
- かかりつけ薬剤師の有無 等

# 4. 調査スケジュール概要 (案)

- 令和7年7月中旬~7月末 調査票等の印刷・発送
- 〇 8月

調査実施(提出期限:令和7年8月○日)

9月調査票の入力・集計

- 10月調査結果取りまとめ、
- 11月中旬中医協へ報告

#### ID 番号:

# 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査 保険薬局票

※この保険薬局票は、保険薬局の開設者・管理者の方に、保険医療機関との連携方策も含め、医薬品の適正使用や患者本位の医薬分業 の更なる推進を図るため、かかりつけ薬剤師の取組状況や薬局における調剤報酬改定の影響についてお伺いするものです。

#### くご回答方法>

- あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。
- ·「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ・()内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ・特に断りのない限り、令和7年7月1日現在の貴薬局の状況についてお答えください。
- ・災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

_ 貴薬局の状況について	お何いします。				
① 所在地(都道府県)	(	)都・道・府・県			
② 開設者 ※Oは1つ	1. 法人	2. 個人	3	3. その他	
③ 貴薬局はどのような地域に 次の選択肢のうち、最もあ さい。※Oは1つ			改令指定都市 その他(具体的	ルニ:	)
④ 同一グループ(財務上又は いう)等*!による薬局店舗		は関係にある範囲の保険		- - 当該店舗を含めて	)店舗 ごお答えください。
※1:同一グループは次の基準により 1.保険薬局の事業者の最終第 3.保険薬局の事業者の最終新		薬局の事業者の最終親会社	tの子会社	るフランチャイズき	契約を締結している者
⑤ 開設年 ※当該店舗の開設年	Fをお答えください。 			西暦(	)年
⑥ 貴薬局の処方箋の応需 状況として最も近いもの は、次のうちどれ ですか。 ※Oは1つ	1. 様々な保険医療機関が2. 主に近隣にある特定の3. 主に不動産賃貸借関係4. 主に近隣にある特定の5. 主に不動産賃貸借関係6. 主に複数の近接する特別で需している薬局7. その他(具体的に:	<ul><li>○病院の処方箋を応需し 後のある特定の病院の処 ○診療所の処方箋を応需 後のある特定の診療所の 定の保険医療機関(いわ</li></ul>	ている薬局 上方箋を応需し うしている薬局 の処方箋を応需	している薬局	)
⑦ 応需医療機関数 ※令和7		a be et >4 Mr		(	)機関
100%とご記入ください。	<ul><li>* (下) (本) (本) (本) (本)</li><li>* (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)</li></ul>	刊収入のみである場合は	,\ <sub>0</sub>	約(	)%
	1. 調剤基本料1	2. 調剤基本料 2	2	3. 調剤基本	料3イ
⑨ 調剤基本料 ※Oは1つ	4. 調剤基本料 3 口 7. 特別調剤基本料 B	5. 調剤基本料:	3/\	6. 特別調剤	基本料A
	【 ((調剤基本料の根拠となる数 薬局の場合、貴薬局単独の受付[		月間	(	)回/月
⑨-2 主たる保険医療機関 (調剤基本料の根拠と	に係る処方箋の受付回数の害 ≤なる数字)	<b>间</b> 合		(	) % §1位まで
⑩ 後発医薬品調剤割合(調剤	報酬算定上の数値)※令和7	年6月1か月間		(	) %
⑪ 供給停止となっている後発	医薬品等の診療報酬上の臨時	寺的な取扱いの適用 <sup>※2</sup>	※Oは1つ	1. あり	2. なし

※2: 供給が停止されていると報告された医薬品のうち、別に示す供給停止品目と同一成分・同一投与形態の医薬品については、 「後発医薬品調剤体制加算」等において後発医薬品の使用(調剤)割合を算出する際に算出対象から除外しても差し支えないこととするもの。

- 1 -

		1. 該当する						
	12	① 後発医薬品の調剤数量	2. 該当しない →該当しない理由 ※○はいくつでも					
		割合が著しく低い薬局の調剤基本料の減算対象	21. 後発医薬品の調剤数量割合が 50%超					
		に該当するか ※○は1つ	22. 処方箋の受付回数	が月 600 回以下				
			23. 直近1ヶ月の処方	箋受付回数の 5 割以上	が先発医薬品変更不可	r J		
	① 後発医薬品調剤体制加算 ※Oは1つ	1. 後発医薬品調剤体制力	加算 1	3. 後発医薬品調剤体	対制加算 2			
		※Oは1つ	2. 後発医薬品調剤体制力	加算 3	4. 届出 (算定) なし	,		
	14)	在宅薬学総合体制加算 ※Oは1つ	1. 在宅薬学総合体制加算	1 2. 在宅薬学総	合体制加算2 3. 届	<b>届出(算定)なし</b>		
	⑤ 職員数 ※該当者がいない 場合は「0」とご記入ください。		常勤職員	₹%3	非常勤職員	(常勤換算※4)		
		1)薬剤師	(	)人	(	)人		
		2)その他(事務職員等)	(	)人	(	)人		
	16)	貴薬局の認定等の状況	1. 地域連携薬局		2. 専門医療機関連携	<b>통薬局</b>		
		※Oはいくつでも	3. 健康サポート薬局(健康		4. 該当なし			
	<b>※</b> 3	: 常勤職員数(常勤薬剤師数)に 剤師数については、直近3月間			が職員(保険薬剤師)の実	人数を計上します。常勤薬		
	<b>※</b> 4		の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の 員(非常勤薬剤師)は、貴薬局における実労働時間が週 32 時間に満たない職員(保険薬剤師)をいい、常勤換算					
		数は、以下により算出します(小基づき算出します。						
		非常勤薬剤師数(常勤換算)	当該保険薬局における		食薬剤師の実労働時間の台	合計(時間/3か月)		
	32 (時間/週)×13 (週/3 月) ※5:令和7年5月成立の改正薬機法が施行されると、健康サポート薬局が健康増進支援薬局へと名称変更となります。							
2.	. 貴薬局の体制についてお伺いします。							
	① 以下のうち導入しているものについてお選びください。 ※Oはいくつでも							
	1. レセプトコンピューター 2. 電子薬歴システム 3. 薬剤情報提供文書作成支援ツール							
	→「3. 薬剤情報提供文書作成支援ツール」のうち有する機能:31. QR コード 32. 音声コード 33. 点字 34. その他(具体的に:)							
ļ	② 貴薬局では、どのように 24 時間対応が可能な体制を整えていますか。 ※〇は1つ							
	1. 自薬局単独で24時間対応が可能な体制を整えている							
		→夜間等時間外の対応を打	- 1. 日業尚幸感 C 24 時間内心が与記な体間を呈えている - 一 本間等時間外の対応を担当している薬剤師数: () 人					
	→令和7年4月~6月の3か月間の対応件数: () 件  2. 近隣の保険薬局と連携して24時間対応が可能な体制(例:地域での輪番体制等)を整えている							
	2.	近隣の保険薬局と連携して	て24 時間対応が可能な体制	)件  (例:地域での輪番位				
	2.	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のか	て 24 時間対応が可能な体制 こめに連携**! している薬局	)件  (例:地域での輪番体 数:())	以后			
	2.	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のオートートートートートートートートートートートートートートートートートートート	て 24 時間対応が可能な体制 こめに連携**! している薬局 か月間の自局での対応件数	)件  (例:地域での輪番位 数:() 到 数:() 件	医局			
		近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のオートートートートートートートートートートートートートートートートートートート	て 24 時間対応が可能な体制 こめに連携**! している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数	)件  (例:地域での輪番位 数:() 到 数:() 件	医局			
	3.	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のプ →令和7年4月~6月の3	て 24 時間対応が可能な体制 こめに連携**! している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数	)件  (例:地域での輪番位 数:() 到 数:() 件	医局	)		
	3.	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のカーク令和7年4月~6月の3 24時間対応が可能な体制の	て 24 時間対応が可能な体制 とめに連携**! している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数 を整えていない	)件   (例:地域での輪番位数:() 数:() 件数:() 件	:	)		
	3. 4. *1	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のガーン令和7年4月~6月の3 24時間対応が可能な体制 その他 (具体的に:	て 24 時間対応が可能な体制 とめに連携**! している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数 を整えていない 等に限定せず、貴薬局が連携して	(例:地域での輪番を数:()   数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:(	えください。	) 、※それぞれOは1つ		
	3. 4. **1	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のガーン令和7年4月~6月の3 24時間対応が可能な体制 その他 (具体的に: 地域支援体制加算の施設基準等	て 24 時間対応が可能な体制 とめに連携 <sup>※1</sup> している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数 を整えていない 等に限定せず、貴薬局が連携して 医療機関や訪問看護ステー	(例:地域での輪番を数:()   数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:()   件数:(	えください。	) 、※それぞれOは1つ 2. いいえ		
	3.4. **11 3	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のガーン令和7年4月~6月の3 24時間対応が可能な体制 その他(具体的に: 地域支援体制加算の施設基準等 夜間・休日の対応 <sup>※2</sup> のため、	て24 時間対応が可能な体制 とめに連携 <sup>※1</sup> している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数 を整えていない 等に限定せず、貴薬局が連携して 医療機関や訪問看護ステー 整えている	(例:地域での輪番を数:() 科数:() 件数:() 件数:(	えください。 体制を整えていますか。			
	3. 4. **1 3 3- 3-	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のため、 →令和7年4月~6月の3 24時間対応が可能な体制。 その他(具体的に: 地域支援体制加算の施設基準等 夜間・休日の対応 <sup>※2</sup> のため、 -1 医療機関との連携体制を	て24 時間対応が可能な体制 とめに連携 <sup>※1</sup> している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数 を整えていない 等に限定せず、貴薬局が連携して 医療機関や訪問看護ステー 整えている 訪問看護ステーションとの連	(例:地域での輪番を数:() 科数:() 件数:() 件数:(	えください。 体制を整えていますか。 1. はい	2. いいえ		
	3. 4. ×11 3 3-3-3-	近隣の保険薬局と連携して →夜間等時間外の対応のガートの和7年4月~6月の3 24時間対応が可能な体制を その他(具体的に: 地域支援体制加算の施設基準等 夜間・休日の対応 <sup>※2</sup> のため、 -1 医療機関との連携体制を -2 在宅対応をしている場合、	て 24 時間対応が可能な体制 ために連携 <sup>※1</sup> している薬局 か月間の自局での対応件数 連携している薬局の対応件数 を整えていない 等に限定せず、貴薬局が連携して 医療機関や訪問看護ステー 整えている 訪問看護ステーションとの連 えている	(例:地域での輪番を数:() 子数:() 件数:() 件数:(	えください。 (本制を整えていますか。) 1. はい 1. はい 1. はい	2. いいえ 2. いいえ		

※2:外来・在宅問わず医療機関からの相談、臨時処方の対応がとれる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
1) 薬剤師が時間外勤務	1. あり	<b>⇒</b> 平均(	)	日/人	2. な
2) 薬剤師の休日勤務**3	1. あり	<b>⇒</b> 平均(	)	日/人	2. な
業務について					
3) 開局時間外の電話対応	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
3)-1 3)のうち、 <u>患者</u> からの相談件数	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
3)-2 3)のうち、 <u>医療機関</u> からの問い合わせ件数	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
4) 開局時間外の調剤応需への対応	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
4)-1 4)のうち、麻薬の調剤の対応	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
5) 在宅対応をしている場合、開局時間外の患者宅への訪問対応	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
5)-1 5)のうち、麻薬使用患者への訪問	1. あり	⇒平均(	)	日/件	2. な
6) その他の夜間・休日等の対応の業務	1	⇒平均(	)	日 / 仏:	2. な
(具体的に:)	<u> </u>	7T% (		н / IT	
① 貴薬局では麻薬小売業者の免許を取得していますか。 ※〇は1つ					
麻薬調剤等についてお伺いします。					
		1 取得1 で1	ハス	9 版得	!! ていた
			<b>^</b> る	2. 取得	早していな
② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の 1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている	別を行ってい	※Oはいくつでも	\\S	2. 取得	ましていな
② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の 1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている 2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤 3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている 4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤 5. 麻薬の調剤をしていない	別を行ってい	※Oはいくつでも いる			ましていな
② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の 1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている 2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤 3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている 4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤 5. 麻薬の調剤をしていない	刊を行ってい 刊を行ってい <b>ついてお答</b> え	※Oはいくつでも いる いる	よいくつで <del>も</del>		<b>ましていな</b>
② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤5. 麻薬の調剤をしていない ③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に	別を行ってい 別を行ってい ついてお答え 医師等へれ で行って、	※Oはいくつでも いる こください。 ※OI 青報提供している 必要に応じて医	<b>よいくつでも</b> る 医師への処	上方提案を	ご行ってい
<ul> <li>② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の)</li> <li>1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている</li> <li>2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている</li> <li>3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている</li> <li>4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を</li> <li>5. 麻薬の調剤をしていない</li> <li>③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に</li> <li>1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、</li> <li>2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している 22. 半数以上の患</li> </ul>	別を行ってい 別を行ってい ついてお答え 医師等へ付 で行って、 者に実施し	*Oはいくつでも いる いる 情報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一	<b>よいくつでも</b> る 医師への処 部の患者(	上方提案をに実施し	<del>さ</del> 行ってい ている
<ul> <li>② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤5. 麻薬の調剤をしていない</li> <li>③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない)</li> <li>3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している4</li> </ul>	刊を行ってい 刊を行ってい <b>ついてお答</b> 医師等へ付 で行って、 者に実施し . 麻薬の残	*Oはいくつでも いる いる 情報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一	<b>はいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師	上方提案をに実施し	<del>さ</del> 行ってい ている
<ul> <li>② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を5. 麻薬の調剤をしていない</li> <li>③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない)</li> <li>3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している4</li> </ul>	刊を行ってい 刊を行ってい <b>ついてお答</b> 医師等へ付 で行って、 者に実施し . 麻薬の残	*Oはいくつでも いる いる まください。 **OI 青報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一 薬の状況を確認	<b>はいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師	上方提案をに実施し	<del>さ</del> 行ってい ている
<ul> <li>② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を5. 麻薬の調剤をしていない</li> <li>③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない)</li> <li>3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している4</li> <li>5. 不要な麻薬の取扱について患者へ説明を行っている6</li> <li>7. 対象となる患者がいない</li> </ul>	刊を行ってい <b>ついてお答</b> <b>でいてお答</b> で行実施し ・ 麻薬の残 ・ 不要な麻	*Oはいくつでも いる いる まください。 **OI 青報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一 薬の状況を確認	<b>はいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師	上方提案をに実施し	さ行ってい ている
<ul> <li>② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を5. 麻薬の調剤をしていない</li> <li>③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない)</li> <li>3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している4</li> <li>5. 不要な麻薬の取扱について患者へ説明を行っている6</li> <li>7. 対象となる患者がいない</li> </ul>	別を行ってい 別を行ってい <b>ついてお答</b> だ 医師等へ で行実施し . 麻薬の残 . 不要な麻	*Oはいくつでも いる いる えください。 **O! 青報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一 薬の状況を確認 薬の回収を行っ	<b>はいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師	上方提案をに実施し、へ情報提	さ行ってい ている 供してい <i>?</i>
② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている3. 在宅対応するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を5. 麻薬の調剤をしていない3. 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない) 3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している4 5. 不要な麻薬の取扱について患者へ説明を行っている6 7. 対象となる患者がいない ④ 上記で「2」を選ばなかった場合、その理由は何ですか。※○はいくこ	別を行ってい 別を行ってい <b>ついてお答</b> だ 医師等へ で行実施し . 麻薬の残 . 不要な麻	*Oはいくつでも いる いる えください。 **O! 青報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一 薬の状況を確認 薬の回収を行っ	<b>よいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師 ている	上方提案をに実施し、へ情報提	さ行ってい ている 供してい <i>?</i>
② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている3. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を1. 麻薬の調剤をしていない3. 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない) 3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している45. 不要な麻薬の取扱について患者へ説明を行っている67. 対象となる患者がいない ④ 上記で「2」を選ばなかった場合、その理由は何ですか。※Oはいく21. スケール評価を行う必要性を感じないため2. 対象患者が	別を行ってい 別を行ってい のいてお答う ででまたい ででも ででも いでも いでも いでも	*Oはいくつでも いる いる まください。 **O! 青報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一 薬の状況を確認 薬の回収を行っ	<b>よいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師 ている	上方提案をに実施し、へ情報提	さ行ってい ている 供してい <i>?</i>
<ul> <li>② 麻薬の調剤の状況についてお答えください(令和7年1月~6月の1. 外来通院するがん患者に対して麻薬の調剤を行っている2. 外来通院するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を行っている4. 在宅対応するがん以外の患者(心不全等)に対して麻薬の調剤を1. 麻薬の調剤をしていない</li> <li>③ 麻薬が処方された患者に対して(患者について)行っている業務に1. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用についてフォローアップを行い、2. 麻薬の鎮痛等の効果、副作用の評価をスケール評価(NRS等)→頻度:21. すべての患者に実施している22. 半数以上の患24. 実施していない)</li> <li>3. 麻薬の処方内容について処方前に医師と検討している4. 実施していない)</li> <li>4. 不要な麻薬の取扱について患者へ説明を行っている6. 不要な麻薬の取扱について患者へ説明を行っている6. オ象となる患者がいない</li> <li>④ 上記で「2」を選ばなかった場合、その理由は何ですか。※Oはいて1. スケール評価を行う必要性を感じないため2. 対象患者が4. その他(具体的に:</li> </ul>	別を行ってい 別を行ってい ついてお答え 医師等へ付 で行ったし . 麻薬の残 . 不要な麻 でも いでも	*Oはいくつでも いる いる まください。 **O! 青報提供している 必要に応じて医 ている 23. 一 薬の状況を確認 薬の回収を行っ	<b>よいくつでも</b> る 医師への処 部の患者に し、医師 ている	上方提案をに実施し、へ情報提	さ行ってい ている 供してい <i>?</i>

- 3 -

⑦ 貴薬局における麻薬の備蓄品目数についてお答えください。						
	医薬品の成分数					
	うち、徐放剤	うち、速放剤	うち、その他	品目数 ※規格単位毎		
1)内服薬	()	()	()	() 品目		
2) 外用剤(貼付剤、坐剤、バッカル 錠、舌下錠)		()		() 品目		
3) 注射薬		() 品目				
成分数: MS コンチンとモルヒネ硫酸塩(	ン 30mg は同一成分 <i>0</i> が異なるため <u>、<b>それぞ</b>れ</u> が異なるため、 <u><b>それぞ</b>れ</u>	かため、 <u><b>まとめて「1」</b></u> と h <u>を「1」</u> として数える。 h <u>を「1」</u> として数える。	して数える。(この場合 (この場合記載は2とた (この場合記載は2とた	記載は1となる) なる)  なる)		
8 麻薬の備蓄体制に関する課題につい	 Nてお答えください。	※Oはいくつでも				
2. 突発的な麻薬の処方箋の応需によ 3. 卸に発注※しても該当する薬剤の 4. 地域の譲渡の体制が構築されてい 5. 特定の患者にしか使用されない薬						
9 上記8の選択肢1~7のうち、最も課	題と思う番号を1つ	かけお書きください				
⑩ 麻薬小売業者間譲渡許可を得ていま			. はい ⇒⑪~⑮~	2.いいえ ⇒⑯へ		
【⑪~⑮は、⑩で「1. はい」(麻薬小売業			 「にお伺いします。】			
① 麻薬の譲渡の体制についてお答	えください。 ※0は	10				
1. 同一グループ (調剤基本料の 2. 地域の同一グループ以外の薬 3. その他 (具体的に:	<b>昂間で麻薬小売業</b> 者	<b>皆間譲渡の体制を</b> 構		構築している )		
① 麻薬を他の薬局へ <u>譲り渡した</u> 実績	責(令和7年1月~	~6月の6か月)	1. はい⇒ (	) 回 2. いいえ		
⑩-1 (譲り渡した実績がある場合) 譲渡先についてお答えくだ さい。 ※○はいくつでも				或の同一グループ以外の薬局		
③ 麻薬を他の薬局から譲り受けた	€績(令和7年1月 -	月~6月の6か月)	1. はい⇒ (	) 回 2. いいえ		
⑬-1 (譲り受けた実績がある場合) 譲渡元についてお答えくだ さい。※○はいくつでも	(3)-1 (譲り受けた実績がある場合) 譲渡元についてお答えくだ。 1. 同一グループ (調剤基本料のグループ) 内 2. 地域の同一グループ以外の薬局					
④ 麻薬の譲渡に関する課題につい	てお答えください。	※Oはいくつでも				
1. 夜間休日対応のため麻薬小売業者間譲渡の体制が活用できないことがある 2. 高用量の規格の薬剤など、他の薬局から譲り受けることができないことがある 3. 高用量の規格の薬剤の不動在庫が発生しても、譲渡で引き受けてくれる薬局がない 4. 地域の譲渡の体制が構築されていない 5. その他(具体的に:						
じ 上記他の選択版1~5のづち、最	⑤ 上記⑭の選択肢1~5のうち、最も課題と思う番号を1つだけお書きください。					

- 4 -

1. すべて把握している

2. おおむね把握している

	【す	べての方にお伺いします。】				
	16)	貴薬局では、どのように無菌製剤処	理のための体制を整えて	こいますか。 ※0はいくつて	:ŧ	
	1. 自薬局単独で、無菌調剤室の設備を整えている					
	2. 自薬局単独で、クリーンベンチの設備を整えている					
		自薬局単独で、安全キャビネット				
		他薬局の無菌調剤室を共同利用し				
		無菌調剤室、クリーンベンチ又は	安全キャビネットの設	備を整えていない		\
	0.	その他 (具体的に:		、 バンエの取出に払って	++,	)
	ŀ	<ul><li>1 上記®の選択肢「2」を選んだ</li><li>1. 簡易型又は卓上型</li></ul>	場合、使用しているグリー	-		
4.	L 点			<u> </u>		
٦.		現在の薬局での感染対策の状況につ		※Oはいくつでも		
	1.	入り口に体温計を設置している	2. マス:	ク着用を案内している		
	3.	手指消毒剤を入り口に設置してい	る 4. 感染	定疑い患者と一般外来患	者の動線を分離し	ている
	5.	その他(具体的に:				)
	2	現在の薬事承認された検査キットの	取り扱いについてお答え	ください。 ※Oは1つ		
	1.	. 新型コロナウイルス抗原定性検査	Eキットを取り扱ってい	<u>8</u>		
	2.	新型コロナウイルス+インフルエ	ンザウイルス同時検査	キットを取り扱っている		
	<mark>3.</mark>	いずれも取り扱っていない				
	3	現在の新型コロナウイルス治療薬の	取り扱いについてお答え	<mark>ください。 ※0は1つ</mark>	1. 取扱いあり	2. 取扱いなし
	4	連携強化加算の届出をしていますか	。 ※Oは1つ		1. 届出あり	2. 届出なし
	<b>⑤</b>	届出なしの場合、満たすことが難しい	施設基準は何ですか。	※Oはいくつでも		
	1 .	. 都道府県知事より第二種協定指定	医療機関の指定を受け	ていること		
	2	. 感染症対応に係る当該保険薬局の	保険薬剤師に対する研	修、訓練を年1回以上実	施	
	3.	. 個人防護具を備蓄				
	4	. 新型インフルエンザ等感染症等の 医薬品 (検査キット) の提供、マ 感染症等の発生等がないときから	マスク等の感染症対応に	必要な衛生材料等の提供		
	5	. 自治体からの要請に応じて、避難 体制が整備	所・救護所等における[	医薬品の供給又は調剤所	の設置に係る人員	派遣等の協力等を行う
	6	. 災害対応に係る当該保険薬局の保	民険薬剤師に対する研修	、訓練を年1回以上実施	i	
	7	. 災害や新興感染症発生時における	薬局の体制や対応につ	いて、それぞれの状況に	応じた手順書等の	)作成
	8.	. 情報通信機器を用いた服薬指導を	行う体制が整備されて	いる		
	9	. 要指導医薬品及び一般用医薬品の	)販売、検査キット(体	外診断用医薬品)の取扱	(1)	
	10	. その他(具体的に:				)
<u>5.</u>	か	かりつけ薬剤師に関する取	組についてお伺い	<u>します。</u>		
	1	貴薬局ではかかりつけ薬剤師指導料	及びかかりつけ薬剤師	包括管理料の施設基準等の	の届出をしています	か。 ※Oは1つ
	1.	届出あり ⇒②-1、②-2、②-3~	. 2	2. 届出なし ⇒③へ		
		②-1 貴薬局におけるかかりつけ薬剤	<b>刹師指導料等の算定状況</b>	記についてご記入ください。	(令和7年6月)	
		1) かかりつけ薬剤師指導料	() 回	2)かかりつけ薬剤師包	括管理料	() 回
		1)-1 かかりつけ薬剤指導料のうち、 (かかりつけ薬剤師と連携する		<b></b> 合)の算定回数		() 回
		②-2 貴薬局では、かかりつけ薬剤的	<b>而指導料等の質定患者に</b>	ついて、受診医療機関数	を把握していますか	)。※Oは1つ

147

4. 把握していない

3. ほとんど把握していない

- 5 -

【②-1 の 1)-1 で「服薬指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)の算定」ありと回答した場合】 ②-3 かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応する理由は何ですか。 ※Oはいくつでも

- 1. かかりつけ薬剤師が時短勤務であり、不在時間対応するため
- 2. かかりつけ薬剤師が休暇を取得し、不在時間に対応するため
- 3. 夜間・休日等に急遽対応が必要であるため
- 4. その他(具体的に:

#### 【①で「2. 届出なし」と回答した場合】③ かかりつけ薬剤師指導料の届出なしである理由は何ですか。 ※〇はいくつでも

- 1. 保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験がある保険薬剤師がいないため
- 2. 当該保険薬局に週32時間以上※1勤務している薬剤師がいないため
- 3. 当該保険薬局に1年以上在籍している保険薬剤師がいないため
- 4. 薬剤師認定制度認証機構が認定している研修認定制度等の研修認定を取得している保険薬剤師がいないため
- 5. 医療に係る地域活動の取組に参画している保険薬剤師がいないため
- 6. 時間外の24時間電話相談が困難(人手不足等)であるため
- 7. 自薬局以外で調剤されている医薬品、処方薬以外のサプリメント等の内服まで含めた薬学的管理指導を行える体制が 整っていないため
- 8. かかりつけ薬剤師の機能を患者に理解してもらえていないため
- 9. 患者の利用している全ての保険医療機関、服用薬を把握する体制が整っていないため
- 10. かかりつけ薬剤師指導料もしくはかかりつけ薬剤師包括管理料を上手く説明できないため
- 11. その他(具体的に:

※1:32 時間以上勤務する他の保険薬剤師を届け出た保険薬局において、保険薬剤師について育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働 者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場 合にあっては週24時間以上かつ週4日以上である場合を含む。

#### 【すべての方にお伺いします。】

- ④ かかりつけ薬剤師として患者から相談を受けた具体的な内容についてご回答ください。 ※Oはいくつでも
- 1. 薬の効果に関する相談
- 2. 薬の副作用に関する相談 3. 薬の服用頻度に関する相談
- 4.薬の飲み合わせに関する相談 5.残薬に関する相談
- 6. ポリファーマシー解消・重複投薬の削減に関する相談

- 7. OTC 医薬品に関する相談
- 8.その他(具体的に:

## 地域支援体制加算についてお伺いします。

- ① 地域支援体制加算の届出をしていますか。 ※〇は1つ
- 1. 地域支援体制加算 1 →②へ
- 2. 地域支援体制加算 2 →②へ 3. 地域支援体制加算 3 →②へ
- 4. 地域支援体制加算 4 →②へ
- 5. 届出なし ⇒③へ
- ② 休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制(輪番制含む)を周知していますか。 ※〇は1つ
- 1. している 2. していない

## ②-1 ②で「1. している」と回答した場合、その方法と周知先をご回答ください。 ※○はいくつでも

- 1) 方法 1. 自薬局・グループのIPでの周知 2. 薬剤師会を通じた周知
- 3. 行政機関を通じた周知

- 4. その他(具体的に:\_\_\_
- 2) 周知先
- 1. 住民・患者
- 2. 他薬局
- 3. 医療機関

- 6 -

- 4. 訪問看護ステーション 5. 福祉関係者

- 6. 行政機関
- 7. その他(具体的に:
- ③ 一般用医薬品及び要指導医薬品等の備蓄・販売状況として当てはまるものをお選びください。 ※○は1つ
- 1. 基本的な48薬効群について備蓄・販売している
- 2. 「1」以外にも備蓄・販売している

3. 取扱いはあるが 48 薬効群は揃えていない

4. 扱っていない

- 5. その他(具体的に:
- ④ 上記で「1」~「3」を選んだ場合、直近1か月での販売実績はありますか。 ※Oは1つ
- 1. ある 2. ない

⑤ 女性の健康サポートに関する体制整備の状況として実施しているものをお選びください。 ※Oはいくつでも				
1. 緊急避妊薬の取り扱い 2. 妊婦等からの服薬相談への対応	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
4. 健康教室の開催 5. その他(具体的に:	(外部受講含む)     6. 特に実施していない			
【すべての方にお伺いします。】 ⑥ 地域支援体制加算の施設基準における、地域医療に貢献する体	ササイナセナフニ レ レ 「 アポ ぬ 。 ね ア ハ ス 宇 繧 に つ ハ ア ゚ 同 饺 / だ ヤ			
い。1)~10)のそれぞれについて、地域支援体制加算の施設基準を満	<mark>満たしているかどうかご回答ください。<u>また、基準を満たしている</u></mark>			
か否かに関わらず、実績をご記入ください。(令和6年7月1日から令えなかな)。(公本郷本第1天は火は10万円				
なお、1)~9)は処方箋1万枚当たりの年間回数、10)は薬局当たりの年	4 ) -			
1) 夜間・休日等の対応実績 ※○は1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
2) 麻薬の調剤実績 ※○は1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
3) 重複投薬·相互作用等防止加算等の実績 ※Oは1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
4) かかりつけ薬剤師指導料等の実績 ※Oは1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
5) 外来服薬支援料1の実績 ※Oは1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
6) 服用薬剤調整支援料1及び2の実績 ※○は1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
7) 単一建物診療患者が 1 人以上の在宅薬剤管理の実績	1. 満たしている 2. 満たしていない			
※Oは1つ	合計 () 回			
8) 服薬情報等提供料に相当する実績 ※0は1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
9) 小児特定加算の算定実績 ※Oは1つ	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
10) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の	1. 満たしている ⇒ () 回 2. 満たしていない			
研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する 会議への出席の実績 ※Oは1つ				
【①で「5.届出なし」と回答した場合】				
⑦ 地域支援体制加算の施設基準のうち、満たすことが難しい項目をこ	ご回答ください。 ※○はいくつでも			
1. 備蓄品目数 1,200 品目以上	2. 地域の他薬局との在庫状況共有、医薬品の融通			
3. 医療材料及び衛生材料の供給体制	4. 麻薬小売り業者の免許と指導実施体制			
5.集中率 85%超の薬局は、後発品の調剤割合 70%以上	6. 取り扱う医薬品に関する情報提供ができる体制			
	8. 開局時間外であっても調剤・在宅業務に対応できる体制			
9. 患者からの相談体制の整備	10. 夜間・休日の調剤、在宅対応体制(地域の輪番体制 含む)の周知			
11. 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション 及び福祉関係者等との連携体制とその周知	12. 在宅薬剤管理の実績			
13. 医療安全に関する取組実績の報告	14. かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出			
15. 患者ごとの薬学的管理等	16. 管理薬剤師の要件(5 年以上の薬局勤務等)			
7=//	18. 患者のプライバシーへの配慮			
	20. 健康相談又は健康教室を行っている旨の周知等			
	22. 敷地内禁煙、たばこ及び喫煙器具の販売をしないこと			
23. その他(具体的に:				

- 7 -

## 7. 残薬解消、ポリファーマシー解消・重複投薬の削減のための取組についてお伺いします。 【すべての方にお伺いします。】

	1	ポリファーマシー解消・重複投薬の削減のために、貴薬原	<b>局が行っている取組をお答えくた</b>	<b>さい</b> 。※Oはいくつでも	
	1	. 服用状況等にもとづく、かかりつけ医への処方提案	2. お薬手帳等を利用	した医療機関での服用薬の把握	
	3	. 電子処方箋システムの活用による重複投薬等の確認	4. オンライン資格確 情報の確認	認システムによる薬剤情報・特定健診	
	5. 医療機関の薬剤師との連携による服用薬の見直し 6. 医薬品の適正使用に係る患者・家族向けの普及啓発の実施				
	7	. 厚生労働省「高齢者の医薬品適正使用の指針」を参 した処方の提案	考に 8. 薬局からかかりつ	け医への服用薬の情報の提供	
	9	. 学会や地域で開催される研修会への参加	10. その他(具体的に	:)	
	2	ポリファーマシー解消・重複投薬の削減の阻害要因は何	ですか。 ※Oはいくつでも		
ſ	1	. 患者・家族の理解・協力が得られない 2. 効果的な	よ方法がわからない 3. 対応	でするための十分な時間が捻出できない	
	4	. その他 (具体的に :			
		ポリファーマシー解消・重複投薬の削減のために、地域で ※Oはいくつでも	で協議する場へはどのような方な	が参加されていますか。	
	1	. 自治体 2. 保険者 3. 🛭	<b>医師会</b> 4. 病院	<b>5.</b> 診療所関係者	
	6	. 薬剤師会 7. 薬局関係者 8. 🤻	看護関係者 9. 介護	関係者 10. 学識経験者	
	11	. その他(具体的に:	) 12. わか	らない 13. 協議の場はない	
	4	上記③で選択肢1~11を選んだ場合、協議する場は機能	能していると感じますか。 ※Ota	<mark>t10</mark>	
	1	. 機能していると感じる 2. どちらともいえない	3. 機能していると感じ	<del>tav</del>	
	<u>5</u>	薬剤レビュー <sup>※</sup> を実施していますか。 ※Oは1つ			
	※薬剤レビュー: 患者固有の情報を収集して、薬物治療に関連する問題を評価する体系的なプロセスであり、薬物治療の効果を最大化し、リスク最小限に抑え、患者の健康状態を改善することを目的として実施されます。			あり、薬物治療の効果を最大化し、リスクを	
	j	取小阪に抑え、思名の健康状態を以苦することを目的として美元。 	されます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		。すべての患者について実施している		:に該当する患者について実施している	
	1	·			
	1 3	. すべての患者について実施している	2. 特定の条件     4. 実施してい	ない	
	1 3 6	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2. 特定の条件	かない こいますか。 ※Oは1つ	
8.	1 3 6	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2. 特定の条件         4. 実施している         合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している	かない こいますか。 ※Oは1つ	
8. [	1 3 6 1	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2. 特定の条件         4. 実施している         合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している	ない <b>いますか。 ※Oは1つ</b> 活用していない	
8.	1 3 6 1	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2. 特定の条件 4. 実施してい 合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している 3.	がない <b>ごいますか。 ※Oは1つ</b> 活用していない : () 回	
8.	1 3 6 1	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2.特定の条件         4.実施している         合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している         3.         す。         調剤後薬剤管理指導加算1         調剤後薬剤管理指導加算2         口算が算定できな	がない <b>ごいますか。 ※Oは1つ</b> 活用していない  : () 回  : () 回	
8.	1 3 6 1	<ul> <li>すべての患者について実施している</li> <li>その他(具体的に:</li></ul>	2.特定の条件         4.実施している         合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している         3.         ず。         調剤後薬剤管理指導加算1         調剤後薬剤管理指導加算2         口算が算定できなの3か月間)	がない <b>ごいますか。 ※Oは1つ</b> 活用していない  : () 回  : () 回	
8.	1 3 6 1	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:  処方箋発行元の医療機関への問い合わせにあたり、問 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医  周剤後のフォローアップについてお伺いしま  調剤後薬剤管理指導加算の算定状況 (令和7年4月~6月の3か月間)  フォローアップしたにも関わらず、調剤後薬剤管理指導加 かったことはありますか。 ※Oは1つ(令和7年4月~6月	2.特定の条件         4.実施している         合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している         3.         ず。         調剤後薬剤管理指導加算1         調剤後薬剤管理指導加算2         口算が算定できなの3か月間)	がない <b>だいますか。 ※Oは1つ</b> 活用していない  :() 回  :() 回  る 2. ない	
8. [	1 3 6 1	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2.特定の条件         4.実施している         合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している         3.         す。         調剤後薬剤管理指導加算 1         調剤後薬剤管理指導加算 2         の3か月間)         1.あ         い。※Oはいくつでも         2.算定要件を満たす息	がない <b>だいますか。 ※Oは1つ</b> 活用していない  :() 回  :() 回  る 2. ない	
8.	1 3 6 1	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2.特定の条件       4.実施している       合せ簡素化プロトコルを活用して 療機関で活用している       3.       す。       調剤後薬剤管理指導加算1       調剤後薬剤管理指導加算2       コ算が算定できなの3か月間)       1.あ       い。※Oはいくつでも       2.算定要件を満たす息       4.電話等による薬学的       6.その他	がない だいますか。 ※Oは1つ 活用していない :(	
8. [	1 3 6 1 1 2	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:	2.特定の条件       4.実施している       合せ簡素化プロトコルを活用している       募機関で活用している       3.       す。       調剤後薬剤管理指導加算 1       調剤後薬剤管理指導加算 2       口算が算定できなの3か月間)       い。※Oはいくつでも       2.算定要件を満たす息       4.電話等による薬学的       6.その他       (具体的に:	がない  だいますか。 ※Oは1つ  活用していない  : (	
8.	1 3 6 1 1 2	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:  処方箋発行元の医療機関への問い合わせにあたり、問 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医 .	2.特定の条件       4.実施している       合せ簡素化プロトコルを活用している       募機関で活用している       3.       す。       調剤後薬剤管理指導加算 1       調剤後薬剤管理指導加算 2       口算が算定できなの3か月間)       い。※Oはいくつでも       2.算定要件を満たす息       4.電話等による薬学的       6.その他       (具体的に:	がない  だいますか。 ※Oは1つ  活用していない  : (	
8.	1 3 6 1 1 2	. すべての患者について実施している . その他(具体的に:  処方箋発行元の医療機関への問い合わせにあたり、問 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医 . すべての医療機関で活用している 2. 一部の医 .	2.特定の条件         4.実施している         合せ簡素化プロトコルを活用している         募機関で活用している         3.         す。         調剤後薬剤管理指導加算 1         調剤後薬剤管理指導加算 2         口算が算定できない。※Oはいくつでも         2.算定要件を満たす息         4.電話等による薬学的         6.その他(具体的に:         (具体的に:	だいますか。 ※Oは1つ 活用していない  : () 回 : () 回 る 2. ない  引者ではなかったため が管理を実施しなかったため	

- 8 - **150** 

④ フォローアップの必要がある患者の属性についてご回答ください。 ※Oはいくつでも					
1. 薬剤変更 (用法用	1. 薬剤変更(用法用量、後発医薬品への変更も含む)があった患者 2. 長期処方(処方日数 28 日以上)の患者				
3. 服薬アドヒアランスが不良な患者 4			4. 認知機能が低下	している患者	
5. 服用方法に注意	が必要な薬剤を処方	された患者	6. 手技を伴う薬剤(	吸入剤、点鼻剤、注射剤	<b> 等)を処方された患者</b>
7. 薬剤や治療に不	安を持っている患者		8. 新規で来局した	患者	
9. ポリファーマシ	一の患者				
10. 特に副作用の頻	度が高く注意すべき	薬剤(抗がん剤等)を	処方された患者		
11. 特に他の薬剤と	の相互作用を注意する	べき薬剤を処方された	患者		
12. その他(具体的	ルン:				)
⑤ 調剤後のフォロー	−アップの実施手段 ※	Oはいくつでも			
1. 電話	2. メール	3. ビデオ	電話 4. SNS	5 等のチャットツール	5. 対面
6. その他(具体的	)に:				)
⑥ フォローアップ回	数をご記入ください。(全	令和7年6月の1か月	間)		
1) フォローアップ	実施患者数(実人数)			(	)人
2) 上記③の疾患別(	の実施人数 ※1 人の患	者が複数の疾患を抱えて	いる場合、疾患ごとに当言	<del></del>	۶٬۱۰°
糖尿病	ぜんそく	COPD	心不全	血栓塞栓症	認知症
() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
精神疾患	悪性腫瘍	小児慢性特定疾病	その他		
() 人	() 人	() 人	() 人		
3) フォローアップで行		等にフィードバックした回	回数	延べ (	) □
⑦ フォローアップで	収集している情報をご回	回答ください。 ※Oはい	くつでも		
1. 体調の変化	2	. 患者の服薬状況	3. 死	<b>浅薬状況</b>	
4. 患者の薬剤の保	R管・管理の状況 5	. 患者の薬剤服用後の副		薬期間中に保健医療機関 た併用薬	関を新規受診し追加さ
7. 患者の生活習慣	<b>【</b> (食生活、運動習慣)	、飲酒/喫煙等)			)
⑧ フォローアップした	た情報について処方医	等に情報提供しているが	かご回答ください。 ※(	Oは1つ	
1. フォローアップ	でしたときは毎回、処	方医等に情報提供	2. フォローアップを		場合にのみ、
している	o 唐扣钥##**	<i>4</i> . ) .	処方医等に情報提		
	3. 特に処方医等への情報提供をしていない       4. その他(具体的に:				
【⑨は、⑧で1~2と回答した方(処方医等に情報提供をしている方)にお伺いします。】  ⑨ 処方医等にフィードバックした内容をご回答ください。 ※Oはいくつでも					
1. 新たに追加された併用薬剤等(一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む)の情報					
1. 新たに追加された併用楽剤等(一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む)の情報 2. 処方薬剤の服用状況(アドヒアランス及び残薬等) 3. 薬剤に関する提案 4. 副作用等の状況					
2. 処力条剤の版用状况(アトピアプラス及び残棄等)       3. 条剤に関する従条       4. 創作用等の状况         5. 服薬指導の要点       6. その他(具体的に:					
		)場合、その理由をご記	<mark>!入ください。 ※Oは 1 ・</mark>	<mark>)</mark>	
<ol> <li>フォローアップが必要な患者がいないため</li> <li>フォローアップに必要な情報が不足しているため</li> <li>医療機関との連携が不十分であるため</li> <li>その他(具体的に:</li></ol>					
服薬管理指導	服薬管理指導等についてお伺いします。				

## 9.

① 令和7年4月~6月の3か月間における、特に安全管理が必要な医薬品(ハイリスク薬)の服薬指導の実施頻度として該当する ものを選びください。(特定薬剤管理指導加算の算定の有無に関わらずご回答ください) ※Oは1つ

- 9 -

- 2. 用法用量変更時又は副作用発現時に実施 3. 実施していない・対象患者がいなかった 1. 毎回実施
- 4. その他(具体的に:

2	特に安全管理が必要な医薬品(ハイリスク薬)の服薬指導を行ったにもかかわらず、特定薬剤管理指導1イ又は口を算定できなかったことはありますか。 ※Oは1つ
1.	ある 2. ない
	③ 上記②で「1. ある」を選択した場合、その理由は何ですか。 ※Oはいくつでも
	1. 当該ハイリスク薬の処方が初めてではない患者に対して行ったため
	2.1つの処方箋受付に対して2回以上実施したため
	3. 当該ハイリスク薬が継続処方され、用法用量に変更がなかったため
	4. 当該ハイリスク薬が継続処方され、副作用等の発現がみられなかったため
L	5. その他(具体的に:
4	令和7年4月~6月の3か月間における、医薬品リスク管理計画(RMP)に基づく指導の実施タイミングとして該当するものを選び ください。(特定薬剤管理指導加算の算定の有無に関わらずご回答ください) ※Oは1つ
1.	初回処方時 2. 継続内服中に RMP 資材が作成された時 3. その他(具体的に:
<u>5</u>	医薬品リスク管理計画(RMP)の患者向け資材は、患者に対してどのように提示・説明していますか。 ※〇は1つ
1.	資材を交付している 2. 資材は提示のみで交付はしていない 3. その他(具体的に:)
<u>6</u>	医薬品リスク管理計画(RMP)の患者向け資材を用いた指導を行ったにもかかわらず、特定薬剤管理指導3イ又は口を算定できなかったことはありますか。 ※Oは1つ
1.	ある 2. ない
	⑦ 上記⑥で「1. ある」を選択した場合、その理由は何ですか。 ※Oはいくつでも
ſ	1. 当該医薬品に対して2回以上実施したため
	2. その他(具体的に:)
	医療機関等との連携についてお伺いします。
(1)	医療機関等との連携についてご回答ください。【令和7年7月の1か月間】

## 10<u>.</u>

(1)医療機関等との連携についてご回答ください。【令和7年7月の1か月間】					
① 服薬情報等提供料の算定回数をご回答ください。					
1) 服薬情報等提供料1の算定有無 ※Oは1つ 1. あり 2. なし					
1)-1 算定回数のうち最も多	らく処方を受け付けた医療機関への情報	提供の回数	() 回		
1)-2 算定回数のうち最も多	ろく処方を受け付けた医療機関 <u>以外</u> への	情報提供の回数	() 回		
2) 服薬情報等提供料2の算	定有無 ※Oは1つ	1. あり	2. なし		
2)-1 算定回数のうち患者も	しくはその家族への情報提供の回数		() 回		
2)-2 算定回数のうち最も多	らく処方を受け付けた医療機関への情報	提供の回数	() 日		
2)-3 算定回数のうち最も多	2)-3 算定回数のうち最も多く処方を受け付けた医療機関以外への情報提供の回数 () 回				
3) 服薬情報等提供料3の算定有無 ※Oは1つ 1. あり 2. なし					
3)-1 算定回数のうち最も多く処方を受け付けた医療機関への情報提供の回数 () 回					
3)-2 算定回数のうち最も多く処方を受け付けた医療機関以外への情報提供の回数 () 回					
3)-3 算定なしの場合、	1. 医療機関から依頼がない	2. 対象となる患者な	ぶいない		
算定の阻害要因 ※Oはいくつでも	3. 情報提供をしたが在宅患者であ	っった 4. その他(具体的に	<b>Z</b> :)		
4) 服薬情報等提供料を算定していないが、医療機関へ情報提供をおこなった回数 () 回					
4)-1 4)のうち最も多く処方を受け付けた医療機関への情報提供の回数 () 回					
4)-2 4)のうち最も多く処方を	4)-2 4)のうち最も多く処方を受け付けた医療機関以外への情報提供の回数 () 回				
5) 服薬情報等提供料を算定していないが、他の薬局へ情報提供をおこなった回数 () 回					

152 - 10 -

## 【すべての方にお伺いします。】

② 他職種への情報提供について a.提供の有無 b.提供した内容を教えてください。(a.〇は1つ b.〇はいくつでも).			
	a.提供の有無	b.提供した内容	
1) 医師	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
2) 歯科医師	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
3) 病院薬剤師	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
4) 看護師	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
5) 管理栄養士	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
6) PT/OT/ST	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
7) ケアマネジャー	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
8) 介護士	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
9) 生活相談員	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	
10) その他(具体的に:)	1. あり 2. なし	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10.	

## 【b.提供した内容】の選択肢

- 1. 患者の服薬状況に合わせた処方提案
- 2. 薬物療法に関する助言
- 3. 服薬状況の確認と残薬の整理
- 4. 麻薬及び輸液製剤 (注射剤) やそれに伴う機材の使用に係る支援
- 5. 医療材料、衛生材料の提供
- 6. 夜間休日を含む緊急時の医薬品の提供

7. 麻薬の供給

- 8. 医師の指示とおりの服用が難しい場合の対応策の提案(お薬カレンダー、飲みにくい錠剤を粉砕、一包化等)
- 9.服用薬の副作用に関する情報提供 10.輸液等において薬剤の調製に関する助言

## 11. その他

質問は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。 令和7年8月●日(●)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

- 11 - **153** 

診療所票 ID 番号:

## 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査 診療所票

※この<u>診療所票</u>は、保険薬局との連携状況、医薬品の適正使用のための残薬解消、ポリファーマシー・重複投薬の 削減に関する取組等についてお伺いするものです。

#### くご回答方法>

- あてはまる番号をO(マル)で囲んでください。
- ・「※Oは1つだけ」という質問については、あてはまる番号を1つだけOで囲んでください。
- ・()内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ・( )内に数値を記入する設問で、該当なしは「O(ゼロ)」を、わからない場合は「一」をご記入ください。
- ・特に断りのない限り、令和7年7月1日現在の貴施設の状況についてお答えください。
- ・災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 貴施設の概要等についてお伺いします。

THE COUNTY OF TH					
① 所在地	() 都・道・府・県				
② 開設者 <sup>※1</sup> ※Oは1つ	1. 国       2. 公立       3. 公的       4. 社会保険関係団体         5. 医療法人 (社会医療法人を除く)       6. 会社       7. その他の法人       8. 個人				
<ul><li>③ 診療所の種別</li><li>※○は1つ</li></ul>	1. 有床診療所 2. 無床診療所				
④ 標榜診療科 ※Oはいくつでも	1. 内科**2       2. 外科**3       3. 精神科       4. 小児科         5. 皮膚科       6. 泌尿器科       7. 産婦人科・産科       8. 眼科         9. 耳鼻咽喉科       10. 放射線科       11. 脳神経外科       12. 整形外科         13. 麻酔科       14. 救急科       15. 歯科・歯科口腔外科         16. リハビリテーション科       17. その他(具体的に:       )				
⑤ 貴施設の在宅 療養支援診療 所の届出区分 ※Oは1つ	1.機能強化型在宅療養支援診療所(単独型) 2.機能強化型在宅療養支援診療所(連携型) 3.上記以外の在宅療養支援診療所 4.在宅療養支援診療所ではない				

- ※1 開設者による分類は下記の通りです。
  - 国 :厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国)
  - 公 立 :都道府県、市町村、地方独立行政法人
  - 公 的 : 日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
  - 社会保険関係団体:健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
  - 医療法人: 医療法人(社会医療法人を除く)
  - 会社:株式会社等
  - その他の法人:社会医療法人、公益法人、医療生協、その他の法人
- ※2 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、リウマチ内科、心療内科、神経内科は、「1.内科」としてご回答ください。
- ※3 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「2.外科」としてご回答ください。

⑥ 地域包括診療料の算定実績 ※Oは1つ ※令和7年6月の1か月間	1. 算定あり →算定件数 ( )件 2. 算定なし
<ul><li>⑦ 地域包括診療加算の算定実績 ※Oは1つ</li><li>※令和7年6月の1か月間</li></ul>	1. 算定あり → 算定件数 ( )件 2. 算定なし
<ul><li>8 小児かかりつけ診療料の算定実績 ※Oは1つ ※令和7年6月の1か月間</li></ul>	1. 算定あり →算定件数 ( )件 2. 算定なし

## 2. 医薬品の処方状況についてお伺いします

<b>Z</b> .	<u> </u>		<u> </u>		初診患者数		再	診延べ患者数
1	外来患者数	※令和7年6月の	1か月間	(		) 人	(	)人
		※令和6年6月の	1 か月間	(		)人	(	)人
2	② 外来の院内·院外処方の割合 ※令和7年6月の1か月間 院内処方(		_) %+院外処方()%=100% ※算定回数ベース			。※算定回数ベース		
	②-1 今後院内 ※Oは1つ	]処方を増やす意向	]はありますか。	1. あり	)	2. なし	,	3. 未定
3	往診の実施回	数 ※令和7年6月	<mark>の 1 か月間</mark>		(			<u> </u>
4	訪問診療の実	施回数 ※令和7年	<mark>- 6 月の 1 か月間</mark>		(			)回
5	いわゆる門前刻	薬局の有無 ※○は	t1つ	1. あ	, ŋ		2. なし	
6	いわゆる敷地に	内薬局の有無と薬剤		1. あ	り(薬局数	:)	2. なし	
7		おける問合せ簡素 <sup>ん</sup> いますか。 ※Oは	化プロトコル <sup>※1</sup> を保険 1つ	1. 結	んでいる		2. 結ん	でいない
<del>X</del> 1 :			たプロトコル(例:事前に同意が得 できること等をとりまとめたプロト:					
3.	薬局との選	重携状況につい	いてお伺いします。					
1	医薬品の処方	<ul><li>薬局での調剤後の</li></ul>	のフォローアップの必要が	あると考	えられる患者	の属性 ※	<oはいくつ< th=""><th>でも</th></oはいくつ<>	でも
	があった患者	Î	薬品への変更も含む)		長期処方 (処)			)患者
		プランスが不良な息 音が必要か薬剤	見者 (ビスフォス等)を		恩知機能が低 ミ技を伴う薬			、注射剤等)を
	<ul><li>・ MR 力伝に位 処方された患</li></ul>		(ロハノオハサ) を	処方された患者				
		不安を持っている	る患者	8. 亲	<b>f規で受診し</b>	た患者		
9	. ポリファーマ	シーの患者			特に副作用に なれた患者	注意すべき	き薬剤(抗	がん剤等)を処方
11	. 特に他の薬剤 された患者	との相互作用を注	主意すべき薬剤を処方		との他(具体)	的に:		)
2	医薬品の処方	<ul><li>薬局での調剤後の</li></ul>	のフォローアップの必要が	あると考	えられる疾患	※○はい	くつでも	
5	. 糖尿病 . 血栓塞栓症 . 小児慢性特	6.	ぜんそく 認知症 その他(具体的に:	3. 0 7. #	COPD 清神疾患		4. 心 <sup>2</sup> 8. 悪f	
		-	<u></u> 薬剤はどのような薬剤です	か。※	Oはいくつでも			
1	 .服用方法に注	三 三意が必要な薬剤	 (ビスフォス等)	2. 月	三技を伴う薬	削(点鼻剤	问、注射剤 1	<del></del> 等)
3	. 注射器以外の	デバイスが必要な薬	剤(COPD 治療薬等)	4. 溢	注射器が必要:	な薬剤		
		注意すべき薬剤	(抗がん剤等)		<b>時に他の薬剤</b>			すべき薬剤
	. その他 (具体的		)		このような薬		ZV)	
			されていない薬剤はどれ					L.L.
		三意が必要な薬剤 デバイスが必要な薬剤			≥技を伴う薬 注射器が必要		八注射剂	<del>等)</del>
		注意すべき薬剤			と		作用を注意	<mark>すべき薬剤</mark>
	その他 (具体的		)		このような薬			, <u> </u>
5	フォローアップ ※Oはいくつで		フィードバックされる情報 <i>0</i>	つ うち診療	の役に立つ。		る情報は何	ですか。
1	. 患者の服薬状	況	2	. 残薬	大況			
	. 患者の保管・		4	. 患者の	の薬剤の副作	用等のモ	ニタリング	状況
	. 処方内容に関		3 (+-hh) z					· ·
		た関する情報(身	や的に:					
7	<ul><li>特になし</li></ul>							

2

	(診療所票)
⑥ 上記のうち、十分にフィードバックされていない情報はどれですか。 ※〇に	よいくつでも
1. 患者の服薬状況 2. 残薬状況	
	の副作用等のモニタリング状況
5. 処方内容に関する提案情報	
6. その他の患者に関する情報(具体的に:	
7. 特になし(フィードバック情報に満足している)	
8. わからない	
⑦ フォローアップを薬局に指示した場合のメリットとしては、何が考えられます (フォローアップについて薬局に指示したことがない場合も、指示するときを想定して	
1. 患者が正しく服用できるようになった	
2. アドヒアランスが向上した	'
3. 服用等の状況の報告が診療の参考となった	
4. 医薬品に関する患者からの問い合わせが減った	
5. 患者の手技やデバイスの使用が適切になった	•
6. その他(具体的に:	)
7. 薬局でのフォローアップにメリットを感じない	
→メリットを感じない理由をお書きください: (	)
	J
⑧ 患者による薬局の選択の上で、連携する薬局を変更したことはありますか。	<mark>。※Oは1つ</mark>
1. ある →®-1 ^ 2. ない:	<b>⇒</b> 9~
【⑧で「1. ある」と回答した方にお伺いします。】	
⑧─1 薬局の変更理由は何ですか。 ※○はいくつでも	
1. 麻薬注射等のこれまでの薬局では対応できない機能が必要となっ	たから
2. 患者から要望があったから(具体的に:	
3. ケアマネジャーから要望があったから(具体的に:	
4. その他(具体的に:	
9 在宅移行初期管理料 <sup>※</sup> をご存知ですか。 ※Oは1つ	
1. どのようなものかも知っている 2. 聞いたことはあるが、詳細は	は知らない 3. 知らない
⑩ 下記の注釈を踏まえて、在宅移行初期管理料のメリットとして、何が考えら	
1. 在宅療養開始前に薬剤師が患者の情報を把握できるため、効果的な服	
2. 薬剤師やケアマネジャー等の多職種との連携が進むことで、効果的な薬物治療や	服薬指導が期待できる
3. ポリファーマシー対策に繋がる	
4. その他(具体的に:	
※在宅移行初期管理料とは、令和6年度診療報酬改定によって新設された項目であり、退院直後等、し、今後の訪問薬剤管理指導のための服薬状況の確認や薬剤の管理棟の必要な指導を行った場合	
⑪ 薬局との連携についての課題はありますか。 ※Oはいくつでも	
1. 在宅訪問を依頼する場合にどこの薬局へ依頼すればいいのかわからな	<b>ない</b>
2. 抗がん剤などの特殊な薬剤をどの薬局が取り扱っているかどうかわた	からない
3. TPN (中心静脈栄養) などの無菌調製を対応できる薬局がみつからな	(4)
4. 麻薬処方時にどの薬局が麻薬を取り扱っているかどうかわからない	
5. ターミナル期の患者対応ができる薬局がみつからない	
	こ対応できる薬局がみつからない

3

7. 薬局との連携の必要性がない

9. その他(具体的に:

8. 患者のかかりつけ薬局等がわからない

			じる点はありますか。	
(14)	大 ルルーチ アックルーム	しょうこうけんしゃ	しのふはのうみりゅう	ふしりみいく フヒモ

- 1. 処方した薬剤に関して、薬局から患者に意図しない説明がされることがある
- 2. 薬局とのコミュニケーションに時間を取られる
- 3. 処方データの共有や薬剤情報の確認など、連携による業務が増える
- 4. 薬局からのフィードバックが不十分である
- 5. 薬局における服薬管理の状況が不明確である
- 6. 薬局の対応に差がある
- 7. その他(具体的に:

## ポリファーマシー\*対策の取組についてお伺いします。

- ① 薬局より患者の重複投薬等の解消に関し、処方変更の提案を受け取ったことはありますか。 ※○は1つ
- 1. 受け取ったことがある ⇒①-1 へ
- 2. 受け取ったことがない ⇒②へ

#### 【①で「1. 受け取ったことがある」と回答した方にお伺いします。】

- ①-1 薬局の提案により処方を変更したことはありますか。 ※〇は1つ
- 1. 処方の変更を したことがある
- 2. 処方の変更をしたことはない 変更しなかった理由:
- ※「ポリファーマシー」は、単に服用する薬剤数が多いのみならず、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服用過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題に つながる状態を指す。
- ② ポリファーマシー解消・重複投薬の削減のために、地域で協議する場へはどのような方が参加されていますか。 ※Oはいくつでも
- 1. 自治体
- 2. 保険者
- 3. 医師会
- 4. 病院関係者
- 5. 診療所関係者

- 6. 薬剤師会
- 7. 薬局関係者
- 8. 看護関係者
- 9. 介護関係者 12. わからない
- 10. 学識経験者 13. 協議の場はない

- 11. その他(具体的に:
- 1. 機能していると感じる
- 2. どちらともいえない
- 3. 機能していると感じない

#### 【すべての人にお伺いします。】

④ ポリファーマシー対策のためオンライン資格確認を導入していますか。 ※Oは1つ

③ 上記②で1~11を選んだ場合、協議する場は機能していると感じますか。 ※○は1つ

- 1. 導入しており、ポリファーマシー対策に使用している 2. 導入しているが、ポリファーマシー対策には使用でき ていない
- 3. 導入していないが、導入予定であり、ポリファーマ 4. 導入しておらず、導入予定もない シー対策にも使用予定である
- ⑤ 複数のお薬手帳を持つ患者をどのように把握していますか。 ※〇はいくつでも
- 1. 問診時に確認している

- 2. 診察時に確認している
- 3. 患者からの自己申告により確認している
- 4. オンライン資格確認システムの薬剤情報との比較で確認している
- 5. 薬局からの問合せや情報提供により確認している
- 6. その他

7. 把握できていない

(具体的に:

## 薬局からの文書による情報提供(服薬情報提供書:トレーシングレポート※)についてお伺いします。

- ※服薬情報提供書(トレーシングレポート)とは、薬局薬剤師が患者の服薬状況等に関して、緊急性・即時性は低いものの、患者の薬物治療に 有用な情報を得た場合に処方医へ提供される文書<sup>※1</sup>であり、薬剤師が処方箋に対し疑問を抱いた際に医師へ問い合わす疑義照会<sup>※2</sup>とは 異なります。(出典:※1 公益社団法人新潟県薬剤師会、※2 一般社団法人愛媛県薬剤師会)
- ① 薬局に対して、トレーシングレポートの提供を求めたことはありますか。 ※Oは1つ
- 求めたことがある ⇒①-1・②へ

求めたことはない ⇒②へ

## 【①で「1. 求めたことがある」と回答した方にお伺いします。】

- ①-1 貴施設からの求めに応じて薬局からトレーシングレポートは提供されましたか。 ※Oは1つ
- 1. 遅滞なく提供された
- 2. 時間を要したが提供された
- 3. 提供されなった
- ② 貴施設からの求めのほか、疑義照会とは異なるトレーシングレポートを薬局から処方前に受け取ったことはありますか。 ※0は1つ ※0は1つ
- 1. 受け取ったことがある ⇒2-1~2-4~
- 2. 受け取ったことはない ⇒③へ

【①で「1. 求めたことがある」と回答した方及	ファズ、②で「1、 受け取ったことがある	、
②-1⑪ 薬局から受け取った疑義照会とは	異なり、処方前にトレーシングレポー	-ト等による薬剤師からの情報提供に
基づいて処方内容を調整しましたか。		<mark>                                     </mark>
1. ある ⇒変更回数:(		
②-2 具体的にどのような内容を変更されま		
1. 薬剤の変更 2. 用法の変更		
4. 分量の変更 5. 薬剤の追加・削除	余 6. その他(具体的に: <u> </u>	
②-3 薬局から受け取った服薬情報のうち、	貴施設が求めた情報は何割程度で	<b>ですか。</b> () 割 ※1~10 の自然数
②-4 これまでに薬局から受け取った情報の	Oうち診療に役立った情報は何です。	か。 ※0はいくつでも
1. 患者の服薬状況	2. 残薬状況	
3. 患者の医薬品の保管・管理の状況	4. 患者の服薬後のモニタリ	ング状況
5. 処方内容に関する提案情報	6. 副作用の発生状況	
7. 患者の医療機関・薬局等の利用状況	8. その他の患者に関する情報 (具体的に:	報)
<b>【すべての方にお伺いします。】</b> ③ 薬局から報告してほしい患者の情報は何で	すか。 ※Oはいくつでも	
1. 患者の服薬状況	2. 残薬状況	
3. 患者の医薬品の保管・管理の状況	4. 患者の服薬後のモニタリ	ング状況
5.処方内容に関する提案情報	6. 副作用の発生状況	
7. 患者の医療機関・薬局等の利用状況	8. その他の患者に関する情報 (具体的に:	
④ お薬手帳などにより、患者のかかりつけ薬局	引を容易に把握することができている	ますか。 ※Oは1つだけ
1. 概ね把握できている 2. 拍	<sup>巴</sup> 握できない場合がある	3. ほぼ把握できていない
M		
6. その他		
① 薬局との連携について、診療報酬改定の良	い影響、問題点等がございましたら	、ご記入ください。
(良い影響)		

質問は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。

令和7年8月●日(●)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

5

ID i	番号:		
1	ш -		

## かかりつけ薬局・薬剤師に関するアンケート

このアンケートは、患者さんご本人に保険薬局の利用状況やお考えなどをお伺いするものです。

調査結果は、診療報酬の見直しなどについて検討するための資料となります。

本調査のご回答内容は統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。 また、医師や薬剤師に個人の回答内容をお知らせすることもありません。本調査票に回答しない場合も、患者さんご本人が不利益を受けることはありません。

※回答はあてはまる番号を○(マル)で囲んでください。また、()内には具体的な数字や 内容・理由などをご記入ください。



- 問1 今アンケートを記入しているのはどなたですか。
  - 1. 患者さんご本人 →これ以降の設問について、あなた自身のことをお答えください
  - 2. 患者さんご本人以外のご家族等 →これ以降の設問について、患者さんご本人のことをお答えください
- 問2 性別、年齢、お住まいについてお答えください。
  - 1. 男性 2. 女性

( )都·道·府·県

- 1.20 歳未満
- 2.20 歳代
- 3.30 歳代

- 4.40 歳代
- 5.50 歳代
- 6.60 歳代

- 7.70歳代
- 8.80 歳以上
- 問 3 医療費の自己負担額(医療機関や保険薬局の窓口で支払う金額)がありますか。(○は1つ)
  - 1. ある 2. ない

※お薬の容器代等は含めません。

問4 定期的・継続的に\*受診している医療機関(病院・診療所[歯科診療所を含む])、利用している保険薬局はいくつありますか。

医療機関数(

)箇所

保険薬局数(

)箇所

- ※定期的な受診や利用がない場合は「0(ゼロ)」と記入してください。
- ※「定期的に受診」「定期的に利用」とは、半年間で複数回受診もしくは利用していることを指します。
- 問5 定期的に受診している医療機関(病院・診療所)や利用している保険薬局はあなたご自身のお住まいの地域にありますか。(○は1つ)
  - 1. 医療機関のみ住んでいる地域にある
- 2. 保険薬局のみ住んでいる地域にある
- 3. 医療機関、保険薬局どちらも住んでいる地域にあ
- 4. どちらも住んでいる地域にない(遠方まで行く必要が
- **వ**
- ある)
- 問6 定期的に(半年に複数回)在宅医療※を受けていますか。(○はいくつでも)
  - 1. 医師の定期的な訪問がある
- 2. 薬局薬剤師または看護師の定期的な訪問がある
- 3. 在宅医療を受けていない
- ※在宅医療とは、医師の指示のもと通院が困難な方の自宅等を専門知識をもつ医療職が訪問し、それぞれの医療職が連携して専門的なサービスを提供するものです。

問7 定期的に医療機関(病院・診療所)に行って処方してもらっているお薬がありますか。(○は1つ)

1. ある ⇒問 7-1・7-2 へ 2. ない ⇒問 8 へ

【問7で「1.ある」と回答された方にお伺いします。】

問 7-1 現在どのようなお薬を何種類飲んで(使って)いますか。(それぞれ〇は1つ)

①飲み薬(処方されたもの)	a. 1~3種類	b. 4~5種類	c. 6~7種類	d. 8種類以上
②飲み薬以外*(処方されたもの)	a. 1~2種類	b. 3~4種類	c.5~6種類	d. 7種類以上
③自分で購入したもの(サプリ等)	a. 使っていない	b.1~3種類	c. 4~5種類	d. 6種類以上

※飲み薬以外とは、塗り薬や湿布薬、点眼薬、吸入薬、坐薬、うがい薬等のことです。

問 7-2 現在の飲み薬が6~7種類または8種類以上の場合、お薬を減らしたいと思いますか。(○は1つ)

1. 思う ⇒問 7-3 へ 2. 思わない ⇒問 8 へ

問 7-3 お薬を減らすことについて医師や薬局薬剤師に相談したいと思ったことはありますか。(○は1つ)

1. あるし、相談したことがある 2. あるが、相談したことはない 3. ない

【すべての方にお伺いします。】

問8 紙のお薬手帳、もしくは、電子版お薬手帳を利用していますか。(○は1つ)

1. 紙のお薬手帳のみ利用している 2. 電子版お薬手帳のみ利用している

3. 両方利用している

4. どちらも利用していない

問 9 マイナンバーカードを健康保険証として利用して、同意いただくと、過去に服用したお薬の情報などを医師や 歯科医師、薬局薬剤師に提供できます。このことをご存知でしたか。(○は1つ)

1. 知っており、利用している

2. 知っているが利用していない 3. 知らなかった

問 10 電子処方せんは、紙の処方せんを電子化したもので、同意いただくと処方・調剤時に医師・歯科医師・薬剤師 がお薬の情報を確認できるようになります。このことをご存知でしたか。(○は1つ)

1. 知っており、利用している 2. 知っているが利用していない

3. 知らなかった

## 「服薬指導」とは

薬剤師が患者さんに、薬剤の正しい使い方や副作用に関する説明を行うことです。 また、薬剤師が患者さんからの疑問や不安を聞き指導することも服薬指導に含まれます。



問 11 直近 1 か月以内に服薬指導を受けましたか。(〇は1つ)

1. 受けた ⇒問11-1・11-2 ヘ

2. 受けていない ⇒問12 へ

【問 11 で「1.受けた」と回答された方にお伺いします。】

問 11-1 直近で受けた服薬指導では、どの説明を受けましたか。(○はいくつでも)

1. 処方薬の効果・効能、副作用

2. 処方薬の服用方法・回数やタイミング

3. 処方薬の保存方法

4. 他に使用している薬との飲み合わせ

5. 健康状態の確認

6. 生活習慣等へのアドバイス

7. その他(具体的に:

問11-2 直近1か月以内に受けた服薬指導は役に立ったと思いますか。(○は1つ)

1. 役に立った ⇒問 11-3 へ

2. どちらかというと役に立った ⇒問 11-3 へ

3. どちらかというと役に立たなかった ⇒問 11-4 へ 4. 役に立たなかった ⇒問 11-4 へ

問11-3	問 11-2 で「1. 役に立った」「2. どちらかというと	役に立った」と回答した場合、その理由は	は何ですか。
	(○はいくつでも)		
1. 薬	の効果・効能や副作用の理解が深まったから	2. 疑問や不安が解消したから	
3. <del>7</del>	の他(具体的に:		)
問11-4	. 問 11-2 で「3 どちらかというと役に立たなかっ	た (1.4. 役に立たなかった)と同答した場	 !!

何ですか。(○はいくつでも)

1. 特に新しい情報や指導はなかったから

2. 疑問や不安が解消しなかったから

3. その他(具体的に:

## 「オンライン服薬指導」とは

薬局に来局することが難しい場合などに、薬剤師が自宅などにいる患者さんに対してビデオ通話を用い て行う服薬指導のことです。オンライン服薬指導の主な流れは次のとおりです。

- ①医療機関の受診・診察後、患者さんが希望する薬局へ FAX 等で処方せんが送信されます。
- ②薬剤師が内容を確認し、ビデオ通話で服薬指導を行います。(※場合によっては来局が必要と判断され ることもあります)
- ③薬局よりお薬が届けられます。

## 【すべての方にお伺いします。】

問12 保険薬局においてビデオ通話(音声通話のみの場合を除く)によるオンライン服薬指導ができることを知って いますか。(○は1つ)

1. 知っており、利用したことがある 2. 知っているが、利用したことがない 3. 知らない

問13 今後ビデオ通話(音声通話のみの場合を除く)によるオンライン服薬指導を利用したいですか。(○は1つ)

1. 利用したい

2. 利用したくない(理由:

3. わからない

## 「服薬期間中のフォローアップ」とは

患者さんが薬を使用している期間中に、薬局薬剤師が電話や SNS、アプリ等を通じて、薬の服用状況や 副作用の有無、薬物治療効果等を把握し、患者さんが安心して薬を服用できるようにサポート することです。薬の効果や安全性を高めるだけでなく、患者さん一人ひとりにあった 最適な薬物治療を提供することに繋がります。

問 14 服薬期間中に薬局薬剤師から電話などで服薬状況などについて確認を受けたこと(服薬期間中のフォロー アップを受けたこと)はありますか。(○は1つ)

1. 確認を受けたことがある ⇒問 14-1 へ 2. 確認を受けたことはない ⇒問 14-3 へ

【問 14 で「1. 確認を受けたことがある」と回答した方にお伺いします。】

問 14-1 服薬期間中に薬局薬剤師から電話などで服薬状況などについて確認を受けてよかったですか。(○は1つ)

1. よかった ⇒問 14-2 へ 2. よくなかった(理由:

) ⇒問15へ

## 問 14-2 問 14-1 で「1. よかった」と回答した場合、その理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1. 服薬後の症状や体調の経過に問題がないことを確認してもらい安心できた
- 2. 服薬状況の確認や服薬に関する再指導をしてもらい安心できた
- 3. 薬局薬剤師から担当の処方医に処方薬の確認や相談をしてもらい安心できた
- 4. その他(具体的に:

【問 14 で「2. 確認を受けたことはない」と回答した方にお伺いします。】

問 14-3 服薬期間中に薬局薬剤師から電話などで服薬状況などについて確認を受けてみたいですか。(○は1つ)

- 1. 確認を受けてみたい ⇒問 15 ヘ
- 2. 確認を受けたくない ⇒問 14-4 へ

問 14-4 問 14-3 で「2. 確認を受けたくない」と回答した場合、その理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1. これまでの医師や薬局薬剤師とのやりとりで十分なため
- 2. 疑問や不安は特になく、フォローアップの必要性を感じないため
- 3. 個人情報の取り扱いなどに不安があるため
- 4. フォローアップを受けるのが煩わしいため
- 5. その他(具体的に:

## 「かかりつけ薬剤師」とは

普段からあなたの薬を把握し、重複や飲み合わせ、副作用のリスクなどを確認しながら、安全に薬を使えるようサポートする薬剤師です。薬について気軽に相談できるだけでなく、入退院のタイミングなどにも他の医療機関と連携して、治療がスムーズに続けられるよう支援します。

こうした継続的な対応を行う場合、患者さんの同意のもと「かかりつけ薬剤師指導料」が保険で算定されることがあります。

## 【すべての方にお伺いします。】

問 15 あなたには「かかりつけ薬剤師」がいますか。(○は1つ)

1. いる

2. いない

問 16 あなたは「かかりつけ薬剤師指導料」に関する同意書にサインしたことがありますか。(○は1つ)

1. サインしたことがあり、同意した

2. サインしたことがあるが、同意しなかった

3. サインしたことはない

4. サインしたことがあるかわからない

# 問 17 【かかりつけ薬剤師の有無にかかわらずご回答ください】あなたが「かかりつけ薬剤師」に重視することは何ですか。(○はいくつでも)

- 1. 生活情報や習慣などを理解した上で薬について説明などをしてくれること
- 2. 自分の飲んでいる(使用している)薬をすべて把握してくれること
- 3. いろいろな医療機関で出される薬について重複しているものがないか、飲み合わせが大丈夫かなどを確認してもらえること
- 4. 残っている薬がないかなどを確認してくれて、残っている薬がある場合は処方医に問合せを行ってくれる など、調整してくれること
- 5. 飲み忘れがないよう、薬を一つの小袋(一包化)に入れて渡してくれるなど、服薬管理・指導を丁寧にしてくれること
- 6. 薬についてわかりやすく説明してくれること
- 7. 薬に関する相談に対応してくれること
- 8. 後発医薬品についての使用希望を聞いてくれること
- 9. 医療機関についての相談ができること
- 10. 薬を処方した医師・医療機関と情報共有ができていること
- 11. 自分が使用している薬を必ず確保してくれること
- 12. 保険薬局が閉まっている時間帯でも電話相談ができること
- 13. 介護が必要になっても訪問して薬を管理してくれること
- 14. その他(具体的に:

## 問 18 保険薬局に期待することは何ですか。(○はいくつでも)

•		- •	
	1. 健康に関する相談		
	⇒具体的な内容:11.栄養・食生活 12.身体活動・減	重動 13.休養 14.こころの健康づくり	15.飲酒
	16.喫煙 17.その他(具体的に:		)
	2. 女性の健康に関する相談	3. 緊急避妊薬の販売・相談	
	4. 受診先(医療機関)の相談	5. 健診機会の提供	
	6. OTC 医薬品の <sup>※</sup> 販売・相談	7. 介護に関する相談	
	8. 介護用品の販売・相談	9. 福祉用具の販売・相談	
	10. 日用品の販売		
	11.その他(具体的に:		)

## 問 19 保険薬局や併設するドラッグストアでタバコや酒類を扱うことについてどのように感じますか。(〇はいくつでも)

①タバコ	1. 扱うべき	2. どちらかというと扱う	3. どちらかというと扱う	4. 扱うべきではない
		べき	べきではない	
②酒類	1. 扱うべき	2. どちらかというと扱う	3. どちらかというと扱う	4. 扱うべきではない
		べき	べきではない	

質問は以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。 令和7年8月〇日(〇)までに返信用封筒をご使用の上投函ください(切手不要)。

<sup>※</sup>OTC 医薬品とは、保険薬局やドラッグストア等で、処方せんなしで購入できる医薬品のことです。

令和7年●月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響 及び実施状況調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年4月の診療報酬改定においては、地域の医薬品供給拠点としての役割を発揮する ための体制評価の見直し、質の高い在宅業務の推進にむけた体制評価の拡充・見直し、かかりつけ 機能を発揮して患者に最適な薬学的管理を行うための薬局・薬剤師業務の評価見直し等が行われま した。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)における診療報酬改定結果検証部会では、今般の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局、医療機関及び患者の方を対象に、改定に係る影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

## 【連絡先】

## 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail :【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元 : http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mailでご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXX-XXX-XXXX(受付時間 10:00~17:00、土日·祝日除く)

令和7年●月

開設者様 管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響 及び実施状況調査」へのご協力のお願い

in 語序、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。

さて、令和6年4月の診療報酬改定においては、地域の医薬品供給拠点としての役割を発揮する ための体制評価の見直し、質の高い在宅業務の推進にむけた体制評価の拡充・見直し、かかりつけ 機能を発揮して患者に最適な薬学的管理を行うための薬局・薬剤師業務の評価見直し等が行われま した。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会(以下、中医協)における診療報酬改定結果検証部会では、今般の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局、医療機関及び患者の方を対象に、改定に係る影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

**令和7年●月●日(●)まで**に「返信用封筒(切手不要)」にてご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

#### 【連絡先】

#### 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社

E-mail : 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

【電子調査票の送付先】XXX@XXX.com(受信専用)

電子調査票の入手元 : http://XXX.jp

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL:XXXXXXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

令和7年●月

各位

厚生労働省 保険局 医療課

## 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査) 「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響 及び実施状況調査」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

令和6年4月の診療報酬改定では、質の高い在宅医療の推進、薬剤師及び薬局のかかりつけ機能の発揮を目的として診療報酬改定が行われました。こうした診療報酬改定の影響・効果を検証し、次期診療報酬改定の充実につなげるため、この度、厚生労働省では、「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査」を行うこととしました。

本調査は、改定に係る影響や、かかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等を把握することを 目的とし、改定の検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施 するものであり、次の要領により皆様にご協力をお願いすることとしております。

## 対象者

・ この調査は、病院・診療所を受診し、処方せんを薬局にお持ちになった患者の方が 対象となっております。

## 回答期限 · 返送方法

## 回答方法

- ・ 紙の調査票をお渡ししていますが、Web 経由で回答することも可能です。Web 経由 での回答につきましては、皆様のご都合にあわせてご回答・ご提出できる範囲でご協 力いただければ幸いです。
- ・ ご回答の際には、あてはまる番号を○ (マル) で囲んでください。調査票の各設問では、「○は1つだけ」、「○はいくつでも」等の指定がありますので、指定の方法にて回答を選択してください。
- ・()内には具体的な数値や理由などを記入してください。
- ・ ご回答にあたっては、調査票を受け取った際に受診した患者/調剤を受けた患者についての回答をお願いします。

(→裏面へ続きます)

## 【紙の調査票で回答する場合】

・ 紙の調査票にご記入の上、お近くのポストに投函してください。

#### 【Web 経由で回答する場合】

・ 以下の調査サイトにアクセスいただき、ID の欄に紙の調査票の右上に記載の ID 番号を入力の上、「ログイン」をクリックしてください。ログイン後、「患者票へのご回答はこちら」をクリックいただくと、アンケート入力フォームが起動しますので、ご記入いただき「送信」をお願い致します。

	[URL]	http://XXX.jp
調査ホームページ	【QR ⊐ード】	(QR コード)

・ 紙の調査票は提出せず、電子調査票の送信後、破棄してください。

なお、本調査は令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査事業について厚生 労働省から委託を受けた PwC コンサルティング合同会社が実施します。

ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が 特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接 返送されますので、医師や薬剤師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会(中医協)」において、患者の方(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなり、厚生労働省が行う診療報酬の充実に役立つものとなります。

ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本調査で、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合せください。

#### 【連絡先】

## 「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

#### 【調査へのお問合せ先】XXX@XXX.com

※電話は混み合う場合もございますので、E-mailでご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。 「EL: YYYY-YYY-YYY (受付時間、10:00o:17:00、+ P・20により

TEL: XXXX-XXX-XXX(受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

※調査に関するメールでのお問合せは、PwC コンサルティング合同会社から委託を受けた株式会社●●が行います。

## 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)における 電子レセプトデータの活用について(案)

- 〇 診療報酬改定の結果検証に係る特別調査においては、調査票への記入等に係る調査対象者の負担を軽減し調査の回答率を保つ 観点、また、より幅広い対象について状況を把握する観点から、各種診療報酬項目の算定医療機関件数や算定件数等について、 平成27年度調査以降、NDB等の各種データの活用により調査の客観性の確保を図るとともに、回答率の向上にも資する調査 の簡素化に努めている。
- 〇 引き続き、令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)においても、NDBにある電子レセプト情報の分析をもって調査の一部として報告を行うこととしてはどうか。

	主な調査内容	NDB を用いて実施するもの(※)
(1)長期処方やリ	・長期処方及びリフィル処方の実施状況等	・リフィル処方箋に係る処方箋料等の算定状
フィル処方の実	・長期処方及びリフィル処方に関しての患者の意識及び利用状況	況
施状況調査	・薬局における長期処方及びリフィル処方等の対応状況等	・長期処方 (28 日以上の処方)、リフィル処
	等	方の受付回数、処方日数
		等
(2)後発医薬品の使	・保険医療機関における銘柄名処方、一般名処方の状況	·後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品
用促進策の影響	・保険薬局で受け付けた処方箋について、「一般名処方」の記載された処方	使用体制加算、バイオ後続品導入初期加算
及び実施状況調	箋の受付状況、	(在宅自己注射指導管理料、注射料通則)、
査	・「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況、これらの処方を	バイオ後続品使用体制加算等の算定状況
	踏まえた保険薬局における後発医薬品への変更調剤などの調剤の状況	•後発医薬品調剤体制加算、後発医薬品減算
	・後発医薬品・バイオ後続品の使用促進に係る加算及び減算の届出、算定状	等の算定状況、長期収載品を処方等し選定
	況	療養の対象となった件数とその理由
	・医薬品の備蓄及び廃棄の状況	等
	・後発医薬品・バイオ後続品についての患者への説明状況	

1

	・後発医薬品・バイオ後続品に変更することによる薬剤料の変化	
	・保険医療機関(入院・外来)における後発医薬品・バイオ後続品の使用状	
	況	
	・先発医薬品・後発医薬品・バイオ後続品の使用に関する医師、歯科医師、	
	薬剤師及び患者の意識	
	・後発医薬品の供給不安に関する対応状況 等	
(3)医療DXの実施	・医療DX推進体制整備加算等の算定状況、施設基準の届出状況等	・医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備
状況調査	・電子処方箋の導入状況等	加算、在宅医療 DX 情報活用加算、訪問看
	・救急時医療情報閲覧機能の導入状況等	護医療 DX 情報活用加算等の算定状況
	・医療DXを通じた質の高い医療の提供に係る状況等 等	
(4)かかりつけ歯科	・口腔管理体制強化加算の施設基準の届出状況、診療の実態及び患者の状況	・小児口腔機能管理料、口腔機能管理料、周
医の機能の評価	・根面う蝕管理料、エナメル質初期う蝕管理料、小児口腔機能管理料、口腔	術期等口腔機能管理料、回復期等口腔機能
等に関する実施	機能管理料、歯周病安定期治療、歯周病重症化予防治療等に関する診療の実	管理料、口腔機能指導加算、歯科技工士連
状況調査	態、患者の状況及び管理内容	携加算、リハビリテーション・栄養・口腔
	・回復期等口腔機能管理料等に関する診療の実態、患者の状況及び管理内容	連携体制加算の算定状況
	等	等
(5)かかりつけ薬剤	・より質の高い薬学的管理の提供に係る取組状況	・服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導
師・薬局の評価を	・保険薬局と保険医療機関等との連携の取組状況	料、重複投薬・相互作用等防止加算、服用
含む調剤報酬改	・かかりつけ薬剤師指導料の算定状況	薬剤調整支援料 1/2、麻薬管理指導加算、
定の影響及び実	・かかりつけ薬剤師・薬局に関しての患者の意識及び同一薬局の利用状況	吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加
施状況調査	・地域支援体制加算等の届出、算定状況	算、服薬情報等提供料 1/2/3、在宅患者訪
	・夜間・休日等における医薬品提供体制の状況	問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤
	・調剤後のフォローアップ業務の取組状況	管理指導料、在宅患者医療用麻薬持続注射
	・オンライン服薬指導の算定状況等等	法加算、在宅中心静脈栄養法加算、経管投
		薬支援料、地域支援体制加算等の算定状況
		・薬剤総合評価調整加算、退院時薬剤情報連
		携加算等の算定状況
		等

<sup>※</sup> 原則として、検証調査に回答した医療機関以外を含む全数調査とし、改定前を含む適切な時点を選択して調査する。